



阿波市地域防災計画

令和6年3月

阿波市防災会議

目 次

共通対策編	1
第1章 総 則	2
第1節 計画の目的	2
第2節 阿波市の概要（地勢、地質及び気象）	2
第3節 用 語	17
第4節 計画の構成	17
第5節 計画の基本方針	18
第6節 計画の修正	18
第7節 他の計画との関係	18
第8節 計画の周知徹底等	18
第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第2章 災害予防	25
第1節 防災知識の普及・啓発	25
第2節 防災訓練	30
第3節 緊急輸送体制の整備	35
第4節 自主防災組織の育成	38
第5節 ボランティア受入体制の整備・運用	44
第6節 企業防災の促進	47
第7節 避難行動要支援者支援対策の充実	49
第8節 帰宅困難者等対策	57
第9節 広域応援・受援体制の整備	59
第10節 情報通信ネットワークの整備	61
第11節 防災拠点施設等の整備	65
第12節 消防施設・装備等の整備	67
第13節 避難（事前）対策の充実	68
第14節 物資等の備蓄体制の整備	73
第15節 孤立集落対策の強化	76
第16節 ライフライン施設の安全性強化	79
第17節 建築物の災害予防対策	81
第18節 大規模停電時への備え	83
第19節 災害廃棄物処理体制の整備	84
第20節 事前復興の取組	85

第3章 災害応急対策	87
第1節 災害応急対策の流れ	87
第2節 活動体制	90
第3節 情報通信	105
第4節 災害情報の収集・伝達	113
第1款 災害情報の収集・伝達及び応急対策の指示伝達	113
第2款 県・国等への災害情報の報告及び応援要請	116
第3款 行政機能の確保状況の把握・報告	117
第5節 災害広報	118
第6節 自衛隊派遣要請	120
第7節 応援要請・受援体制の整備	127
第8節 災害救助法の適用	131
第9節 避難（指示等）の実施	134
第10節 避難所外避難者の支援対策	144
第11節 交通確保対策	145
第12節 緊急輸送実施対策	150
第13節 消防防災ヘリコプター等の派遣要請	152
第14節 消火活動等の実施	153
第1款 消火活動	153
第2款 水防活動	155
第3款 救助活動	160
第4款 危険物施設の安全確保	162
第5款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	163
第15節 救出・救助対策	164
第16節 安否不明者等の氏名等の公表	165
第17節 医療救護活動	174
第18節 飲料水・食料及び物資等の供給	178
第1款 応急給水	178
第2款 食料供給	179
第3款 衣料、生活必需物資の供給	180
第4款 LPガスの供給等	181
第19節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施	182
第1款 保健衛生活動	182
第2款 防 疫	183
第3款 遺体の捜索及び火葬等	184
第20節 要配慮者応急対策の実施	186
第21節 動物の救済	188
第22節 災害廃棄物の処理	189

第23節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	191
第1款	応急仮設住宅の供与	191
第2款	住宅の応急修理	192
第3款	被災者向け住宅の確保	193
第24節	障害物の除去	194
第25節	ボランティア活動の支援	195
第26節	義援物資の受入れ・配分	197
第27節	公共土木施設等の応急対策	198
第1款	公共土木施設	198
第2款	電気・電話施設	199
第3款	L P ガス供給施設	200
第4款	水道施設	201
第5款	農業集落排水施設	202
第6款	危険物品	203
第7款	農業用施設	205
第28節	教育対策	207
第4章	災害復旧・復興	211
第1節	復旧・復興の基本方針の策定	211
第2節	公共施設の災害復旧	213
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	214
第4節	被災者の生活安定化	216
第5節	計画的な復興	220
南海トラフ地震災害対策編		223
第1章	総則	224
第1節	計画の目的	224
第2節	地震被害想定	224
第2章	被害予防	231
第1節	建築物等の耐震化	231
第2節	土砂災害等予防対策	234
第1款	崩壊危険地の災害防止	234
第2款	液状化対策	238
第3款	農業用ダム・農業用ため池対策	239
第3節	水道施設の整備	240
第4節	危険物等の災害予防対策	242
第5節	火災等予防対策	244
第6節	自治体業務継続計画（BCP）	247
第7節	地震災害対策に関する調査研究（情報収集）	248

第3章 災害応急対策	249
第1節 応急対策活動	249
第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	251
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応	252
直下型地震災害対策編	253
第1章 総則	254
第1節 計画の目的	254
第2節 地震被害想定	254
第2章 被害予防	259
第1節 活断層変異による災害の予防対策	259
第2節 建築物等の耐震化	259
第3節 土砂災害等予防対策	259
第4節 水道施設の整備	259
第5節 危険物等の災害予防対策	259
第6節 火災等予防対策	260
第7節 自治体業務継続計画（BCP）	260
第8節 地震災害対策に関する調査研究（情報収集）	260
風水害対策編	261
第1章 災害予防	262
第1節 水害予防対策	262
第2節 風害予防対策	267
第3節 土砂災害等予防対策	267
第1款 崩壊危険地の災害防止	267
第2款 農業用ダム・農業用ため池対策	270
第4節 雪害予防対策	271
第5節 気象業務の整備	272
第2章 災害応急対策	286
第1節 水防計画	286
第2節 土地改良区等における災害応急対策	319

大規模事故等災害対策編	321
第1章 道路災害対策	322
第1節 災害予防	322
第1款 道路交通の安全のための情報の充実	322
第2款 道路施設等の整備	322
第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	322
第4款 防災知識の普及	324
第5款 再発防止対策の実施	324
第2節 災害応急対策	325
第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	325
第2款 活動体制の確立	325
第3款 救助・救急、医療及び消火活動	325
第4款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	326
第5款 危険物等の流出に対する応急対策	326
第6款 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	326
第7款 関係者等への的確な情報伝達活動	326
第3節 災害復旧	327
第1款 道路管理者の行う災害復旧	327
第2章 危険物等災害予防対策	328
第1節 災害予防	328
第1款 危険物等関係施設の安全性の確保	328
第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	329
第2節 災害応急対策	332
第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	332
第2款 活動体制の確立	332
第3款 災害の拡大防止活動	333
第4款 消火活動	333
第5款 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	333
第6款 危険物等の大量流出に対する応急対策	334
第7款 施設、設備の応急復旧活動	334
第8款 被災者等への的確な情報伝達活動	334
第3節 災害復旧	335
第3章 大規模な火事災害対策	336
第1節 災害予防	336
第1款 災害に強いまちづくり	336
第2款 大規模な火事災害防止のための情報の充実	337
第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	337
第2節 災害応急対策	339
第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	339
第2款 活動体制の確立	339

第3款	消火活動	339
第4款	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	339
第5款	施設、設備の応急復旧活動	340
第6款	被災者等への的確な情報伝達活動	340
第3節	災害復旧・復興	341
第1款	迅速な原状復旧の進め方	341
第4章	林野火災予防対策	342
第1節	災害予防	342
第1款	林野火災に対応する体制づくり	342
第2款	林野管理者への指導	342
第3款	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	342
第4款	防災知識の普及等	343
第2節	災害応急対策	344
第1款	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	344
第2款	活動体制の確立	344
第3款	消火活動	345
第4款	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	345
第5款	施設、設備の応急復旧活動	345
第6款	被災者等への的確な情報伝達活動	345
第7款	二次災害の防止活動	346
第3節	災害復旧	347
第5章	原子力災害対策	3489
第1節	総 則	348
第2節	事前対策	349
第3節	緊急事態応急対策	351
第4節	中長期対策	352

共通対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある本市の全域に係る自然災害等に対処するため、次の事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めることを目的とする。

- 1 市及び市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他防災上重要な施設等の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱
- 2 防災施設の整備及び機能拡充、市民や企業への防災意識の啓発、教育・訓練及びその指導、要配慮者の支援、自主防災組織の組織化促進等の災害予防計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧、復興に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 阿波市の概要（地勢、地質及び気象）

第1 自然条件

1 地 勢

本市は、徳島県の北部中央、吉野川の北岸、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県に隣接し、東西に伸びる台形状の市で、面積191.11k㎡である。

また、北部の香川県境には讃岐山脈が連なり、緑豊かな山々を有している。これらの山々を水源として、宮川内谷川、日開谷川、大久保谷川及び伊沢谷川が南に縦貫し、それぞれに南面傾斜の扇状地を形成している。

【位置図】



2 地 形

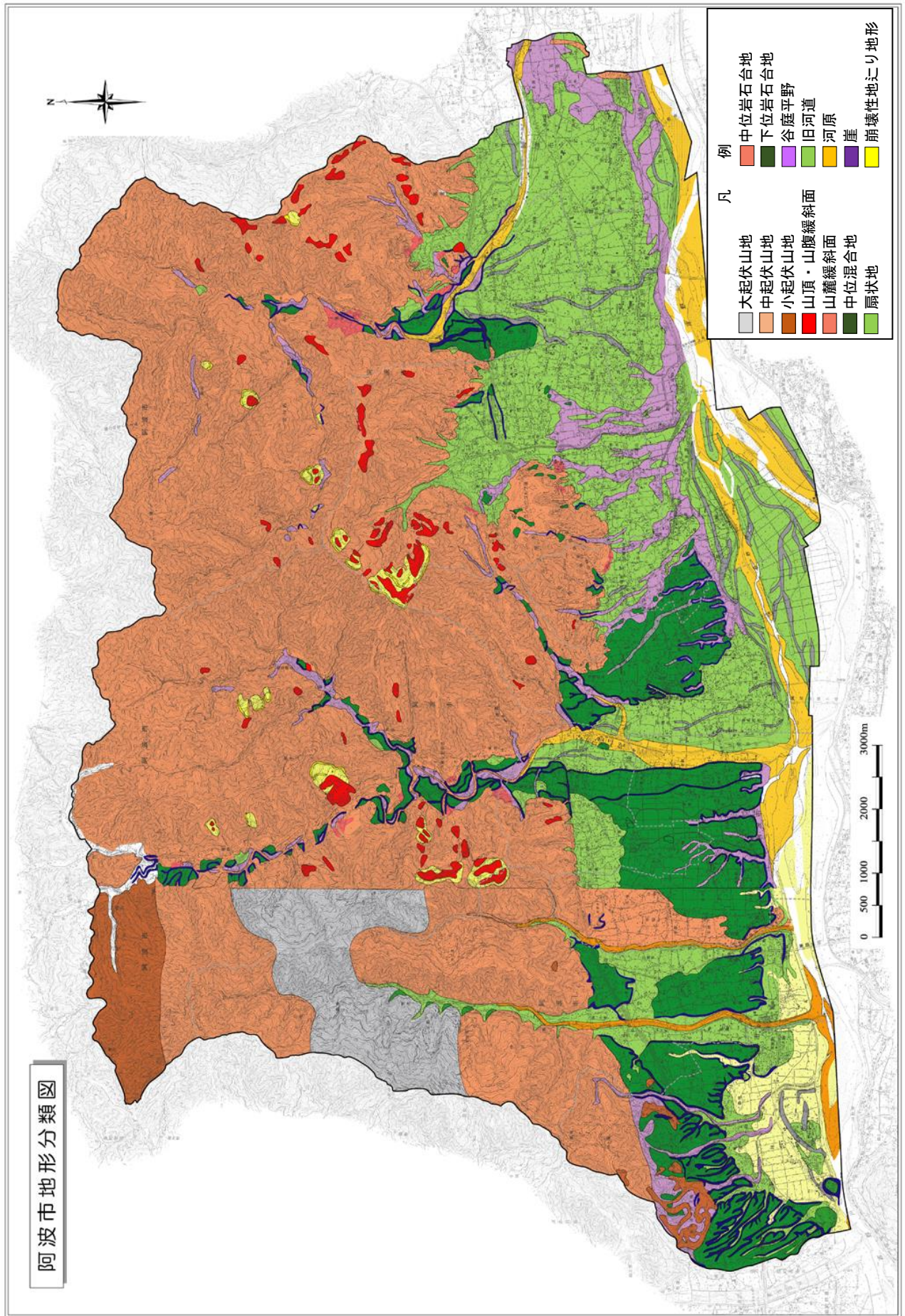
本市は吉野川北岸に位置し、北に高く、南に低くなっており、地形を大きくみると、北から南へ山地、台地、低地にわかれ、いずれも東西方向に分布している。これは四国をほぼ東西方向に通る中央構造線とそれに平行な断層である父尾断層や神田断層等の影響を受けたものである。

北部の香川県境には讃岐山脈が東西に連なっており、その南斜面からは、宮川内谷川や九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川等が南流して吉野川に注いでおり、途中の台地にはそれらの河川による開析扇状地や河岸段丘が形成されている。

また、下流域は複合扇状地や吉野川、日開谷川等の氾濫原、吉野川の川中島である善入寺島よりなっている。

こうした本市の地形特性の中で、市内には地理的・地質学的に特殊な複合扇状地、天井川、河岸段丘等の地形が点在しており、「阿波の土柱」は国の天然記念物に指定されている。

阿波市地形分類図



3 地 質

本市の地質は、中央構造線を境として、その北側の讃岐山脈を形成する和泉層群と、南側の四国山地北部をつくる三波川結晶片岩類、さらにこれら両者を不整合に覆う第四系の砂礫層とに大別できる。

① 和泉層群

和泉層群は、中生代、白亜紀の終わり頃(約1億3,000万年から7,000万年前)に、現在の瀬戸内海周辺に広く分布している花崗岩を海底として、その上に北方の陸地から大量に運び込まれた砂や泥がたまったものが、その後の造山運動によって陸化してできたものである。

したがって砂岩や泥岩が大部分を占め、部分的に礫岩や凝灰岩がみられる。

また、地層は東が開いた馬蹄型の分布をなし、東部にいくほど上位の層準がみられる。

岩石としての固結度は高く、硬岩に分類されるが、層理面が発達しており、流れ盤斜面において層理面に沿った崩壊や地すべりが発生しやすいのが特徴である。

② 三波川結晶片岩類

中央構造線の南側に沿って東は関東山地より九州まで延長1,000kmを越える三波川結晶片岩類は、群馬県南部を流れる川の名前をとって名づけられ、三波川変成帯とも呼ばれる。

これらは、古生代石炭紀から二畳紀(約3億5,000万年～2億7,000万年前)の頃に海底で堆積したものが、その後高压低温のもとで変成作用を受けた結晶片岩類である。

岩石は主として、①火山灰や火山砂などの火山碎屑物がもとになった緑色をした緑色片岩類、②泥岩からできた黒色変岩類、③チャートのような石英分の多い石英片岩類、④砂粒のあとをとどめる砂岩片岩や、礫を含んだ礫岩片岩などである。これらの鉱物は、圧縮力の影響で同一方向に長軸を向けて平行に並んだため、薄く平らに割れやすい構造(片理)をもつ。

③ 第四系

今から約200万年前以降に形成された未固結の地層を第四系と呼び、地形で言えば段丘、扇状地、平野などを形成する最も新しい地層である。

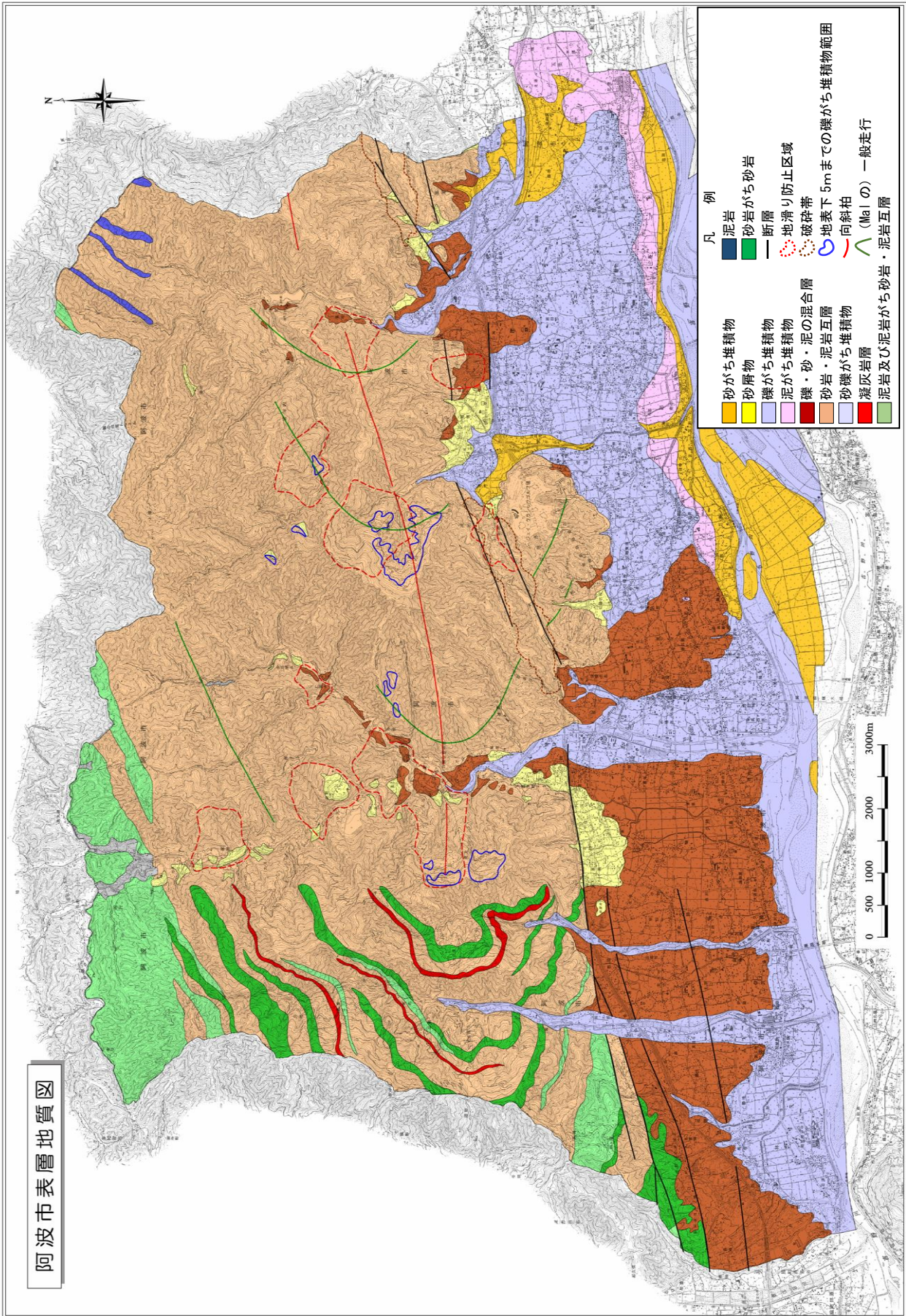
200万年前頃に、讃岐山脈の南北性の谷から多くの砂礫が搬出されて本地域に扇状地が形成されるとともに、土地の隆起に伴う河岸段丘が吉野川沿岸に形成された。

したがって、この地域の扇状地は和泉層群からきた砂岩礫がほとんどで(一部に凝灰岩の礫を含む)、これらの礫の間げきには、砂又は粘土が充填されていて未固結の状態である。

また、段丘の堆積物は吉野川の氾濫原であるため、四国山地の岩石、特に結晶片岩類の礫が多く、讃岐山脈の砂岩礫を混入している。

そのため、扇状地性か段丘性かは判別が簡単である。その後、沖積世(約1万年前)になって、今のような広大な徳島平野が形成された。

阿波市表層地質図



4 気 候

本市の気候は、温暖で乾燥した瀬戸内気候区に属し、県下でも温暖で少雨地域に属している。穴吹地域気象観測所における平年値（統計期間：2001～2020）では、平均気温は 15.2℃、降水量は 1539.0mm となっている。

月別にみると、平均気温では8月が26.5℃と最も高く、1月が4.3℃と最も低くなっている。

また、降水量では9月が269.2mmと最も多く、1月が47.3mmと最も少なくなっており、1年を通じてみると、冬期に少なく、6月の梅雨の頃より10月に至る台風シーズンに多くなっている。

日最大降水量は平成23年9月2日に393.5mm、日最大1時間降水量は平成25年8月2日に70.0mmを記録している。

平成16年10月13日マリアナ諸島付近で発生した台風23号は、発達しながら太平洋を北西に進み、大型の強風域を維持しながら沖縄地方に接近し、10月20日13時頃に高知県土佐清水市に上陸した後、徳島県を通過し、同日17時50分頃大阪府泉佐野市に再上陸し本州を縦断した。

この影響により、阿波市では、10月20日の1日の雨量が岩津観測所で300mmを超え、内水及び外水の氾濫により、床上浸水47戸、床下浸水311戸の浸水被害が発生した。

■月別の気象状況

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	2001～2020					
資料年数	20					
1月	47.3	4.3	8.8	0.6	2.0	117.7
2月	54.2	5.2	10.3	1.0	1.8	122.9
3月	79.4	8.5	14.3	3.5	1.8	163.0
4月	67.5	13.8	19.9	8.3	1.8	189.1
5月	05.9	18.5	24.5	13.3	1.6	193.8
6月	167.8	21.9	27.1	17.8	1.4	132.8
7月	216.0	25.7	30.9	22.0	1.3	167.6
8月	222.6	26.5	32.2	22.5	1.4	202.2
9月	269.2	22.6	27.8	19.0	1.3	137.6
10月	163.5	17.1	22.2	13.2	1.3	143.3
11月	59.9	11.5	16.5	7.4	1.5	124.3
12月	68.9	6.4	11.0	2.7	1.8	110.3
年	1539.0	15.2	20.5	11.0	1.6	1814.3

資料：徳島地方気象台 穴吹地域気象観測所 平年値（統計期間 2001～2020）

■過去5年間の月別の降水量

要素 年 月	降水量 (mm)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1月	26.5	81.0	72.0	37.5	45.5
2月	35.5	29.5	50.5	34.5	36.0
3月	79.0	86.5	41.0	84.5	70.0
4月	63.5	107.5	60.0	53.5	106.0
5月	68.5	77.0	148.5	73.0	161.5
6月	121.5	144.5	158.5	75.5	267.5
7月	300.0	330.5	82.5	122.5	117.0
8月	336.5	16.0	300.0	49.5	351.0
9月	171.0	221.0	115.0	283.5	65.5
10月	143.5	251.5	62.0	53.5	24.5
11月	26.5	44.5	87.5	58.5	68.5
12月	66.0	19.5	24.5	66.5	28.5
年	1438.0	1409.0	1202.0	992.5	1341.5

資料：徳島地方気象台 穴吹地域気象観測所

5 河川

本市の水系は、一級河川吉野川と讃岐山脈の南斜面に源を発する大小数多くの吉野川の支川からなる。

このうち吉野川は、その源を四国の中央部（高知県吾川郡瓶ヶ森）に発し、ほぼ東流して徳島市で紀伊水道に注ぐ流域面積 3,750k m²、幹川流路延長 194km の「四国三郎」と呼ばれる日本有数の大河川である。

一方、讃岐山脈を刻みながら吉野川に注ぐ中小の河川は、いずれも南北の流路をとって山地をブロック化し、その合流部は扇状地が発達している。

一般に、吉野川北岸の河川は、南岸の穴吹川、川田川に比べて流長・流域面積は小さく、河床勾配も急でほとんどが幼年谷となっている。

また、背後の和泉砂岩は比較的軟弱な地質のため、風化、崩壊による岩石、礫の流出が顕著であり、天井川の傾向を示しているものが多くみられる。宮川内谷川、芝生谷川、日吉谷川、五明谷川、地林谷川は典型的な天井川である。

一方、平坦地では、河川勾配が非常に緩やかなため、吉野川水位の影響を受けて常時冠水状態となる内水問題を持つ河川が数多くある。

■市内を流れる主要な一級河川（河川延長 5,000m以上）

河川名	区 間		河川延長 (m)	
	上 流 端	下流端		
吉野川	左岸 右岸	高知県吾川郡いの町寺川字白猪谷 104 番地先 同町同字 182 番 3 地先	108,109	
宮川内谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市土成町宮川内字相婦 63 番地先 同市同町宮川内字上畑 66 番地先	旧吉野川への 合流点	18,981
熊谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市土成町土成字前田 150 番 3 地先 同町同 151 番地先	吉野川への 合流点	6,000
九頭宇谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市土成町浦池字北山 2428 番地先 同町同 3432 番地先	吉野川への 合流点	5,200
鷺谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市市場町切幡字西原 74 番 1 地先 同町興崎字北分 309 番地先	柿の木谷川への 合流点	5,200
日開谷川	左岸 右岸	香川県東かがわ市五名 1792 番地先 同市同 1366 番 2 地先	吉野川への 合流点	15,064
仁賀木谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市市場町日開谷字東花子 8 番地先 同字仁賀木 19 番地先	日開谷川への 合流点	5,500
大久保谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市市場町犬墓字小竹 62 番地先 同市阿波町大久保 216 番 63 地先	吉野川への 合流点	6,927
伊沢谷川	左岸 右岸	徳島県阿波市阿波町東縁 164 番地先 同引地 1 番地先	吉野川への 合流点	9,582

■河川の指定状況

河 川 名	指 定 状 況
吉野川	洪水予報河川及び水防警報河川
宮川内谷川	水防警報河川及び水位周知河川

※洪水予報河川：大雨により洪水のおそれがある場合に、国土交通省と気象庁が共同で、河川の洪水に関する情報を提供する河川のことをいい、水防法及び気象業務法に基づいて指定されます。

※水防警報河川：国土交通大臣または都道府県知事が、水防管理団体の水防活動に指示を与える水防警報を行うことを、指定した河川です。

※水位周知河川：国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして、指定した河川です。

6 ため池

本市一帯は瀬戸内式気候区に属し、年間平均雨量は海岸部の半分にも満たず、そのうえ、平地のほとんどが複合扇状地であるため、土質は砂礫質で水持ちが悪く、干ばつの常襲地帯であった。

このため、ため池を築きあるいは堰を設けて、水利を図ってきた。

明治17年における阿波郡のため池は2,579か所（徳島県統計書）あり、徳島県のため池の約40%を占めていた。

ため池の築造は、藩政時代につくられたものもあるが、主に明治時代から大正初期に集中して築造された。中でも、旧土成町の土成地区には、最盛期に大小合わせて300余のため池があり、「池の土成」といわれ、県下でも池の多いところとして有名であった。

ため池は、阿波用水の開設（昭和30年）や北岸用水の竣工及び圃場整備事業の推進により、次第に埋め立てられ耕地化されたが、「見坂池」、「浦池ダム」、「高西ダム」など、今も農業用貯水池として機能しているものがあるほか、小規模なため池が市内の所々に点在している。

第2 社会条件

1 土地利用

本市の面積は191.11k㎡で、徳島県内の市町村の中では8番目の規模となる。

また、可住地面積は90.03k㎡、可住地面積割合は47.1%となっており、徳島県平均の24.4%を大きく上回っていることから、平野部が比較的多い地域であることがうかがえる。

■阿波市の面積・可住地面積

	阿波市	徳島県
面積 (k㎡)	191.11	4,146.79
可住地面積 (k㎡)	90.03	1,024.36
可住地面積割合 (%)	47.1	24.4

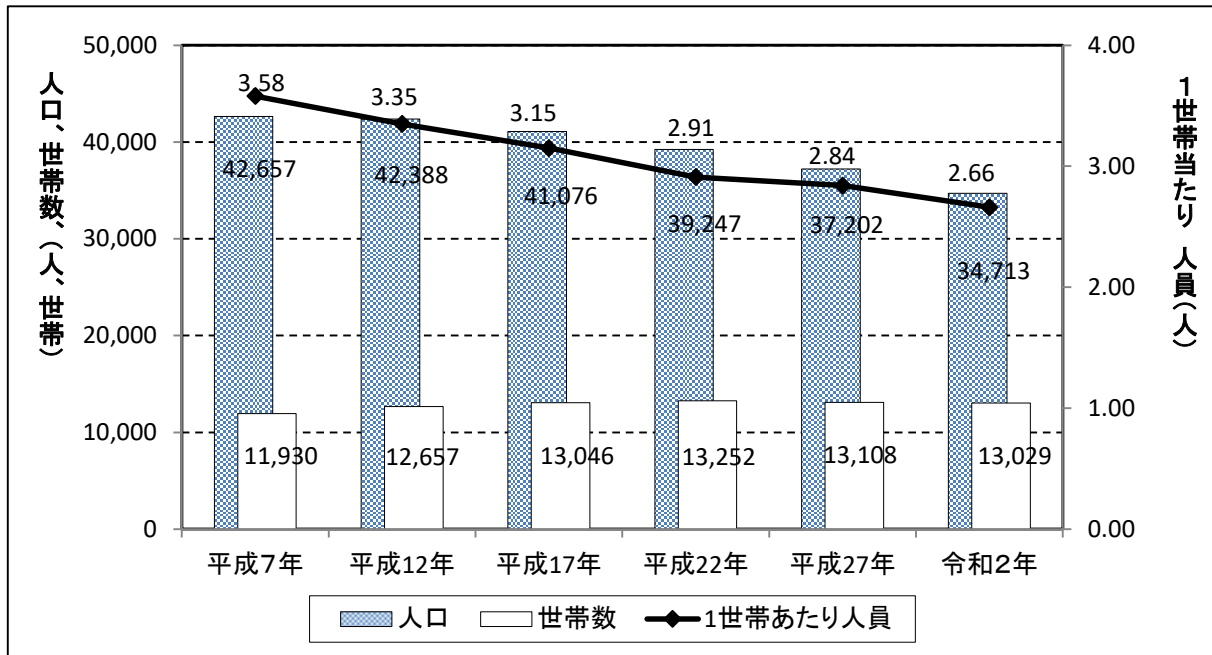
資料：総務省統計局「統計で見る市町村のすがた2018」

2 人口の推移

本市の令和2年国勢調査の人口は34,713人で、昭和60年以降減少傾向にあり、特に平成22年から27年にかけては少子化等の進行により約20,00人、平成27年から令和2年にかけてはさらに約2,400人減少している。

また、世帯数は13,029世帯で、核家族化の進行により増加傾向にあるが、1世帯あたりの人員は年々減少傾向にあり、昭和60年の3.87人から令和2年は2.66人と減少している。

阿波市の人口、世帯数の推移



■構成町の人口、世帯数の推移

(人、世帯)

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	吉野町	8,665	8,576	8,257	7,987	7,584	6,986
	土成町	8,284	8,306	8,318	8,105	7,807	7,458
	市場町	11,899	11,781	11,359	10,750	10,102	9,325
	阿波町	13,809	13,725	13,142	12,405	11,709	10,944
	阿波市全体	42,657	42,388	41,076	39,247	37,202	34,713
世帯数	吉野町	2,575	2,724	2,815	2,861	2,818	2,780
	土成町	2,196	2,346	2,461	2,540	2,583	2,663
	市場町	3,328	3,555	3,661	3,688	3,655	3,574
	阿波町	3,831	4,032	4,109	4,163	4,052	4,012
	阿波市全体	11,930	12,657	13,046	13,252	13,108	13,029

令和2年国勢調査

3 世帯構成の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯割合は59.5%と約6割で、県平均を上回っている。

さらに、65歳以上のみ世帯の割合は7.4%、65歳以上の高齢単身世帯の割合は21.4%に達している。

■65歳以上親族のいる世帯数等

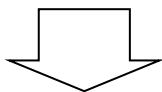
(世帯)

	総世帯数	65歳以上親族のいる世帯数	65歳以上のみの世帯数	65歳以上の単身世帯数
吉野町	3,422	1,849	1,248	763
土成町	3,117	1,839	1,129	612
市場町	4,186	2,538	1,617	934
阿波町	4,729	2,969	1,785	999
阿波市全体	15,454	9,195	5,779	3,308

令和5年9月末住民基本台帳

【参考】 令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在) (世帯)

	総世帯数	65歳以上親族のいる世帯数	高齢者夫婦のみ世帯数	65歳以上の単身世帯数
徳島県	308,210	146,952	37,388	42,341



■65歳以上親族のいる世帯割合等

(比率)

	65歳以上親族のいる世帯割合	65歳以上のみの世帯割合	65歳以上の単身世帯割合
吉野町	54.0%	36.5%	22.3%
土成町	59.0%	36.2%	19.6%
市場町	60.6%	38.6%	22.3%
阿波町	62.8%	37.7%	21.1%
阿波市全体	59.5%	37.4%	21.4%

令和5年9月末住民基本台帳

【参考】 令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在) (世帯)

	65歳以上親族のいる世帯割合	高齢者夫婦のみ世帯割合	65歳以上の単身世帯割合
徳島県	47.7%	12.1%	13.7%

4 要介護認定者数

本市の令和5年7月末現在の第1号被保険者数は13,460人で、そのうちの要介護認定者数は2,505人、認定率は18.6%となっている。

また、介護保険サービス受給者数は2,197人で、受給率は87.7%となっている。

なお、地区別・介護度別の要介護認定者数は、下表に示すようになっている。

■阿波市の要介護認定者数、介護サービス受給者数 (人)

65歳以上人口 (1号被保険者)	要介護認定状況		介護サービス受給状況	
	要介護 認定者数	認定率	介護サービス 受給者数	受給率
13,460	2,505	18.6%	2,197	87.7%

令和5年7月末現在

■地区別・介護度別認定者数 (人)

区 分	吉野町	土成町	市場町	阿波町	計
要支援1	36	39	51	64	190
要支援2	64	62	91	111	328
要介護1	106	98	137	181	522
要介護2	118	107	125	146	496
要介護3	90	90	89	129	398
要介護4	69	49	97	131	346
要介護5	49	43	48	85	225
計	532	488	638	847	2,505

令和5年7月末現在

5 要配慮者の状況

東日本大震災では、60歳以上の高齢者の死者の割合が全体の半数以上を占めていた状況等をみると、高齢者や障がい者、病弱者、幼児・児童、外国人など要配慮者といわれる人々は、健常者に比べて災害時に死傷等の身体的被害にあう確率が極めて高くなることが明白となっており、要配慮者に対する支援対策を積極的に講じていく必要がある。

本市では、現在、65歳以上の高齢者数の全人口に占める割合が高く、年々高齢者数は増加している。

また、次項に示すように、市内には認定こども園、学校、入院患者のいる病院、障がい者福祉施設、高齢者介護・福祉関連施設等が立地している。

■要配慮者の状況(区域：浸水想定区域、吉：吉野川、宮：宮川内谷川)(土砂：土砂災害警戒区域)

	施設名	場所	要配慮者	備考	区域
高齢者	65歳以上	—	13,460	R5.7現在	—
障がい者福祉施設 (定員数)	障害者グループホーム たなごころ吉野 (共同生活援助)	吉野町柿原字北二条 114-8	10		—
	障害就労センター たなごころ吉野 (就労継続支援A型)	吉野町柿原字原 194-1	20		吉
	障害児通所支援センター たなごころ吉野 (児童発達支援等)	吉野町柿原字原 194-1	10		吉
	れもん吉野(生活介護)	吉野町柿原字シノ原 340	30		吉
	れもん吉野 (就労継続支援B型)	吉野町柿原字シノ原 340	10		吉
	ワークセンタースマイル (就労継続支援B型等)	土成町吉田字寺ノ下 101	45		—
	児童デイサービス大きな木 (児童発達支援等)	土成町土成字大木 116-1	10		—
	障がい者支援施設すみれ園 (施設入所)	市場町香美字西原 245	55		吉
	障がい者支援施設すみれ園 (生活介護)	市場町香美字西原 245	60		吉
	障がい者就労支援センター かがやき(就労継続支援B型)	市場町香美字渡 10-1	40		吉
	障がい児通所支援事業所 きらら(児童発達支援等)	市場町香美字渡 10-1	20		吉
	就労サポートあぐり学舎 (就労継続支援B型)	市場町上喜来字井ノ坪 496-2	20		—
	ウインドミル (就労継続支援B型)	市場町切幡字神ノ木 66-1	20		—
	グループホームかしがおか (共同生活援助)	阿波町大道北 106 (かしのみホーム1号館)	10		吉
		阿波町大道北 106 (かしのみホーム2号館)	10		吉
	多機能型事業所阿波かしがおか (生活介護)	阿波町大次郎 35-1	20		—
	多機能型事業所阿波かしがおか (就労継続支援B型)	阿波町大次郎 35-1	20		—
	阿波就労支援センターアスカ (就労継続支援B型)	阿波町久原 36-2	20		—
	池田博愛会 どんぐり	阿波町東長峰 151-1	30		—
	サポート	阿波町大次郎 34-1	10		—
	たてい(就労継続支援A型)	阿波町下喜来南 66-6	20		—
	児童デイ ワンハート阿波 (児童発達支援等)	阿波町字野神 72-2	10		—
	特別養護老人ホームよしの園	吉野町柿原字二条 146	50		吉
	グループホームよしの		27		吉
	デイサービスセンターよしの		15		吉
	中山医院(通所リハビリ)	吉野町柿原字ノタ原 42	10		—

	施設名	場所	要配慮者	備考	区域
障がい者福祉施設 (定員数)	デイサービスセンター楽樹	吉野町柿原字西二条 216-3	20		吉
	ショートステイ楽樹		20		吉
	有料老人ホーム楽樹		16		吉
	デイサービスセンター シンシア	吉野町西条字西大竹 66-1	23		宮
	サービス付き高齢者向け 住宅シンシア		26		宮
	阿波老人ホーム御所園	土成町吉田字梨木原 1-1	30		—
	デイサービスセンター御所		40		—
	ケアハウス御所		18		—
	介護老人保健施設しょうか苑	土成町吉田字原田市の三 60-1	90		—
	グループホーム御所	土成町宮川内字神田 133-1	18		—
	デイセンター一休さん	土成町郡 131-1	35		—
	大野病院(介護療養型)	土成町土成字南原 231	10		—
	小規模多機能型居宅 介護事業所 阿波の里	土成町土成字南原 149-1	25		—
	デイサービスセンター安樹	土成町吉田字原田市の一 63-4	15		—
	有料老人ホーム安樹		25		—
	阿北特別養護老人ホーム	市場町市場字岸ノ下 190-3	80		—
	介護老人保健施設 リブイン・クローバー	市場町市場字町筋 172-1	30		—
	グループホームはな	市場町香美字秋葉本 80-1	9		—
	ケアハウスみどり		30		—
	デイサービスセンターみどり		10		—
	グループホーム琴葉	市場町市場字岸ノ下 201-1	18		—
	小規模多機能型居宅 介護事業所 あお葉	市場町市場字岸ノ下 205-1	25		—
	ミニホーム一葉	市場町市場字岸ノ下 205-2	25		—
	双葉デイサービスセンター	市場町市場字岸ノ下 206-3	25		—
	デイサービス百福	市場町上喜来字正田 925-1	10		—
	市場高齢者共同生活施設	市場町日開谷字野田原 25	12		土砂
	養護老人ホーム蓬萊荘	阿波町北整理 1-1	70		吉
	蓬萊会デイサービスセンター		20		吉
	養護老人ホーム伊月荘	阿波町大原 107-11	50		—
	デイサービスセンター 阿波伊月	阿波町大原 107-1	30		—
	グループホーム明日葉	阿波町大次郎 10-2	18		—
	ミニホーム紅葉		18		—
	笠井病院グループホーム	阿波町元町 7-1	9		—
	笠井病院デイケアセンター	阿波町元町 14	20		—
	グループホーム加尾	阿波町勝命北 10-1	18		—
	デイセンターお龍	阿波町勝命北 8	35		—
	すだちのさと	阿波町南五味知 104-4	15		—
	あわデイサービスセンター	阿波町久原 36-2	25		—
	大空デイサービスセンター	阿波町平川原北 49	30		—
	有料老人ホームわか葉	阿波町大次郎 10-5	18		—
有料老人ホーム太陽	阿波町平川原 49	37		—	
その他	外国人	—	530	R5.10 現在	

	施設名	場所	要配慮者	備考	区域
放課後児童クラブ (定員数)	一条放課後児童クラブ	吉野町西条字岡ノ川原 135	60		吉
	柿原放課後児童クラブ	吉野町柿原字ヒロナカ 256-1	50		吉
	御所放課後児童クラブ	土成町宮川内字広坪 28-5	60		—
	土成放課後児童クラブ	土成町成当 1203-1	70		—
	八幡放課後児童クラブ	市場町山野上字立石 48	40		吉
	市場放課後児童クラブ	市場町市場字上野段 426-1	70		—
	大俣放課後児童クラブ	市場町大俣字行峯 258-1	40		—
	久勝放課後児童クラブ	阿波町森沢 31-1	50		—
	伊沢放課後児童クラブ	阿波町南柴生 168	50		—
	林放課後児童クラブ	阿波町東整理 116-1	50		吉
認定こども園 (現在数)	一条認定こども園	吉野町西条字岡ノ川原 134-1	88	令和5年5月1日現在	吉
	かきはら子ども園	吉野町柿原字ヒロナカ 238-1	82	〃	吉
	土成中央認定こども園	土成町吉田字山の神 23-1	206	〃	—
	市場かもめこども園	市場町市場字上野段 669	119	〃	
	八幡認定こども園	市場町大野島字稲荷 179	45	〃	—
	大俣認定こども園	市場町大俣字行峯 257-1	53	〃	—
	久勝かもめこども園	阿波町森沢 26	84	〃	—
	伊沢認定こども園	阿波町南柴生 83-1	73	〃	—
はやし子ども園	阿波町東整理 155-1	110	〃	吉	
学 校 (現在数)	一条小学校	吉野町西条字岡ノ川原 135	165	〃	吉
	柿原小学校	吉野町柿原字ヒロナカ 256-1	115	〃	吉
	御所小学校	土成町宮川内字広坪 89	161	〃	—
	土成小学校	土成町成当 1203	170	〃	—
	八幡小学校	市場町大野島字稲荷 138-1	69	〃	吉
	市場小学校	市場町市場字上野段 670	184	〃	—
	大俣小学校	市場町上喜来字西原 200	89	〃	土砂
	久勝小学校	阿波町森沢 28	149	〃	—
	伊沢小学校	阿波町南柴生 172	142	〃	—
	林小学校	阿波町東整理 155-1	182	〃	吉
	吉野中学校	吉野西条字大西 4-1	140	〃	吉
	土成中学校	土成町吉田字一本松の二 42	178	〃	—
	市場中学校	市場町市場字上野段 6-3	209	〃	—
	阿波中学校	阿波町東原 230-1	287	〃	—
	徳島県立阿波高等学校	吉野町柿原字ヒロナカ 180	465	〃	—
徳島県立阿波西高等学校	阿波町下喜来南 228-1	136	〃	—	
(病床数) 病院	阿波病院	市場町市場字岸ノ下 175	133		—
	笠井病院	阿波町元町 13	30		—
	大野病院	土成町土成字南原 231	35		—

第3節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|-------------|--|
| 1 法 | 災害対策基本法 |
| 2 市本部（長） | 阿波市災害対策本部（長） |
| 3 市支部（長） | 阿波市災害対策本部現地対策本部（長） |
| 4 本計画 | 阿波市地域防災計画 |
| 5 県本部（長） | 徳島県災害対策本部（長） |
| 6 県支部（長） | 徳島県災害対策本部の支部（長） |
| 7 県計画 | 徳島県地域防災計画 |
| 8 消防本部 | 徳島中央広域連合消防本部 |
| 9 各消防署 | 徳島広域連合中消防署、西消防署 |
| 10 消防団 | 阿波市消防団 |
| 11 社会福祉協議会 | 阿波市社会福祉協議会 |
| 12 防災士会 | 阿波市防災士会 |
| 13 指定緊急避難場所 | 災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所で、市が指定した場所 |
| 14 指定避難所 | 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難させるために必要な間、滞在させる、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災し市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設で、市が指定した施設 |
| 15 要配慮者 | 防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等） |
| 16 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| 17 防災マップ | 阿波市総合ハザードマップ |
| 18 複合災害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象 |

第4節 計画の構成

本計画は、本市の気象・地勢・その他地域の特性によって起こり得る災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し作成するものとする。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

- 1 共通対策編
各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
- 2 地震対策編
南海トラフ巨大地震及び直下型地震による災害対策

- 3 風水害対策編
風水害による災害対策
- 4 大規模事故等災害対策編
道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等による災害対策
- 5 資料編
各編に付属する各種資料

第5節 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものである。防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、南海トラフ巨大地震や風水害など大規模地震時のリスク軽減を図るため、国土強靱化地域計画を作成し、計画に基づきハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年4月1日現在をもって検討を加え、国における防災基本計画等の見直し、徳島県地域防災計画の見直し、本市の新たな取組及び内容の具体化、組織等体制の変更及び経年変化への対応等を踏まえて不断の修正を行うものとする。

したがって、防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を阿波市防災会議に提出するものとする。

第7節 他の計画との関係

本計画は、市域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の作成する「徳島県地域防災計画」や「徳島県水防計画」、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図るものとする。

第8節 計画の周知徹底等

本計画は、市の関係職員、市域の指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災上重要な施設等の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するものとする。

また、これら関係者は、平常時において訓練その他の方法により、本計画の習熟に努めるものとする。

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 阿波市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 徳島県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定行政機関及び指定行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう指示、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自主的に防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

「自助」及び「共助」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備え対処するための手段を講じておくことが重要である。

市民は、発災時にはまず自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもと、積極的に自主防災活動を行うものとする。

第2 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、徳島県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に協力するものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
行政機関 阿波市	(1) 防災会議に関する事務 (2) 防災対策組織の整備 (3) 防災のための知識の普及、教育、訓練及びその指導 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 災害応急対策 ① 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ② 市民等に対する災害広報 ③ 警報の伝達及び避難の指示 ④ 消防、水防その他の応急措置 ⑤ 被災者の救出、救護、その他の保護 ⑥ 避難者の誘導並びに指定避難所の開設 ⑦ 施設及び設備の応急的復旧 ⑧ 被災児童、生徒の応急教育 ⑨ 食料、医薬品、その他の物資の確保についての措置 ⑩ 清掃、防疫その他の保健衛生についての措置 ⑪ 緊急輸送等の確保 (7) 公共的団体及び市民防災組織の育成指導 (8) 災害復旧の実施 (9) ボランティアに関する事項 (10) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
徳島県	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (7) 市民等に対する災害広報 (8) 警報の伝達及び避難の指示 (9) 消防・水防その他の応急措置 (10) 被害者の救難、救助、その他の保護 (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育 (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保 (13) 施設及び設備の応急的復旧 (14) 掃除、防疫その他の保健衛生に関する事項 (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 災害復旧の実施 (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項 (19) ボランティアに関する事項 (20) 公共団体及び市民防災組織の育成指導 (21) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置
県土整備部 東部県土整備局 吉野川庁舎	① 宮川内ダム施設の災害応急対策に関すること ② 宮川内ダム放流警報に関すること

機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
指定行政機関	消防庁（徳島中央広域連合中消防署・西消防署）	① 火災予防、災害防止策及びその指導 ② 災害時における消火、応急救助及び救護 ③ 災害時における傷病者等の緊急輸送
	自衛隊 陸上自衛隊（第14旅団）及び自衛隊徳島地方協力本部	① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 ② 県・市町村が実施する防災訓練への協力 ③ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） ④ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
	海上自衛隊（徳島教育航空群及び第24航空隊）	① 情報収集 ② 主として航空機による人命救助 ③ 救援物資の空輸 ④ その他災害対策
指定地方行政機関	中国四国管区警察局 四国警察支局（阿波吉野川警察署）	① 警戒区域の設定及び避難の指示・誘導 ② 負傷者の救出・救護 ③ 交通の規制及び緊急輸送路の確保 ④ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認 ⑤ 犯罪の予防、検挙及び各種広報
	四国総合通信局	① 災害に備えた電気通信施設整備のための調整及び電波の統制監理 ② 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理 ③ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 ④ 災害時における通信機器、移動電源車等の貸出し ⑤ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
	四国財務局 徳島財務事務所	① 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸与 ④ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
	四国厚生支局	① 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
	徳島労働局	① 工場、事業場における労働災害の防止 ② 被災者に対する早期再就職のあっ旋等 ③ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等
	中国四国農政局（徳島県拠点）	① 海岸保全整備事業、農地防災整備事業及び地すべり対策事業による農地、農業用施設等の防護 ② 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 ③ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 ④ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 ⑤ 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 ⑥ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導 ⑦ 災害時における応急食料・物資の供給に関する支援
	森林管理局（徳島森林管理署）	① 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 ② 国有保安林の整備保全 ③ 災害応急対策用木材（国有林）の供給 ④ 民有林における災害時の応急対策等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国経済産業局	① 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 ② 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 ③ 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中四国産業保安監督部四国支部	① 電気、ガス事業、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
四国地方整備局 (徳島河川国道事務所)	① 直轄管理河川の維持管理及び災害復旧に関すること ② 水防のための洪水予報(吉野川)、氾濫警戒情報(旧吉野川・今切川)並びに水防警報(吉野川・旧吉野川)及び情報の伝達 ③ 国道の改築及び修繕工事、維持その他の管理 ④ 国道の指定区間における交通安全施設等整備及び除雪、防雪、凍雪害の防止に関すること ⑤ 国道の直轄区間の災害復旧
指定 地方 行政 機関 四国運輸局 徳島運輸支局	① 陸上輸送機関、その他関係機関との連絡調整 ② 陸上における緊急輸送の確保 ③ 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
国土地理院 四国地方測量部	① 災害時の情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 ② 防災関連情報利活用の支援・協力 ③ 地理情報システム活用の支援・協力 ④ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点等の復旧測量、地図の修正測量の実施 ⑤ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言 ⑥ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
徳島地方気象台	① 気象、地象、地動及び、水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測予報、及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
中四国 地方環境事務所	① 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供 ② 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物の情報収集・伝達 ③ 家庭動物の保護等に係る支援
指定 公共 機関 日本郵便株式会社 (四国支社)	郵便業務の確保及び郵便局の窓口業務の維持を図るとともに、次により災害特別事務取り扱い、援護対策を実施する。 ① 被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分 ⑤ 為替貯金、簡易保険等の非常取り扱い ⑥ 簡易保険、福祉事業団による災害医療救護 ⑦ 災害融資(簡易保険、積立金)
日本赤十字社 (徳島県支部)	① 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 ② 災害救助の協力奉仕団の連絡調整 ③ 災害時の血液製剤の供給 ④ 義援金及び救援物資の募集及び配分の斡旋並びに連絡調整 ⑤ その他、奉仕団が行う炊き出しや指定避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務

機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 公共 機関	日本放送協会 (徳島放送局)	① 市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 ② 社会事業団体等による義援金品の募集協力
	西日本高速道路 株式会社(四国支社) (徳島高速道路事務所)	① 徳島自動車道(徳島IC～井川池田IC)の整備と防災管理 ② 徳島自動車道(徳島IC～井川池田IC)の維持管理 ③ 徳島自動車道(徳島IC～井川池田IC)の災害復旧
	西日本電信電話 株式会社(徳島支店)	① 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 ② 災害時における非常通話の確保及び通信疎通状況の広報
	日本通運株式会社 徳島支店 四国福山通運株式会 社 徳島支店 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 徳島主管支店 四国西濃運輸株式会 社 徳島支店	① 貨物自動車等による救援物資の輸送の協力
	四国電力株式会社徳 島支店及び四国電力 送配電株式会社徳島 支社	① 電力施設等の防災管理 ② 電力供給 ③ 被害施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社NTTドコモ (四国支社)	① 電気通信施設の整備 ② 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
	KDDI株式会社 (四国総支社)	
	ソフトバンク株式会社	
	楽天モバイル株式会 社	
	株式会社セブン・イレ ブン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート	① 災害時における物資の調達・供給確保
イオン株式会社	① 災害時における物資の調達・供給確保 ② 災害時における被災者への支援・災害関連情報の提供	
指定 地方 公共 機関	四国放送株式会社 一般社団法人徳島新 聞社 株式会社エフエム 徳島	① 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及 ② 社会事業団体等による義援金品の募集協力
	一般社団法人徳島県 バス協会	① バスによる避難者の輸送の協力 ② バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の輸送
	一般社団法人徳島県 トラック協会 徳島通運株式会社	① 貨物自動車等による救援物資の輸送の協力
	土地改良区	① 農業施設の整備及び管理 ② たん水の防排除施設の警備及び活動 ③ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検

機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 公共 機関	一般社団法人徳島県 エルピーガス協会	① LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策
	一般社団法人 徳島県医師会 (阿波市医師会)	① 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施
	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議 会	① ボランティア活動体制の整備 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
	公益社団法人 徳島県看護協会	① 災害時における医療救護の実施 ② 避難所における避難者の健康対策
	一般社団法人 徳島県助産師会	① 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施 ② 避難所における避難者の健康対策
	一般社団法人 徳島県歯科医師会	① 災害時における歯科医療救護の実施 ② 避難所等における被災者の災害歯科保健医療 ③ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
その 他	農業協同組合	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 組合員の被害状況調査及びその応急対策 ③ 農作物の災害応急対策の指導 ④ 被害農家に対する融資の斡旋 ⑤ 農業生産資材及び農家生活資材の確保斡旋 ⑥ 農産物の需給調整
	森林組合	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 被害組合員に対する融資斡旋
	商工会	① 商工業者への融資斡旋 ② 商工業関係被害調査及び応急対策への協力 ③ 物価安定について協力 ④ 救助物資、復旧資材の確保・協力・斡旋

第2章 災害予防

第1節 防災知識の普及・啓発

第1 方針

大規模災害時には県・市・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、「指定緊急避難場所での活動、あるいは県や市が行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う市民をあげての取組が重要であり、「市民防災運動」として、自主防災組織の組織化の促進と活性化を図る。

防災機関は、既存の自主防災組織や消防団、事業所等の自衛消防組織等と協力し市民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るとともに、「市民防災運動」を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行う。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に配慮する。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、市民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前から復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。

こうしたことから、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第2 内容

1 市民に対する防災知識の普及啓発

【主な実施機関】 市（教育委員会、建設部、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）、各消防署、消防団、防災士会
--

市民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には市民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自ら守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及・啓発の内容

- ア 簡単な気象知識に関すること
- イ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と市民がとるべき行動
- ウ 災害危険箇所に関すること
- エ 過去の主な被害事例
- オ 災害対策の現状
- カ 災害時における応急措置並びに心得に関すること
- キ 指定避難所・緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、避難経路その他避難対策に関する知識
- ク 市民が実施しうる応急手当、最低でも3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- コ 自主防災組織への参加
- サ 消防団への加入
- シ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び被害想定
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動及び自動車運転の自粛等の防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所に関する知識
 - ・家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ・耐震診断と必要な耐震改修の実施
- セ 「平時の延長が災害時にも役立つ」考え方

(2) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

- ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- イ 広報紙・広報車の利用
- ウ 映画・ビデオ等による普及
- エ パンフレットの利用
- オ 防災マップの配付
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- キ 市ホームページの利用
- ク 防災フェスタ等のイベント

(3) 社会教育の場等における防災教育

【主な実施機関】 市（教育委員会、危機管理課）、各消防署、防災士会

ア 講座の構成

- (ア) 防災関係基礎知識
- (イ) 平常時の心得
- (ウ) 災害発生時の心得
- (エ) 応急救護の基礎知識
- (オ) 地震対策映画の上映

イ 実習

- (ア) 地震体験車での地震体験
- (イ) 人工呼吸等応急救護の実習

2 児童生徒に対する防災教育

【主な実施機関】 市（教育委員会、企画総務課、危機管理課）、各消防署、消防団、防災士会

小中学校の総合学習等の場を通じて、児童生徒に対する防災教育の導入に努めるとともに、防災機関と連携した総合的な避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

(1) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させ、学校における防災体制の確立や防災教育を推進するとともに、防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

(2) 防災教育の充実

ア 学校では、各学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

イ 防災教育の実施

- (ア) 災害発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (イ) 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (ウ) 災害発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
- (エ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 避難訓練等の実施

大規模災害を想定した総合的な避難訓練を実施し、災害に備えるとともに、実施にあたっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらうなど避難訓練方法の工夫を行う。

3 職員等に対する防災教育

(1) 市職員に対する防災教育

【主な実施機関】 市（建設部、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）、各消防署、防災士会
--

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、各機関における防災体制の確立と防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

ア 研修会

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害対策等についての専門知識の習得に努める。

＜研修内容＞

- (ア) 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること
- (イ) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること
- (ウ) 過去の主な被害事例に関すること
- (エ) 防災関係法令の運用に関すること
- (オ) 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (カ) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること

イ 検討会

災害時の業務分担の内容及びその処理方法について、関係各課が合同して確認及び検討を行う。

ウ 視察、現地調査

防災関係施設の視察及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い、市の現況を把握するとともに、問題点や課題等についての対策を検討する。

(2) 自主防災組織、ボランティアに対する防災教育

【主な実施機関】 市（健康福祉部、企画総務課、危機管理課）、各消防署、消防団、社会福祉協議会、防災士会
--

災害時における自主防災組織、ボランティアの対応力を養成するため、自主防災組織、ボランティアに対する防災教育・啓発に努める。

ア 講習会、研修会等の実施

学識経験者及び関係機関の専門職員を講師として、災害対策等についての専門知識を習得させる。

また、災害時の初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の活動内容及びその活動方法を習得させる。

イ 防災活動の手引等印刷物の配付

防災活動に関する手引書等の印刷物の配布を行い、意識啓発を促す。

ウ 見学、現地調査等の実施

防災関係機関、防災施設、防災展等防災関係の催し等について見学させる。

また、防災関係施設の視察及び急傾斜地崩壊危険箇所等の現地調査を行い、市の現況を把握するとともに、問題点や課題等についての対策を検討する。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

【主な実施機関】 市（建設部、社会福祉課、商工観光課、消費生活センター、企画総務課、危機管理課、）、消防本部及び各消防署、防災士会
--

病院、スーパーマーケットなどの不特定多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

5 災害教訓の伝承

【主な実施機関】 市（教育委員会、市政情報課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、防災士会
--

過去に起こった大震災の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくために、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2節 防災訓練

第1 方針

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の1つであり、「不十分な情報の下でも災害対策を行えるように、日頃からの備えや訓練が必要である。」ことは東日本大震災の教訓の一つである。すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

こうした点を踏まえ、災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織、消防団との協調体制の更なる強化を目的として、先端技術を活用した各種の防災訓練を定期的を実施し、効果を検証する。

市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、市及び防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

第2 内容

1 総合防災訓練

【主な実施機関】 市（秘書人事課、市政情報課、危機管理課、各課等）、消防本部及び各消防署、消防団、防災士会
--

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関と市民その他の団体等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

(1) 訓練項目

- ア 動員及び災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、指定避難所の設置運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ 各種火災消火
- カ 道路復旧、障害物除去
- キ 緊急物資輸送
- ク 災害情報の収集及び伝達
- ケ 流出油防除
- コ ライフライン復旧
- サ 緊急地震速報対応訓練及び南海トラフ地震臨時情報伝達訓練
- シ その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

2 市職員の訓練

【主な実施機関】 市（建設部、産業経済部、危機管理課、市各課等）、

- (1) 非常参集訓練（全課等対象）

災害対策を実施するために必要な職員を確保するために必要な訓練であり、非常連絡、非常参集等職員の動員訓練を実施する。
- (2) 災害対策本部訓練
大規模地震対応を主とした対策本部訓練を実施して、震災対応能力の向上を図る。
- (3) 避難所開設訓練
震度6弱以上の地震発生時、速やかに指定避難所を点検・開設できるよう、即応訓練を実施する。
- (4) 通信連絡訓練
 - ア 対策通報、被害情報等を防災関係機関相互に正確かつ迅速に通報するために必要な訓練であり、各種事態を想定して訓練を実施する。
 - イ 国の行うJアラートによる緊急地震速報伝達訓練に参加する。
 - ウ すだちくんメールによる安否情報確認訓練を随時に実施する。
- (5) 消防訓練
災害発生時における災害の規模や態様に応じた円滑な消防活動を実施するために必要な訓練であり、火災防御技術等の訓練を実施する。
- (6) 避難、救助救護訓練
関係の計画に基づく避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。
また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。
- (7) 各種火災消火
孤立者、負傷者等の救出、救助、応急救護、物資の輸送、給水、炊き出し等の救助活動を円滑に行うために必要な訓練であり、単独又は他の訓練とあわせて実施する。
- (8) 後方支援訓練
緊急支援物資の搬入・搬出訓練を実施して、後方支援体制の確立を図る。

3 防災関係機関が実施する訓練

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、産業経済部、危機管理課）、
消防本部及び各消防署、消防団、防災関係機関、防災士会

(1) 震災対処訓練

大規模な地震の発生を想定し、東日本大震災等の教訓をもとに、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等各種の防災訓練を積極的に実施する。

(2) 水防訓練

その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

訓練内容

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ウ 輸送（資材、器材、人員）
- エ 工法（各水防工法）
- オ 水門、樋門、陸閘、角落しの操作
- カ 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

(3) 防災関係機関が実施する上記訓練に積極的に協力する。

4 自主防災組織、市民等の訓練

(1) 訓練の必要性等の周知

【主な実施機関】 市（危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、防災士会

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、市民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から実践的な訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

このため、日常的な訓練の必要性や関連する防災関係機関を事業所、自主防災組織、ボランティア及び市民に周知させるものとする。

また、防災訓練の実施に際しては、地域防災活動の中核的な役割を担う消防団との連携の強化に努める。

(2) 一般市民の訓練

【主な実施機関】 市（建設部、産業経済部、危機管理課）、各消防署、消防団、市民、防災士会

市及び防災関係機関は、災害時において市民一人ひとりが適切な行動がとれるよう、防災訓練に際しては広く市民の参加を呼びかけるものとする。

なお、一般住民は、防災訓練の重要性を認識し、各種訓練に主体的・積極的に参加するとともに、家庭においても日頃から防災について話し合うなど高い防災意識を持つ必要がある。

(3) 自主防災組織、ボランティア等における訓練

【主な実施機関】 市（社会福祉課、危機管理課）、各消防署、消防団、社会福祉協議会、防災関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、防災士会

自主防災組織やボランティア等は、市民の防災活動や防災意識の向上及び関連防災組織との連携を図るため、市の指導を受けて、地域の事業所とも協調しながら、年1回以上の組織的な訓練を実施に努める。

訓練種目としては、初期消火、市との連絡通報、防災マップの利用した避難、応急救護及び高齢者、障がい者、傷病者などの要配慮者の安全確保の訓練等を主として行うものとする。

また、夜間避難訓練及び避難所体験訓練等の実践的な訓練を行うよう努める。

なお、自主防災組織やボランティア等からの指導・協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図りながら、積極的に自主防災組織やボランティア等の活動を支援するものとする。

(4) 事業所における実践的な訓練

【主な実施機関】 市（教育委員会、健康福祉部、企画総務課、商工観光課、消費生活センター、危機管理課）、消防本部及び各消防署、防災士会

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

なお、これら事業所は、地域の一員として、市及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じて地域の防災対策行動への貢献に努める。

5 認定こども園、学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

【主な実施機関】 市（教育委員会、健康福祉部、危機管理課）、各消防署、消防団、防災士会、社会福祉協議会

避難行動に支援が必要な児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の生命・身体の安全を図り、被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して、避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

6 広域合同防災訓練

(1) 訓練の実施

【主な実施機関】	市（建設部、産業経済部、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、社会福祉協議会、近隣市町村、徳島県、阿波吉野川警察署、防災関係機関、防災士会
-----------------	--

隣接市町村及び県と協力しながら、広域合同防災訓練を実施するものとする。

訓練は、大規模な地震の発生を想定し、防災関係機関相互の連携体制の確立や市民と一体となった実際的な訓練を実施することとし、現地対策本部、広域応援体制、ボランティアの受入体制等の訓練を行う。

(2) 消防訓練

【主な実施機関】	市（健康福祉部、建設部、産業経済部、人権課、各支所地域課、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課、）、消防本部及び各消防署、消防団、近隣市町村、徳島県、阿波吉野川警察署、防災関係機関、防災士会
-----------------	--

- ア 災害対策本部の設置及び運営
- イ 現地災害対策本部の設置及び運営
- ウ 情報収集及び伝達訓練
- エ 救出・救助及び救護・応急医療並びにこれらの広域応援体制の確立
- オ 避難準備及び避難誘導並びに指定避難所の機能確保と運営
- カ ボランティアの受入れ及び活用
- キ 緊急物資輸送
- ク 無線による被害情報の収集及び伝達

第3節 緊急輸送体制の整備

第1 方針

人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路の指定・整備、緊急輸送体制の整備について定める。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や国の点検要領に基づき、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

第2 内容

1 緊急輸送路の指定

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、徳島県、警察本部、NEXCO 西日本

(1) 県指定緊急輸送道路

県は、災害時に輸送路を確保するため、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての第1次緊急輸送道路及び防災活動の重要拠点施設である市役所等の主要な拠点と接続する幹線道路としての第2次緊急輸送道路を指定している。

また、第1次、第2次緊急輸送道路を補完し、道路ネットワークを構築する路線として、第3次緊急輸送道路を指定している。

○第1次緊急輸送道路

徳島自動車道 徳島IC～井川池田IC～三好市 愛媛県境
国道318号 阿波市 香川県境～土成IC

○第2次緊急輸送道路

国道318号 土成IC～徳島吉野線（阿波市）
鳴門池田線 阿波市～三好市＜事業中＞
松茂吉野線 全線（松茂町～阿波市）
徳島吉野線 国道318号（阿波市）～宮川内牛島停車場線（阿波市）
宮川内牛島停車場線 徳島吉野線（阿波市）～国道192号（吉野川市鴨島町）
徳島吉野線（阿波市吉野町）～鳴門池田線（阿波市吉野町）

阿波市道

西原北二条線 阿波市土成支所～船戸切幡上板線（阿波市）
末広古田線 鳴門池田線（阿波市）～市道市場東部線（阿波市）
市場東部線 市道末広古田線（阿波市）～阿波市役所
北原3号線 土成緑の丘スポーツ公園～市道大規模幹線農道線（阿波市）
南整理7号線 船戸切幡上板線（阿波市）～市道西長峰工業団地線（阿波市）
西長峰工業団地線 市道南整理7号線（阿波市）～市道西林・西長峰線（阿波市）

西林・西長峰線 市道西長峰工業団地線～西長峰工業団地
大規模幹線農道線 船戸切幡上坂線（阿波市）～土成工業団地線

○第3次緊急輸送道路

市場学停車場線 鳴門池田線（阿波市市場町）～国道192号（吉野川市）

(2) 市における輸送路の確保

市においては、県指定の第1次、第2次、第3次緊急輸送道路につながり、指定避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路を優先的に復旧できるよう努め、災害時の輸送路の確保を図るものとする。

【防災マップ 避難路(緊急輸送道路)参照】

なお、以下の路線については、防災上の重要路線のため、迅速な啓開を県に要望する。

志度山川線 阿波市～吉野川市山川町

船戸切幡上坂線 阿波市～上坂町

(3) 道路管理者による平常時からの道路施設等の状況把握

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

2 民間事業者との連携

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課、危機管理課）、徳島県

(1) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておき、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握するなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3 緊急輸送活動

【主な実施機関】 市（教育委員会、建設部、危機管理課）、徳島県

(1) 県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

(2) 市は、県と連携し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 ※「徳島県広域防災活動計画」参照

4 緊急通行車両の事前届出

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、徳島県

警察本部が行う緊急通行車両の事前届出制度を、民間事業者等に対して周知を行う。

第4節 自主防災組織の育成

第1 方針

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減を図れることを強く認識して、その対策への取組を推進する必要がある、市民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

そのためにも、県と連携し、地域住民、事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、市民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

こうした点を踏まえ、地震その他の大規模災害に際して、消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、市民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに育成強化を図るものとする。

第2 内容

1 災害対策の役割分担

【主な実施機関】 市（危機管理課）、各消防署、市民、自主防災組織、防災士会
--

- (1) 市民の役割 自助： 「自らの身は自ら守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう。（各組織が自分の組織を守るための活動を含む。）
- (2) 地域の役割 共助： 地域連携による防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）
- (3) 行政の役割 公助： 行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強い地域を実現する活動をいう。

2 自助における防災対策

【主な実施機関】 市（危機管理課）、市民、防災士会

市民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において、次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

市は、防災出前講座の実施や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識の向上に取り組む。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

3 自主防災組織の活動計画の作成

【主な実施機関】 市（危機管理課）、各消防署、防災士会

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、次の項目により誰もが理解できる地区防災計画の作成を指導するものとする。

- (1) 平常時の活動
 - ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
 - イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
 - ウ 初期消火、救出・救助用の防災資器材等の備蓄
 - エ 家庭及び地域における防災点検の実施
 - オ 地域における高齢者、障がい者等の要配慮者の把握
 - カ 危険な場所、指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び市民への周知
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止、初期消火の実施

- ウ 避難誘導及び率先避難
- エ 救出救護の実施
- オ 給食、給水
- カ 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- キ 炊き出しの実施及び協力
- ク 救援物資の分配及び指定避難所の運営に対する協力等

4 自主防災組織の育成支援等

【主な実施機関】 市（危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、市民、自主防災組織、防災士会

(1) 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。

このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって各種災害による被害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

自主防災組織を中心とした地域の防災体制の強化に向け、日頃の教育、訓練に加え、特に地域の防災リーダーの養成のための取組や必要な資材又は機材の整備等を行う。

(2) 自主防災組織の組織率の向上

防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

また、自主防災組織の結成が遅れている地域に関しては、組織を結成する際に必要な資機材の整備の支援を行い、組織率の向上を図るものとする。

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、市民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模が望ましいことから、既存の地域コミュニティ（以下「自治会等」という。）単位に結成することを目標とする。

(4) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

ア 協力体制の整備

自主防災組織間の協力体制を整備するため、市内の小中学校区において自主防災組織の連合会を設置し、小中学校区での防災訓練等を実施することにより地震、風水害、その他災害によるや防災減災の共有化を図る。

また、市内の自主防災組織間の情報や意見交換を行う機会を設けるため自主防災組織連合会の代表者をもって構成する自主防災組織連絡協議会の設置に努める。

イ 市職員の積極的参加

市の職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

ウ 自主防災資器材の充実等

各自主防災組織に対し、防災活動に必要な資器材の充実を図るほか、自主防災組織の活動支援に努める。

なお、自主防災組織ごとに整備する資器材の管理は各自主防災組織で行うものとする。

資 器 材 名	整 備
防災資器材貸与規程による	同規程による

エ 防災士の養成・防災リーダーの育成

市民団体等を含めた幅広い市民を対象に、自主防災組織等の地域の防災リーダーを育成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。そのため、防災士も資格取得に向けた支援を行う。

その際、教育訓練を受けた消防団員の活用を図るとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織

自主防災組織は、自治会等单位での結成した組織とし、組織を取りまとめる会長、副会長ほか活動班を編成し活動班ごとに班長を置くことを基本とする。

なお、消防団員は、平常時の防災訓練の指導等にあたるものとするが、災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため、自主防災組織の活動班には組み入れないものとする。

イ 自主防災組織連合会

自主防災組織連合会は、自主防災組織の上部団体として小学校区単位で設立し、連合会を取りまとめる会長、副会長ほか地域の実情に即した組織とする。

なお、消防団は、自主防災組織とともに地域防災活動の中核的な役割を担い、防災訓練等の平常時の防災活動での連携強化を図るが、災害発生時には防災活動を行うため、自主防災組織連合会には組み入れないものとする。

ウ 自主防災組織連絡協議会

自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織間の情報や意見交換を図るため、自主防災組織連合会の代表者をもって構成する。

エ 自主防災組織の活動班

活動班	活動内容
① 総務班	各班の活動状況の把握調整及び自主防災組織連合会との連絡調整を行う。
② 情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 消火班	初期消火を行う。
④ 救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
⑤ 避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
⑥ 給水給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦ 避難所運営班	指定避難所の自主的運営を行う。

オ 自主防災組織連合会の活動班

活動班	活動内容
① 総務班	所属する自主防災組織の相互応援等の防災活動の調整を行う。
② 情報班	地域及び広域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③ 避難所運営班	給水給食及び救援物資等の配分を行う。

(6) 自主防災組織等の活動内容

ア 平常時の活動

組織	活動内容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資器材の管理 ・ 防災訓練
自主防災組織連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する自主防災組織との連絡調整 ・ 婦人会、子供会、青年団、PTA及びボランティア団体等の市民団体並びに社会福祉施設及び事業者等との間に地域の防災活動の連携を目的としたネットワークづくりを行う。

イ 災害時の活動

組織	活動内容
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配付 ・ 指定避難所の開設・運営
自主防災組織連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する自主防災組織との連絡調整 ・ 給水給食及び救援物資等の配分 ・ 自主的で秩序ある指定避難所の運営のために必要な市職員、学校職員、ボランティア等との連絡調整

(7) その他、地域コミュニティにおける防災活動の推進

地域コミュニティを市民防災活動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成

員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域の状況に応じた地域防災活動に参加し、ボランティアや各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導や助言等の支援に努める。

(8) 関係団体との協調

自主防災組織は、災害発生時に協力・連携が取れるよう、市の防災担当課や消防機関等との連絡体制及び協力体制の確立に努めるものとする。

(9) 地区防災計画の作成

阿波市防災会議は、「地区防災計画制度」により、必要に応じて本計画に地区防災計画を定めるよう努める。

また、地区居住者等が阿波市防災会議に対し、本計画に地区防災計画を定めるよう提案(計画提案)があった場合、阿波市防災会議は本計画に定めるべきかを判断する。

第5節 ボランティア受入体制の整備・運用

第1 方針

東日本大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

大規模な災害になればなるほど、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

また、発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この運用計画についても作成しておく必要がある。このため、市では、大規模災害時におけるボランティア活動が、効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備を推進する。

第2 内容

1 ボランティア活動の普及啓発

【主な実施機関】 市（社会福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会

(1) ボランティア活動の普及及び啓発

社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより市民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

(2) 災害ボランティア登録制度の創設等

災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、災害ボランティア登録制度を創設する。

ア 登録対象者

- (ア) 市内に在住又は勤務する個人又は団体
- (イ) 市内に活動拠点を有する個人又は団体

イ 活動内容等

(ア) 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ・ 炊き出し
- ・ 清掃
- ・ 救援物資の管理及び配付
- ・ 被災者の生活支援や話し相手
- ・ 専門ボランティアの補助等

(イ) 専門ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術若しくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

特に、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び建築物危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士の養成に努め、資格者を把握する。

- ・ 平常時に行う建物の耐震診断
- ・ 災害時に行う建物や宅地の危険度判定
- ・ アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ・ ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- ・ 特殊車両による救援
- ・ 救急救護
- ・ メンタルケア
- ・ 介護
- ・ 通訳・手話等

(ウ) ボランティアコーディネーター

一般ボランティアの中から希望者を募り、県の協力を得ながらボランティアニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

2 NPO・ボランティア等との連携

【主な実施機関】 市（社会福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会

市及び社会福祉協議会は、平常時から日本赤十字社、NPO・ボランティア等、企業、大学とのネットワークや社会貢献活動、地域活動を行っている団体及び災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

3 ボランティア受入体制等の整備

【主な実施機関】 市（社会福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会

NPO・ボランティア等だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。そのため、「災害時受援計画」を作成する。

このため、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成等により体制づくりを推進する。

4 ボランティア活動への支援

【主な実施機関】 市（社会福祉課、企画総務課、危機管理課）、社会福祉協議会

(1) 活動拠点の整備

災害発生時においてボランティア活動の拠点となる「災害ボランティア支援センター」を社会福祉協議会に設置するものとし、平常時から拠点整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、携帯電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を進めておくものとする。

(2) ボランティア活動時における保険制度の整備

ボランティア活動中の事故に対応するため、災害及び二次災害等担保特約保険に加入する。

(3) 専門ボランティアの活動への支援等

専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動を支援するための方策検討等を行い、活動体制の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成促進に努める。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常気候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

5 情報共有会議の整備・強化

【主な実施機関】 市（社会福祉課、危機管理課）、社会福祉協議会

社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

【主な実施機関】 市（社会福祉課、環境衛生課、危機管理課）、社会福祉協議会

社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知に努める。

第6節 企業防災の促進

第1 方針

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の作成、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要ライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第2 内容

1 周知・啓発

【主な実施機関】 市（建設部、商工観光課、消費生活センター、危機管理課）

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の作成・運用を行うよう、講習会の開催や広報等を実施する等情報提供体制等の条件整備を行う。

2 防災力向上の推進

【主な実施機関】 市（建設部、商工観光課、消費生活センター、危機管理課）

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

企業からの「事業継続計画（BCP）」作成支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言等の支援に努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用するなど、協力事業所の社会的評価や信頼性を高め、事業所における消防団活動へのより一層の理解及び協力の促進に努める。

3 中小企業等の防災・減災対策の促進

【主な実施機関】 市（建設部、商工観光課、消費生活センター、危機管理課）

商工会と連携を図り、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 災害時の対応

【主な実施機関】 市（建設部、商工観光課、消費生活センター、危機管理課）

事業者に対して、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう促す。

第7節 避難行動要支援者支援対策の充実

【主な実施機関】 市（社会福祉課、市民課、各支所地域課、企画総務課、危機管理課）、 社会福祉協議会
--

第1 方針

近年の急速な高齢化や国際化、さらには市民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が重要となる。

避難行動要支援者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があること等から、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策等が重要となる。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の避難行動要支援者の安全確保を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 内容

1 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者支援対策マニュアルの作成

県の作成した避難行動要支援者支援対策マニュアルをもとに、市の現況に沿った避難行動要支援者支援対策マニュアルの作成に努める。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

ア 関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

この際、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 支援体制の整備

個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(5) 福祉避難所

ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努める。

イ 福祉避難所の指定

社会福祉施設等の管理者との協議により、避難生活に必要な空間の確保や施設内のバリアフリー化、医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保された福祉避難所（二次的な避難施設）を事前に指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮に努める。

指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市有施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れられるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

関係機関等の協力を得て、福祉避難所での生活相談員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。

エ 福祉避難所の周知

福祉避難所に関する情報を、広く市民に周知するよう努める。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

オ 福祉避難所の運営

「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを更新し、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

2 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設等の安全確保

ア 社会福祉施設等の利用者の大半については、ねたきり高齢者、障がい者及び傷病者等のいわゆる「要配慮者」であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

イ スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

ウ 浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の安全確保のため、危険性について、施設管理者への周知、講習会の推進などに配慮する。

(2) 避難計画の整備

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた、主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、市に報告を行うものとする。

(3) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を作成し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、地域の特性に配慮した防災訓練等についても実施するものとする。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努めるものとする。

3 避難行動要支援者対策

【主な実施機関】 市（健康福祉部、危機管理課、その他各課）、防災士会、社会福祉協議会

要配慮者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って要配慮者について整理すると、

- ① 発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中で障がい等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に指定避難所等での生活に支援が必要となった者

となる。このうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供する。

また、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、市は本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生・児童委員、防災士会、社会福祉協議会、自主防災組織を避難支援等関係者とする。

(2) 避難行動要支援名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者について、避難行動が困難な理由を詳細に整理すると、以下のとおりである。

ア 災害に関する警報や避難指示等の必要な情報を取得することの困難

イ 災害に関する警報や避難指示等の必要な情報を理解することの困難

ウ 災害が発生、又は発生のおそれがある時に、避難が必要かどうか判断することの困難

エ 実際に避難するための移動等の困難

本市では、「避難行動要支援者」は、以下の条件を有する在宅等の者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 75歳以上の高齢者のみの世帯又は障がい者のみの世帯及び難病患者のうち自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難な者
- ⑥ 上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとする。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

- (3) 避難行動要支援名簿作成に必要な個人情報及び入手方法
市において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。
また、市が把握していない情報（例えば、難病患者に係る情報等）の取得が避難行動要支援名簿の作成に必要なと認められる時は、知事その他の者に対して、情報提供を求める。
情報提供の依頼及び提供に際しては、災害対策基本法に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。
- (4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項
避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講ずる。
ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に秘守義務が課せられることを十分に説明すること
ウ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること
エ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないように指導すること
オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導すること
カ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること
キ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する指導を行うこと
- (6) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
避難行動要支援者が円滑に避難するため、又は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達に当たっては、以下の事項を配慮する。
ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること
イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
ウ 高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選んで流すこと
エ 外国人に対する情報提供の方法について検討すること
- (7) 避難支援等関係者の安全確保避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、個人や支援者の家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

(8) 地域住民による支援

自主防災組織などで避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

(9) 市における支援体制の確立

災害発生時の避難支援は、迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出については、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握を行う。そのため、共有、避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。

また、消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

長期の避難については、指定避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、避難行動要支援者に配慮した計画を作成する。

(10) 防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。

(11) 緊急通報システムの整備

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報装置の設置を促進するなど、必要に応じて緊急通報システムの整備に努めるものとする。

(12) 的確な情報伝達活動

避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、社会福祉関係者や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

また、避難行動要支援者が指定避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報機器の整備に努める。

4 外国人等に対する防災対策

【主な実施機関】 市（市民課、各支所地域課、企画総務課、危機管理課）

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備等に努める。

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑に支援できるよう、平常時において外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めるものとする。

- (2) 防災基盤の整備
指定緊急避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努めるものとする。
- (3) 防災知識の普及啓発及び訓練の実施
日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業者等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。
- (4) 防災訓練の実施
外国人の防災への行動認識を高めるとともに、災害時に迅速かつ確な行動がとれるよう、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施するものとする。
- (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保
外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう外国語通訳や翻訳を行うボランティアなどの確保を進めるものとする。

5 河川の浸水想定区域にある特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への防災対策

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、危機管理課）、社会福祉協議会

- (1) 洪水予報の伝達方法
洪水予報等の伝達にあたっては、阿波市ケーブルネットワークの音声告知端末（以下「音声告知端末」という。）、広報車の活用等により地域住民に対して伝達し、情報を迅速かつ的確に伝える。
- (2) 指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保
洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。
- (3) 施設への伝達方法
浸水想定区域内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、音声告知端末等により洪水予報等を伝達する。
※水防法第 15 条第 1 項第 4 号の規定に基づく施設の一覧は、第 1 章総則の第 2 節阿波市の概要（地勢、地質及び気象）に記載のとおり。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

平常時から危機管理課と人権課が連携し、次のような施策を推進する。

(1) 防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進

各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進し、さまざまな立場のニーズに配慮するよう努める。

また、防災会議委員の女性委員の参画に努める。

(2) 女性リーダー等の育成

小学校区毎の自主防災組織の結成においては、女性リーダーや役員の育成を促進する。

(3) 消防団における女性の活躍促進

自主防災組織及び小中学校等の防災訓練等への女性消防班の参加を促進する。

(4) 災害現場への女性職員の積極的登用

災害発生時において、女性職員を積極的に登用し、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した対応活動に努める。

第8節 帰宅困難者等対策

【主な実施機関】 市（健康福祉部、市民課、商工観光課、消費生活センター、各支所地域課、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）

第1 方針

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。こうした人々に対して適切に情報を提供できるよう努める。

第2 内容

1 市民への啓発

市民が他の地域で帰宅困難者になることも想定し、市民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の指定緊急避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及啓発に努めるものとする。

2 企業等への普及啓発

企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

3 安否確認手段の支援

災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

4 災害時帰宅困難者支援ステーションの確保に対する周知及び協力

市及び事業者は、県が行っている「災害時帰宅困難者支援ステーション」の確保に対して、協力するものとする。

※災害時帰宅困難者支援ステーションは、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示し、災害時帰宅困難者の利便性の向上を図るとともに、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の指定避難所情報の提供
- (6) 防災マップ情報の提供

5 帰宅困難者への情報提供体制の整備

帰宅困難者に対し必要に応じて指定避難所等の滞在場所の提供を行い、必要な情報を提供する。また、インターネットによる情報の提供を行う。

第9節 広域応援・受援体制の整備

【主な実施機関】 市（建設部、水道部、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）、徳島中央広域連合消防本部（以下「消防本部」という。）

第1 方針

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結する等して、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

細部は、「阿波市災害時受援計画」による。

第2 内容

1 応援・受援体制の整備

(1) 応援体制の整備

ア 応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。

また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 被災市町村より応援要請を受けた場合、直ちに応援隊の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項についての業務方法について定めるものとする。

(ア) 支援対策本部の設置及び運営

(イ) 派遣部隊の編成及び派遣

(ウ) 携行資機材の調達及び運搬

(エ) 応援活動の作業手順等

ウ 応援にあたっての留意事項

派遣部隊は、被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材、通信機材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

また、派遣職員の健康管理やマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する。

エ 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(2) 受援体制の整備

ア 円滑に他の市町村、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。

イ 訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用に努める。

ウ 災害発生時の受援要請が迅速かつ円滑に行われるよう受援要請手続き及び連絡方法を定め職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

エ 応援要請後直ちに応援隊の受援体制の整備手続きを定め職員への周知徹底を図るものとする。

なお、受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

(ア) 受援方法の詳細を示す受援業務計画の作成

(イ) 応援隊が自律できない場合の食料、飲料水、宿舎等の準備

(ウ) 応援隊との連絡調整

(3) 広域避難体制の整備

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 災害時相互応援協定の締結の促進

「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図るとともに、応援に必要な条件整備に努めるものとする。

さらに、同時に被災する可能性の低い離れた位置にある県内外の市町村との相互応援協定の締結をするなど広域応援体制の拡充に努めるものとする。

また、すでに締結している協定についてはその内容を常に検討し、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

3 消防機関の相互応援

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、名西消防組合、海部消防組合、板野東部消防組合、板野西部消防組合、徳島中央広域連合、みよし広域連合、那賀町が平成 27 年 12 月 1 日締結）及び「徳島県市町村消防相互応援協定」（平成 10 年 4 月 1 日締結）を踏まえ、消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

第10節 情報通信ネットワークの整備

第1 方針

大規模な災害が発生した場合、多種多様かつ多量な災害情報が発生するなかで、市及び防災関係機関は緊密な連携のもとに被害状況を把握、伝達し、的確かつ迅速に応急対策を実施するとともに、避難者等に対しては適切な広報活動を行い、災害による社会的混乱を最小限に防止する必要がある。

このためには、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達が不可欠であるので、市及び防災関係機関は、最新の情報通信技術を適用した情報通信ネットワークを整備する必要がある。

また、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、屋外拡声器、音声告知端末、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの災害時における情報収集・伝達等への積極的な活用に努める。

第2 内容

1 情報通信体制の整備

【主な実施機関】	市（市政情報課、契約管財課、危機管理課）、消防本部、防災関係機関
----------	----------------------------------

(1) 情報収集体制の整備

市及び防災関係機関は、市内の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、情報収集要員を定める等情報収集体制を整備するとともに、被害状況捕捉システムを確立するなど、情報収集機能の向上に努めるものとする。

また、国、県と連携し、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、総合情報通信ネットワークシステムやケーブルテレビ等を活用すること等により、震度情報ネットワークその他の災害情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

(2) 情報連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、情報連絡担当者を定める等情報伝達体制を整備するものとする。

ア 指定電話及び情報連絡担当者

市及び防災関係機関は、情報伝達を円滑に行うためあらかじめ指定電話及び情報連絡担当者を定め、情報連絡窓口を一本化するものとする。

イ 情報連絡体制

災害に係る情報連絡体制は次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部が設置されていない場合 危機管理課（電話 36-8703）

(イ) 災害対策本部が設置された場合 災害対策本部室（電話 36-8790）

ウ 有線電話の優先使用

市及び防災関係機関は災害発生時における有線電話の異常ふくそうにより一般通話が制限される可能性があることから、災害情報の収集及び伝達を円滑にするため「災害時優先電話」に加入申込み及び更新を行っておくものとする。

また、市及び西日本電信電話株式会社徳島支店は、有線電話の異常ふくそうによる通信不能の事態が生じないように、日頃から市民に対し災害発生時における電話利用の自粛の呼びかけを行っておくものとする。

I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

エ 通信手段の多様化

市及び防災関係機関は、通信手段の途絶に備え、アマチュア無線、携帯電話、タクシー等の業務無線等各種の通信手段が利用できるような体制の整備に努めるものとする。

オ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制の充実を図る。

カ Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 広報体制の整備

市民及び事業所に対し被害情報等の災害情報を広報するため、災害広報要員を定める等広報体制を整備するとともに、災害情報を迅速に広報するためのシステムの確立等情報伝達機能の向上に努めるものとする。

2 防災通信設備の整備

【主な実施機関】 市（市政情報課、契約管財課、危機管理課）、消防本部、徳島県、防災関係機関
--

(1) 防災通信設備の整備

ア システム構成

市及び防災関係機関は、災害情報の収集及び伝達・連絡のために、次の機器により構成される防災通信システムを整備に努めるものとする。

有線通信設備	無線通信設備
消防報知専用電話 直通電話 消防専用電話 災害時優先電話 ケーブルテレビ	県総合情報通信ネットワークシステム （県ネットワーク無線） 救急無線 消防団用無線 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

イ 整備方針

防災通信システムは、有線通信途絶時にも通信機能を確保できるよう、有線通信設備に併せて無線通信設備の整備に努めるものとする。

ウ 運用方針

市及び防災関係機関は、通信設備として有線通信設備を活用することを原則とする。

ただし、有線通信が途絶したときは、総合情報通信ネットワークシステムのほか他機関の無線通信設備を活用するものとする。

(2) 防災対策要員緊急招集システムの整備

防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

ア 機器の登録

市は、災害対策本部要員等が個人的に利用している緊急連絡用機器の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

(3) 防災通信システムの耐震化

重要な防災通信施設には次のような措置を講じておくものとする。

ア 通信用機器の転倒防止工事

イ 自家発電装置の設置及び定期的点検

ウ バッテリーの保管及び更新

エ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

(4) 防災通信システムの高度化

災害時における防災通信機能を向上させるため、地域防災無線等の整備を図るとともに、徳島県と連携しながら地震計ネットワークの整備や総合情報通信ネットワークシステムの拡充など防災通信システムの高度化に取り組むものとする。

3 防災情報システムの整備

【主な実施機関】 市（市政情報課、契約管財課、危機管理課）

(1) 防災情報システムの整備

被害状況の集計・分析やホームページやSNS等に活用するためコンピュータ等情報関連機器の整備に努めるものとする。

(2) 防災情報システムの耐震化

地震に備えて防災情報システム耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

ア 主要機器のシステムの二重化

4 緊急速報メールの活用

市民に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メールの活用を進める。

5 SNSを活用した災害情報の収集・発信

市民に対し、「気象警報」や「避難情報」等、防災情報を迅速・確実に発信できるようSNSを活用するとともに、SNSに投稿された被害情報等を収集できる体制を整備する。

6 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第 1 1 節 防災拠点施設等の整備

【主な実施機関】 市（健康福祉部、財政課、契約管財課、危機管理課）、防災関係機関

第 1 方 針

市及び災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

第 2 内 容

1 地域の防災拠点となる指定避難所の整備・選定

地域の防災拠点であり、物資の集配拠点等として、指定避難所を選定する。

(1) 耐震性等の確保等

指定避難所の建築物については、できるだけ早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するものとする。

また、吊り天井や照明器具等、地震における非構造材の安全性の確認を行うものとする。さらに、LED太陽光照明灯などの施設の整備に努めるものとする。

(2) ライフラインの整備

指定避難所の建築物については、雨水タンク、防災井戸、非常用電源装置、太陽光発電装置などライフラインの整備に努めるものとする。

(3) 備蓄物資

指定避難所に必要な食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時直ちに配備できるよう準備しておくものとする。主な備蓄物資は次のとおりとする。

ア 飲料水、食料	キ 給水用機材
イ 生活必需品	ク 医薬品
ウ 通信機材	ケ 仮設の小屋又はテント
エ 放送設備	コ 防疫用資機材
オ 照明設備（非常用発電器を含む）	サ 工具類
カ 炊き出しに必要な機材及び燃料（鍋、釜、包丁、食器セット）	

2 交流防災拠点及び交流防災広場の設置

本庁舎の防災機能を補完する役割として、本庁舎西側に交流防災拠点施設「アエルワ」を整備し、災害時の後方支援を行う。

また、旧庁舎（旧阿波本庁舎、旧市場支所、旧土成支所、旧吉野支所）の移転や解体によって、防災拠点機能の低下が懸念されることから、旧庁舎周辺に、新たな水防倉庫（土のう作業施設）や防災倉庫などを整備する。

さらに、旧阿波庁舎跡地には、救援救助の訓練施設、旧各支所跡地には、応急仮設住宅用地などに活用できる防災交流広場を整備することで、防災拠点としての機能強化を図る。

3 交流防災拠点施設アエルワにおける後方支援

交流防災拠点施設アエルワは、徳島県広域物資輸送拠点（1次拠点）となっており、国や他自治体等からの支援物資を受け入れ、県西部を中心に各自治体に輸送することとなっている。

また、交流防災拠点施設アエルワは、市内の各避難所へ物資を配送する拠点（2次拠点）でもある。

細部は、「阿波市後方支援計画」による。

第12節 消防施設・装備等の整備

【主な実施機関】 市（危機管理課）、消防団

第1 方針

地震、火災、水害等の発生時は、迅速な対応が求められる。

このため、平素からの消防施設や装備の整備が重要であり、これらを計画的に整備して、即応性の向上を図るものとする。

第2 内容

1 消防施設の整備

(1) 消防団詰所

詰所の老朽化、利便性等について点検し、整備計画を作成し、計画的な整備に努める。

(2) 防火水槽・消火栓

消防署と連携を図り、定期的な点検により、亀裂、損傷による漏水の発見に努め、適時の整備を行う。

(3) その他の施設

排水ポンプ車の格納庫を新設するとともに、定期的な整備により、機能の維持に努める。

2 装備の整備

(1) 消防車

長期的な更新計画を作成し、逐次の更新と定期整備の確行により、機能の維持に努める。

(2) 排水ポンプ車

定期的に整備の確行により、機能発揮の維持に努める。

(3) 消火機材

定期的な点検整備により、必要数を維持する。

第13節 避難（事前）対策の充実

第1 方針

災害時における火災、災害から市民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ指定緊急避難場所及び避難路を選定し、避難計画の作成を行うなど総合的かつ計画的な避難対策を推進する必要がある。

この際、高齢化の進展を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する。また、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、県内の広域避難支援を行う。

第2 内容

1 避難情報の発令体制の構築

(1) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 避難指示等の迅速・的確な判断をするため、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

(3) 県から避難指示等の発令基準の策定等、防災体制の確保に向けた支援を受ける。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

【主な実施機関】	市（教育委員会、建設部、水道部、人権課、各支所地域課、農地整備課、社会福祉課、企画総務課、契約管財課、危機管理課）
----------	---

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の考え方

切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所を明確に区分して指定する必要がある。

指定緊急避難場所及び指定避難所の考え方を次頁の表にまとめる。

	指定緊急避難場所	指定避難所
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設
指定	災害種ごとに市長が指定	災害種を限らず市長が指定
備考	相互に兼ねることができる	

3 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

指定避難所は、災害の種類、規模等を考慮し、最寄りの安全な学校等とし、施設を管理者の同意を得た上で指定する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。

なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を講ずる。

【資料編 避難所一覧】

(2) 指定避難所の整備

ア 指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大も図る。

イ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

延焼火災、がけ崩れ、洪水、雨水出水等の危険性の高い地域について、市民等を安全に避難させるため必要に応じ次の基準により指定緊急避難場所を指定しておく。

ただし、指定緊急避難場所としての適格性の判断は各地区の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者を安全に保護することのできる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンドその他の公共空き地であること。

イ 木造密集地から300m以上離れていること。

ウ がけ崩れ、地すべり、土石流、洪水・雨水出水による浸水などの危険のないところで、付近に多量の危険物等が備蓄されていないところであること。

エ 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。

オ 地区分けをする場合においては大字等の集落を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、市民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

カ 指定緊急避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること。

キ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の配備を図ること。

ク 指定緊急避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

(2) 指定緊急避難場所の整備

円滑な避難誘導及び指定緊急避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、指定緊急避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

ア 指定緊急避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民への周知を図る。

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所内で円滑な給水活動ができるよう、ポンプ、浄水器等の整備及び水源の確保を図る。

ウ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

エ 高齢者等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所以外のオープンスペースの確保

公園緑地等のオープンスペースは、災害発生時においては避難地や延焼遮断帯、市民救助・救援及び応急生活の場となり、復興期にはコミュニティ活動の拠点となる等、重要かつ多様な機能を有していることから、公園緑地の維持管理に努めるとともに、小規模な空き地及び未利用地について、体系的かつ計画的に確保するよう努める。

5 指定避難所・指定緊急避難場所に関する報告

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止するときは、市に届出する。

(3) 指定避難所・指定緊急避難場所が廃止されたり、又は政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

6 福祉避難所の指定

避難行動要支援者の避難を支援するため、「阿波市地域防災計画 第2章災害予防 第7節 避難行動要支援者対策の充実 第2 1 (4) 福祉避難所」に沿って、福祉避難所を指定する。

【資料編 避難所一覧を参照】

7 避難路の選定

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、企画総務課、危機管理課）

市民が安全に指定緊急避難場所等へ避難するための避難路として、私道を除き、市内の全ての道路を避難路として指定する。

各自主防災組織（自治会）は、おおむね次の基準により選定し、確保するものとする。

- (1) おおむね8 m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとし、原則として一方通行で避難できること。
- (3) がけ崩れ、洪水・雨水出水による浸水等の危険のない道路であること。

8 避難誘導體制の整備

【主な実施機関】 市（健康福祉部、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊

- (1) 避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (2) 市民の避難誘導體制
 - ア 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の市民の避難誘導等の警戒避難体制をあらかじめ計画する。
 その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
 - イ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて市民への周知徹底に努める。
 - ウ 洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

9 指定避難所・指定緊急避難場所に関する広報

【主な実施機関】 市（教育委員会、建設部、農地整備課、市政情報課、企画総務課）

市民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、指定避難所・指定緊急避難場所の標示板を設置し、市民に対して周知徹底を図るものとする。

また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- (1) 指定避難所・指定緊急避難場所の広報
 - 指定緊急避難場所について、地域住民に対し次の事項の周知徹底に努めるものとする。
 - ア 名称
 - イ 所在位置
 - ウ 経路
 - エ 収容人数（指定避難所）
 - オ その他必要な事項
- (2) 避難のための知識の普及
 - 次の事項について市民への普及徹底に努めるものとする。

- ア 平常時における避難への備え
- イ 避難時における知識
- ウ 避難収容後の心得
- エ 防災マップの内容（吉野川の洪水氾濫による浸水想定区域、中小河川の氾濫による浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域、指定緊急避難場所、指定避難所等）

10 市管理施設の避難計画の作成

【主な実施機関】 市（教育委員会、建設部、人権課、商工観光課、消費生活センター、各支所地域課、企画総務課、契約管財課、危機管理課）
--

災害発生時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、市管理施設について具体的な避難計画を作成しておくものとする。

具体的な避難計画は、「阿波市地域防災計画共通対策編 第3章災害応急対策 第9節避難（指示等）の実施」を参照すること。

11 避難指示等の判断基準の整備

避難指示等の判断基準を適時に見直し、具体的な避難指示等の発令や伝達方法を定め、市民等の円滑かつ安全な避難に努めるものとする。

12 広域避難支援

大規模災害発生時においては、市の災害対応に支障のない範囲において「徳島県広域避難ガイドライン」に基づき、県内の広域避難者を受け入れる場合がある。

第14節 物資等の備蓄体制の整備

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、水道部、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、契約管財課、危機管理課）

第1 方針

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていくため、食料・飲料水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。

このため、自ら備蓄することの必要性を市民に周知するものとする。

また一方で、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行う等地域住民の生活に密接した物資の確保を行う必要がある。

したがって、市民の発災初期の避難生活が円滑に進められるよう、食料、生活物資等の応急備蓄について、必要量を踏まえ確保に努める。

第2 内容

1 食料の備蓄整備

(1) 備蓄

市民は、発災初期の避難生活のための応急食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

ア 市民の家族構成に応じた非常食最低でも3日分（できれば1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。

イ 家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のため非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

(2) 輸送

民間からの調達や国及び他の都道府県等からの支援により供給される大量の物資を迅速に被災地に輸送するため、交流防災拠点施設アエルワにて受入れる。

また、「災害時受援計画」を作成し、平時から輸送体制の整備に努める。

ア 輸送体制

交流防災拠点施設アエルワに集積される物資を指定避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、交流防災拠点施設アエルワでの大量の物資の仕分けや指定避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

2 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低でも3日分（できれば1週間分）の世帯人数分を目標とする。

災害時において被災者1人当たり1日3リットル程度の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、ポリタンクの確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努めるものとする。

また、老朽管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

3 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、これらをさらに整備し、必要量を検討し備蓄に努め、販売業者と十分協議しその協力を得るとともに、物資調達に関する協定により、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要がある。

4 救助救命及び水防に必要な備蓄資器材の整備

災害救助・救命資機材については基本的に消防、警察、県を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては市が補完的に整備し、備蓄に努めることとする。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）については、民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

5 医薬品等の備蓄

市内医療機関と協力し、災害時の医療救護活動に必要なとされる医薬品等の備蓄をすすめ、民間薬剤業者との協力体制を確立し、災害時における医薬品等の流通備蓄の確保を講ずるものとする。

血液製剤については日本赤十字社徳島県支部を通じ、徳島県赤十字血液センターから迅速に供給される。

6 飲料水の供給体制の整備

【主な実施機関】 市（教育委員会、水道部、企画総務課、危機管理課）

(1) 飲料水の備蓄

ア 目標数量

市の想定避難者約5,200人の1日分（1人3リットル）程度に相当する量为目标とする。

(2) 飲料水等の確保対策

- ア 小中学校の給水設備等の耐震化に努める。
- イ 飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、利用可能な井戸の登録、ろ水器の配備等により飲料水及び生活用水を確保する。
- ウ 浄水器の導入により飲料水を確保する。
- エ 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。

7 食料等の供給体制の整備

【主な実施機関】 市（水道部、商工観光課、消費生活センター、企画総務課、危機管理課）

(1) 食料の備蓄

ア 目標数量

市の想定避難者約 5,200 人の 1 日分程度に相当する量を目標とする。不足分については、流通備蓄と事業者等との協定により確保に努める。

また、市民は、日頃から最低でも 3 日分（できれば 1 週間分）の食料について備蓄に努めるものとする。

イ 品名

- (ア) 主食 乾パン、アルファ米、即席めん、その他
- (イ) 乳児食 粉ミルク、離乳食、ほ乳びん、その他
- (ウ) 副食品等 副食品（梅干し、つくだ煮、缶詰め等）、調味料（塩、みそ、しょうゆ等）、要配慮者向け食品（粥、減塩食品等）、アレルギー対応食

(2) 食料等の備蓄体制

(1)のアの目標数量の食料備蓄に努めるとともに、更新及びメンテナンスに配慮するものとする。

8 その他の備蓄現況

備蓄の現況を平常時より把握しておくものとし、不足する品目については、早期に目標数量を満たせるよう努める。

【資料編 防災資器材に関する資料】

9 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

- (1) 備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県、他市町村及び防災関係機関と情報共有を図り、相互に協力するように努める。
- (2) 物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第15節 孤立集落対策の強化

第1 方針

大規模な災害による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、市民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図るものとする。

第2 内容

1 孤立化集落対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、各消防署、消防団

(1) 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、市民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- ア 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- イ 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある個所に対する事前通行止め

(2) 孤立予想集落の特定

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努め、特定する。

把握に当たっては、過去の災害での事例、次の孤立化のおそれのある集落の例を参考にするとともに、消防署、消防団等防災関係機関から意見を聴取する。

ア 道路状況

- (ア) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (イ) 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- (ウ) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (エ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- (オ) 道路及び橋が冠水する等により、交通途絶になる可能性が高い。

イ 通信手段

- (ア) 電気の途絶により、通信機器が利用できなくなる可能性が高い。
- (イ) 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。
- (ウ) 大規模な浸水により、中継局等に被害が発生し通信が途絶する可能性が高い。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、四国電力、N T T西日本などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

ウ アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

エ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

オ 孤立が予想される集落において、食料、飲料水等の生活物資、医療品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

(2) 電気通信事業者

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市

ア 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

イ 孤立化した集落での指定避難所の開設や食料、飲料水等日常生活に必要な物資を確保する。

ウ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 徳島県

ア 市からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

イ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。

ウ 県を通じて放送事業者への緊急情報伝達要請を行うほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 電気通信事業者

被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者

建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第16節 ライフライン施設の安全性強化

第1 方針

水道、電気、電話等のライフライン施設について、地震等の災害時を想定した定期的な点検や耐震化対策を実施し、災害が発生した場合でも被害を最小限にとどめるとともに、施設設備を迅速に復旧できるよう、安全性の確保に努める必要がある。このため、ライフライン関係機関は相互に連携を図り対策を推進するものとする。

第2 内容

1 水道施設災害予防計画

【主な実施機関】 市（水道部）

(1) 水道設備の災害予防対策

ア 配水施設等の安全性診断及び安全性対策の実施

災害の発生による断水及び減水を抑制するため、配水施設等の重要な施設設備について被災を最小限にとどめる計画を作成し、施設設備の新設及び改善計画にあわせて計画的に整備する。

過去の災害で被災した箇所や法指定されている場所に隣接する施設設備については、そうした点を踏まえた十分な防災対策を図るものとする。

イ 施設の点検

水道施設の維持管理に当たっては、貯水、浄水、導水、送水及び配水の巡回点検を行い、安全性の担保に努める。

ウ 断水の抑制対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化等の対策を実施し、被害区域の最小限化を図り、断水地域拡大の防止に努める。

エ 設計図面等の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対処ができるよう日頃から図面の整備を推進し、施設設備の状況を把握するよう努める。

オ 災害時用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において市の水道部が保有することが適当なものについては事前に確保し保管場所を定め、不足する資機材に備えて市の水道工事指定業者と連携を図る。

【資料編 水道工事事業者一覧】

カ 教育訓練の実施

災害の発生時に的確な対応を取ることができるよう、危機管理課と連携して教育、訓練及びその指導を実施し、緊急時における迅速な対応に備える。

キ 被災しにくい資機材の確保

災害が発生しても影響を受けにくい資機材の利用など、設備設計での対応を推進する。

ク 応急復旧対策

水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

- (ア) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (イ) 管理者は地震発生後、直ちに被害状況を確認し、重要な施設の点検を行う。
- (ウ) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (エ) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- (オ) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

2 電気・電話施設災害予防計画

【主な実施機関】 市（契約管財課、企画総務課、危機管理課）、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、N T T 西日本

(1) 電力施設における災害予防対策

四国電力(株)及び四国電力送配電(株)は、災害に対する電力施設の安全性確保について、日頃から市と相互に情報連絡を取り合いつつ、送電設備、変電設備、配電設備等についての災害対策を推進するものとする。施設の新設などの際には、災害の発生が見込まれる場所を回避する等の対応が取れるよう、減災に向けた取組に努める。

(2) 電気通信施設における災害予防対策

西日本電信電話(株)（N T T 西日本）は、災害に対する通信施設の安全性確保について、日頃から市と相互に情報連絡を取り災害対策を推進するものとする。

また、衛星回線を利用した通信設備の利用等、災害発生時の協力体制の確立についてあらかじめ協議を実施し、必要な協定の締結を推進する。施設の新設などの際には、災害の発生が見込まれる場所を回避する等の対応が取れるよう、減災に向けた取組に努める。

第 1 7 節 建築物の災害予防対策

第 1 方 針

建築物の安全基準は、建築基準法で定められており、昭和 25 年に制定されて以来、過去数度の法改正等により、耐震性の基準が強化されている。

近年発生した地震では、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足させていない建築物に被害が多く集中していることから、それらの耐震性能を有さない既存建築物に対し耐震診断及び耐震改修を行い耐震性能の向上を図る必要がある。

また、火災による被害の拡大を防ぐ観点から、建築物の防火対策についても推進することが肝要である。

本計画では、発生時に避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物の耐震性を強化するとともに、新設の公共施設については「耐震設計」を積極的に取り入れ、既存公共施設の耐震調査を実施し、補強計画の樹立に努めることとする。

また、避難路や輸送路に指定されている道路の橋梁等の構築物については、県や関係機関と連携し、補修等の対策推進に努める。

第 2 内 容

1 建築物の不燃化、耐震化の促進

【主な実施機関】	市（教育委員会、健康福祉部、建設部、農地整備課、契約管財課、危機管理課）
----------	--------------------------------------

(1) 不燃性及び耐震性建築物の建築促進対策

建造物の災害対策の重点は、火災予防にあるため、不燃化の促進を図る。木造住宅や木造賃貸アパート、建築基準法の新耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物等について、安全性の向上を図るため、耐震診断実施の普及・啓発を推進するとともに、耐震診断及び耐震改修のための助成制度の普及を図る。

また、政府系統資金を導入した融資の斡旋と、民間資金の利用により、耐火、耐震性建築物の建築の促進を図る。

2 防災上重要拠点施設の不燃化及び耐震化の促進

【主な実施機関】	市（教育委員会、健康福祉部、建設部、農地整備課、契約管財課、危機管理課）
----------	--------------------------------------

(1) 公共施設の不燃化及び耐震化の促進

防災上重要拠点施設である、学校や体育館、コミュニティセンター等の公共・公用施設、市庁舎、支所等の災害対策の拠点となる公共・公用施設、文化施設やスポーツ施設、福祉施設等、不特定多数の市民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合でも施設の安全が確保され、市民の安全を確保できるよう対応に努める。

■ 防災上重要拠点施設

防災上重要建築物	種別	防災上重要建築物	種別
本庁舎	災害対策本部	吉野保健センター	市で設置可能な医療救護所
各支所	現地対策本部	土成中央公民館	〃
消防署	応急活動拠点	市場総合福祉センター	〃
消防団詰所	〃	阿波健康福祉センター	〃
各中学校体育館	指定避難所	社会福祉施設等	福祉避難所
各小学校体育館	〃	交流防災拠点施設 アエルワ	物資輸送拠点
各コミュニティセンター等	〃	土成緑の丘 スポーツ公園	救助活動拠点

(2) 耐震診断及び耐震補強工事の実施

防災上重要建築物に対して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、防災上重要建築物の耐震性を確保する。

3 空き家等対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、契約管財課、危機管理課）

(1) 空き家等除却に対する補助事業

老朽化した空き家は、地震等により倒壊する危険性がある上、道路を閉塞するなど防災上重要な問題を抱えている。

国の「空き家再生等推進事業」では、国と市が空き家等の除去費用の5分の2ずつを補助する制度がある。

また、国の事業に加え、県の「老朽危険空き家除却支援制度」を活用することにより、市が負担していた5分の2の補助のうち半分を県が補助する制度もある。

空き家の所有者に対して、こうした支援事業の周知に努めるとともに、支援事業の活用により、老朽化した空き家等の除却を支援する。

(2) 空家等対策計画

「空家等対策計画」に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

第18節 大規模停電時への備え

【主な実施機関】 市（危機管理課）、各防災関係機関

第1 方針

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努める。

第2 内容

1 知識の普及・啓発

防災関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて、市民に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努める。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) A T Mやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2 事前予防のための取組

電気事業者及び電気通信事業者と連携し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域の特性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に努める。

3 業務の継続に向けた取組

市及び防災関係機関並びに企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め、自家発電装置、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、平素からの点検、訓練等に努める。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者に、発災後72時間の事業継続が可能となる非常電源を確保するよう促進する。

4 訓練の実施

防災関係機関等と連携し、大規模停電・通信障害を想定した訓練を行うよう努める。

第 19 節 災害廃棄物処理体制の整備

【主な実施機関】 市（環境衛生課）、徳島県

第 1 方 針

今後発生する自然災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

第 2 内 容

- 1 国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について、新たな知見等を踏まえ、「阿波市災害廃棄物処理計画」を見直す。
- 2 県と連携して、平時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。
- 3 国と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努める。

第20節 事前復興の取組

【主な実施機関】 市（危機管理課）、各防災関係機関

第1 方針

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

市民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「事前復興」に積極的に取り組む。

第2 内容

1 事前復興の取組

被災前からの復興に向けた様々な取組を「事前復興」と総称し、「準備する事前復興」と「実践する事前復興」に分類する。

(1) 「準備する事前復興」

「準備する事前復興」とは、南海トラフ巨大地震などによる被災イメージを住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2) 「実践する事前復興」

「実践する事前復興」とは、事前実践することで、強い揺れから被災しない状態を実現する取組であり、住宅の耐震化などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。

外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第3章 災害応急対策

第1節 災害応急対策の流れ

【主な実施機関】 各防災関係機関

第1 方針

各防災関係機関は、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し行動する。また、迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害個別災害対応業務実施マニュアル等を整備を推進する。

第2 内容

災害発生時・発生のおそれのある各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

- 1 気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕
 - 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
 - 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
 - 必要に応じて災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
 - 被害情報の収集
 - 水防警報の発令、河川等の警戒監視の強化
 - 市民への発令
- (1) 警戒レベル3 高齢者等避難
 - ・指定避難所の開設準備（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
 - ・要配慮者の所在確認、指定避難所等への避難
 - ・一般住民の避難準備、自主避難
 - ・児童生徒等の安全確保
- (2) 警戒レベル4 避難指示
 - ・一般住民の立退き避難又は屋内安全避難、指定避難所への収容
 - ・指定避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握
- (3) 警戒レベル5 緊急安全確保
 - ・住民の緊急安全確保

2 地震、台風等による災害発生から1時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 防災関係機関職員の緊急参集
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 水防活動等被害拡大防止活動を実施する。
- 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- 公共救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 被災状況により県又は応急対策職員派遣制度に基づき、広域的な応援を要請

3 災害発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- 被害情報の収集報告
- 県、自衛隊、他市町村等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等、災害医療支援チームの派遣
- 緊急物資輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 被災地への職員の派遣
- 市の被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 各種施設の被災状況の把握
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 指定避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 指定避難所等への仮設トイレの設置
- 指定避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 指定避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 遺体の一時安置場所の確保
- 指定避難所外避難者の状況の把握

4 災害発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入れ
- 救援物資の受入れ、仕分け、配分
- 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- 被災建築物応急危険度判定の実施
- 災害廃棄物の一次仮置場の設置

5 災害発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- 公営住宅等の提供
- 被災者の心のケア
- 遺体の検視、身元確認、火葬
- 災害廃棄物の処理

6 災害発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- 応急仮設住宅の供与
- 学校教育の再開

第2節 活動体制

第1 方針

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で、市内における災害応急対策に対処するため必要があるときは、本計画の定めるところにより、災害対策本部を置くものとする。

災害対策本部は災害の規模程度によって、それぞれの配置をとるほか本部を置く程度にいたらない災害時にあっては、平常時における組織をもって対処するものとする。

第2 内容

1 対策会議の開催

台風の接近又は風水害の発生が懸念される気象予報が発表された場合、対策会議を実施して、情報の共有と認識の統一を図る。

(1) 協議内容

- ・連絡体制の確認
- ・事前準備事項の確認（土のうの作成、災害広報、消防団活動、その他必要な事項）
- ・避難所の開設優先順位の決定
- ・事後の会議の予定

(2) 参加者

市長、副市長、政策監、教育長、各部長・次長、会計管理者、各局長、各支所長、危機管理課

2 災害対策本部の設置及び解散

(1) 設置

本市の地域内において、災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合において、市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置するものとし、その基準はおおむね次をもって判断するものとする。

	状 況
(1)	大雨特別警報が発表されたとき。
(2)	暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想される時。
(3)	河川の増水により被害の発生が予想される時。
(4)	土砂災害により被害の発生が予想される時。
(5)	震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動設置）
(6)	震度5弱又は震度5強の地震が発生し、被害の発生が予想される時。
(7)	その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される災害が発生したとき。

(2) 解散

災害対策本部は、予想された災害の発生がなく、又災害の応急対策措置が完了したと認められるときは、本部長の指令により解散するものとする。

(3) 予備待機

災害対策本部が解散した後においても、必要に応じて各課等の予備待機の人員は連絡調整のため配置する。

3 災害対策本部の設置体制

(1) 配備体制の種類及び決定

本部長は災害の種類、規模等を勘案し所属の部、班に対し次の区分によって必要な職員の配備体制をとらせるものとする。

ア 非常特別配置

災害対策本部の全組織が配置につく必要がある大規模の災害が発生し、又は発生が予想されているとき。

イ 特別配置

他部からの応援を求めずそれぞれの部内で処理可能な程度の災害が発生し、又は発生を予想し、その対策が全部の部又は多数の部に及ぶとき。

(2) 災害対策本部設置前の体制

市長は、災害対策本部設置前において次の体制をとる。

ア 普通配置

他の課等から応援を求めずそれぞれの課内で処理可能な程度の災害が発生し、又は発生を予想しその対策が一部の部の中で処理できるとき。

イ 準備配置

災害の発生が予想されるとともに、発生までに多少の時間的余裕があり普通配置に切り替える体制にあるとき。

(3) 設置及び配置の伝達

災害対策本部の設置及び配備体制が決定したとき、災対企画総務部長は部員として関係各部の部長に連絡し、各部の部長は部員として各班に伝達するものとする。

なお、休日及び勤務時間外については、ケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声機等を利用し、その旨連絡するものとする。

(4) 災害対策本部設置の場所

災害対策本部は特別の場合を（例えば市役所被災時）除き、本庁舎内に置くものとする。また、各支所に現地対策本部を置くことができる。

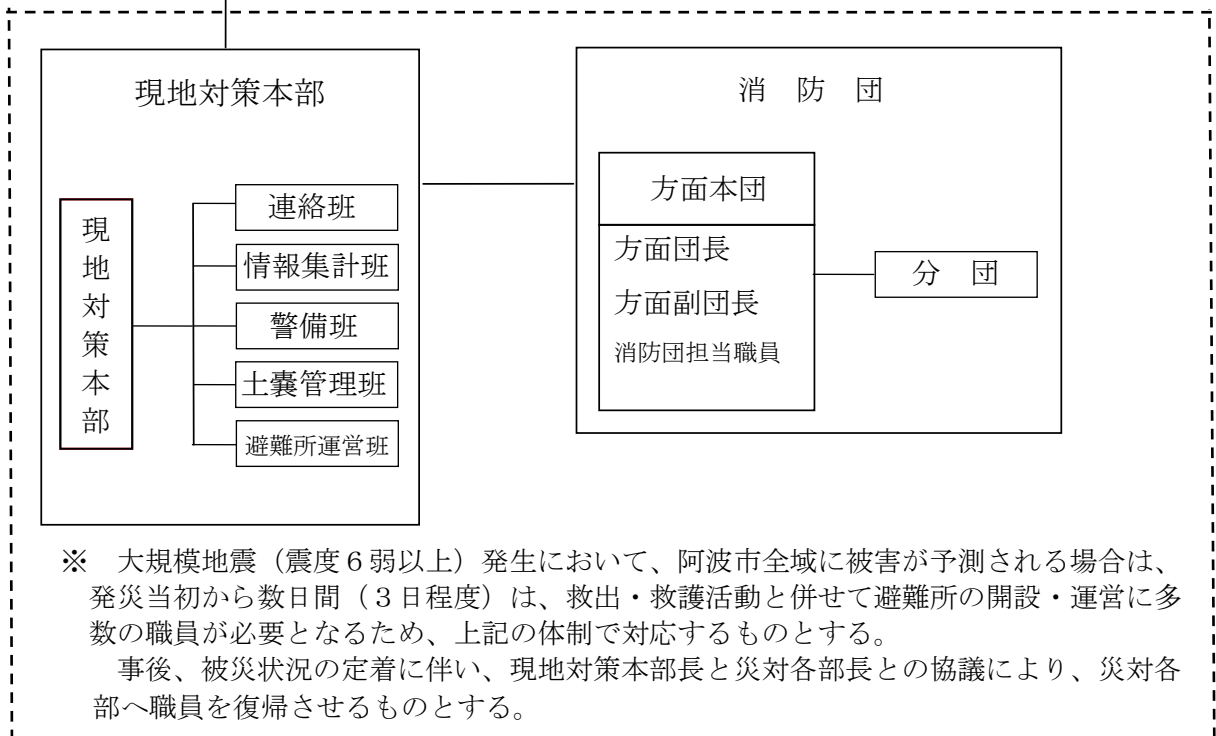
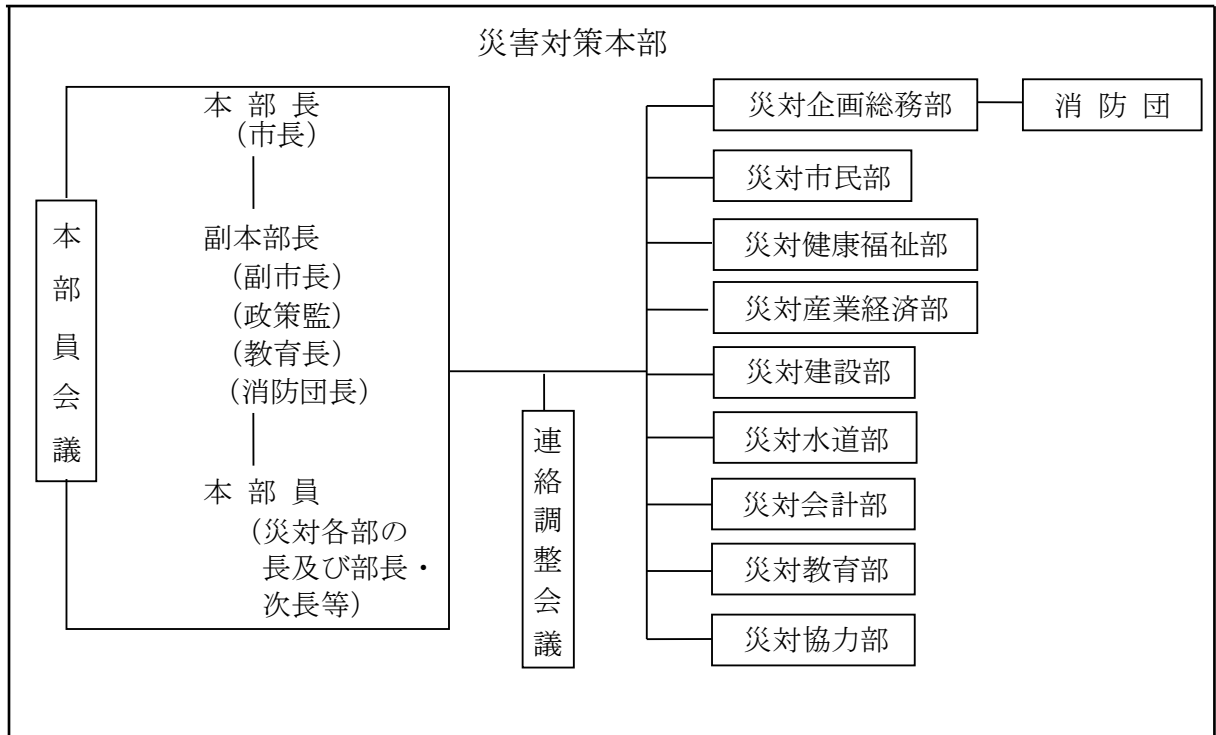
4 組織

本部の組織は「阿波市災害対策本部条例」並びに本計画の定めるところによるものとする。本組織の編成並びに各組織の分担任務の概要は次のとおりである。

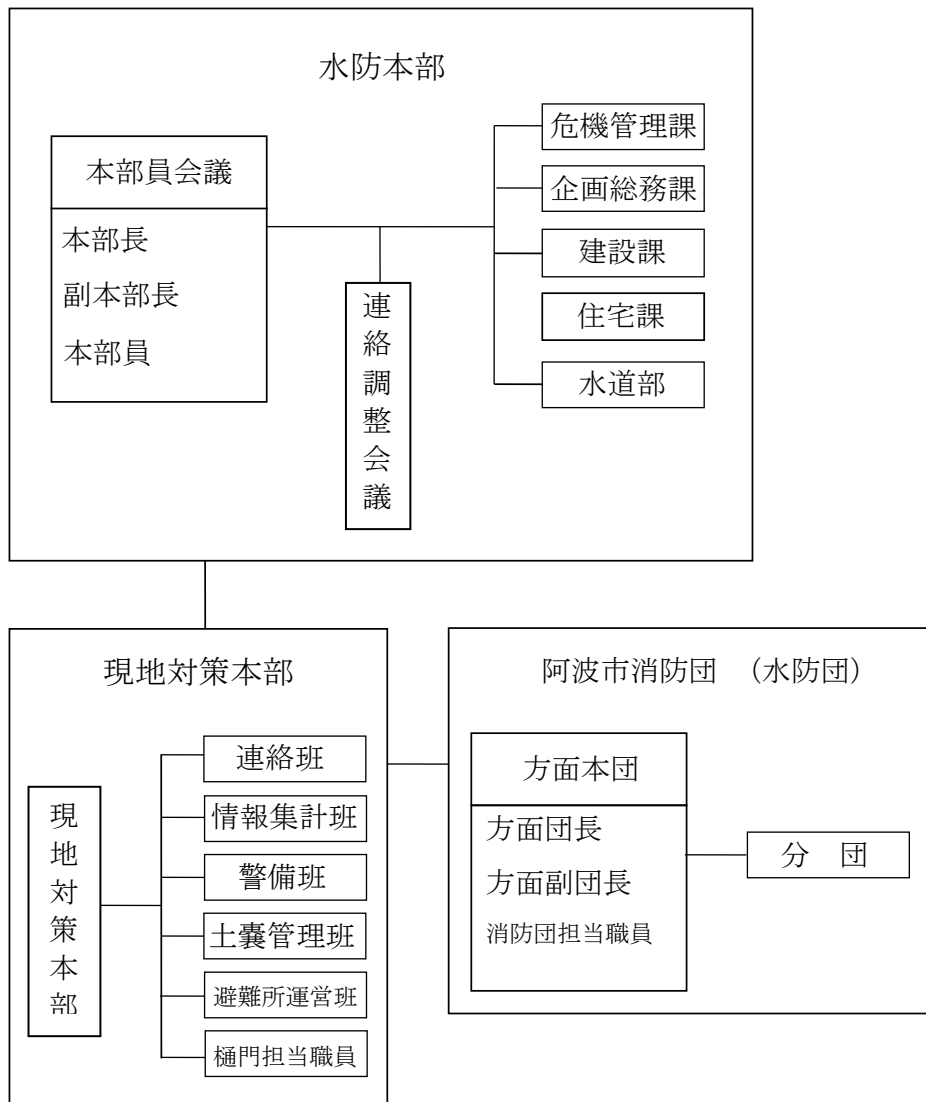
なお、市長に事故があった場合や市長が不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は、以下の順位に従うものとする。

1) 市長 ⇒ 2) 副市長 ⇒ 3) 政策監 ⇒ 4) 企画総務部長

■ 災害対策本部の組織



■ 水防本部の組織



5 本部員会議

(1) 構成

災害対策本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置し、本部長、副本部長及び本部員全員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長、副本部長の一部及び本部員の一部による関係本部員会議を開催することができる。

(2) 庶務

本部員会議の庶務は、危機管理課及び秘書人事課において行う。

6 連絡調整会議

本部員会議の下に、災害対策に関して各部の連絡調整を図るために、連絡調整会議を置く。連絡調整会議は、各部においてあらかじめ定められた各部連絡調整員をもって構成し、企画総務部長が主宰する。

なお、連絡調整員は、原則として各部の庶務担当の主幹及び課長補佐とする。

7 事務分掌

■災害対策本部

部の名称	部長	部となる課	主 な 事 務 分 掌
災対 企画 総務部	企画総務 部長	危機管理局 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 本部の設置及び廃止に関する事 職員の動員・配備に関する事 県災害対策本部、県警察本部、自衛隊等関係機関との連絡に関する事 国、県等との連絡調整に関する事 水防計画の実施についての連絡・調整に関する事 関係官庁に対する速報に関する事 相互応援協定に基づく応援要請・受入体制整備に関する事 他の市町村等からの災害復旧活動に対する応援の調整に関する事
		秘書人事課	<ul style="list-style-type: none"> 本部長命令の示達に関する事 本部の庶務に関する事 本部の廃止に関する事 海外からの応援に対する受入体制整備に関する事
		市政情報課	<ul style="list-style-type: none"> 本部として行う新聞発表、放送等の広報活動及び報道機関との連絡に関する事 災害に関する写真等による記録に関する事
		企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ等の災害情報処理に関する事 気象予警報に関する事 災害時の広聴及び相談に関する事
		契約管財課	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開閉及び管理運営に関する事 避難者の収容に関する事 被害状況及び応急対策の実施状況の記録等に関する事 物資及び物資運搬車両等の調達・確保に関する事 市有建物の復旧に関する事
		財政課	<ul style="list-style-type: none"> 災害予算に関する事
災対 市民部	市民部長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 罹災証明（火災によるものを除く）等の災害に関する諸証明の発行に関する事
		市民課 人権課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成に関する事 外国人に関する連絡及び調整に関する事 本部員会議及び関係本部員会議に関する事 遺体の捜索、収容、安置、処理、埋・火葬に関する事 物価の安定その他市民生活に関する事
		支所 地域課	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 指定避難所の開閉に関する事 避難者の収容に関する事 支所被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ記録等に関する事
		国保医療課	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣部隊受入れ撤収に関する事 災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関する事 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関する事

部の名称	部長	部となる課	主 な 事 務 分 掌
災対 市民部	市民部長	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の防疫活動に関する事 一般廃棄物の収集、処理、処分に関する事 災害廃棄物の撤去、処理、処分に関する事 死亡獣畜の収集、処理に関する事 環境保全対策に関する事 道路、みぞ等の環境整備に関する事
災対 健康 福祉部	健康福祉 部長	健康推進課 介護保険課	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に基づく助産に関する事 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産の調達に関する事 指定避難所における避難者の健康対策に関する事
		子育て 支援課	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設の防災及び復旧に関する事 乳幼児の保護に関する事
		社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（高齢者等）の情報提供に関する事 要配慮者（障がい者等）の情報提供に関する事 福祉避難所の開設要請に関する事 福祉避難所への避難者の収容に関する事 災害救助法に基づく救助に関する連絡・調整及び指導に関する事 災害救助の資料その他災害救助の実施状況の取りまとめ及び報告に関する事 被災者に対する見舞金に関する事 義援金品の配分に関する事 災害ボランティアの受入れ及び連絡・調整に関する事 その他災害救助に関し他の所管に属さないこと 関係官庁に対する速報に関する事 要配慮者（全般）の情報提供に関する事
災対 産業 経済部	産業経済 部長	商工観光課 農業振興課 農地整備課 消費生活 センター	<ul style="list-style-type: none"> 被災者等への食料の確保及び配給に関する事 救援物資の受入れ及び配付に関する事 中小企業への災害復旧資金の融資に関する事 農林水産業施設の防災及び復旧に関する事 農林水産業の災害復旧資金の融資に関する事 農産物、家畜等の災害対策に関する事 本部の廃止に関する事 関係官庁に対する速報に関する事
災対 建設部	建設部長	建設課 住宅課 営繕課 特定事業推 進課	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急工事の契約に関する事 河川、道路、橋梁、宅地等の防災及び復旧に関する事 災害救助法に基づく障害物の除去に関する事 排水施設等の防災及び復旧に関する事 緊急輸送路の確保に関する事 本部の廃止に関する事 関係官庁に対する速報に関する事 ライフライン復旧の連絡・調整に関する事 住宅の応急修理に関する事 災害ボランティア（住宅関係）に関する事 被害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関する事 応急仮設住宅の建設に関する事
災対 水道部	水道部長	業務課	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の供給に関する事 給水区域への給水の確保に関する事 関係官庁に対する速報に関する事

部の名称	部長	部となる課	主 な 事 務 分 掌
災対 会計部	会計 管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金品の受入れ・保管に関する事 ・ 防災・復旧活動の応援に関する事
災対 教育部	教育部長	学校教育課 社会教育課 教育総務課 学校給食 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の保護及び応急教育に関する事 ・ 教育施設の防災及び復旧に関する事 ・ 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事 ・ 被災者等への食料の確保及び配給に関する事 ・ 指定避難所の開閉及び管理運営に関する事 ・ 避難者の収容に関する事
災対 協力部	議 会 事務局長	議事総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員へ災害情報の連絡及び安否確認に関する事 ・ 電話応対 ・ 指定避難所の開閉及び管理運営に関する事 ・ 避難者の収容に関する事
		農業委員会 事務局 監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話応対 ・ 指定避難所の開閉及び管理運営に関する事 ・ 避難者の収容に関する事

(注) 各部は各分担任務にあたるほか、余裕のあるときは、必要に応じて他部の行う事項について応援を分掌するものとする。

■ 水防本部

・阿波市役所		
本部長	市長	
副本部長	副市長 教育長 政策監 消防団長	
本部長	企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長 市民部長 健康福祉部長 産業経済部長 建設部長、次長 水道部長 教育部長 議会事務局長 秘書人事課長 その他、本部長が招集する部長等	
事務局 (各担当課)	危機管理課	・ 災害対策の総括
	企画総務課 市政情報課	・ 災害情報の収集、集計、連絡調整、マスコミ対応等
	建設課	・ 道路等の通行止め情報収集、調査、連絡等
	住宅課	・ 公営住宅等の災害情報収集、連絡等
	業務課	・ 給水施設の管理等

市長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は次の順位に従うものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 政策監 → 4. 企画総務部長

■ 現地対策本部

・本庁、各支所等	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況にあわせて現地対策員を選任し、召集する。 ・ 現地対策本部の指揮
現地対策班員 (現地対策本部長の選任)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を配備
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話等の災害受付を行う。 ・ 災害時受付簿及び送受信個表に記載する。
情報集計班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡班の記載した災害時受付簿を集計し、各課へ情報を伝える。 ・ 被害、避難者及び避難者の対応状況等の集計、報告 ・ 班長は水防本部（企画総務課支所担当職員）へ報告を行う。
警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアを定めて危険箇所の巡回 ・ 被害情報の事実（状況）確認等 ・ 通行止めが必要な場合のバリケード、交通整理
土嚢管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の土のう要求時の車等への積み込み作業、土のうの作成作業 ・ 消防団と連携し独居高齢者等要配慮者宅への土のう運搬の手伝い
避難所運営班 (開設時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所の開設、運營業務、災害備蓄物資、飲料水の配布等 ・ 避難者名簿の作成、健康状態等を把握 ・ 各指定避難所は避難者数及び避難者の対応状況等を情報集計班へ報告
樋門担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樋門、排水機場において河川の水位を監視、河川水位、樋門開閉、排水機場操作情報を情報集計班へ報告（越水等緊急を要する場合は水防本部へ報告の上、情報集計班に報告）
・阿波市水防団各方面（阿波市消防団各方面）	
方面団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方面水防団統括
方面副団長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分団長へ指示
消防団担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防本部、各現地対策本部との連絡調整
方面各分団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居高齢者等要配慮者宅への避難呼びかけ等の支援、土のうの運搬、土のう積み降ろし作業 ・ 巡回、その他水防活動

■ 水防本部、解除後の被害調査について

・阿波市役所、各支所	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害状況にあわせて被害調査エリア（何班必要か）決める。 ・ 現地対策員と打合せの上、災害後の被害調査班の選任を行う。 ・ 被害調査班が把握した情報を取りまとめの上、危機管理課へ報告する。
被害調査班 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査エリアを巡回し、被害調査（床下、床上浸水被害や公共物被害等）を行う。 ・ 床上、床下浸水被害の住宅へ消毒液（オスバン、クレゾール）を配る。 ・ 現地対策本部長へ被害状況の報告を行う。

(注) 各班は各分担任務にあたるほか、余裕のあるときは、必要に応じて他班の行う事項について応援を分掌するものとする。

上記にかかわらず各部、各班員は、情報連絡等が途絶える等大災害が予想される場合等で、直ちに勤務先に向かうことが困難な災害が発生した場合にあっては、遠くの勤務先ではなく、前もって定められた近くの支所等において応急対策や情報収集等に従事するものとする。

(1) 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめ担当課（企画総務課）及び各課に被害情報責任者を置くものとする。

被害情報責任者は、当該各課の主幹（主幹不在のときは、次席者）をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

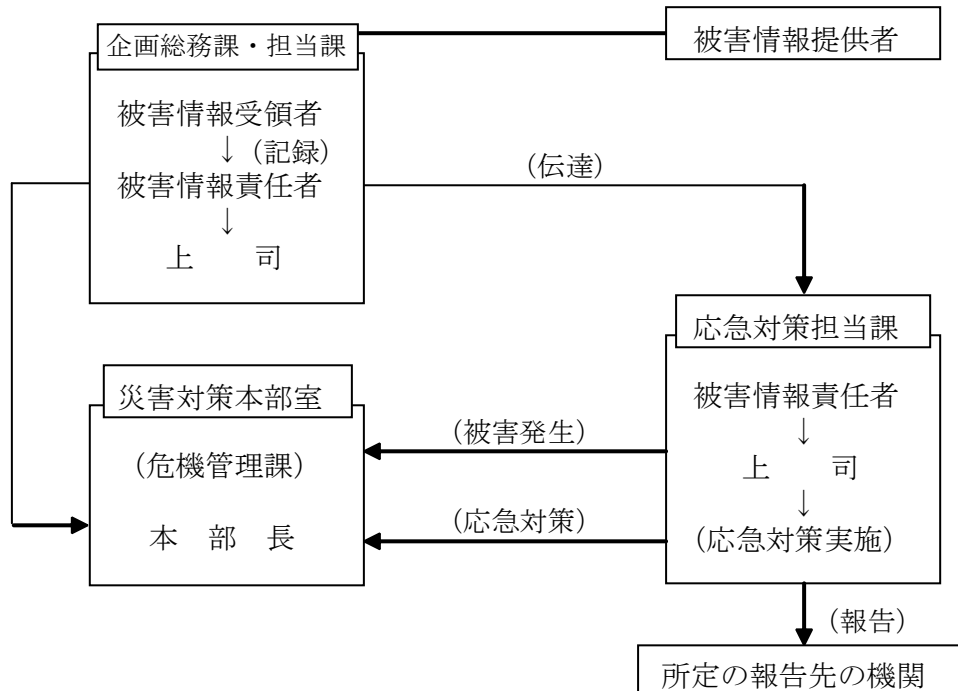
- ア 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当課に伝達されたか。
- イ 所定の報告先の機関へ報告したか。
- ウ 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

(2) 被害情報の処理

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ア 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
- イ 被害情報受領者は、アで整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- ウ イによる報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、危機管理課）及び応急対策担当課の被害情報責任者へ伝達する。
- エ 伝達を受けた応急対策担当課は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- オ 応急対策担当課の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ所定の報告先の機関及び災害対策本部室（災害対策本部が設置されていないときは、危機管理課）へ報告する。
- カ 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係部長又は課長が本部長に報告する。

■ 被害情報の処理フロー



7 代決者

災害対策本部の本部長は市長があたるものとし、市長が不在の時は副市長が代行するものとし、市長、副市長とも不在の時は政策監が代行するものとする。
また、政策監も不在の場合は企画総務部長が代行する。
なお、本部員の代行は、各部においてあらかじめ指名したものをもってあてるものとする。

8 災害対策本部の表示

危機管理課長は、災害対策本部が設置された時は、市役所前に「阿波市災害対策本部」の看板（危機管理課保管）を掲出するものとする。

9 災害対策本部設置の通知

危機管理課長は、災害対策本部を設置した場合は、直ちに各課非常連絡員にその旨を通知するとともに、市長を通じ徳島県災害対策本部等関係機関へその旨を通知するものとする。

10 職員の動員及び参集

危機管理課長は、災害対策本部の設置及び非常体制の決定に基づき、応急対策を実施するのに必要な職員を動員するものとする。この場合の手順については、12 職員配備及び 13 職員非常動員のとおりとする。

11 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部員会議の開催

災害の状況に応じ、災害対策に関する基本事項について協議するため、本部長が必要と認める場合は、本部員会議又は関係本部員会議を開催するものとする。

ア 本部員会議の協議事項

- (ア) 第2非常体制から第3非常体制への切り替え及び災害対策本部の解散に関すること。
- (イ) 避難のための立ち退き指示に関すること。
- (ウ) 被害情報及び被害状況の分析とそれに基づく応急対策活動の基本方針の作成に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の発動についての意見に関すること。

(カ) その他災害対策に関する重要事項

イ 部の運営 各部においては、災害発生時における「災害対策業務マニュアル」を作成し、その周知徹底を図っておくものとする。

災害対策本部に設置された各部は、本部員会議の決定した基本方針及びあらかじめ作成した「災害対策業務マニュアル」に基づき災害対策業務に従事するものとする。

(2) 災害対策本部室の設置

ア 開設

災害対策本部が設置された場合、危機管理課長は直ちに災害対策本部室を開設する。

イ 災害対策本部長の所在

災害対策本部長は、原則として災害対策本部室に在室するものとする。

ウ 本部室の役割

災害対策本部室においては、気象等観測結果及び被害情報の収集及び集計・分析並びに非常配備及び予警報等の伝達など、主として対策本部において必要な情報の収集・集計・分析及び対策本部の決定事項の伝達を行う。

エ 設置場所

災害対策本部室は、阿波市役所内に置くものとする。ただし、災害の状況に応じて本部長の指定する他の市有建物に置くことがある。

オ 本部室の構成

災害対策本部室は、危機管理課員その他、次の課の所要の職員で構成し、副市長が統括する。

(ア) 企画総務課

(イ) 市民課

(ウ) 建設課

(エ) その他本部長が必要と認める課

カ 本部室の電話番号等

(ア) 有線電話

0883-26-5066 (災害時非常連絡電話、一般連絡禁止)

(イ) 無線局

[呼称] ぼうさいあわし

466.7MHz (市波)

ぼうさいとくしま337

(デジタル無線)

(衛星 IP 電話)

7036400

12 職員の安否確認

徳島県災害時の安否確認サービスである「すだちくんメール」が、県内で震度5強以上の地震が発生すると、自動的に配信されるため、職員は安否内容を漏れなく返信する。

13 職員の配備

(1) 非常体制配備指令の発令

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、その災害の規模、被害状況等に応じて必要な防災体制をとるため、職員に対し非常体制配備指令を発令する。

(2) 非常体制配備指令の解除

市長は、災害の発生、継続又は拡大のおそれがなくなると認めるときは、非常体制配備指令を解除する。

(3) 非常体制の配備人員基準
課等の非常配備人員の基準は、次のとおりとする。

配備	本部	基準	配備内容	配備職員
待機体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 2. 河川の増水が予想されるとき。(池田ダム 1,000 m ³ /s 放流開始通知等)	配備職員は、原則として、通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに警戒体制を配備し得る体制とする。	・危機管理課 ・建設課 防災時対応連絡担当員 (事前に指定する。)
警戒体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、第1非常体制を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき。 2. 河川の増水により通行止めが予想されるとき。 3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)が発表されたとき。	配備職員は、原則として、通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに第1非常体制を配備し得る体制とする。	上記職員に加えて ・建設部長、次長 ・企画総務部長、次長 ・危機管理局長 ・企画総務課、危機管理課、建設課のうち必要な人員
第1非常体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、被害の発生が予想されたとき。 2. 震度4の地震が発生したとき。 3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 4. 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合で、土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 5. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 6. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。	配備職員は、原則として通常の勤務場所もしくは支所において、非常配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに、状況に応じてすみやかに第2非常体制を配備し得る体制を整える。 また、市長の判断のもと、避難情報を発令する。	上記職員に加えて ・部長及び管理職のうち必要な人員 ・住宅課 ・水道部、 ・その他職員のうち必要な人員 ・指定避難所を開設する場合は、現地対策本部
第2非常体制	水防本部	1. 暴風、大雨、洪水警報全てが発表されたとき。 2. 台風が徳島県を通過することが確実とされたとき。 3. 河川が避難判断水位に近づいたとき。 4. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となったとき)	・本部員会議 (災害対策本部設置及び解散について協議) 配備職員は、通常の勤務場所もしくは支所等において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事する。 避難情報の発令、解除については原則本部員会議を開催し市長が必要と認めるとき発令するが、緊急を要する場合は、本部員会議を開催することなく、市長の判断のもと、避難情報を発令する。	上記職員に加えて ・市長 ・副市長 ・教育長 ・政策監 ・消防団長 ・職員のうち必要な人員 ・必要な、消防署職員 ・必要により阿波市防災士会 ・その他の職員は自宅待機
	非常体制本部	1. 震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 2. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予測されるとき。		

第3非常体制	災害対策（水防）本部	<p>●自動設置</p> <p>1. 震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>●判断設置</p> <p>1. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>2. 暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。</p> <p>3. 河川の増水等により被害の発生が予想されるとき。</p> <p>4. 土砂災害により被害の発生が予想されるとき。</p> <p>5. 震度5弱または震度5強の地震が発生し、被害の発生が予想されるとき。</p> <p>6. その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される災害が発生したとき。</p>	風水害時は、水防本部の配備体制とする。	上記職員に加えて ・震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員急参集するとともに、全指定避難所を自動開設する。
--------	------------	---	---------------------	--

(注) 危機管理課、建設課においては、防災担当職員を、事前に指定しておくものとする。

(4) 職員非常配備実施台帳の作成

- ア 次の様式により「阿波市職員非常配備実施台帳」を作成し、不断に更新するものとする。
- イ 非常体制配備指令の当初の伝達等を円滑に行うため、各課等に正副2人の非常連絡員をあらかじめ定めておくものとする。
- なお、副非常連絡員は、原則として庶務担当の主幹又は課長補佐とする。
- ウ 市職員非常配置台帳

課等名	職名	氏名	非常連絡員	配備体制				連絡先			備考
				待機体制	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	有線電話	携帯電話	その他	
危機管理課	課長	××××		○	○	○	○	××××	××××	×××	
		××××	○	○	○	○	○	××××	××××	×××	
		××××	○	○	○	○	○	××××	××××	×××	
		××××		○	○	○	○	××××	××××	×××	
企画総務課	課長	××××		○	○	○	○	××××	××××	×××	
		××××	○	○	○	○	○	××××	××××	×××	

なお、連絡先の携帯電話の番号は、市の貸与したものだけでなく、個人的に利用しているものも含めて記載すること。

14 職員の非常動員

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）

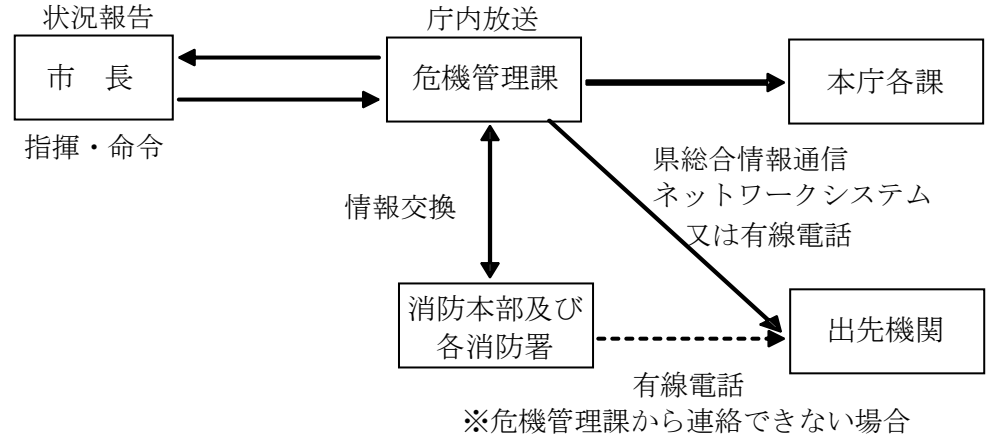
(1) 非常体制配備指令の伝達

市において、非常体制配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統及び伝達手段により、発令内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。

ア 勤務時間内

危機管理課長は、非常体制の配備決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

(7) 伝達系統



(1) 伝達手段

- a 庁内放送
- b 県総合情報通信ネットワークシステム又は有線電話

○ 庁内放送等の文例

「市長からの緊急指令を伝達します。市長からの緊急指令を伝達します。
 ただ今の強い地震で市内に被害が発生した模様です。
 (〇時〇分災害対策本部を設置し、) 第〇非常体制により災害応急対策を実施しますので、職員は、既定の計画どおり所定の配備につき、応急対策の実施に万全を期してください。(以上繰り返します。)」

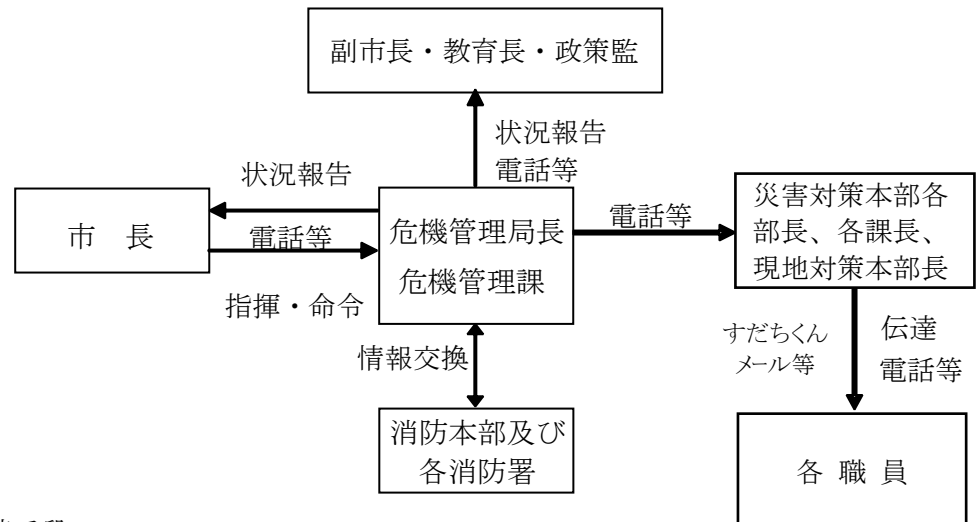
イ 勤務時間外

危機管理課長は、非常体制の配備決定を受け、次の伝達系統及び伝達手段により、気象予警報等の種類及び配備の種類を伝達する。

なお、危機管理課長が退庁している場合は、在庁している宿日直の職員より被害状況等の情報を入手し、決定を行うものとする。

また、震度6弱以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、伝達を待つことなく、直ちに第3非常体制の配備につくものとする。

(7) 伝達系統



(1) 伝達手段

- a 有線電話
- b 携帯電話
- c その他

- 配備指令の伝達等の文例
「市長からの緊急指令を伝達します。
第○非常体制の配備指令が発令されました。
繰り返します。第○非常体制の配備指令が発令されました。
職員は、直ちに配置につき応急対策を実施してください。」

ウ 非常連絡員の対応

- (ア) 非常配備指令を上司及び所定の職員に伝達
 - (イ) 所定の職員の非常配備の状況を企画総務課に報告
- (2) 勤務時間外の職員の参集
職員は、勤務時間外において強い地震（震度4以上）があった場合は、次のとおり行動するものとする。
- ア 直ちに、テレビ、ラジオ等により状況把握に努める。
 - イ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、通常の電話連絡網による伝達は行わないので、職員はテレビ、ラジオ等で情報を収集し、伝達を待つことなく、自らや家族の安全を確保した後、直ちに第3非常体制の配備につき、災害応急対策活動を行うものとする。
- (3) 勤務時間外の非常体制の配備につかない職員の対応
勤務時間外において非常体制の配備につく職員以外の職員は、自己の住所地付近の災害状況等を把握することに努め、必要に応じてその状況を市（災害対策本部等）へ通報し、かつ、何時でも非常体制の配備につける態勢で待機するものとする。

第3 活動体制の整備

1 方針

平常時からのマニュアルの作成や職員の人材育成等に取り組む、災害発生時の迅速かつ円滑な応急対策が実施できる体制の整備に努める。

2 内容

(1) マニュアルの作成・周知

災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、他の職員、機関等との連携等についての向上に努める

(2) 人材の育成・確保

災害発災時の応急対応、復旧・復興のため災害対応経験者をリスト化するとともに、県の行う研修等に積極的に参加し、災害発生時に活用できる人材の育成・確保に努める。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等を検討する。

第3節 情報通信

【主な実施機関】 各防災関係機関

第1 方針

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減の措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常な現象等を、あらかじめ定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び市民に周知することとする。

第2 内容

1 災害通信連絡

(1) 災害予防・警報・その他情報の通報

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象に関する特別警報、警報、注意報及びその他の情報等の災害関係の通信連絡等については、気象業務法等の定めるところにより、市民等へケーブルテレビ・音声告知端末及び屋外拡声機等をもって迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

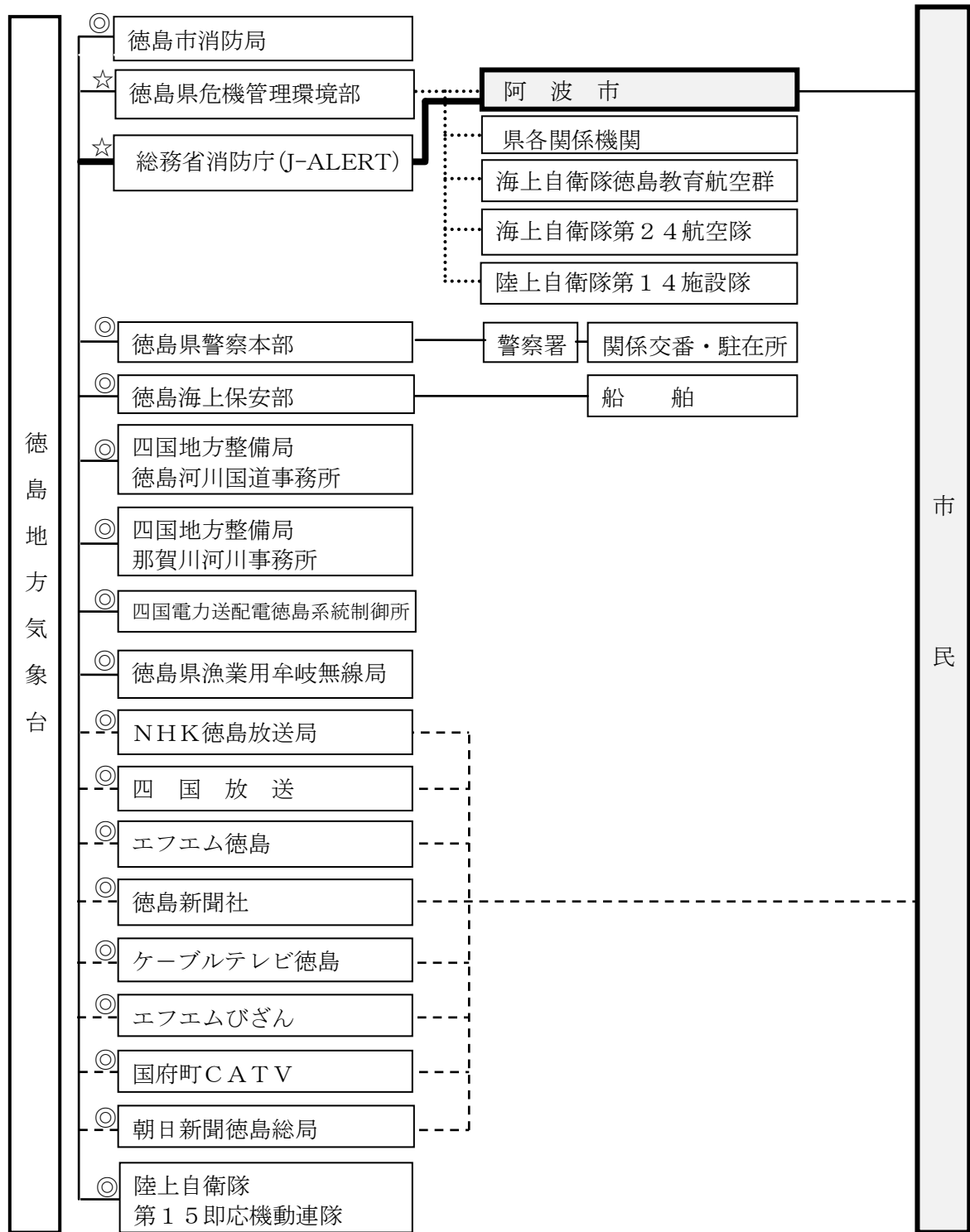
なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市民等への周知の措置を義務づけられている。

2 災害通信の部内伝達要領

(1) 徳島地方気象台からの気象通報、その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部（本設置前においては各担当課）において、受領するものとする。

(2) 市内各課への伝達は、災対企画総務部（本部設置前には危機管理課）がこれにあたる。

3 災害に関する情報の伝達系統
 (1) 地震に関する伝達系統

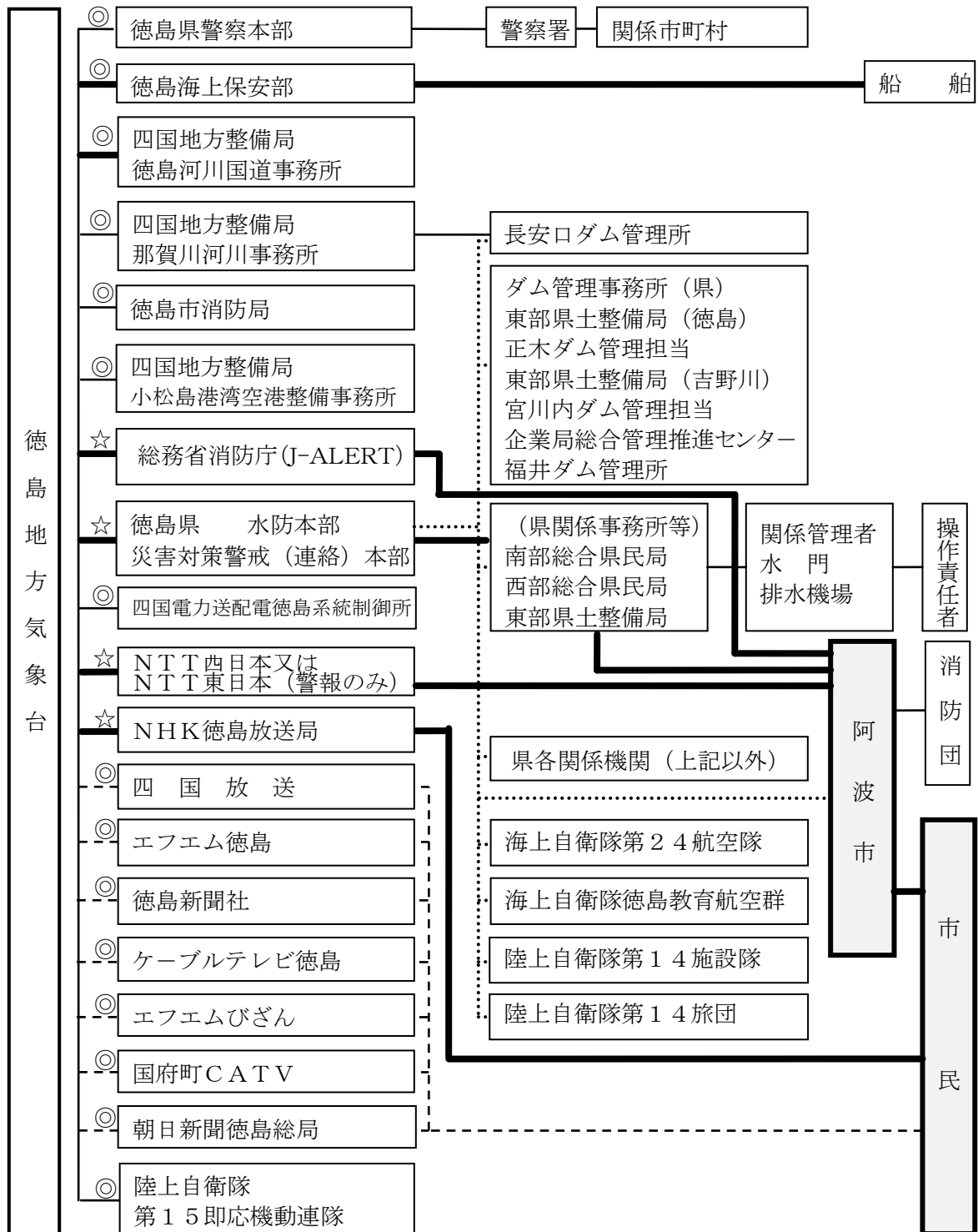


〈凡 例〉

- ◎ 防災情報提供システム
- ☆ オンライン（気象情報伝送処理システム）
- - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉通信

※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人的となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(2) 気象に関する特別警報・警報の伝達系統

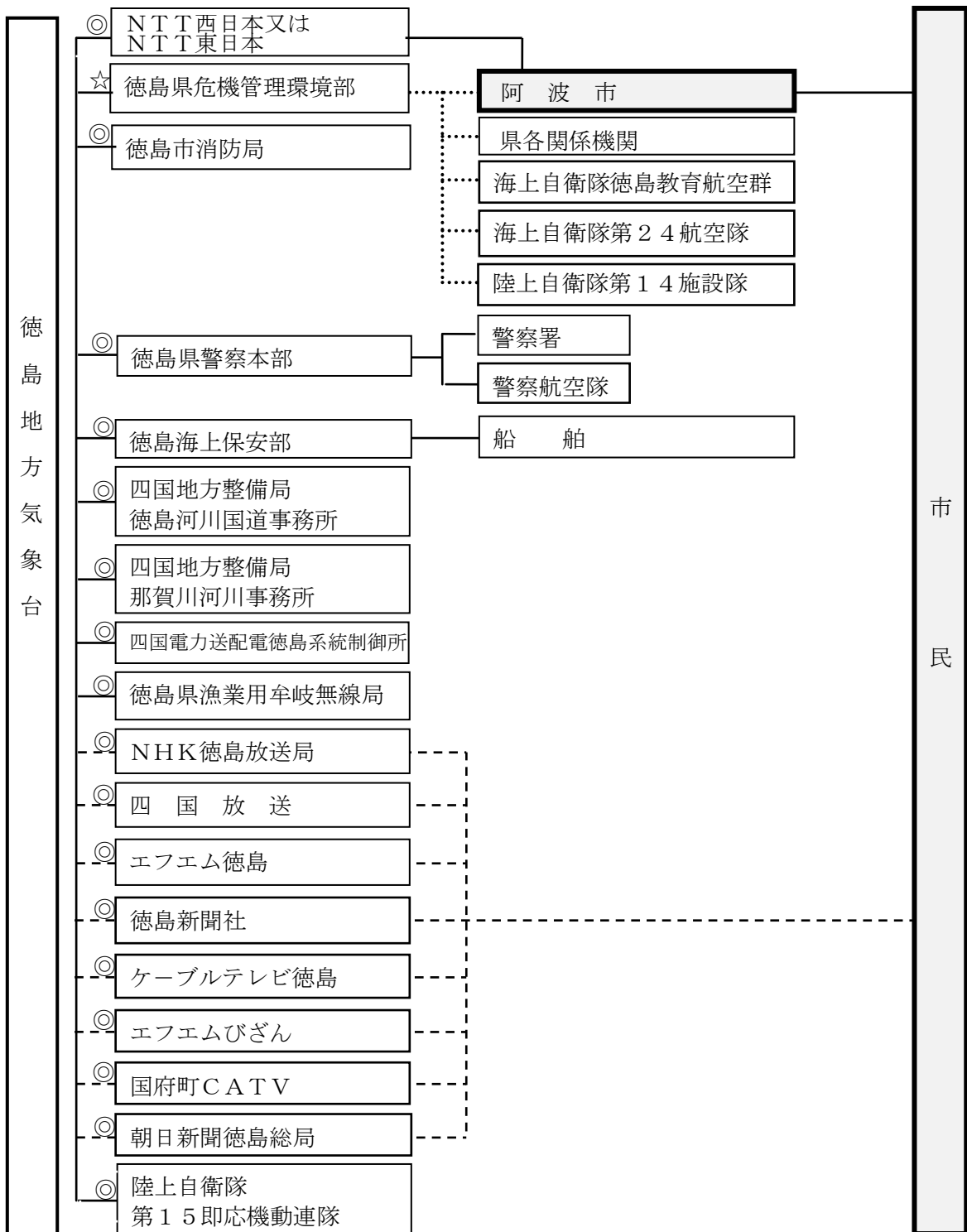


〈凡 例〉

- ◎ 防災情報提供システム
- ☆ オンライン (気象情報伝送処理システム)
- 法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉通信

※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(3) 気象に関する注意報・情報の伝達系統

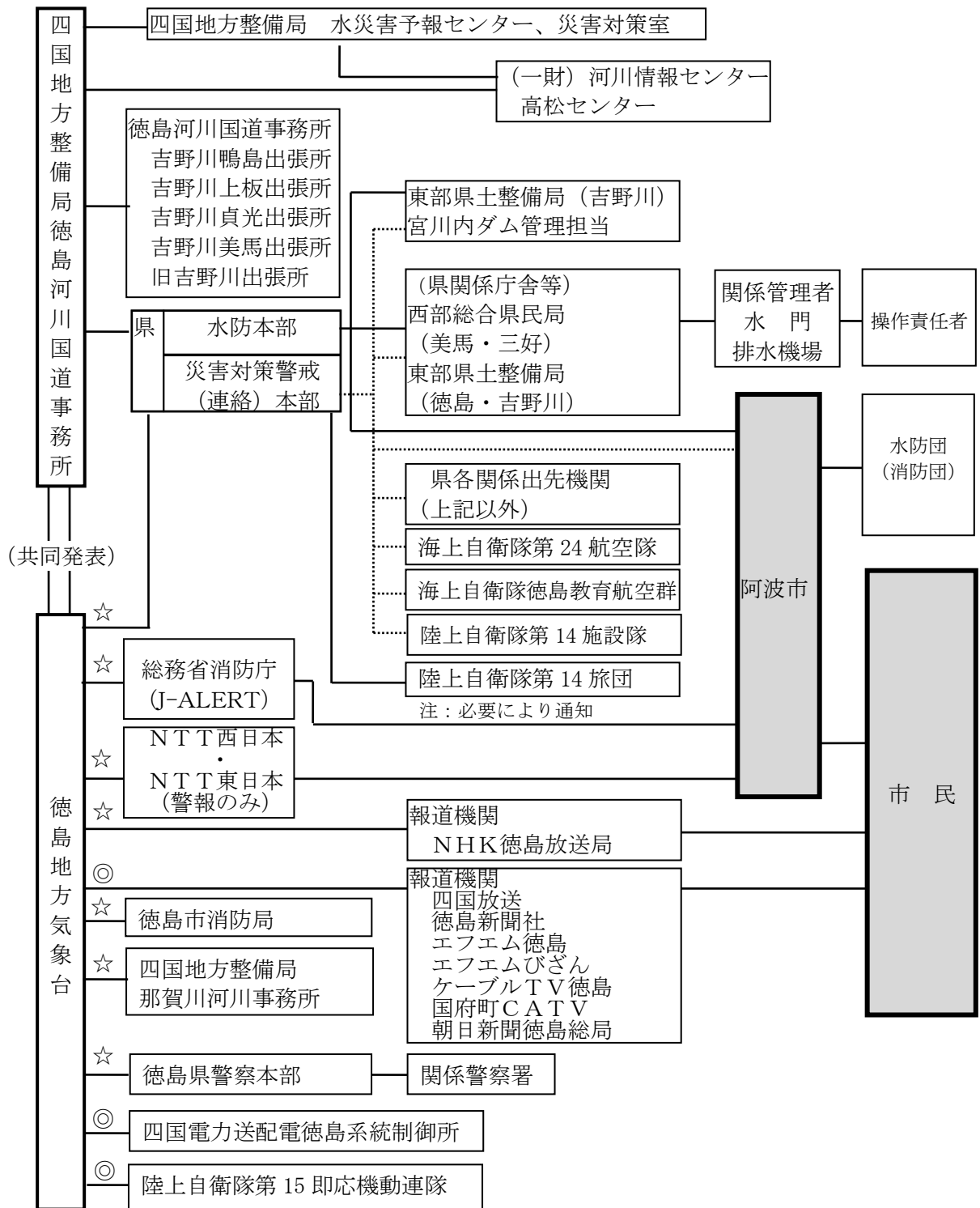


〈凡 例〉

- ◎ 防災情報提供システム
- ☆ オンライン（気象情報伝送処理システム）
- - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 県庁統制局一斉通信

※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

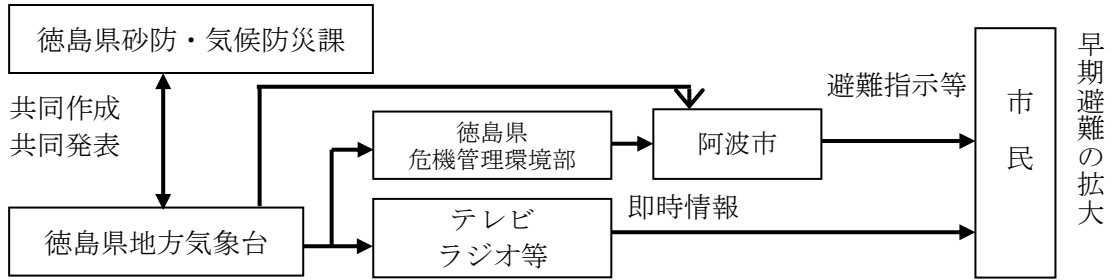
(4) 吉野川洪水警報・注意報・情報の伝達系統



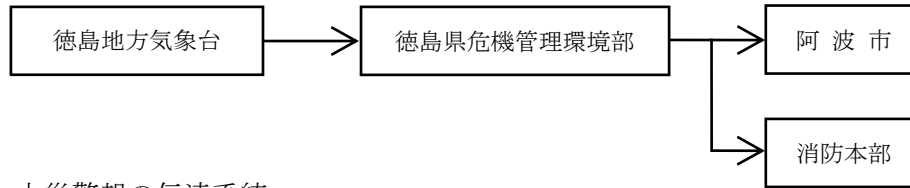
- 〈凡 例〉
- ◎ 防災情報提供システム
 - ☆ オンラインによる伝達 (気象情報伝送処理システム)

※19時30分から翌9時30分の時間帯に、NHK徳島放送局が無人となった場合は松山放送局へ自動転送される。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達系統



(5) イ 火災気象通報の伝達系統



ロ 火災警報の伝達系統



注1 火災警報は、市長がイの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認められたときに発令することができる。

2 \longrightarrow は連絡、 \Longrightarrow は通知。

4 異常な現象を発見した者の通報

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは消防本部に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官又は消防本部は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

(3) (1)及び(2)により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

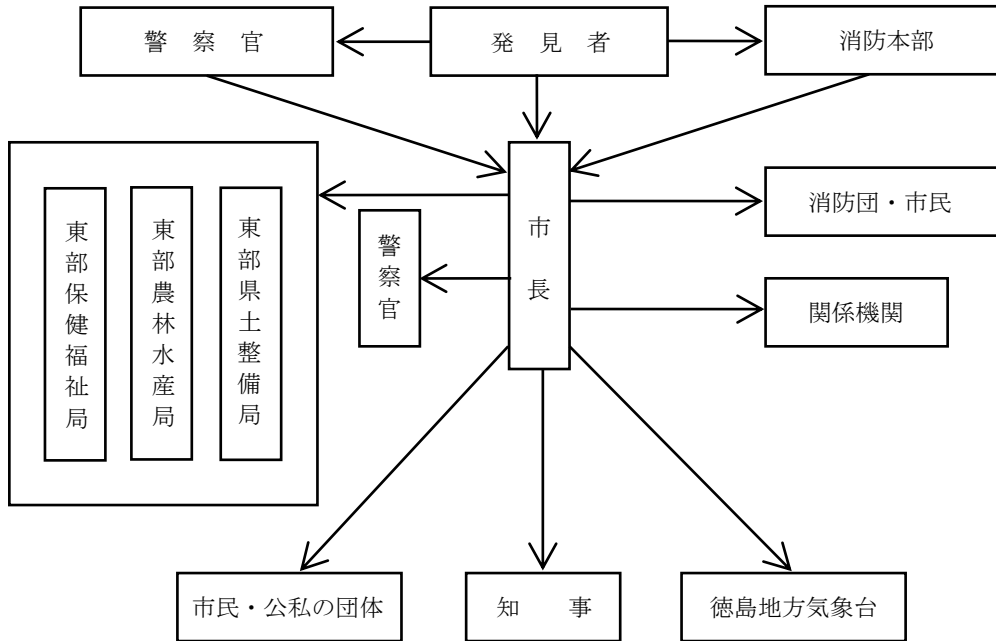
ア 徳島地方気象台

イ 知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）

ウ 警察署、東部県土整備局（吉野川庁舎）及び消防本部並びにその他の関係機関

(4) 市長は、(3)による通報と同時に、市民その他関係の公私の団体に周知させるとともにとるべき必要な措置について指示するものとする。

(6) 異常現象通報系統



5 災害用通信設備等の運用

【主な実施機関】 市（企画総務課、市政情報課、危機管理課、）、消防本部及び各消防署、防災関係機関、社会福祉協議会

市は、地震災害発生後の初動期において、災害応急対策を実施するために最も重要な情報の収集及び伝達を迅速かつ正確に行う必要がある。

(1) 通信手段の整備

市は、災害時における通信手段が円滑かつ迅速に確保できるよう、平常時から防災通信システムの機能をテストするなど通信手段を整備しておくとともに、通信連絡系統の運用の考え方を市の関係各課及び防災関係機関に周知しておくものとする。

(2) 通信手段の確保

通信連絡は、原則としては有線通信設備（消防報知専用電話、直通電話、重要電話等）を活用する。有線通信が途絶している場合は、防災行政無線、救急無線のほかあらゆる機関の無線通信施設を活用するものとする。

なお、無線通信も途絶した場合にあっては、職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報連絡に努めるものとする。

ア 電気通信設備の優先利用

災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、西日本電信電話株式会社徳島支店及びNTTドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用するものとする。

西日本電信電話株式会社徳島支店 代表：088-621-3821

イ 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、市及び防災関係機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集及び伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

ウ 防災相互通信用無線局の利用

防災相互通信用無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の情報連絡手段として、同無線局を活用するものとする。

エ 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

(ア) 非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

(イ) 孤立防止通信

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害が出た場合、安定的な通信を目指すとともにNTTドコモの移動基地局車の運用を依頼し、被災箇所の孤立化防止に努める。

(3) 通信途絶時のその他伝達手段

通信途絶時においては、その他通信手段として次のような通信媒体を活用し、災害情報の市民への伝達を図るものとする。

ア 広報車

イ ケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声機

ウ インターネット

エ アマチュア無線等

第4節 災害情報の収集・伝達

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、防災関係機関

第1款 災害情報の収集・伝達及び応急対策の指示伝達

第1 方針

積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関や市民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

第2 内容

1 市職員等からの被害概況情報収集

市職員、防災関係機関、自治会あるいは市民等から、主として次のような被害概況情報を通報により収集するものとする。

- (1) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置等）
- (2) 市民の行動、避難状況
- (3) がけ崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- (4) 建築物の被害状況（木造住宅及びブロック塀の倒壊状況、要救助者の有無）
- (5) 道路の被害状況（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱等による被害状況）
- (6) 道路渋滞の状況
- (7) 洪水・雨水出水による浸水の状況

2 情報の内容

(1) 市

市の収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等市民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ア 緊急要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況
- オ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 市民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) その他の防災機関

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

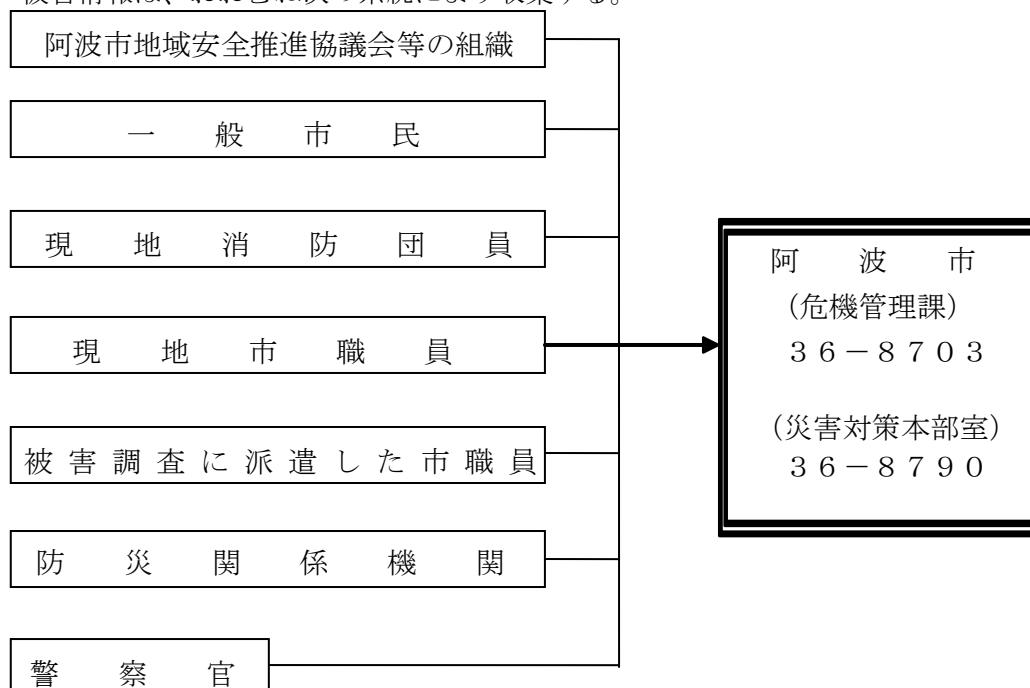
3 情報の収集方法

防災機関は、被害情報収集のための通信手段としては、総合情報通信ネットワークシステムを活用するものとするが、ヘリコプター及び携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等の各種無線通信施設並びに衛星通信を活用するほか、情報収集のために職員を被災地等に派遣するなど、あらゆる手段により迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努めるものとする。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

4 被害情報の収集先

被害情報は、おおむね次の系統により収集する。



5 勤務時間外の被害情報の収集

市に災害対策本部が設置される状況下においては、市職員は自宅付近の災害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は、当・日直の職員を經由して関係各課等）に通報するよう努めるものとする。

6 措置情報の収集

以下に示す措置情報を収集する。

- (1) 主な応急措置（実施及び実施予定）
- (2) 応急措置実施のために講じた措置
- (3) 応援の必要性の有無
- (4) 災害救助法適用の必要性

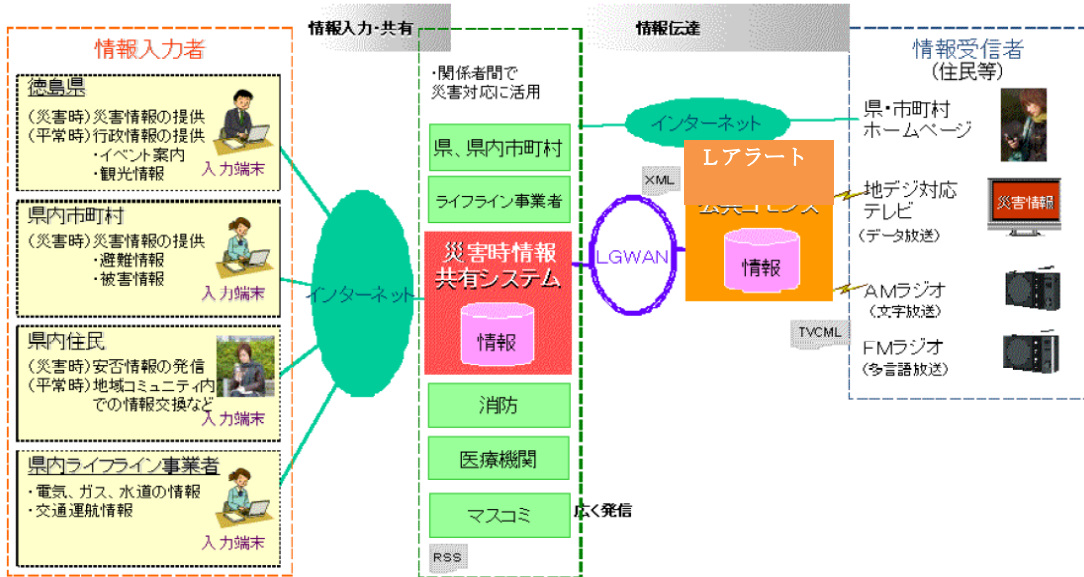
7 情報の収集・伝達系統

県及び市の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。おおむね次の系統により相互に情報の収集及び伝達を行う。

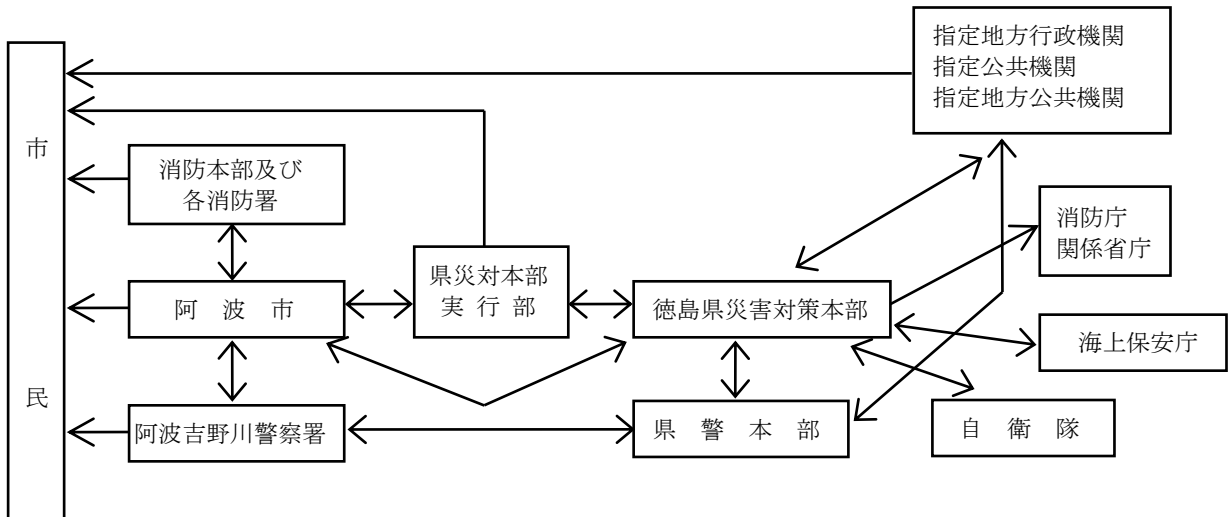
8 応急対策の指示伝達

応急対策の指示伝達は、災害対策本部の組織系統に基づいて行う。

【災害時情報共有システムの場合】



【情報の一般的収集、伝達系統図】



第2款 県・国等への災害情報の報告及び応援要請

第1 方針

防災関係機関は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画に定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて関係機関等に報告するとともに、災害応急に関する措置事項及び今後の措置事項についても報告する。

また、応急対策等において県や国からの応援が必要な場合、県や国に要請する。

第2 内容

1 報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、資料編「火災・災害等即報要領」により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2府県以上にまたがるもので1つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)から(4)までの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (6) 地震が発生し、当該市の区域内で震度4以上を記録したもの
- (7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められるもの

2 報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておくものとする。

また、本部長は集計した結果をすみやかに知事に報告するものとする。

3 報告の種別

- (1) 災害速報
被害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 災害中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- (3) 災害確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

4 報告の方法

- (1) 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。
- (2) 災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステム（県ネットワーク無線）によりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
- (3) 確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

【資料編 その他関係機関に関する資料】

5 市の措置

- (1) 知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣(消防庁経由)に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- (2) 「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(3) 連絡窓口

ア 消防庁応急対策室

TEL	03-5253-7527
FAX	03-5253-7537
県ネットワーク無線TEL	*90-048-500-90-49013
〃 FAX	8099**90-048-500-90-49033

平日(9:30~18:15)以外 宿直室

TEL	03-5253-7777
FAX	03-5253-7553
県ネットワーク無線TEL	*90-048-500-90-49102
〃 FAX	8099**90-048-500-90-49036

イ 徳島県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課

TEL	088-621-2716 088-621-2900 (県災害対策本部開設時)
FAX	088-621-2987
県ネットワーク無線TEL	*-9500
〃 FAX	8099**9366

6 県・国等への災害情報の報告及び応援要請

応急対策等において県や国からの応援が必要な場合、本部長は、県や国に応援を要請する。

第3款 行政機能の確保状況の把握・報告

第1 方針

大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告する。

第2 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」(平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防災第51号消防庁次長通知)に基づき、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県(市町村課)に報告することとする。

第5節 災害広報

第1 方針

災害時における報道機関、県関係機関及び市民に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動に努める。

この際、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通、公共施設等の復旧状況、医療機関、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策の情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努める。

また、要配慮者（高齢者、女性、障がい者、外国人等）、在宅での避難者、応急仮設住宅等の避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達に努める。

なお、被災者の置かれている生活環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

特に、停電や通信障害発生時は、紙媒体や広報車による広報等、適切な情報提供に努める。

第2 内容

1 情報の収集及び広報機関

(1) 被害状況その他災害状況の情報収集及び広報は、総合的なものについては、災対企画総務部において担当するものとする。

ただし、各部に属する被害状況の情報収集及び県関係機関への報告は各部において行う。

(2) 本部の設置又は解散及びこれに伴う災害時の配備、その他台風情報等の伝達は災対企画総務部がそれぞれこれを行う。

(3) 市民及び帰宅困難者等に対する広報手段は、次によるものとする。

ア 広報車による巡回

イ ケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声機による広報

ウ インターネットのホームページ

エ 臨時災害放送局（FM）

なお、市民に対する広報実施では、要配慮者（避難行動要支援者）、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等に対して十分配慮する。

オ 広報誌の作成

(4) 市民及び帰宅困難者等に対する新たな広報手段として臨時災害放送局（FM）の開設を目指すため、資機材の購入を進める。

2 災害情報の収集

(1) 本部各部により災害の状況を収集する。

(2) その他必要な情報の取材

3 広報の内容

下記の内容を周知する。

	周 知 内 容
1	災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
2	気象情報及び警報等の発表又は解除
3	災害に係る情報及び被害の状況の周知
4	市等の実施しつつある災害対策の概要
5	避難の指示等、避難先の指示及び指定避難所での心得

6	復旧の見通し
7	ライフライン（電気、ガス、水道）の供給状況
8	災害対策本部の設置又は解散
9	災害時における交通状況
10	災害時における市民の注意事項
11	食品衛生に関する事項
12	防災マップ又はその入手先
13	その他必要と認める事項

第6節 自衛隊派遣要請

第1 方針

災害時における自衛隊の派遣要請は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 災害派遣の範囲

【主な実施機関】 徳島県、市（企画総務課、危機管理課、国保医療課）、自衛隊

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者の捜索・救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の除去	損壊施設又は障害物の除去若しくは道路上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は県又は市が準備）
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信支援
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送
給食、給水及び入浴支援	被災者に対する、給食、給水及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力して空中及び地上消火活動
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

2 災害派遣要請部隊等の長

- (1) 陸上自衛隊第14旅団長（香川県善通寺市）
県ネットワーク無線 電話 *-90-037-200-466-502
- (2) 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
県ネットワーク無線 電話 355（郡当直室）
- (3) 海上自衛隊第24航空隊司令（小松島市）
県ネットワーク無線 電話 397**1（当直）

3 連絡窓口

連絡窓口は以下とする。

<連絡窓口>

- (1) 第3部 電話：0877-62-2311 (内線2236)
- (2) 司令部 電話：088-699-5111 (内線3213)
- (3) 幕僚室 電話：0885-37-2111 (内線213)

4 災害派遣要請要領

【主な実施機関】 徳島県、市（企画総務課、危機管理課）、自衛隊

(1) 災害派遣の要請

ア 知事は災害に際して、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106条の規定並びに災害派遣に関する知事と自衛隊災害派遣要請部隊等の長との協定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

イ 市長は、市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対し、自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう依頼するものとする。

ウ 市長は、地震の発生に際して特に緊急を要し、通信途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況等を最寄りの自衛隊に通知するものとする。

エ 市長は、ウの通知をした場合は、すみやかに知事にその旨を報告するものとする。

オ 市長は、災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとき、知事に対し、状況判断に必要な情報をすみやかに提供するものとする。

(2) 災害派遣の要請内容

ア 市長は、自衛隊の派遣を要請するとき、知事に次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、事態が急迫し文書で要請するいとまがないときは、電話等で要請し事後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を必要とする期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 市長は、天災地変その他災害に際し、人命救助等特に緊急を要し、かつアの要請を行うことができないときは、直接最寄りの自衛隊に通報するものとする。

通報を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、市長は、上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

5 災害派遣要請手続等

【主な実施機関】 徳島県、市（企画総務課、危機管理課）、自衛隊

市長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を記載した災害派遣要請依頼書により災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書で依頼することができない場合は、電話その他迅速な方法で依頼し、事後すみやかに依頼書を提出するものとする。

なお、災害に際し特に緊急を要し、通信の途絶等により市長が知事に対して災害派遣要請の依頼を行うことができないときは、直接自衛隊に災害派遣要請書により通知するものとする。

災害派遣要請依頼書

番 号

年 月 日

徳島県知事 殿

阿 波 市 長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - (2) 派遣要請を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する勢力
 - (1) 人 員
 - (2) 装備の概要（特に、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 5 連絡場所及び連絡職員
 - (1) 連絡場所（住所、電話番号、無線局番等）
 - (2) 連絡職員（所属職氏名）
- 6 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況等）

6 災害派遣部隊の受入

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課、国保医療課）

(1) 受入体制の整備

ア 連絡員の指名

派遣部隊との連絡調整を円滑に行うため国保医療課職員を連絡員に指名する。

イ 受入

応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後はすみやかに作業が開始できるようあらかじめ準備する。

ウ 連絡員の派遣等

市長は、派遣部隊の受入れに際し、自衛隊に対して災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。

また、自衛隊の要求により、災害派遣部隊の主要な活動地区へ市の連絡員を派遣する。

エ 活動の競合重複の排除

災害対策本部は、自衛隊の活動が他の災害復旧機関の活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

オ 誘導

災害対策本部は、災害派遣部隊を受入れるに際し、災害派遣部隊の活動地区への進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受入場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。

カ ヘリポートの提供

自衛隊災害派遣要請の依頼と同時に、8で定めるヘリポートの準備をし、自衛隊へも提供するものとする。

キ 資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で必要となった資機材等については、市でも調達及び提供に配慮するものとする。

ク 宿泊施設又は野営適地の提供

自衛隊から要請があった場合は、派遣部隊の宿泊所又は野営適地を提供する。

ケ その他

災害派遣部隊の受入れに際しては、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう配慮するものとする。

7 災害派遣部隊の撤収要請

【主な実施機関】 徳島県、市（企画総務課、危機管理課、国保医療課）、自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

災害派遣撤収要請依頼書

	番 号
	年 月 日
徳島県知事 殿	
	阿 波 市 長
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）	
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤収作業場所	
4 撤収作業内容	

8 ヘリポートの設置

【主な実施機関】 徳島県、市（企画総務課、危機管理課、国保医療課）

市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、自衛隊に通知しておくものとする。

(1) 降着場適地の選定

ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。

なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

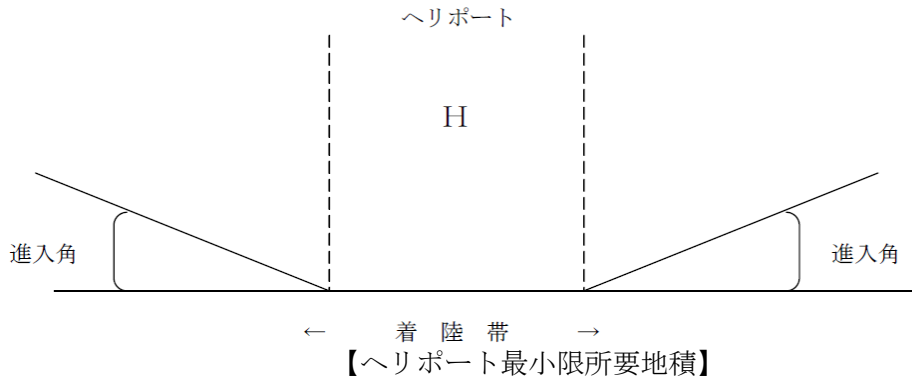
(2) 適地選定基準

ア 地表面は平坦でよく整理されていること。

イ 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等が上がらない場所であること。

ウ 所要の地積があること。

エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。



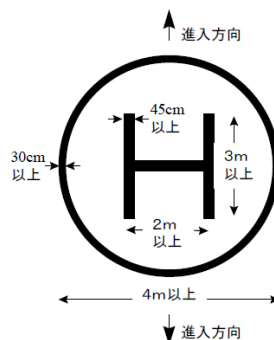
機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型 //	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型 //	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m以内に10m以上の障害物がないこと

(3) 事前準備

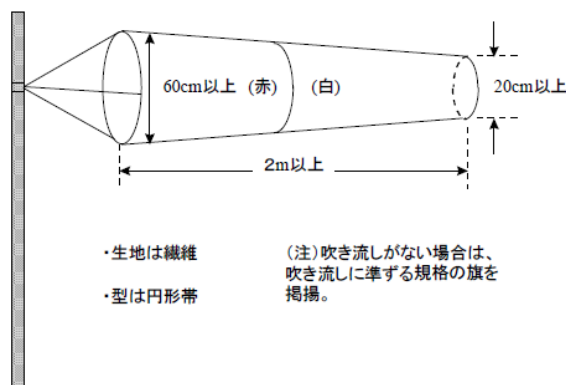
- ア ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を準備し提供する。
- イ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ウ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(4) 受入準備

- ア ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- イ 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
- ウ ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- エ 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- カ 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- キ 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準のHの記号を風と平行方向に向けて表示する。



ク キとともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



9 対空目視信号

(1) 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

生存者が通常利用できる方法には、細かい布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによつて地上に記号を作ることができる。

イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

ウ 無線機、火炎、反射光等の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。

10 災害派遣経費の負担

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、徳島県

(1) 経費の負担

自衛隊の災害派遣部隊が救難に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費の負担区分は、次のとおりとする。

ア 原則として市が負担するもの

施設の借用料及び損料、電気料(施設費を含む。)、水道料、入浴料、くみ取料等

(2) その他

負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第7節 応援要請・受援体制の整備

第1 方針

災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、すみやかに他の地方自治体等に応援を要請し、「阿波市災害時受援計画」に基づき、受援体制を整備する。

第2 内容

1 資料の相互交換

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、社会福祉協議会

市、県及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2 応援等の要請

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課、応援を必要とする各課）

(1) 応援要請の判断

市長は、災害発生後、災害規模及び初動活動において収集された情報等に基づき、市の現有の人員、資機材、備蓄物資等では、応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定等に基づき、すみやかに県、他市町村、自衛隊、関係機関等に応援を要請するものとする。

(2) 応援要請手続等

市長は、応援要請の必要があると判断したときは、他の地方自治体等に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、例外的な措置として、自衛隊や他市町村の消防機関等は、大規模地震が発生し通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たず応援隊を派遣する場合がある。

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等	
徳 島 県	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(1) 災害救助法の適用	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする期間 ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする措置 ⑥ その他必要とする事項
		(2) 被災者の他地区への移送要請	① 移送要請の理由 ② 移送を必要とする被災者の数 ③ 希望する移送先 ④ 被災者の収容期間

要 請 の 内 容 等		要 請 事 項 等	
徳 島 県	1 応援又は応急措置の要請 (災対法第68条)	(3) 応援要請又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	2 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援の斡旋の要請 (災対法第30条)	(1) 自衛隊災害派遣要請の斡旋の要請	第3章第6節 自衛隊災害派遣要請によるものとする
		(2) 他の市町村、指定行政機関又は他府県の応援の斡旋の要請	① 災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ② 応援を希望する機関名 ③ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項
	(3) 指定地方行政機関又は他府県の職員派遣の斡旋の要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項	
他 の 市 町 村	3 他の市町村への応援又は応急措置の実施の要請 (災対法第67条)		① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤ その他必要な事項
	4 他の市町村への職員派遣の要請 (災対法第29条) (地方自治法第252条の17)		① 派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する職員の職種別人員数 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣される職員の給与その他の条件 ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 受援体制の整備

応援要請と同時に応援隊の受援体制を整備するものとする。

ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村及びその他関係機関との情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

イ 受援体制の内容

受援体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外に必要とされる事項についてはその都度臨機応変に判断するものとする。

(ア) 要請及び応援活動の記録

要請及び応援活動に係る次の事項について記録する。

- a 要請先、要請日時、要請内容
- b 回答内容、回答日時
- c 応援隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先

- d 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）
- e 搬入物資内容・量、返却義務の有無
- f 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
- g 撤収日時

(イ) 活動計画の作成

要請した応援隊に対して、どの部隊に、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等についての応援隊の活動計画を作成する。

(ウ) 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援隊は自立することが原則であるが、応援隊が自立できない場合は、必要最小限の食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等を準備する。

3 消防相互応援協定に基づく応援要請・受援体制の整備

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

(1) 応援要請の判断

消防本部は、災害の被害の状況により、現有の人員、資機材等では、適切な消火、救急、救助等の応急対策を実施することが困難であると判断したときは、相互応援協定に基づき、すみやかに他の消防組織に応援を要請するものとする。

(2) 応援要請手続等

消防本部は、応援要請の必要があると判断したときは、他の消防組織に対し、次表に掲げる事項について、口頭又は電話等により要請し、事後すみやかに文書を送付するものとする。

なお、平成7年の改正で、一定の条件のもとでは要請される側が自らの判断で出動を行うことができるよう改正している。

協 定	事 項	連 絡 先
1 徳島県広域消防 相互応援協定	(1) 災害の発生日時、場所及び状況 (2) 必要とする人員、車両及び資機材等 (3) 集結場所及び連絡担当者 (4) その他必要事項	徳島県危機管理環境部 直通：088-621-2281 徳島県内の市町村及び消防事務を行う一部事務組合 (別紙資料編として整理)

(3) 緊急消防援助隊の要請

消防本部は、災害の被害が広範囲に及び、相互応援協定を締結している市町村、消防組織等から十分な応援が得られない場合、緊急消防援助隊の派遣を市長を通じて知事に要請するものとする。

(4) 受援体制の整備

消防本部は、応援要請と同時に応援隊の受援体制を整備するものとする。

ア 連絡体制の確保

応援に係る連絡窓口を設置し、要請先である消防組織及び市との情報交換を緊密に行うものとする。

イ 受援体制の内容

受援体制の内容は第2の2の(3)のイに準じるものとし、その都度臨機応変に対処するものとする。

ウ 消防活動資機材の確保

応援隊の消防活動に必要な資機材、倉庫、駐車場等の調達及び提供を行うものとする。

4 公共的団体等との協力体制の整備

【主な実施機関】 市（健康福祉部、産業経済部、社会福祉課、企画総務課、危機管理課）、社会福祉協議会

(1) 協力体制の確立

災害発生時の応急対策活動に関係する公共的団体等に対して、災害時の応急対策に関して積極的な協力が得られるよう協力体制を確立しておくものとする。

なお、主な公共的団体等としては、次のような団体が考えられる。

- ア 阿波市医師会
- イ 阿波及び板野郡歯科医師会
- ウ 徳島県薬剤師会阿波吉野川支部
- エ 特定非営利活動法人（NPO）アムダ
- オ 阿波市社会福祉協議会
- カ 市内農業協同組合
- キ 阿波市商工会
- ク 阿波市防災士会
- ケ 阿波市ボランティア協会
- コ 阿波市婦人団体連合会
- サ 阿波市地区赤十字奉仕団
- シ トラック協会
- ス 阿波市地区災害対策会
- セ 阿波市水道組合
- ソ 徳島県建築士会川島地域会
- タ 徳島北部森林組合
- チ エルピーガス協会 阿波地区会

(2) 協力業務等

(1)の公共的団体等と災害発生時における協力業務、協力の方法をあらかじめ協議し、災害発生時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。

なお、主な協力業務としては、次のような業務が考えられる。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合において関係機関へ連絡すること
- イ 災害時における広報等に協力すること
- ウ 出火の防止、初期消火に協力すること
- エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること
- オ 被災者の救助業務に協力すること
- カ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に関すること

5 海外からの応援に対する受援体制の整備

【主な実施機関】 市（企画総務課、秘書人事課、危機管理課）、消防本部

(1) 連絡体制の確保

海外から災害救助に対する応援の申し入れがあった場合、連絡窓口を設置し、国及び県を通じ、活動内容、派遣人員、物資等の必要事項について情報交換を緊密に行える体制を確保するものとする。

(2) 受入体制の整備

人員、物資等の応援を円滑に受入れるため、通訳ボランティア、受入施設・用地等受入体制を整備するものとする。

第8節 災害救助法の適用

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、税務課、企画総務課、危機管理課）、
社会福祉協議会

第1 方針

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、市長がこれを補助する。ただし知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が行う。

2 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

災対健康福祉部及び災対建設部は、災害救助法適用基準に基づき、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

3 災害救助法適用条件・基準

災害救助法による救助は、市の区域内に同一原因による災害により、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりである。

(1) 災害が発生した段階での災害救助法の適用（法第2条第1項）

ア 市の区域内で、住家が滅失した世帯が、60世帯以上であるとき。

イ 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市における滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。

ウ 被害が県下全域におよぶ大災害で、県下の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、ア、イの基準には達しないが、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったときは、知事が災害救助法を適用することがある。

エ 市の被害が(1)、(2)、(3)に該当しないが、知事が特に救助を実施する必要があると認めた場合には、災害救助法が適用されることがある。

(2) 災害が発生するおそれ段階での災害救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、阿波市が当該本部の所管区域に告示され、区域内において、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

※「滅失住家」とは、住家の滅失した世帯を基準としているので、そこまで至らない半壊住家は、以下のように換算することとされている。

滅失住家 1世帯	=	全壊（全焼・流出） 住家 1世帯	=	半壊（半焼） 住家 2世帯	=	床上浸水 3世帯
-------------	---	---------------------	---	------------------	---	----------

【災害状況認定基準】

①滅失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のも。
②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度である場合、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部*の被害額が住家の時価20%以上50%未満のも。
③住家の床上浸水、土砂の堆積	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、又は土砂、竹木等堆積により一時的に居住することができない状態になったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

※ 主要構造部とは、建築基準法によれば「壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。」と定義されている。

4 災害救助法適用要請と運用

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、危機管理課）、社会福祉協議会

(1) 災害救助法適用の県への要請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長が知事に対し、災害救助法の適用要請を行うものとする。

また、災害の事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するものとする。

なお、災害対策本部担当窓口は、災対企画総務部危機管理課とし災害救助法適用後の県担当部局や日本赤十字社等との事務連絡などは、災対健康福祉部社会福祉課とする。

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

ア 実施責任者

市長

- ・市長は、救助に関して知事からあらかじめ委任を受けた応急対策について実施する。
- ・知事から市長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う機関を市長に通知する。

イ 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、次の事項とする。

救助実施内容	実施機関	備考
(ア) 避難所の設置	市	
(イ) 応急仮設住宅の設置	県、市	
(ロ) 炊き出しその他による食品の給与	市	
(エ) 飲料水の供給	市	
(オ) 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与	市	
(カ) 医療及び助産	県、市	
(キ) 被害者の救助	市	

(ク) 被災した住居の応急処理	市	
(ケ) 学用品の給与	県、市	
(コ) 埋葬	市	
(カ) 遺体の搜索	市	
(シ) 遺体の処理	市	
(ス) 障害物の除去	市	

ウ 救助に伴う労務者の雇上げ

救助に伴う労務者の雇上げの内容は、次のとおりである。

- (ア) 被災者の避難誘導労務
- (イ) 医療及び助産における患者の移送労務
- (ウ) 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
- (エ) 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- (オ) 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- (カ) 遺体の搜索に必要な労務
- (キ) 遺体の処理に必要な労務

エ 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

(ア) 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各部及び各支所は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。

なお、日計票の制作、取りまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えないものとする。

(イ) 救助実施状況等

災害対策本部各部及び各支所は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間毎日救助の実施状況を災対企画総務部に報告するものとする。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

(3) 関係資機材の保有状況及び物資の調達

物資の調達に関しては、共通対策編第3章16節飲料水・食料及び物資等の供給を参照。

【資料編 防災資機材等に関する資料】

(4) 応急仮設住宅の建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。

(5) 救助に関して必要な業者等の把握

災害発生時には、多くの市民が被災することが予想されることから、多様な業種の支援が必要となる。市は、あらかじめ救助に関して必要な業者等の把握に努めるとともに、協定を締結するなどの協力体制の確保に努めるものとする。

5 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても、罹災の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

【資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 参照】

第9節 避難（指示等）の実施

第1 方針

災害による避難のための立ち退きの指示及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容保護は本計画の定めるところによる。

市長は、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、洪水等・土砂災害に対する避難指示等の判断基準に基づき、避難情報を発令する。

この際、要配慮者等、特に避難行動要支援者への早めの避難の呼び掛け及び危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難指示等に対する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

第2 内容

1 実施責任者及び基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等へ避難を求める。	災害の発生が高まった場合において、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要があると認められるとき
避難指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)		市が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立ち退き及び立ち退き先の指示	市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	自衛官 (災害対策基本法63条) (自衛隊法94条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
知事及びその命を受けた職員 (水防法29条) (地すべり防止法25条)	立ち退きの指示	洪水、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	

緊急安全確保措置の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のため措置の指示緊急安全確保措置の立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第61条)		市長が災対法第60条の事務を行うことができないとき。 市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

2 避難の指示等

<p>【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、企画総務課、市政情報課、危機管理課）、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊、放送事業者</p>

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難の伝達又は避難指示を行うものとする。

避難指示等の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

なお、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。

(1) 災害一般の避難の指示等

ア 市長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、指定避難所への避難を求めるものとする。

イ 市長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立ち退きを指示し、急を要すると認めるときは立ち退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立ち退き先を指示するものとし、これらについて速やかに知事に報告する。

ウ この場合において市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ また、当該災害による被害が甚大で、市がその全部又は大部分の事務を行うことができない場合は、市が実施すべき措置の全部又は一部を県が代行する。

オ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定・更新

市長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

また、避難指示等を発令する際に、国、県又は防災関係機関に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(3) 洪水についての避難指示及び高齢者等避難

市長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立ち退きの避難指示をする。洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、市長（水防管理者）は、立ち退きを指示することができる。市長（水防管理者）が指示する場合には、阿波吉野川警察署長にその旨を通知するものとする。

また、要配慮者等、特に避難行動要支援者に対しては、人的被害の発生する可能性が高まったときには、要配慮者への避難行動の開始を求める高齢者等避難を出すものとする。

(4) 土砂災害（地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流）についての避難指示及び高齢者等避難
市長は、土砂災害の危険が切迫していると認められるときは、必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。

この場合、阿波吉野川警察署長に協力要請等のため、その旨を通知するものとする。

なお、指示等の発令にあたり、その発令対象区域を絞り込むために、あらかじめ同一の避難行動をとるべき地区を避難単位として設定しておくものとし、指示等にあたっては土砂災害警戒情報を活用するものとする。

また、要配慮者等、特に避難行動要支援者に対しては、人的被害の発生する可能性が高まったときには、要配慮者への避難行動の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を出すものとする。

(5) 避難情報の放送に係る申し合わせ

県と市及び放送事業者とは、市長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を市民へ伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について申し合わせている。

放送事業者は、市長からの避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し市民へ放送する。

また県は、市町村への周知に努めるとともに、県・放送事業者・市町村間の連携を円滑に行えるようにするものとする。

○ 警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文(例)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難（繰り返し）

こちらは、阿波市災害対策本部です。ただ今、（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。

〇〇地区は、土砂災害に警戒する状況にあります。

お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、直ちに（指定避難所の施設名）へ避難してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。

○ 警戒レベル4 避難指示の伝達文(例)

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、全員避難（繰り返し）

こちらは、阿波市災害対策本部です。ただ今、（避難すべき事由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル4 避難指示を発令しました。

〇〇地区は、土砂災害の発生する危険が非常に高い状況にあります。

速やかに（指定避難所の施設名）へ避難してください。

（冠水している場所や・山沿いや急傾斜地では土砂災害の危険がある）ので十分注意して避難してください。

また、豪雨のため、指定避難所への避難が危険であると感じた場合などでは、屋内の安全な場所、例えば、斜面の面していない2階などで待機してください。

○ 警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文(例)

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、緊急安全確保、命を守る最善の行動をとって下さい。(繰り返し)

こちらは、阿波市災害対策本部です。ただ今、(避難すべき事由)ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。

〇〇地区で土砂災害が発生しました。

〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難するなど、命を守る最善の行動をとって下さい。

— 避難すべき事由(例) —

- ・ 〇〇川で危険水位に達した。
- ・ 〇〇地区の〇〇川堤防が決壊した。
- ・ 〇〇地区では土砂災害の危険性が非常に高まった。
- ・ 近隣(〇〇地区)で土砂の移動現象が確認された。
- ・ 近隣(〇〇地区)で重大な土砂災害前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂)が確認された。

■洪水等・土砂災害に対する避難指示等の判断基準

区分	判断基準	対象地域	市民に求める行動	発令時の状況
警戒レベル1	早期注意情報(大雨・洪水)	必要な地域	心構えを高める。	早期注意情報が発表された場合
警戒レベル2	注意報(大雨・洪水)	必要な地域	避難行動の確認	注意報が発表された場合
警戒レベル3 高齢者等避難	外水により、樋門・排水機場の水門が自然流下できずに閉めた後、時間雨量が50mm以上降ることが予想されるとき。	当該樋門・排水機場の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、指定避難所への避難行動を開始。(避難支援者は支援活動を開始) ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始 	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
	池田ダムが8,000 m ³ /s以上の放流を開始したことがわかったとき。	吉野川の無堤地区		
	宮川内谷川の水位が「2.50m」を超えたとき。	宮川内谷川の浸水想定区域		
	「吉野川氾濫警戒情報」が発表(避難判断水位)されたとき	必要な地域		
	① 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合で、土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。 ② 3時間雨量が120mm以上 ③ 大雨警報(土砂災害)が発表され、夜間から翌早朝までに、土砂災害の危険度分布で「警戒(赤)」となることが予想され、かつ土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。	左記の①～③のいずれかの基準に達した土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のある地域		
その他災害対策本部長が必要と認めたとき。	必要な地域			

区分	判断基準	対象地域	市民に求める行動	発令時の状況
警戒レベル4 避難指示	外水により、樋門・排水機場の水門が自然流下できずに閉めた後、時間雨量が50mm以上降ったとき。	当該樋門・排水機場の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の行動ができる者は、指定避難所へ避難行動を開始 ・災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示 	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
	宮川内谷川の水位が「3.50m」を超えたとき。	宮川内谷川の浸水想定区域		
	「吉野川氾濫危険情報」が発表（氾濫危険水位）されたとき。	該当地区		
	① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合。 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、夜間から翌早朝までに、土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となることが予想されるとき。	①～②のいずれかの基準に達したブロック内における土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所のある地域		
	前兆現象等、現地の異常が発見された場合。	前兆現象等の発生が確認された地域		
	隣接する地域で土砂災害が発生した場合。	災害発生地域と同じ降雨状況（土砂災害警戒情報の有無や降雨量）で、近傍の地域		
	指定避難所に至る道路の遮断が予測された場合。	孤立する地域		
	その他災害対策本部長が必要と定めたとき。	必要な地域		
警戒レベル5 緊急安全確保	「吉野川氾濫発生情報」を受けたとき。（堤防天端水位到達・越流等）	災害が発生した地域	<ul style="list-style-type: none"> ・避難するいとまがない場合は屋内の安全な場所に避難するなど、生命を守る最善の行動をとる。 	・災害が発生した状況
	洪水等・土砂災害の発生			
	その他災害対策本部長が必要と認めたとき。	必要な地域		

※高齢者等避難及び避難指示等の発令に際しては、河川水位、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報や降雨の状況、前兆現象、パトロール等による現地の状況、近隣地域の災害発生状況等を把握し総合的に判断するものとする。

■地震災害に対する避難指示の判断基準

震度6弱以上で、阿波市全域に避難指示を発令する。

3 危険区域の現状と監視

市内の危険区域の現状を把握し、平常時でも定期的な見回りの実施や、情報の収集を行うなど、監視に努めるものとする。

【資料編 災害危険地域等に関する資料】

4 警戒区域の設定

【主な実施機関】 市（建設部、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、阿波吉野川警察署、自衛隊

市長は、災害の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。

市長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、市長の職務を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

※警戒区域の設定根拠

区 分	実 施 者	設定権	目 的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市 長	災害時の 一般的な警 戒区域設定 権	市民等の生命・ 身体等の保護を目的とする。
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	知事(市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき)		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官(市長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき)		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官(市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る)		
水防法 第 21 条第 1 項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
水防法 第 21 条第 2 項	警察官(水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき)		
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
消防法 第 28 条第 1 項、 第 36 条	警察官(消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき)		

5 指定避難所の開設

災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模にかんがみ、必要な指定避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

震度 6 弱以上の地震発生時は、全指定避難所を開設の指示を待つことなく開設する。

6 避難所の追加開設等

(1) 避難所の追加開設及び周知

災害発生の状況に応じ、必要があれば指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、避難所としての旅館、ホテル等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。

また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努める。
特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
それでも収容人数が不足する場合は、県又は隣接市町と協議して所要の措置を講ずる。

(2) 避難所の安全性

避難所を追加開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

7 避難の周知徹底

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者は、避難のための立ち退きを指示したときは関係機関に通知又は連絡するものとする。

(2) 市民等に対する通知

放送等による周知

ケーブルテレビ、音声告知端末、屋外拡声機、緊急速報メール、電話、市・消防署・消防団の広報車

(3) 知事に対する報告

8 避難者の誘導及び移送

【主な実施機関】 市（健康福祉部、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊
--

(1) 避難の順序

避難立ち退きの誘導にあたっては、高齢者・幼児・妊産婦・女子・病人等を優先し、一般青・壮年はその次とする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、市と協力して避難誘導を実施するよう努める。

(2) 避難者の移送

避難者の移送は各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは同法による作業として実施する。

(3) 市民の避難誘導體制

被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

9 指定避難所の開設及び収容保護

【主な実施機関】 市（教育委員会、社会福祉課、各支所地域課、契約管財課）

指定避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市長が実施し、又は同法が適用されない災害あるいは同法が適用されるまでは、市独自の応急対策として市長が開設しその旨を公示する。

さらに、高齢者等の要配慮者に配慮して、福祉避難所を活用する。

(1) 対象者

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られた住家を立ち退き避難した者
イ 住家が災害により全焼・全壊・流失又は、半焼・半壊もしくは床上浸水を受け、日常起居する場所を失った者

ただし、上記の者であっても被害をまぬがれた建物に居住し、あるいは親戚・縁者に避難する者はこの限りでない。

ウ 避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(2) 収容期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要な者がなくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するものとする。

ただし、期間中に被災者が住居、又は仮住居を見いだすことができず、そのまま継続するときはその数が少数であれば災害救助法によらず、市独自の収容として行うものとし、又8日以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後7日以内に県に収容期間の延長を要請するものとする。

その申請事項を次のとおり明示する。

- ア 延長期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する避難所 氏名及び収容人員
- エ 延長を要する理由
- オ その他

10 指定避難所の運営

【主な実施機関】 市（教育委員会、社会福祉課、各支所地域課、契約管財課）

(1) 指定避難所の運営・管理

ア 指定避難所の開設は、関係機関の協力のもと、市が行う。

この際、スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する市民に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えるところができるよう留意する。

イ 指定避難所開設後は、住民が避難所運営マニュアルに基づいて、自主的に指定避難所を運営する。

ウ それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとし、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況等（パーティション、ダンボールベット等の活用）の把握に努め、必要な措置を講ずる。

エ 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

オ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離隔設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

カ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

また、県とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努めるものとする。

キ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ク 避難所における食物アレルギーを有する人のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(2) 要配慮者への配慮

指定避難所では高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(3) 避難所等における生活環境の向上

市は、県が締結した以下の民間事業者との協定などを活用し、避難所等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）における生活の質の向上を図る。

アマゾンジャパン及びヤマト運輸との協定による。必要な物を必要な量だけ支援可能な「ほしい物リスト」を活用する。

(4) 災害時快適トイレ計画の活用

「阿波市災害時快適トイレ計画」について、地域防災計画、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用するものとする。

(5) 避難所における感染症対策

ア 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から企画総務部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

イ 発生するおそれのある災害や指定避難所の収容人数を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の確保に努めるとともに、テント泊や車中泊ができるよう準備する。

ウ 「避難所運営マニュアル【新型コロナウイルス感染症対策編】」を更新するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施に努める。

エ テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベット等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材の備蓄に努める。

(6) 避難所におけるペットの同行避難対策

ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設が困難な場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努める。

11 知事に対する報告

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）

市長は、自ら避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保の指示及び警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、すみやかに知事に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難指示、緊急安全確保措置の指示又は、立ち退き先の指示の区分
- (2) 避難指示等を発令した日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

12 防災関係機関への連絡

市長は、自ら避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したとき、及び警察官から避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、防災関係機関へ連絡するものとする。

13 災害救助法が適用された場合

【主な実施機関】 市（社会福祉課）

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は市長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期 間

災害発生の日から7日以内

(3) 費 用

ア 指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費

イ 指定避難所が冬季（10月1日から3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算

ウ 高齢者、障がい者等であって指定避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第10節 避難所外避難者の支援対策

第1 方針

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

第2 内容

1 避難所外避難者の把握のための周知

避難所外避難者に対し、最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

2 避難所外避難者の状況調査

【主な実施機関】 市（社会福祉課、各支所地域課）

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

3 要配慮者に対する配慮

【主な実施機関】 市（社会福祉課）

指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

【主な実施機関】 市（教育委員会、産業経済部、健康福祉部、各支所地域課、契約管財課）

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住していないか把握するよう努める。

また、県との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。

5 支援の実施

【主な実施機関】 市（教育委員会、産業経済部、健康福祉部、各支所地域課、契約管財課）

- (1) 新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

第 1 1 節 交通確保対策

第 1 方 針

災害時において、負傷者の搬送、災害対策要員、応急対策実施用資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制措置の実施等交通を確保するための対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第 2 内 容

1 道路交通状況の把握

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、企画総務課、危機管理課）

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合の調査をすみやかに実施するとともに、阿波吉野川警察署、東部県土整備局（吉野川庁舎）、四国地方整備局等の行政機関はもとより、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)や西日本電信電話(株)等通信事業者等の民間事業者との情報交換を緊密に行い、道路交通状況等の把握に努めるものとする。

2 交通規制

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、阿波吉野川警察署、東部県土整備局（吉野川庁舎）

(1) 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実 施 者	範 囲
交 通 規 制	道路管理者 〔 国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国高速道路(株) 〕	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警 察 〔 公安委員会 警察署長 警察官 〕	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合
措 置 命 令	道路管理者等 〔 国 県 市町村 西日本高速道路(株) 本州四国高速道路(株) 〕	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない）

(2) 交通規制の実施

道路の破損、決壊、その他の事由により通行が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合は、その対象、区間又は地域、期間及び理由を

明瞭に記載した道路標識により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、大規模な地震災害により広範かつ甚大な道路被害が発生し、広域的な交通規制を行う必要があると認める場合は、隣接市町村、県、四国地方整備局等の道路管理者と協議の上、阿波吉野川警察署に対し交通規制の実施を要請するものとする。

(3) 交通規制の通知

道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ阿波吉野川警察署に対し禁止又は制限の対象、区間又は地域、期間及び理由を通知するものとする。

なお、あらかじめ通知するいとまがないときは、これらの事項を、事後すみやかに通知するものとする。

(4) 交通規制の周知

交通規制を実施した場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通の混乱防止措置を講ずるとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて、交通規制の周知徹底を図るものとする。

3 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急輸送車両の事前届出

大規模な災害が発生した場合、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われることがある。

ついては、災害が発生した場合に使用する予定のある市有車両については、緊急通行車両事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、当該届出済証を車検証とともに保管しておくものとする。

なお、災害発生時には、緊急通行車両届出済証を最寄りの警察署又は検問所に提出し、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

(2) 緊急輸送車両の確認申請

大規模な災害が発生し、災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会の権限において災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限が行われる場合、(1)により緊急通行車両届出済証の交付を受けていない市有車両及び緊急調達した輸送車両については、直ちに緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章の交付を受けるものとする。

4 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策及び土地の一時使用等

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施することができる。

(1) 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

(2) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

(3) (1)(2)の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

緊急通行車両事前届出済証（参考）

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 (電 話) 氏 名		第 号 災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 徳島県公安委員会 印
番号標に表示されて いる番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、品名）		
使用者	住 所 () 局 番	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

緊急通行車両標章（参考）



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書（参考）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
徳島県知事 徳島県公安委員会			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 道路啓開

- (1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- (2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本項において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (3) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

6 道路の応急復旧

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、阿波吉野川警察署

- (1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況に関係機関に報告又は通報するものとする。
- (2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。
- (3) 国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の要請と、かつ市の公示の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、当該工事を行うことができる権限代行制度により、県の支援を受ける。

7 運転者への広報

【主な実施機関】 市（企画総務課、市政情報課、危機管理課）、阿波吉野川警察署

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 走行中の場合は、次によること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難のために基本的には車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送実施対策

第1 方針

災害時における被災者の避難、物資の輸送等を迅速確実に行うための輸送の方法等は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送は、それぞれの機関において行うものとする。

2 緊急輸送の対象

市及び関係機関が実施する緊急輸送の対象は次のとおりである。

- (1) 消火、救急救助、医療（助産）救護のための要員及び資機材
- (2) 医療、助産その他救護のための輸送を必要とする者
- (3) 医薬品、医療用資機材
- (4) 飲料水、食料、生活必需品等の救護物資
- (5) 災害対策要員
- (6) 応急対策用資機（器）材
- (7) その他必要と認められるもの

3 緊急輸送車両の確保

【主な実施機関】 市（契約管財課、企画総務課、危機管理課）

(1) 緊急輸送車両の使用申請

ア 大規模な災害により災害対策本部が設置された場合には、市有車両は契約管財課において集中管理するものとする。

イ 市の各課等は、市有車両を緊急輸送に使用する場合は、契約管財課に対し、次の事項を明らかにして緊急輸送車両の使用を申請するものとする。

- (ア) 使用目的
- (イ) 車種
- (ウ) 使用期間
- (エ) 希望する受取りの日時及び場所

【資料編 市有自動車数】

(2) 緊急輸送車両の調達

市有車両だけで不足する場合は、輸送対象等から適正な輸送手段を選定し、県、自衛隊、輸送事業者等に対し次の車両等の貸与を要請するものとする。

- ア 乗用車
- イ 乗合自動車
- ウ 貨物自動車等

(3) 緊急輸送車両の配車

ア 配車計画書の作成

市有車両及び調達車両を集中管理し、緊急度、使用目的に応じた配車計画を作成する。

イ 各課等への配車

アの配車計画に基づき、緊急輸送車両の使用申請のあった各課等へ引き渡す。

- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、自衛隊等のヘリコプターの派遣を要請する。
- 5 市が県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置
車両が不足する等の場合は、県に以下の事項を伝え他機関に緊急輸送の応援を依頼するものとする。
 - (1) 輸送の種類及び輸送物資の内容
 - (2) 輸送区間又は距離
 - (3) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
 - (4) 輸送を実施する期間
 - (5) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
 - (6) 輸送を必要とする理由
 - (7) その他

第 1 3 節 消防防災ヘリコプター等の派遣要請

【主な実施機関】 市（危機管理課）、消防本部及び各消防署

第 1 方 針

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。この場合における派遣要請については、本計画の定めによるものである。

第 2 内 容

- 1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策
市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。
- 2 消防防災ヘリコプターの活動内容
消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性を活かし、災害発生時等において、主に次の活動を行う。
 - (1) 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
 - (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
 - (3) 災害応急活動（被害状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達情報、救援物資・人員の輸送）
 - (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
 - (5) その他消防防災ヘリコプターが有効な活動
- 3 飛行場外離着陸場の確保
災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。
- 4 要請先
消防防災ヘリコプターの出動要請先は以下のとおりである。

	消防防災ヘリコプター出動要請先
勤務時間内	徳島県消防防災航空隊事務所 電話 088-683-4119 FAX 088-683-4121 県ネットワーク無線 電話 378
勤務時間外 17:15~8:30	徳島県庁衛視室 電話 088-621-2057 県ネットワーク無線 電話 *ー2057

第14節 消火活動等の実施

第1款 消火活動

【主な実施機関】 市（企画総務部、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

第1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発や家屋の倒壊等により極めて多くの人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより市民、事業者をあげて出火防止と初期消火に努めるとともに、消防機関は関係防災機関との連携を保ちつつ、その全機能をあげて安全確保、消火、救助、救急等にあたり、災害から市民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

消火活動の基本方針は次のとおりとする。

- 1 市民、自主防火組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を行うものとする。
- 2 市民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。
- 3 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消火活動を実施する。

第2 内容

1 消防機関（消防本部及び各消防署）の活動

(1) 火災情報の収集及び伝達

ア 消防本部及び各消防署は職員を望楼等の高所見張及び巡回等に配置し火災の早期発見に努めるとともに、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報など消防活動に関する次の情報を収集し、初動体制を整えるものとする。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織等の活動状況

(ウ) 道路の通行状況

(エ) 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利の活用可能状況

イ 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。

(2) 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に応じた防御活動を展開するものとし、人命の安全確保を最重点に行うものとする。

ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

イ 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、市民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。

ウ 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、指定緊急避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに市民の避難誘導を行い、市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ 高圧ガス大量保有事業所、毒物劇物取扱施設から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防御にあたる。

オ 特殊対象物からの出火であっても他に延焼危険の少ない火災は、延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

カ 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先とする。

キ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 応援派遣要請

自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。

3 応援隊の派遣

本市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出勤する。

4 消防団及び自主防災組織

消防団は、地域に密着した防災機関として、地域の自主防災組織の指導を行うとともに、現有装備を活用して次により、出火防止、消火活動、救急救助、避難誘導その他災害の防御活動を行うものとする。

(1) 出火防止

地震発生と同時に付近住民に対して出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火にあたる。

(2) 消火活動等

消防隊の出動が不能又は到達困難な場合においては、消火活動及び主要避難路の確保等の防災活動を行う。

5 事業所等

(1) 火災予防措置

火気の消火及び高圧ガス、石油類等の供給停止、ガス、石油類、毒物、劇薬等の流出又は漏洩等異常事態の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 関係機関への通報及び必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、石油類、毒物、劇薬等を取り扱う事業所等において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

6 市民

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブなどの火気取扱器具は直ちに火気の遮断をするとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

7 惨事ストレス対策

消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2款 水防活動

【主な実施機関】 市（企画総務部、建設部、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団（水防団）

第1 方針

洪水・雨水出水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、阿波市水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施する。

第2 内容

1 消防団（水防団）

消防団（水防団）は、大規模な地震が発生し、洪水・雨水出水による浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な水防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防団相互の協力及び応援

2 緊急時の措置

河川の管理者及び水防管理者（市長）は、震度4以上の地震を感じたときは直ちにその管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは、すみやかに当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、関係機関（水防本部、警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

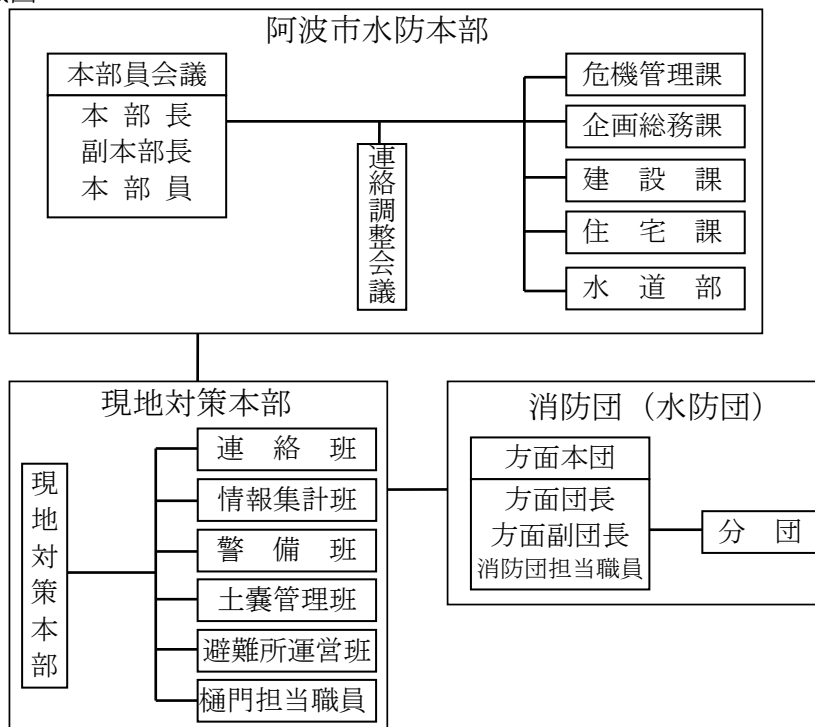
3 阿波市水防本部の組織等

水防本部は本庁に置き、組織は次のとおりとする。

また、必要に応じて支所等に現地対策本部を設置する。

水防本部長は、必要に応じて職員を水防本部へ配置することができる。

(1) 組織図



(2) 事務分掌

ア 阿波市水防本部

・阿波市役所		
本部長	市 長	
副本部長	副市長 教育長 政策監 消防団長	
本部員	企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長 市民部長 健康福祉部長 産業経済部長 建設部長、次長 水道部長 教育部長 議会事務局長 秘書人事課長 その他、本部長が招集する部長等	
事務局 (各担当課)	危機管理課	・ 災害対策の総括
	企画総務課 市政情報課	・ 災害情報の収集、集計、連絡調整、マスコミ対応等
	建設課	・ 道路等の通行止め情報収集、調査、連絡等
	住宅課	・ 公営住宅等の災害情報収集、連絡等
	業務課	・ 給水施設の管理等

市長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は次の順位に従うものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 政策監 → 4. 企画総務部長

イ 現地対策本部

・本庁、各支所等	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況にあわせて現地対策員を選任し、召集する。 現地対策本部の指揮
現地対策班員 (現地対策本部長の選任)	<ul style="list-style-type: none"> 職員を配備
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 電話等の災害受付を行う。 災害時受付簿及び送受信個表に記載する。
情報集計班	<ul style="list-style-type: none"> 連絡班の記載した災害時受付簿を集計し、各課へ情報を伝える。 被害、避難者数及び避難者の対応状況等の集計、報告 班長は水防本部（企画総務課支所担当職員）へ報告を行う。
警備班	<ul style="list-style-type: none"> エリアを定めて危険箇所の巡回 被害情報の事実（状況）確認等 通行止めが必要な場合バリケード、交通整理
土嚢管理班	<ul style="list-style-type: none"> 市民の土のう要求時の車等への積み込み作業、土のうの作成作業 消防団と連携し独居高齢者等要配慮者宅への土のうの運搬の手伝い
避難所運営班 (開設時)	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設、運營業務、災害備蓄物資、飲食料の配付等 避難者名簿の作成、健康状態等を把握 各指定避難所は避難者数及び避難者の対応状況等を情報集計班へ報告
樋門担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 樋門、排水機場において河川の水位を監視、河川水位、樋門開閉、排水機場操作情報を情報集計班へ報告（越水等緊急を要する場合は水防本部へ報告の上、情報集計班に報告）
・水防団各方面（消防団各方面）	
方面団長	<ul style="list-style-type: none"> 方面水防団統括
方面副団長	<ul style="list-style-type: none"> 各分団長へ指示
消防団担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部、各現地対策本部との連絡調整
方面各分団	<ul style="list-style-type: none"> 独居高齢者等要配慮者宅への避難呼びかけ等の支援、土のうの運搬、土のう積み降ろし作業 巡回、その他水防活動

市長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は次の順位に従うものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 政策監 → 4. 企画総務部長

■ 阿波市水防本部、解除後の被害調査について

・阿波市役所、各支所	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害状況にあわせて被害調査エリア（何班必要か）決める。 ・ 現地対策員と打合せの上、災害後の被害調査班の選任を行う。 ・ 被害調査班が把握した情報を取りまとめの上、危機管理課へ報告する。
被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査エリアを巡回し、被害調査（床下、床上浸水被害や公共物被害等）を行う。 ・ 床上、床下浸水被害の住宅へ消毒液（オスバン、クレゾール）を配る。 ・ 現地対策本部長へ被害状況の報告を行う。

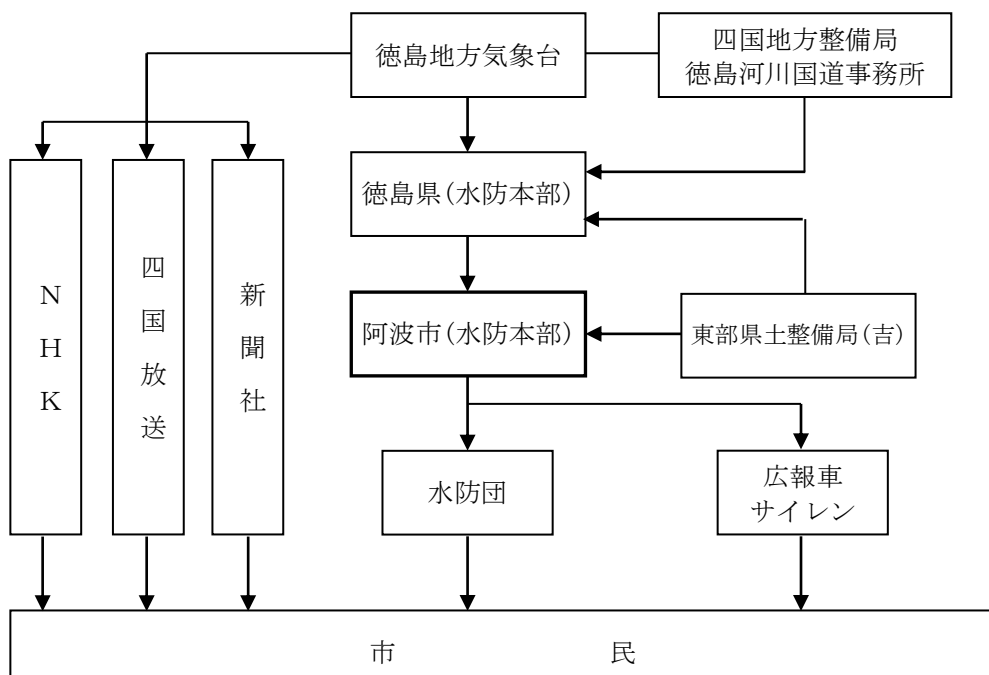
4 重要水防区域

重要水防区域の詳細と危険な場合の措置については、別途資料編のとおりとなっている。

【資料編 水防危険箇所一覧表】

5 伝達系統

吉野川において洪水のおそれがあるときは水位流量が示され、次の系統により一般に周知するものとする。



6 水位の伝達等

(1) 水位の伝達

水防管理者（市長）は、気象情報の通報があったときは直ちに関係分団へ伝達するものとする。

(2) 量水標水位等（水防本部長の定める時刻に通報する）

河川名	水位監視班	名 称	水 位		責 任 者
			通報 (指定)	警戒	
吉野川	中央橋監視班	中央橋量水標	3.4m	4.9m	地区監視班長吉野方面6分団
〃	西香美監視班	香美橋量水標	4.3m	5.3m	地区監視班長市場方面3分団
〃	大野島監視班	大野島橋量水標	5.5m	6.5m	地区監視班長市場方面1分団
〃	岩津監視班	岩津量水標	3.3m	5.3m	地区監視班長阿波方面7分団

7 気象状況の伝達等

(1) 気象情報の伝達等

水防管理者（市長）は、雨に関する注意報及び警報が発表された場合は、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見回りを強化するとともに、市民に対して情報の伝達及び周知を行うものとする。

(2) 雨量情報の収集先（河川）

河 川 名	雨量情報収集先			備考
	機関名	電話	F A X	
吉野川	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	088-654-2211	088-626-4156	
県管理河川	徳島県河川整備課	088-621-2627	088-621-2870	
四国全域	河川情報センター (高松市)	0878-51-9911	087-851-9922	

8 水防活動

(1) 水防本部

水防本部は、気象注意報及び警戒警報が発せられ、災害が発生するおそれがある場合は、直ちに活動を開始する。

また、各支所に現地対策本部を置くことができる。

(2) 消防団（水防団）

ア 水防団員

水防団員は、水防信号第1信号で出動を予期して待機し、第2信号で出動するものとするほか、防災無線等の放送等による。

イ 出動分団

出動分団は、4重要水防区域の「危険な場合の出動分団」のとおりとする。

ただし、吉野川洪水の場合の出動分団は、吉野方面第6分団、市場方面第1分団、第3分団及び阿波方面第7分団とする。

なお、被害が甚大と予想される場合は、事態に応じて出動分団以外の分団も出動させるものとする。

(3) 水防信号

水防信号は次のとおりである。（徳島県規則第2号）

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約10秒 約10秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒
第4信号	乱 打	約1分 約1分 ○休止約5秒 ○休止約5秒

- 9 水防法に定める水防警報
水防法に定める水防警報については、阿波市地域防災計画風水害対策編 第2章災害応急対策第1節水防計画 第4予報及び警報の内容を準用する。
- 10 氾濫注意水位・避難判断水位情報
氾濫注意水位・避難判断水位情報については、阿波市地域防災計画風水害対策編 第2章災害応急対策 第1節水防計画 第4予報及び警報の内容を準用する。
- 11 惨事ストレス対策
水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3款 救助活動

【主な実施機関】 市（危機管理課、企画総務部、健康推進課、建設部）、
消防本部及び各消防署、消防団（水防団）

第1 方 針

救助活動の基本方針は、次のとおりとする。

- 1 被災者の救出は、消防本部及び各消防署が行う。
- 2 生命身体が危険な状態にある者の救出は、警察機関が他の措置に優先して行う。

第2 内 容

- 1 情報の収集及び伝達
 - (1) 消防本部及び各消防署は、119番通報、かけこみ通報、救急無線、防災ヘリ、参集職員の情報などを総合して、被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。
 - (2) 消防長は、災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかけるものとする。
- 2 救助の対応方針
災害発生後、多発すると予想される救助・救出の要請に対して、原則として次の基準により対応するものとする。
 - (1) 被災者の救出及び捜索等は、消防機関（水防団）を主体とした救出班を編成し、警察機関とともに実施する。
 - (2) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急救護活動を実施する。

- (3) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
 - (4) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
 - (5) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。
 - (6) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
 - (7) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。
- 3 救助資機材の調達
家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て重機を調達して迅速な救助活動を行うものとする。
【資料編 土木業者一覧】
 - 4 現場救護所の設置
災害の状況によって必要と認めるときは災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と協力して、傷病者の応急手当、振り分け（トリアージ）を行うものとする。
 - 5 後方医療機関への搬送
 - (1) 救命処置を要する重傷者を最優先として、医療機関に搬送するものとする。
 - (2) 搬送にあたっては、搬送先の医療機関では、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関が受入れ可能な状況であるかの情報を早期に収集して、医療救護班及び救急隊に対して情報を伝達する。
 - (3) 医療機関の被災により、病院から病院への転院搬送の需要も生じると考えられるため、被災地外の医療機関との連絡をとり、転院搬送を実施する。
 - 6 応援派遣要請
消防本部は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合、相互応援協定に基づいて他の市町村の消防隊の応援を要請するものとする。
また、必要に応じ、県に対し応援隊の必要性を連絡する。
 - 7 応援隊の派遣
消防本部は、本市が被災していない場合、相互応援協定、県の指示により、又は緊急消防援助隊の一部として、消防隊を災害地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援するものとする。特に、近隣市町村での被害に対しては直ちに出動する。
 - 8 警察、医療機関との連携
被災者救出のための通報を受領し、救出活動を実施するときは、特に警察及び医療機関と密接な連絡をとりながら救出活動を行うものとする。

第3 消防団及び自主防災組織等

地震発生後に同時多発火災が発生した場合、消防機関の主力は延焼阻止に向けられる。

また、交通の混乱や殺到する救助要請に対処するため、火災が発生しなくとも、平常時のような救助・救急活動は期待できないため、地域における自主防災活動が重要なものとなる。

については、消防団及び自主防災組織は、地震発生後において、近隣の安否を確認し、負傷者又は閉じこめられた者等が発生したときは、近隣住民の協力のもと自主的な救助・救急活動を行うものとする。

第4款 危険物施設の安全確保

【主な実施機関】 市（商工観光課、消費生活センター、企画総務課、契約管財課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

第1 方針

災害時の危険物施設の安全確保及び従業員や周辺住民の避難をすみやかに行う必要がある。

第2 内容

1 応急処置

(1) 施設の所有者及び管理者又は占有者

ア 地震が発生した場合、施設内の火気を完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安回路を除いて切断するなどの応急処置を適正かつすみやかに実施する。

イ 必要な場合は、従業員、顧客又は付近住民に避難するよう警告する。

ウ 被害状況等について、消防機関、警察署等防災関係機関に報告する。

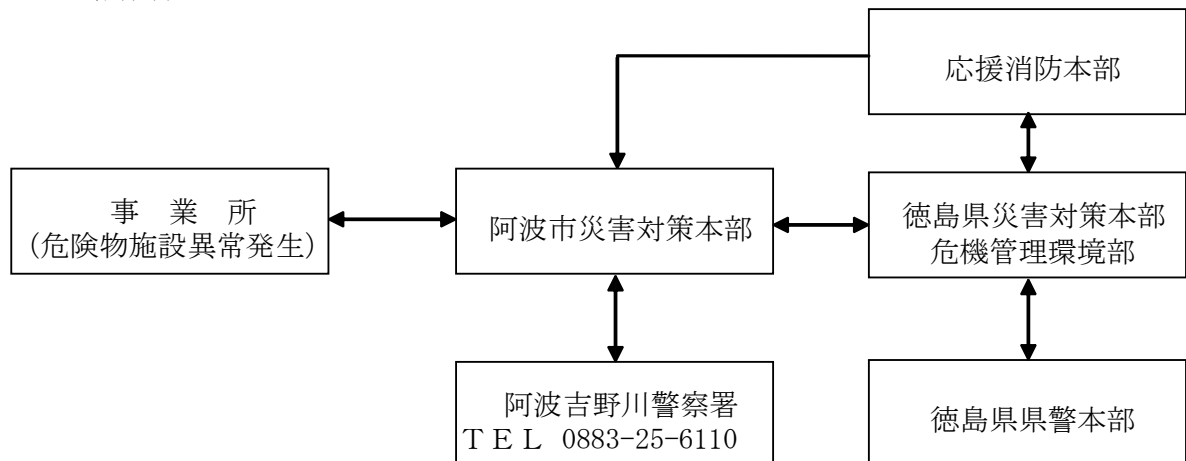
(2) 市長

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると認めるときは、施設関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、当該区域内の市民に対して避難、立ち退きの指示を行う。

イ 火災の防御は、自力の消防力を有機的に運用して実施するものとするが、特に火災の状況、規模、危険物の種類等により、必要な場合は消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を要請する。

ウ 流出、転倒及び浮上した危険物のタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるとともに、危険区域はロープ等で区画し係員を配置する。

2 通報体制



第5款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【主な実施機関】 市（建設部、各支所地域課、税務課、危機管理課）、徳島県

第1 方針

地震により建築物及び宅地が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物及び宅地の危険度判定を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

また、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（29.9）」に基づき、石綿の飛散防止対策を確行する。

第2 内容

1 二次災害の防止

地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは、危険度判定実施本部を設置し、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、被災建築物及び宅地の危険度判定を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等、必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて県へ判定支援要請を行う。

2 判定資機材の準備

危険度判定を行う場合に備えて以下のような判定資機材を準備しておくものとする。

(1) 危険度判定時に最低必要なもの

登録証（標準）、腕章（標準）、ヘルメット用シール、判定マニュアル（又は判定士手帳）
クラックスケール、判定ステッカー、判定調査表、判定街区マップ、筆記用具、下げ振り、
ガムテープ

(2) その他

ヘルメット、（状況によっては、雨具、防寒具、水筒、マスク）、その他必要と認める資機材

第15節 救出・救助対策

【主な実施機関】 市（建設部、企画総務部、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

第1 方針

災害のため生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施機関

(1) 被災者の救助及び捜索は、市の消防機関が主体となり、関係機関とともに実施するものとする。

2 救助の方法

(1) 救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。

(2) 市長が必要と認めるときは、職員をもって救助・救急活動に当たるものとする。

(3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。

(4) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。

3 災害救助法が適用された場合の救出

災害救助法が適用された場合の救出の措置については、知事の職権を委任された市長が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用の限度額

ア 借上費

舟艇、その他救出のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの

イ 修繕費

救出のために使用した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具等を使用する場合に必要な燃料費

4 必要な資機材の保有・調達

救出・救助に必要な資機材を保有しておくとともに、不足する資機材については、あらかじめ業者等と協定を締結するなど確保に努めるものとする。

5 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、災害時には市及び消防機関と協力して被災者の救出・救助に努めるものとする。

第16節 安否不明者等の氏名等の公表

【主な実施機関】 市（市民部、社会福祉課、危機管理課）、徳島県、警察本部、徳島中央広域
連合消防本部

第1 方針

災害時における、迅速かつ効率的な「搜索・救助活動」につなげるため、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表方針を次のとおり定める。

第2 内容

1 用語の定義

(1) 安否不明者

当該災害時に、当人と連絡が取れず所在が確認できない者、または行方不明者となる疑いのある者

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者

(3) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者

(4) 安否不明者及び行方不明者(以下、「安否不明者等」という)

2 対象とする災害

徳島県災害対策本部が設置された「災害対策基本法第2条第1号」に規定された災害

3 公表主体

徳島県（県災害対策本部）

4 公表の判断基準

迅速かつ効率的な「搜索・救助活動」につなげる公益性がある場合

5 公表内容

氏名（フリガナ）、住所（町名若しくは大字名まで）、年齢、性別

※「住民基本台帳の閲覧制限」に該当する場合は、個人が特定されない最低限の情報(住所(市町村名のみ)、年代、性別)を公表する。

※死者の場合は、「被災の状況」を追加する。

6 発災時の対応

(1) 安否不明者等

ア 公表時期

原則、「発災後48時間以内」に公表する。

※公表名簿の作成途中であっても、「発災後48時間以内」の公表を基本とすることから、安否不明者等の情報が整理できた地域毎に、順次公表する。

※1次取りまとめのスケジュール等については、災害の規模に応じ、48時間以内の時期を別途、県から連絡する。

イ 作業手順

(ア) 通報・情報提供内容等の確認、集約

a 警察・消防等で受理した情報(外国人を含む。)(氏名、住所、年齢、被災場所、被災状況、覚知時刻、覚知方法等)を市民部に集約する。

b その他の情報収集、市民部への集約

(a) 避難所等において、自治会、大家、家族、宿泊事業者等への安否不明者等情報の提供呼びかけ等により収集

(b) 避難行動要支援者については、社会福祉課、民生児童委員を通じて収集

- (c) 職員及びその家族については、危機管理課によるすだちくんメールによる安否確認により収集
- c 情報を覚知した時系列で整理し、リスト化する。
 ※現場で捜索する警察・消防等とは情報共有を図り、捜索に活用する。
 ※局所災害の場合、可能であれば被災エリアに居住する住民の情報を、住民基本台帳から抽出し、安否不明者の候補として活用する。
- (イ) 安否不明者等の確認
 - a 通報等で寄せられた安否不明者等のリストを、住民基本台帳と照合し、閲覧制限の有無等を確認する。
 - b 住民登録がない居住者及び旅行者、一時滞在者など、住民基本台帳で確認できない安否不明者等は、警察・消防等と連携し、町内会、大家、家族、宿泊事業者等から住民登録先の情報提供を受ける。
 ※社員住宅や学生寮であれば、企業や大学から情報提供を受けることも効果的である。
 - c 近隣住民等からの情報や、避難所における避難者名簿の情報に基づき、安否が確できている者を安否不明者等のリストから除外する。
 ※直近のDV、ストーカー等の被害相談等については、閲覧制限の申し出が出ていない案件もあることから、警察に安否不明者等のリストを提供し確認を依頼する。
 ※南海トラフ巨大地震等大規模災害時は、名簿作成に時間を要することから、住民基本台帳の閲覧制限の確認を省略可とする。
- (ウ) 安否不明者等の公表名簿(案)の作成(阿波市)、徳島県への報告
 安否不明者等のリストを、予め提供しているExcelファイルの(様式1)で作成し、県に報告する。
 ※閲覧制限がある場合、閲覧制限等の欄に「○」を記載する。
 ※県にメールで報告する時に、南部及び西部圏域の市町は総合県民局(危機管理担当)にも「CC」により必ず報告する。
 ※パソコンが使えない状況の場合は、FAX等により手書きで報告する。
 ※整理ができた地域毎に、順次名簿を作成し、県に報告する。
- (エ) 安否不明者等の公表名簿の作成
 県は、市からの報告を受けて、Excelファイルの(様式2)で公表名簿を作成する。
 ※公表名簿の内容は、公表前に市に再確認後、警察等とも共有する。
 なお、大規模災害時には、市の再確認は行わない。
- (オ) 安否不明者等の公表
 公表名簿は、マスコミに資料提供するとともに、徳島県のHPに掲載する。
 ※発生状況によっては、記者発表をする場合がある。
- ウ 氏名等公表後の対応
 - (ア) 情報収集の継続及び公表内容の更新
 - a 氏名等公表にあわせて、県及び市町村は情報提供の受付窓口を設置し、安否情報等を受け付ける。
 - b 住民に周知するため、市町村のHPにおいて、徳島県のHPへのリンクを張る。(任意)
 ※個別に市町村HPで掲載すると、時点修正の同期が難しくなるので、リンクを張る方が簡便です。
 - c 氏名等の公表により安否が確認できた場合は、その都度、公表名簿から氏名等の情報を除外する。
 - d 新たに判明した安否不明者等については、(3)作業手順の手続きで対応する。
 - e 公表名簿の追加・修正等があった場合は、県、市町村及び警察等において情報共有し、徳島県により随時更新及び公表する。
 - (イ) 行方不明者への切り替え
 安否不明者として氏名等を公表後、新しい安否情報が途絶え、概ね1週間を経過した場合、「行方不明者」に切り替え、以降の公表資料に反映する。

エ 業務フロー

作業内容等	県		市町村		警察・消防等
災害発生					
通報・情報提供の集約	・現場等で個別に把握した情報	情報共有	①通報・現場等で受理した情報を集約 ※覚知時刻で整理し、リスト化 ※局所災害時、被災地エリアの住民基本台帳を抽出	情報共有 情報共有	・通報・現場等で受理した情報 ※検索に活用する
安否不明者の確認			①通報等で寄せられた安否不明者の閲覧制限の有無等を確認 ②住民基本台帳で確認できない安否不明者の情報確認 ③被災地エリアの町内会役員、近隣住民等からの情報や避難者名簿等との突合 ※直近のDV、ストーカーの被害相談などを警察に確認依頼 ※大規模災害時は住民基本台帳の閲覧制限確認を省略可とする	確認依頼	・直近のDV、ストーカーの被害相談などを確認
公表名簿(案)の作成	・1次取りまとめのスケジュールを連絡 ・市町村から安否不明者リストを受理	連絡 報告	①安否不明者リストを作成し、県に報告 ※閲覧制限がある場合は記載する		
公表名簿の作成	①市町村からの報告を受けて、公表名簿を作成 ※市町村、警察等と公表前に情報共有	情報共有 確認回答	・公表前に、名簿内容を再確認	情報共有	・名簿内容を共有し、検索に活用
発災後48時間以内 氏名等公表	①マスコミに資料提供するとともに県のHPに掲載する ※発生状況によっては記者発表を行う				
情報収集の継続・公表内容の更新	・受付窓口を設置 ・安否が確認できた場合は、その都度、公表名簿から除外する ・追加修正があった場合は、随時更新及び公表 ※市町村、警察等とは公表前に情報共有		・受付窓口を設置 ・住民に周知するため県のHPへのリンクを張る(任意) ・新たに判明した安否不明者については上記フローで対応		
行方不明者への切替	・概ね1週間を経過した場合、「行方不明者」に切り替え	要調整	・概ね1週間を経過した場合、「行方不明者」に切り替え		

(様式1)

年月日(曜日)	市町村	体制	受付電話番号	担当課・担当者
	阿波市	災害対策本部		

安否不明(行方不明)になられている方の氏名等について(第 報)
(令和 年 月 日 時 分時点)

No	氏名	フリガナ	性別	生年月日	住所	閲覧制限	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※備考欄に参考となる情報(被災状況等)があれば記入

(様式2)

資 料 提 供			
年月日 (曜日)	担当課名	TEL	職・担当者

安否不明 (行方不明) になられている方の氏名等について (第 報)
(令和 年 月 日 時 分時点)

【安否不明者に関する問い合わせ先】

徳島県災害対策本部 安否確認班	電話：
阿波市災害対策本部	電話：

No	氏 名	フリガナ	性別	年 齢	住 所	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(2) 死者

ア 公表内容

氏名（フリガナ）、住所（町名若しくは大字名まで）年齢、性別、被災の状況
※個別具体的な事案（遺族からの強い申し出等）により非公表となった場合は、個人が特定されない最低限の情報（住所（市町村名のみ）、年代、性別）を公表する

イ 作業手順

(ア) 情報の確認（警察・消防等、市町村）

災害発生後、搬送された心肺停止者等の情報を確認する。
・病院又は遺体安置所等において身元確認を実施する。

(イ) 死者の確認（警察）

a 検視により死亡を確認する。※1

b 死者の身元確認情報等について、市町村と共有する。

※1 災害による死亡は一般的に、警察・医師立会のもと「検視」→医師により「検案」・「死体検案書作成」→遺族等により「死亡届」の市町村への届け出となる

(ロ) 死者の公表名簿（案）の作成（阿波市）

死者のリストを、予め提供している Excel ファイルの（様式 3）で作成し、県に報告する。

※個別具体的な事案がある場合は、具体的に記載する。

※徳島県にメールで報告する時に、南部及び西部圏域の市町は総合県民局（危機管理担当）にも「CC」により必ず報告する。

(ハ) 死者の公表名簿の作成（徳島県）

市町村からの報告を受けて、Excel ファイルの（様式 4）で公表名簿を作成する。

※公表名簿の内容は、公表前に市町村及び警察等と共有する。

※市町村、警察等とメールで共有する時に、南部及び西部圏域の市町が対象地域の場合は総合県民局（危機管理担当）にも「CC」により必ず送信する。

(ニ) 氏名等の公表（徳島県）

a 原則、実名公表。

B 公表名簿は、マスコミに資料提供するとともに、県のHPに掲載する。

※ただし、プライバシーの保護、公表することの公益性、事後の災害対応への影響等を総合的に勘案し、個別具体的な事案ごとに判断する。

※判断にあたっては、市町村及び警察等と協議する。

ウ 氏名等公表後の対応

公表名簿の更新

(ア) 氏名等公表にあわせて、県及び市町村は情報提供等の受付窓口を設置する。

(イ) 住民に周知するため、市町村のHPにおいて、県のHPへのリンクを張る。（任意）

(ロ) 新たに死者が判明した場合は、県、市町村及び警察等において公表名簿（続報）を情報共有し、県によりその都度公表する。

エ 業務フロー

作業内容等	県		市町村		警察・消防等
災害発生					
情報の確認			①通報等により、搬送された心肺停止者等の情報を確認 ※遺体安置所等で身元確認		①通報等により、搬送された心肺停止者等の情報を確認 ※病院又は遺体安置所等で身元確認
死者の確認			・警察から死者の身元情報を共有	←情報共有	①検視により死亡を確認する ②死者の身元情報を市町村と共有する
公表名簿(案)の作成	・市町村から死者リストを受理	←報告	①死者のリストを作成し、県に報告 ※個別具体的な事案がある場合は具体的に記載する		
公表名簿の作成	①市町村からの報告を受けて、公表名簿を作成 ※市町村、警察等と公表前に情報共有				
原則 実名公表 氏名等公表	①マスコミに資料提供するとともに県のHPに掲載する ※事後の災害対応への影響等を総合的に勘案し、個別具体的な事案ごとに判断する ※判断にあたっては、市町村と警察等と協議する				
公表名簿の更新	・受付窓口を設置 ・新たに死者が判明した場合は、上記フローに対応し、その都度公表 ※市町村、警察等と公表前に共有		・受付窓口を設置 ・住民に周知するため県のHPへのリンクを張る(任意)		

(様式3)

年月日(曜日)	市町村	体制	受付電話番号	担当課・担当者
	阿波市	災害対策本部		

死亡された方の氏名等について(第 報)
(令和 年 月 日 時 分時点)

No	氏名	フリガナ	性別	生年月日	住所	閲覧制限	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

(様式4)

資 料 提 供			
年月日 (曜日)	担当課名	TEL	職・担当者

死亡された方の氏名等について (第 報)
(令和 年 月 日 時 分時点)

【安否不明者に関する問い合わせ先】

徳島県災害対策本部 安否確認班	電話：
阿波市災害対策本部	電話：

No	氏 名	フリガナ	性別	年 齢	住 所	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

第 1 7 節 医療救護活動

第 1 方 針

災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び関係防災機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する必要がある。

第 2 内 容

1 実施責任者

災害時に於いて平常時の医療が不可能又は困難なときの医療救護活動は、災害救助法が適用された場合については知事(知事の委任により市長)が行う。又同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が実施するものとする。

市において実施不可能なときは、県あるいは日本赤十字社に医療班の派遣を要請するものとする。

2 医療救護体制

【主な実施機関】 市(健康福祉部、建設部、各支所地域課、税務課、危機管理課)、徳島県、医療関係者

(1) 初動体制等

ア 情報の収集

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との迅速かつ的確な連絡及び情報交換が最も重要である。

阿波市医師会等の協力を得て、可能な手段を用いて直接的被害及び医療機関(診療所及び歯科診療所を含む。)の被害状況や活動状況等の情報の収集に努めるものとする。

イ 初動体制の確保

(ア) 医療救護所

地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、医療救護所を設置するとともに、市民に周知する。

(イ) 医療従事者の確保

原則として、災害・事故等時の医療救護に関する協定に基づく医療機関により医療救護班を編成・実施する。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

a 必要人員

b 期 間

c 派遣場所

d その他必要事項

(ウ) 業 務

医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

a 傷病者の傷病の程度判定(傷病者の振り分け業務)

b 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

c 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置

d 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療

e 助 産

f 記録及び災害対策本部への状況報告

(エ) 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

また、助産にあたっては「徳島県周産期災害対策マニュアル」に基づき、必要に応じて助産機能のある医療機関に搬送する。

- a 医療及び助産の対象
 - (a) 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - (b) 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。
- b 医療及び助産の範囲
 - (a) 診 察
 - (b) 薬剤又は治療材料の支給
 - (c) 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - (d) 病院又は診療所等への収容
 - (e) 分べんの介助
 - (f) 分べん前及び分べん後の処置
 - (g) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- c 医療及び助産の期間
 - (a) 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。
 - (b) 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。
- ウ 医療救護班の編成
 - (7) 「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて市内の医療機関（開業医）又は看護師の応援を得て、医師、看護師及び連絡・事務要員（市職員）をもって医療救護班を編成し、出動するものとする。
【資料編 災害・事故等時の医療救護に関する協定書】
 - (イ) 災害の種類及び程度によっては、阿波市医師会、阿波及び板野郡歯科医師会、徳島県薬剤師会阿波吉野川支部等の協力を要請し、災害の状況に応じた医療救護活動を行うものとする。
 - (ウ) 災害の程度によっては市の能力をもってしても十分な対応ができないと認められるときは、県及びその他の関係機関に協力を要請するものとする。
 - (エ) 市内医療機関等
【資料編 病院及び病床数、救急病院等一覧】
- エ 医療救護所の設置

必要に応じて、阿波市医師会と相談し、学校、集会所、病院等に医療を実施するための医療救護所を設置するものとする。

■市で設置可能な医療救護所

(単位；人)

地区名	施設名	所在地	収容能力	備考
吉野地区	吉野保健センター	阿波市吉野町西条字大西 53-1	80	
土成地区	土成中央公民館	阿波市土成町土成漆畑 1-1	100	
市場地区	市場公民館	阿波市市場町興崎字北分 60-1	50	
阿波地区	阿波健康福祉センター	阿波市阿波町久原 36-2	100	

3 医療救護活動

【主な実施機関】 市（健康推進課、介護保険課）、徳島県、医療関係者

(1) 医療機関等

市及び医療関係機関は、設備及び人員等において患者の急増に対応できる体制の確保に努め、事前に収容可能人員を明確にしておくものとする。

なお、限られた医療資源を十分に活用するため、患者の治療の優先度に応じて振り分け（トリアージ）を行い、効果的な治療を行うものとする。

(2) 医療救護班

ア 輸 送

医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的な確保など特段の配慮を行うものとする。

イ 連絡要員の配置

被災地域内の医療情報の拠点に応援のために市職員を派遣し、各医療救護所等に配置するなど、医療救護班の連絡調整のために特段の配慮を行うものとする。

ウ 業 務

医療救護班は、次の業務を重点的に行うものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (イ) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (ロ) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助 産
- (カ) 死亡の確認
- (キ) 遺体の検案
- (ク) 記録及び災害対策本部への報告
- (ケ) その他状況に応じた処置

エ ボランティアとの連携

医療救護班は、ボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、救護活動を行うものとする。

(3) 医薬品等の供給

ア 関係機関において緊急輸送路を確保し、市役所等に備蓄している医薬品並びに阿波市医師会の協力のもと流通備蓄されている医薬品等を医療救護所等にすみやかに供給し、初動期における人命の救助に万全を期するものとする。

また、医薬品等が不足する場合は、県へ医薬品等の供給を要請するものとする。

イ 輸血用血液製剤については、県を通じて県内血液センターへ供給を要請するとともに、必要に応じて県及び日本赤十字社徳島県支部に要請して県外からの供給を受けるものとする。

4 後方支援活動

【主な実施機関】 市（健康推進課、社会福祉課）、消防本部及び各消防署、徳島県、医療関係者

被災地内の災害医療活動を調整するため、吉野川医療センターに参集する医療コーディネーターと被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置に係る調整等を行う。

(1) 患者受入先の確保

ア 後方医療施設の確保

- (ア) 医療救護班では対処できない重中等症者は、後方医療施設に搬送し、入院・治療等の医療救護を行うものとする。

- (イ) 後方医療施設は、原則として救急告示医療機関とするが、必要な場合は、被災を免れた医療施設に協力を要請する。
 - (ロ) 県の協力を得て、県下全域の救急医療施設の応需情報などを収集し、医療救護班と消防本部及び各消防署を徳島県災害時情報共有システム、救急無線、携帯電話等による通信手段の確保・連結を図り、これら情報をもとに消防本部及び各消防署は応需可能な後方医療施設を選定する。
 - イ 被災病院等の入院患者の転院等
病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できないとき、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要が生じた場合で、病院等で後方医療施設が確保できないときは、後方医療施設の確保に努めるものとする。
- (2) 搬送体制の確保
- ア 緊急輸送路の確保
重傷者を後方医療施設へ搬送するために緊急輸送路（陸路及び空路）を確保する。
 - イ 傷病者の搬送
 - (ア) 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の傷病程度に応じて後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。
 - (イ) 病院等が後方医療施設へ転院搬送を行うときは、医療関係者は、自己所有の患者搬送車等により重傷者の搬送を行うほか、必要に応じて消防本部及び各消防署又は県に対して救急自動車又はヘリコプター等の出動を要請する。
 - ウ 搬送手段の確保
 - (ア) 病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部及び各消防署は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車等により医療施設への搬送を実施する。
 - (イ) 消防機関の救急自動車確保できない場合は、輸送車両の確保に努めるものとする。
 - (ロ) 県は、道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者等の搬送について、必要に応じてヘリコプターによる空輸を自衛隊又は他府県等に要請する。
なお、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係機関と協議の上、次のような受入体制を確保する。
 - a 離発着場所の確保並びに病院から離発着場所への搬送手段及び安全対策
 - b 患者の搬送先の離発着場所及び受入病院への搬送手段
- (3) 人工透析の供給
- 人工透析については、慢性的患者に対しては災害時にも継続して供給する必要があるほか、控減症候群（クラッシュ・シンドローム）による急性的患者に対しても提供することが必要である。
- 被災地域内における人工透析患者の状況及び医療機関の透析機器の稼働状況等について、災害時透析医療支援ネットワークと災害拠点病院で集約する情報を現地医療対策支部（災害拠点病院に設置）から収集し、被災域内の人工透析患者が適切に治療を受けられるよう対応する。
- (4) 医療用酸素の供給
- 呼吸器不全等の在宅酸素療養者のうち、入院による管理が必要な在宅酸素療法患者については、災害拠点病院に設置する現地医療対策支部を通じて支援を依頼する。
- 今後、市独自の在宅酸素療法等ホットステーションを指定避難所に開設できるよう在宅酸素事業者との連携に努める。
- (5) NPO法人アムダへの支援
- NPO法人アムダは大規模災害発生時に被災者への医療支援活動及び公衆衛生活動、生活支援活動を行うが、必要な施設を提供する。
- また、その活動を支援する。

第18節 飲料水・食料及び物資等の供給

第1款 応急給水

【主な実施機関】 市（水道部）、徳島県

第1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 飲料水供給の直接の実施は市長が行う。災害救助法が適用されたときは、知事の委任により市長が行う。
- (2) 市において実施が不可能又は困難なときは、県は、水道業者及び関係機関に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとするが、その場合市長は次の事項を明示して知事に要請するものとする。
 - ア 供給人口
 - イ 供給水量
 - ウ 供給期間
 - エ 供給地域
 - オ 給水用具（給水タンク車、タンクのみ、その他）

2 応急給水

(1) 確保水量

市による被災者に対する応急給水は、おおむね、当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ア 第1段階（災害発生から3日まで）
最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
- イ 第2段階（4日から12日まで）
飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量とする。
- ウ 第3段階（13日から28日）
飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量とする。

(2) 給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と思われるので、原則として拠点給水方式を優先するものとする。

- ア 拠点給水方式
指定緊急避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水池等を給水拠点に設定する。
- イ 運搬給水方式
災害による被害が僅少で、給水拠点が限定できる場合は、有効な手段であり、次のような特別な場所は、運搬給水で対応する。
 - (ア) 救護所及び医療機関
 - (イ) 災害時給食設備所
 - (ウ) 災害対策本部より指示された場所

(3) 飲料水の供給

ア 飲料水が汚染したと認められるときは、浄水滅菌して供給する。

イ 被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地及び飲料水供給施設から供給する。

この場合、時間給水等を行うものとする。

ウ 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入又は被災者に配付する。

第2款 食料供給

【主な実施機関】 市（教育委員会、産業経済部）、社会福祉協議会、徳島県

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

災害時における被災者及び応急対策活動に従事している者の食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、市がこれを実施するものとする。

2 実施の場所

炊き出し実施は、指定避難所あるいは作業現場にできるだけ近い、適当な場所を選んで行うものとする。

3 物資の確保

炊き出し供給のため必要な原材料の確保については、市に於いて調達確保できないときは、知事若しくは隣接市町村にその事情を申し出て、食料供給の斡旋を依頼するものとする。

市内において副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとする。

4 炊き出しの方法

炊き出し作業は、婦人会、阿波市地区赤十字奉仕団、その他ボランティア等の労力により行うものとし、止むを得ないときは炊き出しの基準を示し、業者に委託することができる。

炊き出しの方法は、被災の状況を十分に確認し、食器等が確保配給されるまでの間は、缶詰、握り飯等による方法を配慮する。

5 副食調味料

市内において副食調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとする。

6 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第3款 衣料、生活必需物資の供給

【主な実施機関】	市（社会福祉課、商工観光課、消費生活センター、契約管財課）、 社会福祉協議会
----------	---

第1 方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行うものとする。災害対策本部において実施困難な場合は、県もしくは他の機関に調達を要請するものとする。

災害救助法の適用後においては、同法の規定に基づき、知事から委託を受けた市長が行うものとする。

2 生活必需品の供給

被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の給与並びに調達については、市に於いて行うものとする。

また、市長は、知事から引渡しを受けた救助物資を被災者名簿によってすみやかに配分するものとする。

3 支給対象者及び支給物資

(1) 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対して行うものとする。

(2) 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）
- エ 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- カ 食器（茶わん、皿、はし等）
- キ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

4 供給支援の要請

市長は、被災者の状況及び必需物資の品目、数量等を速やかに把握し不足する場合には、知事又は日本赤十字社等の所管する備蓄物資の供給を依頼する等の措置をとるものとする。

5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4款 LPガスの供給等

【主な実施機関】 市（危機管理課）、徳島県、徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所

第1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又は斡旋については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又は斡旋は、市長が実施するものとする。

2 LPガス等の供給等

市長は、炊き出し等に必要なLPガス等の供給又は斡旋を行い、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達の斡旋を要請する。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要なLPガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

第19節 保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施

第1款 保健衛生活動

【主な実施機関】 市（健康福祉部）、消防本部及び各消防署、徳島県、医療関係機関

第1 方針

被災地域住民の生命と生活環境の安全を確保し、二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐことが重要である。

このため、災害時の保健衛生活動を「阿波市災害時保健衛生マニュアル」に基づき、被災者の心身状態と生活状態を把握し、市民の健康維持と環境改善に努める。

第2 内容

1 実施責任者

被災地の保健衛生活動は、健康福祉部が消防機関及び医療関係機関等の協力を得て行うものとする。

2 徳島県災害時（保健衛生）コーディネーターとの連携

被災地域の保健衛生活動が円滑に行われるよう、県が設置する災害時（保健衛生）コーディネーターとの連携を図り、刻々と変化する被災者、指定避難所等の状況把握、必要な人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

3 健康管理等

指定避難所や被災地域住民の健康管理及び二次的健康被害を予防するために、地域の関係者との連携を図りながら、巡回健康相談や訪問活動等により被災住民の健康状況や課題を把握し、保健指導や健康教育及び環境整備等を行うとともに、専門的な支援が必要な被災者に対して専門チームと連携した支援を実施する。

4 食事・栄養管理等

県や各関係機関と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、栄養指導・巡回相談にあたる管理栄養士等の要員の派遣などの応援・受援活動を行う。

また、被災地の給食施設においても、利用者に適切な給食が提供されるよう、各関係機関と連携し、物資や食料、特殊食品の確保、物資や食料等の分配調整にあたる管理栄養士等の派遣などの応援・受援活動を行う。

5 こころのケア等

県や各関係機関と連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行い、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

6 感染症対策

被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生拡大がみられる場合は、危機管理局と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉部と危機管理局は、避難所の運営に必要な情報を共有する。

7 食品衛生に関する広報の実施

長期にわたる停電や水の供給不足等により食品衛生の状況が悪化すると見込まれる場合、市民に対して食品衛生について広報し、啓発する。

第2款 防疫

【主な実施機関】	市（環境衛生課、健康推進課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県、医療関係機関
----------	--

第1 方針

被地域及び被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図る。被災地において、感染症の予防及びまん延を防止する対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

被災地における、感染症の予防及びまん延を防止する対策は、市長が、消防機関及び医療関係機関等の協力を得て行うものとする。

2 消毒方法

感染症法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

3 ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

4 生活の用に供する水の供給

感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

5 予防教育及び広報活動の推進

被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進する。

6 指定避難所の感染症対策指導

県の疫学調査班と連携し、指定避難所における感染症対策活動を実施する。

7 薬品資材

- (1) 防疫用薬剤の備蓄については、市内業者より調達するとともに保健所に連絡の上補給する。
- (2) 供血については、市内医院・日本赤十字社等と連絡して行う。

8 報告

市長は、警察、消防等諸機関、その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について保健所を経由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込み経費
- (4) その他

第3款 遺体の搜索及び火葬等

第1 方針

災害により死亡した者の遺体の搜索、調査、処理及び火葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び火葬等は、市長が県警察及び消防機関等の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

2 遺体の搜索

【主な実施機関】 市(市民課、危機管理課)、消防本部及び各消防署、消防団、阿波吉野川警察署

遺体の搜索は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施方法

ア 遺体の搜索は、市長が救出に必要な機械器具を借り上げて実施するものとする。

イ 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 応援の要請等

市において被災その他の事情により実施できないとき、又は死体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては応援の要請を行うものとする。

(3) 災害救助法適用時の基準

ア 搜索期間

災害の日より10日以内とする。

イ 費用の範囲

搜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 遺体の調査処理

【主な実施機関】 市(市民課、各支所地域課)、阿波吉野川警察署

市長は、遺体を発見したときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その調査を待って次の方法により調査を処理するものとする。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

【主な実施機関】 市(市民課、各支所地域課)

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬できない場合等において遺体を特定の場所に搬送し、集めて保存する。

(3) 検案

遺体について、死因・その他について医学的検査をする。

- (4) 災害救助法適用時の基準
遺体処理期日 災害発生の日から10日以内とする。
- (5) 費用の範囲
遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の火葬等

【主な実施機関】 市（市民課、社会福祉課）、阿波吉野川警察署

災害により死亡した者で、市長が必要と認めたときは応急的に火葬又は埋葬に付するものとする。

なお、火葬又は埋葬の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、火葬又は埋葬するものとする。
- (3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いの例による。
- (4) 広域的な対応が必要とした場合、火葬場の斡旋等について県に応援を要請する。
- (5) 災害救助法適用時の基準
 - ア 火葬又は埋葬の期間
災害発生の日から10日以内とする。
 - イ 費用の範囲
棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、火葬又は埋葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

5 惨事ストレス対策

遺体の捜索等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施する。

第20節 要配慮者応急対策の実施

【主な実施機関】 市（健康福祉部、市民課、各支所地域課）社会福祉協議会、徳島県、医療関係機関
--

第1 方針

災害発生時において、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 医療関係機関
- (2) 知事
- (3) 阿波市社会福祉協議会
- (4) 市長

2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等に対して、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努めるよう要請する。
- (3) 被災した社会福祉施設等に対して、食料品、飲料水等の日常生活用品及びマンパワーの不足数に関して把握に努め、近隣施設及び県等に支援を要請するものとする。
- (4) 社会福祉施設はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。
- (5) 県と協力し、ライフラインの優先的な復旧や、食料品、飲料水、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努めるとともに社会福祉施設等の相互応援活動を支援する。
※ 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設及び病院をいう。

3 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 県と協力し、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 県と協力し、携帯端末、パソコンの掲示板、ホームページ、広報誌、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 県と協力し、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 県と協力し、指定避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 被災した障がい者及び高齢者が防災及び防犯に関する情報を迅速・確実に取得できるよう、本人、家族及び支援者にSNSにより情報を配信できる体制を整備する。

4 児童に係る対策

- (1) 県と協力し、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (2) 県と協力し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

5 外国人等に対する対策

- (1) 県と協力し、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 県と協力し、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 県と協力し、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

6 災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整

被災地域において介護福祉士等の活動が円滑に実施されるよう、県が設置する災害時（介護福祉）コーディネーターと連携を図るものとする。

7 被災状況の把握と生活支援

被災した要配慮者の状況を把握し、被災した程度に応じ、生活支援を行う。

第21節 動物の救済

【主な実施機関】 市（市民課、環境衛生課、農地整備課）、徳島県、（公社）徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、活動団体動物愛護団体、ボランティア等、阿波吉野川警察署
--

第1 方針

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、協力を行うものとする。

2 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- (5) 県と連携し、飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

第22節 災害廃棄物の処理

【主な実施機関】 市（水道部、環境衛生課）、阿北環境整備組合、中央広域環境施設組合、徳島県

第1 方針

発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等及び発生量の推計を勘案し、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行ない、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

第2 内容

1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等の清掃は、市長が実施する。

ただし、災害の規模が大きく、災害対策本部において処理できないときは、県又は隣接市町に応援を求めて実施する。

2 処理施設の応急復旧

被災した処理施設について、迅速に応急復旧を行う。

3 必要な資機材の保有・調達

廃棄物の処理に必要な資機材を保有しておくとともに、不足する資機材については、あらかじめ業者等と協定を締結するなど確保に努めるものとする。

【資料編 防災資器材等に関する資料】

4 ごみ処理

(1) 生活ごみの収集処理

ア ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行うものとする。

また、市民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。

イ 災害廃棄物の処理についても、迅速かつ適正に行う。

また、それらが大量に発生した場合における仮置場の設置等について検討する。

なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。

ウ ごみの一時的仮置場を開設するときは、定期的な消毒を実施する。

5 し尿処理

(1) 農業集落排水施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、農業集落排水施設については、水洗便所の使用制限等について市民に対し広報する。

(2) 農業集落排水施設が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、市民に対し仮設トイレの提供等必要な処理を講ずる。

(3) 仮設トイレの排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県災害対策本部等に処理の応援を要請する。

6 死亡獣畜の処理

(1) 実施責任者

災害によって死亡した牛、豚、鶏等の死亡獣畜は、その所有者が処理することを原則とする。ただし、所有者が所有の意思を放棄した死亡獣畜で自らの資力ではこれを処理できないときは、市が収集・処理するものとする。

(2) 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するものとする。ただし、災害の状況により、これらの施設において処理できない場合は、県の指示を受けながら環境衛生上支障のない場所で埋葬、焼却等の方法により処理するものとする。

7 がれき処理

【主な実施機関】 市（建設部、環境衛生課）

(1) 実施責任者

倒壊した建物等の解体及びそれから発生するがれきの処理は、その所有者が行うことを原則とする。ただし、被害状況等により、それを行うことが困難と認められる場合は、市が行うものとする。

(2) 情報収集

職員の現地派遣、市民からの連絡等により、がれきの排出状況及びその処分の状況を把握する。

(3) 処理方法

ア 仮置場の確保

がれきを一時的に集積するための仮置場を発災後 7 2 時間以内に設置する。

仮置場が不足する場合は、交通に支障のない路上や災害対策活動に支障のない市所有地に暫定的に集積し、民有地の一時借上等により対処するとともに、なお不足する場合は、近隣市町村に対して仮置場の確保を要請する。

イ 最終処分

仮置場に集積した災害廃棄物は、一般廃棄物の処理が通常ベースになった時点から最終処分場へ運搬し、処分する。

なお、最終処分場が不足する場合は、近隣市町村に対して最終処分場の確保を要請する。

(4) 応援要請

災害の状況により必要があると認められるときは、県又は近隣市町村に対し、倒壊家屋の解体及びがれきの処理を行うのに必要な機材や人員の確保について応援を要請するものとする。

8 災害廃棄物処理にあたっての留意事項

(1) 適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(2) 災害により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。

(3) 県と連携して、平常時より円滑な処理体制の構築に努めるとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担する等、効率的な災害廃棄物等の搬出に努める。

(4) 災害廃棄物の一次仮置場の設置にあたっては、協力関係業者と連携し、油圧ショベル等の機械力を活用して迅速な設置を図る。

第23節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

第1款 応急仮設住宅の供与

【主な実施機関】 市（建設部、社会福祉課）、徳島県

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で自らの資力では住宅の確保が出来ない者等に対する応急仮設住宅の供与については、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の供与は市長が行うものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供与は知事（権限を委任された場合は市長）が行う。

2 対象者

災害のため住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

3 期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

4 住宅の種類

一般向けの住宅、高齢者・障がい者向けの住宅を供給する。

5 供与の期間

応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

6 建設用地の指定

応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

7 ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、市長が行う。
なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

8 資機材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、県に資機材の調達に関して要請する。

9 民間賃貸住宅等の借り上げ（みなし仮設）

民間賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の供与も行う。

- 10 入居基準
被災の状況、被災前の地域コミュニティを維持すること等を考慮した入居の基準を検討する。
- 11 運営管理
各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保。孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2款 住宅の応急修理

【主な実施機関】 市（建設部、社会福祉課）、徳島県

第1 方針

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対する住宅の応急修理については、本計画に定めるところによる。

第2 内容

- 1 実施責任者
 - (1) 被災者に対する住宅の応急修理は、市長が実施する。
 - (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行う。
- 2 対象者
災害のため住宅が半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で住宅を応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した者を対象とする。
- 3 期間
災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に着工するものとする。
- 4 範囲
居住、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。
- 5 住宅の修理資材の確保
住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、市が確保について斡旋を行う。
- 6 労務の調達
労務の調達については、労務供給計画の定めるところによるものとする。
- 7 労務及び資材の提供に関する協定
労務及び資材の提供に関する関係業者との協定を必要に応じて締結するものとする。

第3款 被災者向け住宅の確保

【主な実施機関】 市（建設部、社会福祉課）、徳島県

第1 方針

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った者向けの住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

- 1 実施責任者
被災者向けの住宅の確保は、県及び市が努める。
- 2 対象者
災害のため住宅を失った者を対象とする。
- 3 公営住宅への優先入居
公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずる。
- 4 民間賃貸住宅の斡旋
徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空き家情報提供を実施するとともに(公社)徳島県宅地建物取引業協会等に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する。

第24節 障害物の除去

【主な実施機関】 市（建設部、環境衛生課、農地整備課）、徳島県、国土交通省徳島河川国道事務所

第1 方針

災害で生じた土砂・流木等の障害物を除去し、交通路を確保して必需物資の輸送を円滑ならしめる等、応急対策の万全をはかるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路河川等にある障害物の除去は、その道路・河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）くずれ・浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は市長が行うものとし、市長限りで実施困難なときは、知事に対し応援・協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設・敷地内の障害物の除去は、その施設・敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

2 調達する機械器具種別数量調達先等

障害物の種類・規模により建設業者等機械器具所有者より機械器具の必要種別・数量を調達するものとする。
また、消防団車両や消防団資機材を活用するものとする。

3 所要人員

災害時の障害物除去に要する人員は、消防団員・建設業者等より供給を受けるものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は市長）が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第25節 ボランティア活動の支援

【主な実施機関】 市（建設部、社会福祉課、国保医療課、）、阿波市社会協議会、徳島県、医療機関

第1 方針

大災害により市域に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

そこで、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種NPO・ボランティア等の協力体制について、市及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関等は、各種NPO・ボランティア等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

2 ボランティア活動の受入れ

【主な実施機関】 市（社会福祉課、国保医療課、建設課）、社会福祉協議会

(1) ボランティア団体等の受入れ

市及び防災関係機関は、各種ボランティア団体からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受入れる。

ア 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

イ 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、手話通話等専門的な技術や知識を活用する専門ボランティアと一般ボランティアに区分される。

ウ ボランティアの所属

(ア) 組織や団体に属するボランティア

NGOやNPO法人、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動するボランティア。

(イ) 個人ボランティア

学生や勤労者の中で、組織や団体に属さず、個人の資格で参加する者で、活動経験の少ないボランティア。

(ウ) 後方支援や資金提供

直接被災地で活動する支援形態ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・機材等の支援をする活動を行う。

3 発災直後の情報提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

4 ボランティアセンターの設置

(1) 設置

震災被害の状況に応じ、ボランティア団体等の受入れが必要と認めたときは、社会福祉協議会に、ボランティアの受入れ、紹介窓口としてボランティアセンターを設置し、被害状況やボランティアニーズなどの情報提供を行う。

(2) 運営

ボランティアセンターはボランティア活動を支援するために次の業務を行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

- ア ボランティアニーズの把握と情報提供
- イ 一般ボランティアの受入れ及び受付
- ウ 専門ボランティアに対する活動要請
- エ ボランティア活動の調整及び決定
- オ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の確保
- カ 災害対策本部との調整
- キ 在宅要配慮者のデータの作成及び提供
- ク その他ボランティア活動を円滑に行うために必要な業務

5 ボランティア団体の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護活動、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

6 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

7 ボランティアに係る事務委託

県から事務の委託を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第26節 義援物資の受入れ・配分

【主な実施機関】 市（産業経済部、会計課、社会福祉課、財政課）、社会福祉協議会

第1 方針

市民、知事又は日本赤十字社から送られた義援物資の受入れ・配分等については、本計画の定めるところによる。受入れは、交流防災拠点施設アエルワとなる。

第2 内容

1 義援物資の受入れ及び配分

義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 物資受入れの基本方針

- ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。
- ウ 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

(2) 少量提供物資（個人提供等）の取り扱い

- ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各指定避難所への配分の支障となるおそれがある。
また、ニーズがない物資は、各指定避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
- イ なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

(3) 受入体制の広報

- 円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。
 - ア 必要としている物資とその数量
 - イ 義援物資の受付窓口
 - ウ 義援物資の送付先、送付方法
 - エ 個人からは、原則義援金として受付
 - オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

(5) 配分の方法

配分の基準は特に定めず、その時に実情を十分に考慮して、それぞれの目的に添い、効率的な配分を個々に検討する。

第27節 公共土木施設等の応急対策

第1款 公共土木施設

【主な実施機関】	市（建設部、水道部、農地整備課、商工観光課、消費生活センター、環境衛生課）、徳島県、四国地方整備局
----------	---

第1 方針

災害時における公共土木施設管理者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 国
- (2) 知事
- (3) 市長

2 河川施設

(1) 基本方針

地震により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

(2) 応急対策

- ア 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。
- イ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。
- ウ 管理者は必要に応じて堤防、護岸、水門、排水機等のパトロールを行い、破壊状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策本部を通じて市民に情報提供を行う。必要に応じて避難体制をとる。

(3) 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとされている。については、県を經由して国へ災害の状況を報告し、国庫負担申請を行うとともに、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前に工法協議を行い、応急復旧を行う。

3 道路施設

(1) 基本方針

- ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- イ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防などの災害対策活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

(2) 情報収集

被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

(3) 応急復旧活動

ア 応急対策

(ア) 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員などの制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

(イ) 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等市民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

イ 管理者は必要に応じて道路状況、橋梁等のパトロールを行い、被災状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策本部を通じて市民に情報提供を行う。

ウ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度などを検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

(4) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送路及び避難路として指定した道路を特に重要な重点路線として早期啓開等の応急対策を実施するものとする。

(5) 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、農業集落排水、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合うなど、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう協力するものとする。

第2款 電気・電話施設

【主な実施機関】	市（企画総務課、契約管財課、危機管理課）、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、西日本電信電話(株)
----------	--

第1 方針

災害時における四国電力(株)及び西日本電信電話(株)の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 四国電力(株)、四国電力送配電(株)
- (2) 西日本電信電話(株)
- (3) 市長

2 情報の伝達・広報

四国電力(株)及び四国電力送配電(株)、並びに西日本電信電話(株)の施設、設備に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとの状況を把握した場合は、その情報を直ちに四国電力(株)及び四国電力送配電(株)、並びに西日本電信電話(株)に伝達するものとする。

また、電気・電話施設の被害状況、復旧見通し、事故防止措置等の市民生活の安定に密接に関係する事項については、的確かつ迅速な情報収集に努め、各種広報媒体を通じて市民に周知するものとする。

3 応援の実施

四国電力㈱及び四国電力送配電㈱、並びに西日本電信電話㈱から応急対策及び復旧のための活動について、応援又は協力を求められたときは、市の行う災害対策活動に支障のない範囲においてできる限り応援又は協力をするものとする。

4 燃料電池自動車等の活用

水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第3款 LPガス供給施設

【主な実施機関】 市（契約管財課）、徳島県、徳島県エルピーガス協会、LPガス販売事業所

第1 方針

災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) LPガス販売事業所
- (2) 知事
- (3) 市長

2 災害時の緊急対応

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

3 LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

- (1) 広報活動
 - ア 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。
 - イ 消費先に対し、LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。
- (2) LPガス供給施設の被害状況把握
一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。
- (3) 容器の回収（処分）
 - ア 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。
 - イ 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

第4款 水道施設

【主な実施機関】 市（水道部）

第1 方針

災害時における水道施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 市長

2 復旧方針

- (1) 取水施設、浄水場、配水池の復旧にあたっては、早急な施設能力の回復に努める。
- (2) 管路の復旧は、幹線、給水拠点に至る路線を優先し、順次、配水調整を行って断水地域を減少しながら進める。

3 応急対策

- (1) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において市の水道部が保有することが適当なものについては事前に確保しておくものとするが、不足する資機材は市の水道工事指定業者及び他市町村から調達する。

- (2) 施設の点検

地震発生後、すみやかに職員を派遣し、次により水道施設の被害状況を把握する。

- ア 取水、浄水、配水施設及び給水拠点に指定された施設等の被害調査を各施設ごとに行う。
- イ 管路については、巡回点検を実施し、水圧状況、漏水、道路陥没等の状況を把握するほか、地上構造物の被害状況等について把握するよう努める。
- ウ 次の管路については、優先的に点検する。
 - (ア) 主要管路
 - (イ) 給水拠点までの管路
 - (ウ) 道路等公共土木施設を占用している管路
 - (エ) 医療機関等重要施設までの管路

- (3) 応急措置

復旧するまでの間、次の応急措置を講ずる。

- ア 取水、浄水、配水施設

施設等に損壊の被害が生じた場合は、その状況に応じて取水、給水の停止又は減量を行う。

- イ 管路

漏水等により道路陥没が生じるなど道路交通上危険なものについては、関係管路を断水するなどの措置を講じる。

- ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者の不明な給水装置の漏水は、止水栓等により閉栓する。

4 復旧対策

- (1) 取水、導水施設

取水、導水施設の損壊は、浄水機能に大きく影響するため、その復旧は最優先する。

- (2) 浄水施設

浄水施設の損壊のうち、浄水機能に影響を及ぼすものは、直ちに復旧する。

(3) 管路

管路の復旧にあたっては、被害の状況、被害箇所の重要度等を勘案し、給水拡大のために最も効果的な箇所から次により復旧活動を実施する。

なお、資機材の調達、及び復旧の緊急度等を考慮し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧も実施する。

ア 送・配水管の優先順位

(ア) 第1次重要管路

送水管及び主要配水管など給水上特に重要な管路とする。

(イ) 第2次重要管路

第1次重要管路に準じて給水上重要な管路とする。

イ 給水装置の復旧

(ア) 公共土木施設内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して行う。

(イ) 一般住宅の給水装置の復旧は、修繕申込みがあったものから行うが、その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

(ウ) 配水に支障を及ぼす給水装置の損壊については、(イ)の申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第5款 農業集落排水施設

【主な実施機関】 市（水道部、吉野支所地域課）、徳島県

第1 方針

災害時における農業集落排水施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 知事
- (2) 市長

2 復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

3 被害状況調査

地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

4 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を作成し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(1) 管渠

緊急輸送路を地上巡視し、農業集落排水施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(2) 処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。

また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

5 支援要請

応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

6 災害広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、農業集落排水に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第6款 危険物品

【主な実施機関】 市（商工観光課、消費生活センター、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、阿波吉野川警察署、事業者、徳島県

第1 火薬類

1 方針

火薬類の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

イ 警察本部長

ウ 市長

(2) 応急措置

ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

(ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人を付けるものとする。

(イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等、安全な措置を講ずるものとする。

(ウ) 火薬庫の入口・窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告するものとする。

(エ) 吸湿・変質・不発・半爆等のため著しく原性質もしくは原型を失った火薬類又は、著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

イ 警察署の措置

災害が発生した場合は、直ちに現場に警察官を派遣して施設管理者と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民の避難誘導・被害者の救出・救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

ウ 市長の措置

施設管理責任者及び関係機関の緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生におそれがあるときは、火災警報区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難・立ち退きの指示又は救出・救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

第2 高圧ガス

1 方針

高圧ガス施設の保全対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 高圧ガスの製造者等
- イ 警察本部長
- ウ 市長

(2) 応急措置

ア 製造者等の措置

- (ア) 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させるものとする。
- (イ) 充てん容器を安全な場所に移す。
- (ウ) 必要な場合は、従業者又は付近の市民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知するものとする。
- (エ) 充てん容器が外傷又は火災を受けたとき、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器を水中もしくは地中に埋めるものとする。

イ 警察署の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

ウ 市長の措置

火薬類に対する措置と同様とする。

第3 石油類及び薬品

1 方針

石油類及び製品の保安対策は、本計画の定めるところによる。

2 内容

(1) 実施責任者

- ア 施設の所有者及び管理者又は占有者
- イ 市長

(2) 応急措置

ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は保安経路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

イ 市長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者・関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内市民に対する避難・立ち退きの指示をするものとする。
- (イ) 火災の防御は市の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況・規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等、他の機関の応援を受けるものとする。
- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (エ) 漏油した場所、その他危険区域はロープ等で区画し係員を配置するものとする。

第7款 農業用施設

第1 方針

農業用水利施設については、洪水・湛水等の災害を防止し、応急対策活動を実施するに当たっての緊急水利を確保するため、被災箇所に対する応急的な措置を講ずるとともに、本市における農業生産の占める重要性に鑑み、人心の安定を図るため、農畜産物の生産を維持するために所要の措置を講ずる必要がある。

第2 内容

1 実施責任者

- (1) 土地改良区
- (2) 知事
- (3) 市長

2 農業用施設の応急措置

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課）、東部農林水産局（吉野川庁舎）、各土地改良区
--

土地改良区等農業団体の協力を得て、次により農業用施設の応急措置を実施するものとする。

(1) 頭首工等

頭首工の余水吐、土砂吐や水路の余水吐、樋門等の保全について必要な措置をとるとともに、洪水の危険があるときは、洪水の流下を阻害しないよう所要の措置を講ずる。

(2) 用排水路

用排水路、河川等については、地震による護岸堤防のクラック、崩壊土等による通水断面の縮小等について点検し、水路の決壊防止に努める。

なお、施設に損壊を認めた場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧工事を実施する。

(3) 排水機場等

排水機場及び各樋門等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう、原動機の点検、スピンドル等の防錆措置を実施するとともに、操作位置までの連絡道路を確保するなど所要の措置を講ずる。

(4) 排水ポンプ

ポンプ排水を実施している地域については、ポンプ場に浸水のおそれがあるときは、土のう等により浸水を防止し、ポンプ場の機能確保に努める。

なお、ポンプ場の機能を失ったときは、移動用ポンプ等により内水の排除に努める。

(5) 工事中の施設

工作物築造中の現場については、仮締切の点検補修を実施するとともに、建設機械・機材等の管理收拾を行うなど洪水に対する所要の措置を講ずる。

(6) パトロールと市民への情報提供

管理者は必要に応じて農業用施設のパトロールを行い、被災状況が周辺住民に危害を与えるおそれが生じた場合、災害対策本部を通じて市民に情報提供を行う。

3 農産物の応急措置

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課）、東部農林水産局（吉野川庁舎）、各土地改良区

市内における農産物の基幹作物について必要と認める場合には、市内の農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

(1) 種子等の確保

作物によっては播種等の時期を失すると収穫に壊滅的打撃を受けるなどのため、必要と認める場合は国、県に応援を要請するとともに、市内外の非被災農家及び種苗業者等に協力を依頼し、市内農業協同組合等農業団体を通じて種子等の収集及び配付を行う。

(2) 病虫害の駆除

病虫害の異常発生又はまん延の可能性があると認める場合は、農作物の被害を防止するため、市内農業協同組合等農業団体と一体となって防除活動を行う。

4 家畜の応急措置

【主な実施機関】 市（農業振興課、農地整備課）、東部農林水産局（吉野川庁舎）、市内農業協同組合、西部家畜保健衛生所

市内における家畜の被害を軽減するため、必要と認める場合には、市内農業協同組合等農業団体等の協力を得て、次の措置を講ずるものとする。

(1) 家畜飼料の確保

ア 家畜飼料については、原則として農家保有及び流通在庫によって対応するものとし、その期間の目処は次のとおりとする。

(ア) 農家保有 2週間程度

(イ) 流通在庫 1週間程度

イ アの期間を経過してもなお家畜飼養農家が飼料を調達できないなど、緊急を要すると認める場合は国、県に対して支援を要請するとともに、飼料流通業者及び市内農業協同組合等農業団体の協力を得て緊急輸送を行い、所要の飼料を確保する。

(2) 家畜の防疫

家畜に伝染病の発生及びまん延のおそれがある場合は、畜舎等の消毒、防疫剤の配布等必要に応じて予防措置を講ずる。

第28節 教育対策

【主な実施機関】 市（教育委員会、各学校、幼稚園、認定こども園）、徳島県

第1 方針

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによるものとする。

第2 内容

1 実施責任者

(1) 市教育委員会

2 学校の休校措置及び学校施設・教員の確保

(1) 休校・休園措置

学校長及び園長は、災害の状況に応じ、臨時休校・休園等必要な措置を講ずるものとする。この場合、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容を教育委員会へ報告するものとする。

学校長及び園長から措置内容の報告を受けた教育委員会は、状況に応じて保護者への連絡方法として阿波市ケーブルネットワークや音声告知端末等の活用を検討する。

(2) 教育施設の確保等

ア 教育委員会及び学校長（園長）は相互に協力し、次の方法により教育施設等を確保するものとする。

(ア) 施設の被害が軽微な場合

屋根瓦の被害、窓ガラスの破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待つことなく、各学校（園）においてすみやかに応急修理を実施し、授業を行う。

(イ) 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設等を転用し、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。

(ウ) 施設の使用が全面的に不可能な場合

近隣の安全な学校（園）や遊休施設の利用、又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。

イ 教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保に十分配慮するとともに、児童生徒の指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。

特に、災害により精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対しては、心のケアに十分配慮するものとする。

ウ 学校長及び園長は、災害状況の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡の上、平常授業に戻すよう努め、その時期については広報紙、マスコミ機関等の情報媒体を通じ、迅速かつ的確に保護者へ連絡するものとする。

エ 災害に伴い教職員に不足が生じた場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員等により対処するものとする。

(3) 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校・園内において対応ができないときは、隣接学校から応援させ、なお不足する場合は、地域人材から退職した教職員又は臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保する。

3 応急教育の実施

【主な実施機関】 市（教育委員会、各学校、幼稚園、認定こども園）

- (1) 児童・生徒の安全確保
 - ア 情報等の収集・伝達
 - (ア) 教育委員会は、地震災害が発生したときは、学校長及び園長に対し、災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
 - (イ) 学校長及び園長は、関係機関から災害に関する情報の伝達を受けたときは、教職員に対してすみやかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により校区の被害状況等の災害情報の収集に努める。
 - (ウ) 学校長及び園長は、必要に応じ災害情報等を児童生徒へ伝達するものとするが、伝達に際しては混乱を防止するよう配慮する。
 - (エ) 学校長及び園長は、児童生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。
- (2) 児童・生徒の登校時間内の緊急措置
 - ア 避難等の指示
学校長及び園長は、火災危険や倒壊危険等の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否の指示若しくは校内（園内）では児童生徒に危険が及ぶと判断したとき又は消防職員から指示のあったときは、安全な避難場所等の指示を迅速に行うものとする。
なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。
 - イ 下校時の危険防止
学校長及び園長は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、災害の状況により、通学区ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。
 - ウ 校内保護
学校長及び園長は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認めるときは、児童生徒を校内に保護し、保護者への連絡を行うものとする。
 - エ 保健衛生対策
学校長及び園長は、災害時における校舎内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。
 - オ 学校長又は園長不在時の対応
地震発生時に学校長が不在の時は、教頭若しくは学校長（園長）があらかじめ指定する教職員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。
- (3) 児童・生徒の登校時間外の緊急措置
 - ア 被害状況の把握
学校長及び園長並びに非常参集した教職員は、地震発生後直ちに施設及び周辺の被害状況を把握し、教育委員会へ報告するものとする。
 - イ 学校長又は園長不在時の対応
地震発生時に学校長又は園長が不在の時は、在校又は在園している最上格の教員が学校長又は園長の代行としてその職務を行い、学校長又は園長が到着するまでの間、全ての権限が委譲されるものとする。
- (4) 教育施設の災害応急対策
 - ア 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合
激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。
なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

イ 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合
屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

(5) 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取り扱い、転入学を円滑に行うものとする。

4 教科書等調達・支給

(1) 調達及び支給の方法

ア 教科書

(ア) 各学校の学年別、使用教科書ごとにその数量を調査して県に報告し、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡してその供給を求め、又は市内の学校及び他市町村に対し使用済みの古書の供与を依頼する。

(イ) (ア)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

イ 学用品

(ア) 災害救助法の適用を受けた場合

a 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめて県に報告の上、原則として県が一括購入し、必要とする児童生徒へ市を通じて支給する。

b 文房具、通学用品等を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しないものとする。

c 知事が職権を市長、教育委員会又は学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から支給までを実施する。

(イ) その他の場合

a 教育委員会が学校長からの必要数の報告を受けてとりまとめ、市において調達の上、支給するものとする。

b (ア)によってもなお不足する場合は、県に対して調達供与を依頼する。

(2) 支給対象

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水その他により、就学上欠くことのできない学用品等を喪失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒に対して必要最小限の学用品を支給する。

(3) 支給品目

ア 教科書

教科書、教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

(4) 支給期間

災害発生時から教科書は1カ月以内、その他のものについては15日以内に支給を完了するものとする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事の承認を受けて必要な期間を延長する。

(5) 費用の限度

教科書は支給する教科書の実費とし、文房具と通学用品は災害救助法施行細則で定める直近の改定額とする。

5 学校給食対策

- (1) 施設設備の被害状況を把握し、教育施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。
- (2) 災害の状況によっては、学校給食の一時中止又は簡易給食への変更を行う。
- (3) 災害発生後、授業及び学校給食が実施されるときは、学校長は教育委員会と協議しながら、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼働に必要な措置、及び給食に必要な物資の調達に努める。
- (4) 学校給食に必要な物資は、県学校給食会の保管する物資の特別配送の依頼、一般救援物資の利用等により確保を図る。

6 学校が指定避難所となる場合の措置

- (1) 指定避難所の開設は、市の災害対策本部からの指示を受けて開設することを原則とする。ただし、緊急を要するときは、学校長又は園長の判断により開設することができる。
- (2) 指定避難所の運営は、避難者の自主的運営を原則とするが、学校の教職員は必要に応じて運営を支援することとする。
- (3) 教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所が設置されている間は、指定避難所の運営に協力するものとするが、学校は本来教育を行う場であることに鑑み、早期の授業再開に努めるものとする。
- (4) 教育委員会及び学校長（園長）は、指定避難所の設置が長期化する場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市の災害対策本部と必要な協議・調整を行う。

7 就学援助費の支給等

- (1) 対象者
災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった児童生徒に対し、就学援助費の支給等を行い、就学の保障を図るものとする。
- (2) 就学援助費の支給
 - ア 対象となる児童生徒に対して、すみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。
 - イ すでに準要保護に認定された児童生徒が学用品等を消失した場合は、すみやかに就学援助費を再支給する。
- (3) 市立幼稚園の保育料等の免除

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針の策定

【主な実施機関】 市（教育委員会、健康福祉部、建設部、水道部、産業経済部、環境衛生課、各支所地域課、財政課、契約管財課、企画総務課、危機管理課、）

第1 復旧・復興体制

被災後の現状復旧は、災害対策本部が対応するが、甚大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施（計画復興）する必要があると認めるときには、復興本部を設置する。

1 復興本部及び復興本部会議

復興本部は、復興計画の策定や各種復興事業を総合的かつ迅速に推進するための意思決定を行う司令塔の役割を担う。

なお、復興が長期に及ぶこと等を勘案し、災害対策本部とは別に復興本部を設置するものとする。

復興本部のもとには、復興本部のコアメンバーで構成する復興本部会議を設置し、復興本部に付議する議案の調整等を行う。

2 復興本部の所掌事務

復興本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興基本方針及び復興計画の策定及び推進に関すること
- (2) 復興施策に係る財源の確保及び資金計画に関すること
- (3) 被災した市民の生活再建及び市民生活の安定に係る施策の策定及び推進に関すること
- (4) 被災した市民の医療、保健及び福祉に係る施策の策定及び推進に関すること
- (5) 産業の復興及び雇用の創出に係る施策の策定及び推進に関すること
- (6) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること
- (7) 国、県その他関係機関との連絡及び調整に関すること

3 復興本部の組織

- (1) 本部長、副本部長

本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。

- (2) 本部員

本部員は、災害対策本部構成員に準ずることを基本とし、被災状況に応じて決定する。

- (3) 事務局

復興本部を運営する復興本部事務局は、危機管理課及び企画総務課が担当する。

4 復興本部会議の運営

復興本部会議は、本部長、副本部長のほか、本部員の中から市長が指名した者を構成員とする。

復興本部会議は、以下の事項を検討する。

- (1) 復興方針の検討
- (2) 復興工程の検討

- (3) 国・県・担当部署からの入手・提供された情報の検討
- (4) 復興計画検討委員会の委員選定及び工程の検討
- (5) 復興に係わる重要事項の検討
- (6) 復興施策の検討
- (7) 事業の進行管理 等

5 復興計画検討委員会の設置

復興計画策定のために復興計画検討委員会を設置する。

復興計画検討委員会は、学識経験者、市内の各界や市民団体の代表者などで構成し、地域経済や市民の豊かで幸せな生活等多角的視点から本市の復興した姿を描き、市が策定する復興計画に意見具申を行う。

検討委員会での協議の過程では、学識経験者や国、県をアドバイザー及びオブザーバーとし、それぞれ出席を求め意見を聞くものとする。

6 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、地域の構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

7 留意事項

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、被災状況を想定した事前復興計画の策定を検討する。

8 復興計画策定の事前検討

被災時の混乱の中で復興計画を策定することは、非常に難しいことが想定されるため、事前に復興計画を策定するための手続きや体制、検討項目等を検討しておく。

第2 復旧・復興の基本方針

被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

災害復旧・復興の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

また、南海トラフ巨大地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、平素からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。

第3 復旧・復興計画の策定

第2の復旧・復興の基本方針に基づき、具体的な復興計画を策定するものとし、本計画では、まちなみ復旧・復興計画、産業復旧・復興計画及び生活復旧・復興計画並びにその事業手法、財源確保、推進体制を具体的に定めるものとする。

第2節 公共施設の災害復旧

【主な実施機関】 市（教育委員会、健康福祉部、建設部、水道部、産業経済部、環境衛生課、各支所地域課、財政課、契約管財課、企画総務課、危機管理課、）

第1 方針

災害により被災した市の公共施設の災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。

なお、災害復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

第2 内容

- 1 災害復旧事業の種類
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 砂防設備
 - ウ 林地荒廃防止施設
 - エ 地すべり防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 農業集落排水
 - ク 公園
 - (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - ア 農地農業用施設
 - イ 林業用施設
 - ウ 共同利用施設の各施設
 - (3) 教育施設災害復旧事業計画
 - (4) 水道施設災害復旧事業計画
 - (5) 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
 - (6) 住宅災害復旧事業計画
 - (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
 - (8) 官庁建物等災害復旧事業計画
 - (9) その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、市長の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

- 1 法律により一部負担又は補助するもの
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - (3) 公営住宅法
 - (4) 土地区画整理法
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (7) 予防接種法
 - (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
 - (9) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
 - (10) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
 - (11) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
- 2 激甚災害に係る財政援助措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障がい者更生施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
 - (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建設費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
 - (3) 中小企業に対する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子、父子、寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活安定化

第1 方針

災害が発生した場合、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊するなど大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図る。

被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、士業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

また、被災者の生活復興支援について、災害ケースマネジメントの実施体制を構築するとともに、必要に応じて、その手法を活用する。

第2 内容

1 調査等に関する説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

2 被災者生活再建支援金の支給

【主な実施機関】 市（社会福祉課）、徳島県

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の支援者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行うが、市は被災者等からの相談を受け、被災者の不安解消に努める。

3 災害弔慰金等の支給・貸付

【主な実施機関】 市（社会福祉課）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び阿波市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第97号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

4 雇用機会の確保

【主な実施機関】 市（社会福祉課）

災害により離職を余儀なくされた被災者の就職の紹介については、県が公共職業安定所を通じてすみやかに職業の確保を図ることとしている。

被害を受けた市民が、その痛手から早急に再起更生できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図る。

(1) 生活相談窓口の活用

7項「生活相談」において設置する生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

(2) 県への要請等

(1)項により把握した離職者の状況について県に報告するとともに、必要と認められる場合は県に対し次の事項を要請する。

ア 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の市内への設置

イ 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

5 納税の緩和措置

【主な実施機関】 市（税務課、国保医療課）

災害により被害を受けた納税義務者（個人に限る。以下同じ。）に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、災害による市税の減免に関する条例（平成17年条例第54号）により、市税の軽減又は免除について適切な措置を講ずる。

6 被災者への融資

【主な実施機関】 市（社会福祉課）、社会福祉協議会、住宅金融公庫の業務取扱金融機関、徳島県信用保証協会及び取扱金融機関

災害により被害を受けた者に対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又は斡旋を行う。

(1) 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

災害により被害を受けた者（低所得者）に対して資金の貸付けを行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

(2) 災害復興住宅融資

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸し付けを行う。

(3) 災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

(4) 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付けを行う。

(5) 農林漁業関係融資

ア 日本政策金融公庫資金

- (ア) 農業関係資金 農業基盤整備資金
農林漁業施設資金
農林漁業セーフティネット資金
- (イ) 林業関係資金 林業基盤整備資金
農林漁業施設資金
農林漁業セーフティネット資金
- (ウ) 漁業関係資金 漁業基盤整備資金
農林漁業施設資金
漁船資金
農林漁業セーフティネット資金

イ 天災資金

ウ 県単農業災害対策特別資金

エ 県単林漁業災害対策特別資金

(6) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けし、被災者の生活の安定化を図る。

7 生活相談

【主な実施機関】 市（社会福祉課）

災害により被害を受けた市民がすみやかに再起できるよう、福祉事務所内に生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、生活相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、住宅資金等各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

なお、仮設住宅入居者に対しては、生活再建に向けた活動を円滑に進められるよう、ボランティア等と連携した支援対策を検討する。特に、高齢者の入居者に対しては、可能な限り高齢者が住み慣れた地域で以前のように安心して暮らすことができるよう、更なる在宅福祉サービスの充実や食の供給システムなど、地域相互ケア体制の充実に努めるものとする。

8 安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

9 罹災証明書の交付

【主な実施機関】 市（税務課、市民課、人権課）

(1) 体制の整備

ア 災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

イ 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と危険度判定担当部とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

ウ 県の計画する住家被害調査における研修会等に担当者が参加し、災害時の住家被害調査等の事務処理の迅速化を図るものとする。

(2) 災害時の対応

ア 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

この際、市の体制・資機材では、罹災証明書の交付が遅滞すると予測される場合、必要な支援を県に要請するものとする。

10 被災者台帳の作成等

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

11 資金の安定供給体制の構築

財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないよう、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。

また、被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体と連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

第5節 計画的な復興

第1 方針

著しい被害を受けた被災地域の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、災害復興体制を構築するとともに、「大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に基づき、復興計画を迅速に定める。

第2 内容

1 被災状況の把握

都市基盤施設の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

(1) 復興に関する調査

本計画第3章「災害応急対応」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

ア 建築物の被災状況に関する調査

応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

県は、市の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行う。

イ 都市基盤復興に係る調査

(ア) 公園・緑地等の被災状況調査

広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

(イ) その他の都市基盤復興に係る調査

治山・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

ウ 住宅の復興対策に関する調査

住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

エ 生活再建支援に係る調査

(ア) 住家被害状況調査

災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(イ) 震災被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(ウ) その他生活再建に係る調査

要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要な被災状況について調査する。

オ 地域経済復興支援に係る調査

被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(ア) 事業所等の被害調査
震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(イ) 地域経済影響調査
都市基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

カ 復興の進捗状況モニタリング
復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

2 復興方針及び復興計画の策定

大規模地震災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興方針及び復興計画を策定する。復興計画を策定する際には、(1)復興の基本方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興の基本方針の策定

市民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。

一日でも早い復興に向け、復興法に基づき、国及び県が定める復興基本方針に即して、復興方針を策定し、遅滞なく公表する。また、県に報告するとともに関係市町村長に通知する。

(2) 復興計画の策定

復興法に基づき、復興基本方針及び復興基本方針に即して、市復興計画を策定する。

また、県は、条例に基づき、復興の具体の取組と事業をまとめた県復興計画を策定し、復興に向けたロードマップを示す。

市復興計画において規定する事項は次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(ア) 環境・生活・衛生・廃棄物

(イ) 保健・医療・福祉

(ウ) 経済・商工・観光・労働

(エ) 農業・林業・水産業

(オ) 公共土木施設

(カ) 教育

(キ) 防災・安全・安心

キ 復興に関する行財政運営

ク その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(3) 復興方針及び復興計画策定のプロセス

ア 復興方針及び復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、議会、市民、関係機関の意見の反映に努めるとともに、専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる復興計画検討委員会を招集し、復興会議（仮称）を開催して、復興方針、計画の理念等を決定し、関係部局において阿波市復興計画を作成する。

イ 復興計画に市民の意見を反映するとともに、議会に対しても意見を求める。

その後、意見を集約し、県の復興計画等との整合を図り、阿波市復興計画を策定する。

(4) 復興方針及び復興計画の公表

新聞やインターネット等の広報媒体により復興施策を具体的に公表する。

3 防災のまちづくり

(1) 復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

(2) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

(3) 防災・まちづくり・建築等の関係する部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

4 「事前復興」事前準備の取組

被災後、復興対策を計画的かつ円滑に実施していくため、あらかじめ復興の手順をを理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組む。

南海トラフ地震災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された本市について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する「阿波市地域防災計画」の「地震災害対策編」に南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を含めた地震災害対策計画であり、本市における地震防災対策の推進を図り、もって市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を大規模地震災害から保護することを目的とする。本計画に定めのない事項については、「阿波市地域防災計画」の「共通対策編」に定めるところによるものとする。

第2節 地震被害想定

第1 想定地震

南海トラフ巨大地震

静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の「南海トラフ」と呼ばれる海底の溝で発生する地震で、最大でM9.1の地震が想定される。

第2 南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

1 徳島県が実施したこれまでの被害想定等

これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

(1) 徳島県地震対策基礎調査（昭和56年度）

「南海沖に発生する地震（M8.1）」を想定し、「震度（加速度）」と「建物被害」を算出している。

【参考】

- ・直近の震災：伊豆大島近海地震（昭和53年）、宮城県沖地震（昭和53年）
- ・国の動き：大規模地震対策特別措置法の制定（昭和53年）、地震財特法の制定（昭和55年）

(2) 徳島県地震防災アセスメント調査（平成8年度）

「安政南海地震と同規模の南海トラフを震源とする海溝型地震（M8.4）」、「中央構造線系活断層の東側半分程度（M7.7）と鮎喰川断層系（M7.5）の2つが連動して発震し、西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震」、「中央構造線系活断層の西側半分程度の活動で西から東側に向かって破壊が進行する内陸型地震（M7.7）」の3ケースを想定し、「震度分布」、「液化危険度」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「津波予測」、「建物被害」、「人的被害」、「土木構造物被害」、「道路網被害」、「ライフライン被害」などを算出している。

【参考】

- ・直近の震災：北海道南西沖地震（平成5年）、兵庫県南部地震（平成7年）
- ・国の動き：地震防災対策特別措置法の制定（平成7年）

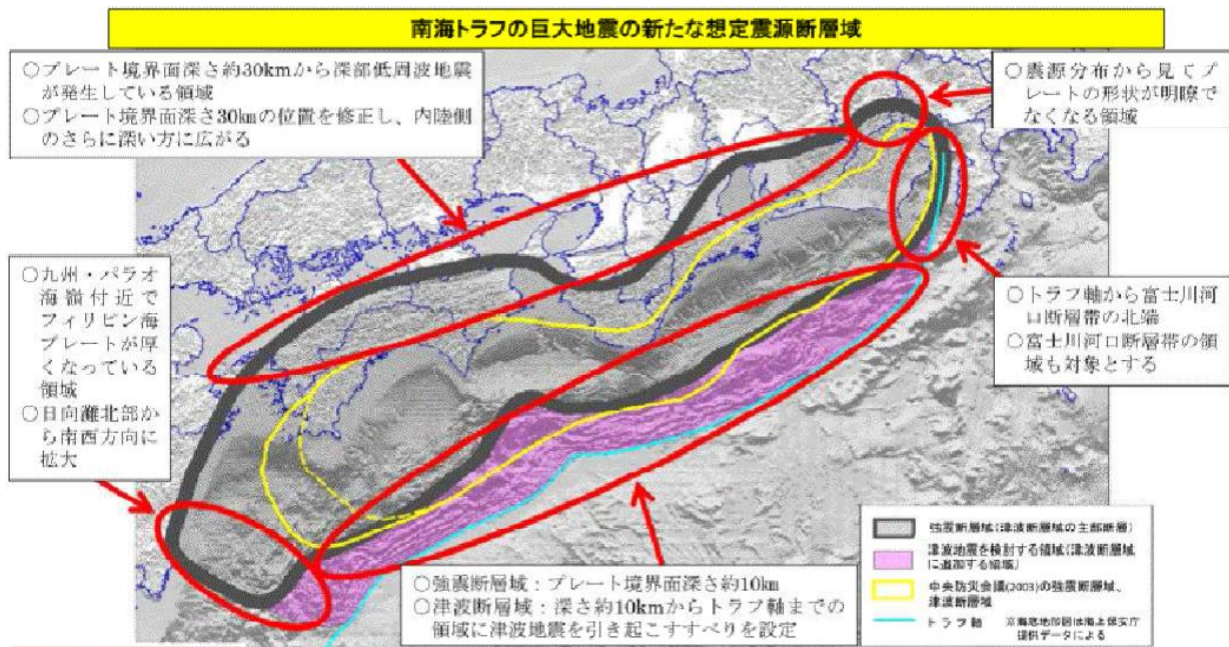
- (3) 徳島県津波浸水予測調査（平成 15 年度）、徳島県地震動被害想定調査（平成 16 年度）
 平成 15 年度の津波浸水予測調査では、中央防災会議が示した「東南海・南海地震同時発生モデル」及び安政南海地震を再現した「Aida モデル」を対象に津波予測を行っている。
 また、平成 16 年度の被害想定調査では、「東南海・南海地震同時発生モデル (M8.6)」及び「県西部直下を震源とする地震 (M7.0)」の 2 ケースを想定し、「震度分布」、「液化化危険度」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「建物被害」、「人的被害」、「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活機能支障」などを算出している。

【参 考】

- ・直近の震災：芸予地震（平成 13 年）、十勝沖地震（平成 15 年）、新潟県中越地震（平成 16 年）
- ・国の動き：東南海・南海地震対策特別措置法の制定（平成 14 年度）

2 南海トラフ巨大地震を想定した被害想定等

県は、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、これまでの被害想定等の見直しを行っている。

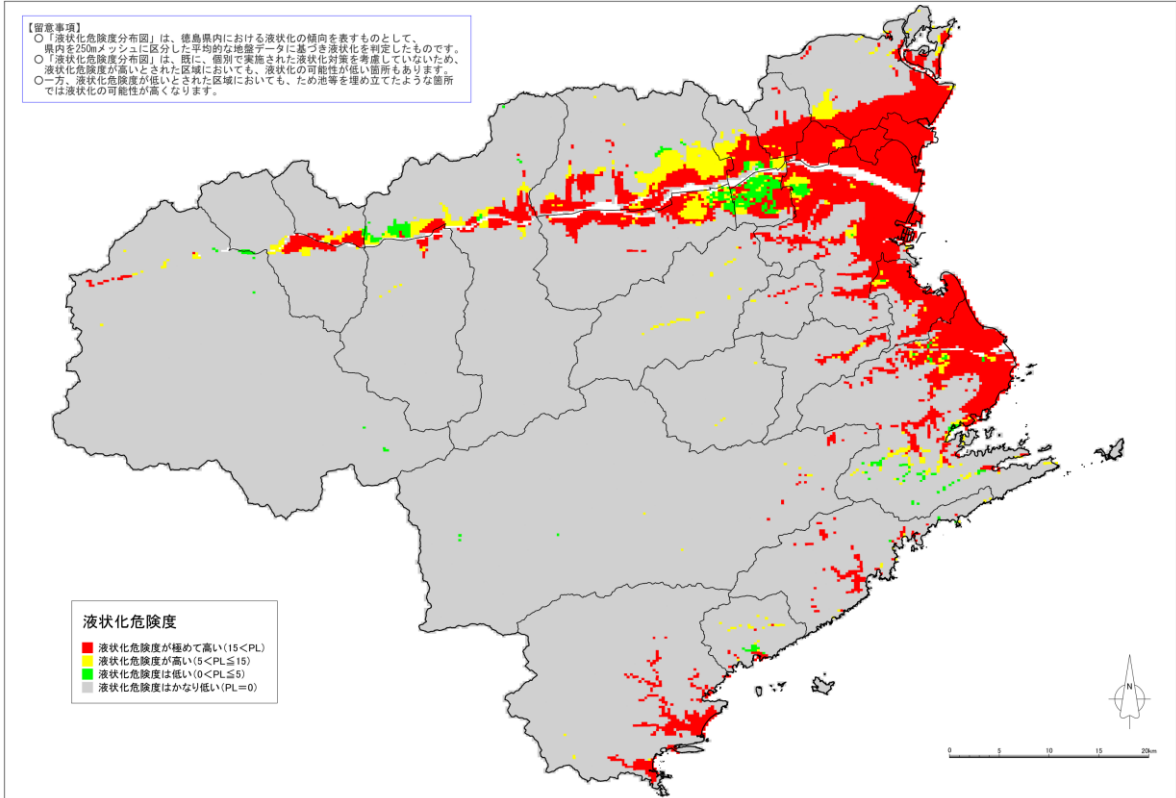


地震の規模(確定値)

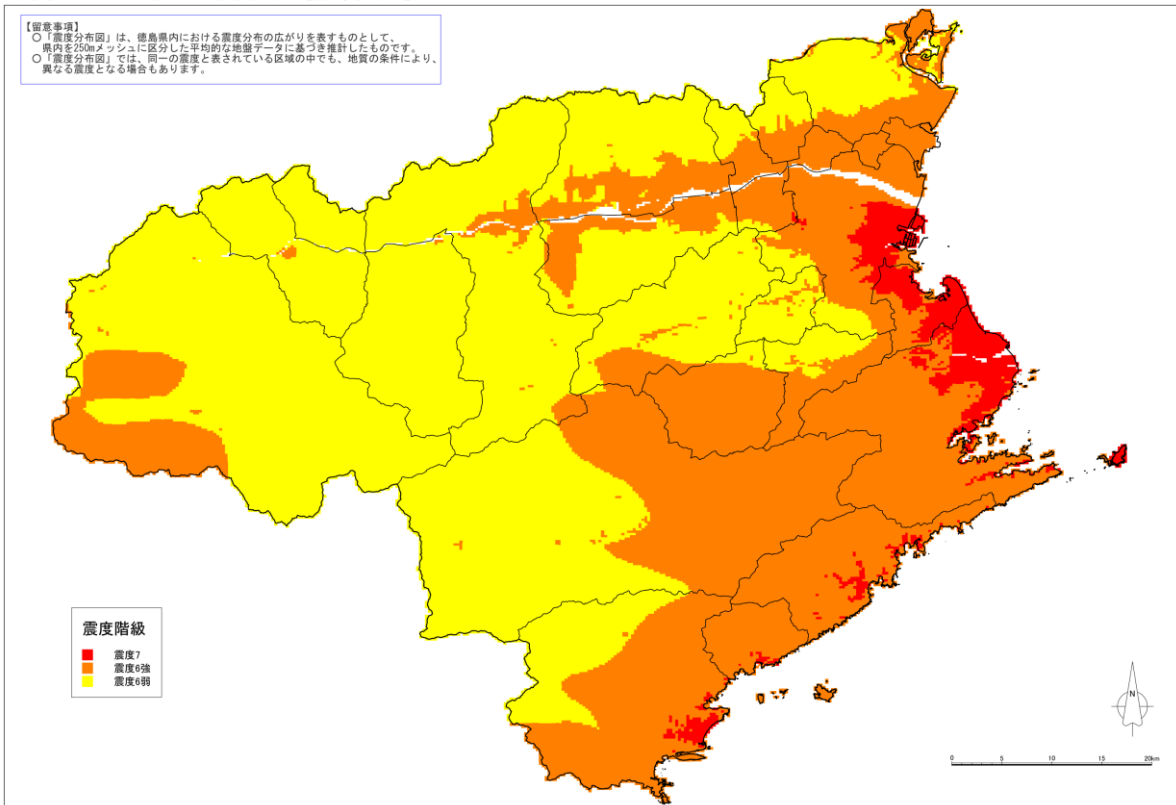
	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参 考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトフ島沖地震	2010年 アリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約0.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al, 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al, in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

- (1) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成 25 年 7 月 31 日）
 平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.0、M9.1)」をもとに「震度分布」、「液化化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



建物全壊・焼失棟数 一覧表（阿波市）

揺れ	液状化	急傾斜地	火災				合計		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	
1,500	20	※	※	※	※	※	1,600	1,600	1,600

建物半壊棟数 一覧表（阿波市）

揺れ	液状化 (大規模半壊を含む)	急傾斜地	火災	合計
3,700	630	※	—	4,300

単位：棟

※は、若干数を表す。

数値はある程度をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

死者数 一覧表（阿波市）

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
100	※	60	※	※	※	※	※	※	0	※	※	100	60	70

負傷者 一覧表（阿波市）

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
870	140	550	90	610	90	※	※	※	※	※	※	0	20	50

単位：人

※は、若干数を表す。

数値はある程度をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次：平成25年11月25日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活支障等」、「経済被害」などを算出している。

ア ライフライン被害の結果

(ア) 上水道

給水人口	復旧対象 給水人口	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	
38,500	38,500	94	36,300	73	28,200	52	19,900	9	3,500	0

1) 単位：人、%

2) 断水率 = (管路・浄水場等被害による断水人口 + 津波全壊による断水人口) / 全給水人口

3) 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く。

(イ) 下水道（農業集落排水施設）

下水処理人口	復旧対象処理人口	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
		支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	
1,850	925	50	925	20	370	0	0	0	0	0

1) 単位：人、%

2) 支障率（直後～1週間後）＝（管路・処理場等被害による支障人口＋津波全壊による支障人口）／全処理人口

3) 支障率（1ヶ月後）＝管路・処理場等被害による支障人口／全処理人口

4) 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く。

(ウ) 電力

代表震度	電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数
			停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	
6.07	18,200	18,200	100	18,200	53	9,700	0

1) 単位：軒、%

2) 停電率＝（需給バランス等に起因した停電軒数＋津波全壊による停電軒数）／全電灯軒数

3) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く。

(エ) 電話

a 固定電話

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率	不通回線数	不通率	不通回線数	
12,600	12,600	100	12,600	53	6,700	0

1) 単位：回線、%

2) 不通率＝（停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数＋津波全壊による不通回線数）／全回線数

3) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する回線数を除く。

b 携帯電話

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

(オ) ガス

a LPガス

「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査 報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日（当面復旧可能な世帯に対して）である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再

開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波によるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには1ヶ月程度を要すると想定される。

イ 交通施設被害の結果

(7) 道路施設 (徳島県)

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長	被害箇所数
	延長	被害箇所数	延長	被害箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

1) 単位：km、箇所

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

ウ 生活支障等の結果

(7) 避難者 (冬 18 時)

人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
39,247	3,000	2,000	5,100	4,700	4,700	9,500	2,300	5,500	7,800

1) 単位：人

2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(イ) 帰宅困難者

帰宅困難者数
1,400 ～ 1,900

1) 単位：人

(ウ) 医療機能 (冬 18 時)

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
120	※	40	160

1) 単位：人

2) ※は、若干数を表す。

(エ) 災害廃棄物等 (冬 18 時)

重量換算	堆積換算
12万トン	22万m ³

(オ) 住機能 (冬 18 時)

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
13,200	930

1) 単位：戸

(カ) エレベーター閉じこめ

エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
40	※	※	※	10

1) 単位：台

2) ※は、若干数を表す。

(キ) 要配慮者 (冬 18 時)

避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの要配慮者数							
	65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病 患者	妊産婦	外国人
4,700	160	150	270	50	220	40	30	40

1) 単位：人

2) 属性間の重複あり。

3) 避難所生活者数は冬 18 時、1週間後の値

4) ※は、若干数を表す。

(ク) 孤立集落

孤立の可能性 のある集落数	孤立集落数
16	1

1) 単位：集落

エ 直接経済被害の結果 (徳島県)

種別	被害額(億円)	種別	被害額(億円)
住宅	42,100	通信	390
家庭用品	6,900	道路	430
償却資産	6,200	鉄道	130
棚卸資産	3,100	港湾	1,300
上水道	110	その他土木施設	870
下水道	290	災害廃棄物	2,300
電力	90	合計	64,000

第2章 被害予防

第1節 建築物等の耐震化

【主な実施機関】	市（教育委員会、健康福祉部、建設部、農地整備課、契約管財課、危機管理課）、徳島県、関係機関
----------	---

第1 方針

建築物の安全基準は、建築基準法で定められており、昭和25年に制定されて以来、過去数度の法改正等により耐震性の基準が強化されている。近年発生した地震では、現行の建築基準法による耐震設計基準を満足させていない建築物に被害が多く集中していることから、それらの耐震性能を有さない既存建築物に対し耐震診断及び耐震改修を行い耐震性能の向上を図る必要がある。

特に、地震発生時に避難、救護、応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物の耐震性を強化するとともに、新設の公共施設については「耐震設計」を取り入れ、既存公共施設の耐震調査を実施し、補強計画の樹立に努める必要がある。

また、避難路や輸送路に指定されている道路の橋梁等の構築物については、県や関係機関と連携し、耐震補強等の対策推進に努める。

第2 内容

1 耐震改修促進計画の改定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の規定に基づき「阿波市耐震改修促進計画」を作成しているが、5年程度を目途に現状を把握し、計画を改定する。

2 建築物等の耐震化の促進

(1) 広報

防災関係機関は、大規模な地震の発生を想定し、阪神・淡路大震災等の教訓をもとに、非常参集、通信連絡、消防、避難、救助等の各種防災訓練を積極的に実施する。

(2) 指導者への民間建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法に基づき、市内にある病院、ホテル、旅館等の建築物等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物、一定以上の危険物を取り扱う貯蔵庫や処理場、住宅や小規模建築物等の所有者に対し、耐震診断、耐震改修を実施するように促す。

(3) 耐震性建築物の建築促進対策

木造住宅や木造賃貸アパート、建築基準法において木造の耐震基準が明確化された平成12年以前に建築された建築物等について、安全性の向上を図るため、耐震診断実施の普及・啓発を推進するとともに、耐震診断及び耐震改修のための助成制度の普及を図る。

3 防災上重要拠点施設等の耐震化の推進

(1) 大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」とし、その耐震性の確保を図るものとする。

(2) 特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性の確保を図るものとする。

ア 防災上重要建築物

■防災上重要拠点施設

防災上重要建築物	種別	防災上重要建築物	種別
本庁舎	災害対策本部	吉野保健センター	市で設置可能な医療救護所
各支所	現地対策本部	土成中央公民館	〃
消防署	応急活動拠点	市場総合福祉センター	〃
消防団詰所	〃	阿波健康福祉センター	〃
各中学校体育館	指定避難所	社会福祉施設等	福祉避難所
各小学校体育館	〃	交流防災拠点施設 アエルワ	物資輸送拠点
各コミュニティセンター等	〃	土成緑の丘 スポーツ公園	救助活動拠点

イ 耐震診断及び耐震補強工事の実施

防災上重要建築物に対して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を行うなど、防災上重要建築物の耐震性を確保する。

ウ 公共施設の耐震化促進

防災拠点以外の公共施設についても、耐震化を促進する。

4 耐震診断の義務付けが必要でない不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物の耐震対策

耐震診断の義務付けが必要でない不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物においても、地震に対する安全性に係る建築基準法への適合等の現状把握に努めるとともに、その所有者等に対しての耐震診断、耐震改修の実施を進めるものとする。

5 木造住宅の耐震対策

建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については重要な課題であり、地震発生時の被害を軽減するために、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、耐震改修に対する各種支援事業や耐震改修促進税制による支援制度など、広く市民に広報し、住宅の耐震化を促進するものとする。

6 建築物等の落下物対策

地震発生時に建築物の窓ガラス・外装タイル、煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の落下及びブロック塀の倒壊等による危険を防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 道路に面する3階以上の建築物を対象に実態調査を行い、特に、避難路及び指定緊急避難場所周辺は重点的に点検を実施するものとする。
- (2) 調査の結果、落下のおそれのある建築物及び工作物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

- (3) 建築物及び工作物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。
- 7 既存ブロック塀の倒壊防止対策
- (1) 道路沿いのブロック塀の所有者又は管理者に対し、建築基準法に適合したものとするよう指導する。
 - (2) 市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して意識啓発を行うとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の知識の普及を図る。
- 8 家具等の転倒防止対策
- 住宅等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、市民への普及・啓発を図るものとする。
- 9 市民に対する耐震対策の普及・啓発
- (1) 防災マップの作成・公表
市民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、防災マップを作成し地震の被害予想や危険地域、指定緊急避難場所を把握しておく必要があることから、これを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えるよう努める。
 - (2) 相談体制の整備
耐震改修・診断の市民の相談に対応するため、市役所内に相談窓口を設け、随時相談を受けることとする。
 - (3) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行うとともに、市民の意識の更なる向上を目指し、今後啓発パンフレットの全戸配布等の周知活動を行う。
 - (4) 徳島県木造住宅耐震化促進事業の活用
「徳島県木造住宅耐震化促進事業」を活用し、耐震対策を促進する。
 - (5) 自主防災組織、自治会等との連携
- 10 橋梁等の点検補修
- 緊急輸送路や避難路となる主要な道路の橋梁等について、県や関係機関と協力し、点検調査を実施するとともに、補修や耐震化等の対策工事が必要な橋梁については架替・耐震補強等を推進し、緊急輸送路及び避難路の機能確保に努める。

第2節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

第1 方針

地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

第2 内容

1 地盤災害危険度調査

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、契約管財課）、徳島県

(1) 地盤情報の収集・蓄積

行政区域内の地形、地質、土質位、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

(2) 地盤情報の公開

収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策に必要な工法の判定等に活用させるものとする。

2 斜面崩壊予防対策の推進

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課）、徳島県

(1) 地すべり予防対策

地すべりによる災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、県が行う地すべり対策工事の施工を支援し、強力に事業の促進を図るものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

また、県は、指定された地すべり防止区域には標識等を設置して付近の市民への周知徹底を図るものとする。

市は、地すべり防止区域及び、地すべり危険箇所、指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるものとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所の定期的な防災パトロール等を実施するものとする。

【資料編 地すべり防止区域、地すべり危険箇所】

[参 考]

■ 地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、亀裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面からの湧水が濁ったり、沸き方が急に变化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 - 6 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 - 7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

(2) 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れによる災害の防止を図るため、がけ崩れのおそれのある区域を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館のほか社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、勾配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるとともに県が行う急傾斜地崩壊対策工事の施工を支援し、強力に事業の促進を図るものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施行することは困難であることから、次のようながけは危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとる必要がある。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の住民への周知徹底を図るものとする。

加えて、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所の定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所】

■ 危険度の高いがけ

- 1 クラックのあるがけ
 - 2 表土の厚いがけ
 - 3 オーバーハングしているがけ
 - 4 浮石の多いがけ
 - 5 割れ目の多い基岩からなるがけ
 - 6 湧水のあるがけ
 - 7 表流水の集中するがけ
 - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

(3) 土石流予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

そこで、土石流危険渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておくものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者（避難行動要支援者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

加えて、土石流危険渓流及び指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

また、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起りやすい状況での土砂災害防止策について、土成地区、市場地区、阿波地区の状況に応じて計画する必要がある。

これら事例に鑑み、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県と十分な協議のうえ決定する。

【資料編 土石流危険渓流】

(4) 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

地震動により落石や山崩れ等の山地災害が多発する恐れがあり、これらの災害を未然に防止するため、情報、警報等の収集・伝達方法を整備し、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に行う危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

【資料編 山地に起因する災害危険箇所】

(5) 土砂災害警戒区域等の指定及び予防対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等により土砂災害対策の推進を図る。そのため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行うよう、県に働きかけていくとともに、それを支援するものとする。

ア 警戒避難体制の整備

(ア) 土砂災害警戒区域ごとにパトロールを実施する体制を確立するとともに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定める。土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が実施されるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

(イ) 土砂災害に関する情報の収集に努めるとともに、土砂災害に関する情報を入手した場合及び土砂災害警戒情報が発表されたときは、速やかに音声告知端末及び屋外拡声機で地域住民に伝達する。併せて、消防・警察等関係機関へも伝達する。

(ウ) 地域住民は、必要に応じて自主避難すると共に、予兆現象を発見した場合や市から避難指示等が発令された場合には、速やかに隣近所に声を掛け合って区域ごとに定められた指定避難所に避難する。

(エ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設がある場合には、施設管理者等に土砂災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報伝達方法を事前に定めておくものとする。

(オ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

イ 住民に対する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を網羅した防災マップを作成し、市民に周知していく。

3 盛土による災害防止対策

今後、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

4 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

天然ダムを発生原因とする土石流や湛水、地すべりにより大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知すると共に一般に周知することとなる。これにより、市長が災害対策基本法に基づく市民への避難指示の判断を適切に行うことが可能となり、土砂災害から市民の生命・身体の保護がより一層図られる。

【資料編 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

5 防災知識の普及

(1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。

(2) 地域の防災力を高めていくため、気象変動の影響を踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(6) 防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう市民への周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第2款 液状化対策

第1 方針

地震に伴う液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

第2 内容

市、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作製・公表するように努める。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、市及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及をはじめ、市民への適切な情報提供を図る。

第3款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、徳島県、土地改良区、中国四国農政局

第1 方針

市及び関係機関は、地震に伴う農業用ダム、農業用ため池の被害を防止するため、関係機関の適切な維持・管理について定める。

第2 内容

1 現在の管理形態及び管理体制の強化

農業用ダム・農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については、国、県、市の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。

管理者は施設機能の重要性を考慮し、市と連携した管理体制の強化を図る。

2 被害の想定

想定地震を考慮すると、農業用ダム・農業用ため池に被害が起こるとともに、最悪の場合には決壊することも考えられ、その結果、貯留水による二次災害が想定される。

3 災害予防目標及び施設の耐震性強化

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

また、この目標に添うため、施設の耐震性を強化する。

4 緊急点検ため池の選定

地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ダム・農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。

このため、決壊した場合に人的被害の恐れのある防災重点ため池を対象とし、市の地域防災計画に記載するよう努める。

5 緊急点検体制

土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応できない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。

また、ため池の位置や点検ルートについて、あらかじめ定めておくよう努める。

6 緊急点検の実施、報告

震度4の地震が発生した場合は、堤高15m以上の対象ため池の点検を行い、震度5以上の場合はすべての対象ため池を点検し、その結果をため池防災支援システムにより、速やかに県に報告するものとするが、これにより難い場合は、ファクシミリ等により速やかに報告する。

【資料編 地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表】

7 ため池ハザードマップの更新及び耐震化・統廃合の推進

地震による破損等で、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの更新・周知、耐震化や統廃合等を推進する。

第3節 水道施設の整備

【主な実施機関】 市（水道部、契約管財課、企画総務課）

第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備について定める。

第2 内容

- 1 実施責任者
市長
- 2 配水施設等の安全性診断及び安全性対策の実施
災害の発生による断水及び減水を抑制するため、配水施設等の重要な施設設備について被災を最小限にとどめる計画を作成し、施設設備の新設及び改善計画にあわせて計画的に整備する。
過去の災害で被災した箇所や法指定されている場所に隣接する施設設備については、そうした点を踏まえた十分な防災対策を図るものとする。
- 3 耐震化の推進
水道施設の耐震化を推進する。
- 4 施設の点検
水道施設の維持管理に当たっては、貯水、浄水、導水、送水及び配水の巡回点検を行い、安全性の担保に努める。
- 5 断水の抑制対策
基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化等の対策を実施し、被害区域の最小限化を図り、断水地域拡大の防止に努める。
- 6 設計図面等の整備
災害発生時に迅速かつ適切な対処ができるよう日頃から図面の整備を推進し、施設設備の状況を把握するよう努める。
- 7 災害時用資機材の確保
復旧に必要な資機材は、通常業務との関連において市の水道部が保有することが適当なものについては事前に確保し保管場所を定め、不足する資機材に備えて市の水道工事指定業者と連携を図る。
【資料編 水道工事事業者一覧】
- 8 教育訓練の実施
災害の発生時に的確な対応を取ることができるよう、危機管理課と連携して教育、訓練及びその指導を実施し、緊急時における迅速な対応に備える。
- 9 被災しにくい資機材の確保
災害が発生しても影響を受けにくい資機材の利用など、設備設計での対応を推進する。

10 応急復旧対策

水道施設の被害によって断水が生じて、早期の復旧を可能とするため、応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (2) 管理者は地震発生後、直ちに被害状況を確認し、重要な施設の点検を行う。
- (3) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (4) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- (5) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

第4節 危険物等の災害予防対策

第1 方針

危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物・放射性物質）による災害を防止するため、保安教育の徹底・規制の強化・自営組織の強化促進・その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第2 内容

1 危険物災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部、徳島県

(1) 保安教育

市、消防本部は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

(2) 規制の強化

市、消防本部は県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取り扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市、消防本部は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部、徳島県

市、徳島中央広域連合中消防署・西消防署は県とともに高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

3 毒物、劇物災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図るものとする。

4 放射線災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

放射線障害を防止するため、放射線同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第5節 火災等予防対策

第1 方針

地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化を図る必要がある。

第2 内容

1 出火防止、初期消火体制の確立

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団
--

(1) 火災予防の指導の推進

出火防止を重点とした消防広報及び講習会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図るものとする。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取り扱い方法について周知させるものとする。

ア 一般家庭に対する指導

各地区の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し消火器具、消火用水、住宅用火災警報器等の普及徹底を図り、これらの器具の取り扱い方法を指導するとともに、初期消火の重要性を充分認識させ、地震発生時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(ア) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

地震の揺れを感じたら、まず身の安全を最優先し火の始末は揺れが収まって消火すること、対震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(イ) 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防災指導等あらゆる機会をとらえ、次に掲げる事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努める。

(ア) 地震発生時における応急措置の要領

(イ) 消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底

(ウ) 避難、誘導體制の確立

(エ) 終業後における火気点検の励行

(オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 予防査察の強化

防火対象物の用途、地域等に応じて予防査察を年間行事計画等により定期的を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災発生危険の排除とともに予防対策の指導を行い、火災の未然防止を図る。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物については、防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、本計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備及び火気の使用又は取り扱いに関する指導を行い、当該対象物に対する防火体制の推進を図る。

2 危険物の保安確保の指導

【主な実施機関】 市（企画総務課、契約管財課）、消防本部、徳島県

(1) 危険物

消防本部は、石油類、高圧ガス等の危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、適正に維持管理されているかについて予防査察を行うとともに、次のような災害予防対策の指導を行うものとする。

- ア 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせ、災害発生の予防指導を行う。
- イ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に対する諸活動が円滑に実施され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を指導する。
- ウ 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対しては、災害発生に対する防御計画の作成を指導する。

(2) 化学薬品

消防本部は、工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行う。

3 消防力の整備強化

消防本部は、災害による火災の消火、人命救助等の初期活動がすみやかに実施できる体制を確立するため、県の指導、援助を得ながら消防力の強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の作成

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

消防本部は、災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を次のとおり作成する。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うため、災害種別に応じた活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建築物、場所に対する要領について定める。

(2) 消防施設・設備の現況

消防施設・設備の現況を平常時より把握しておくものとする。

【資料編 その他関係機関に関する資料 消防水利一覧】

(3) 地域消防力の整備強化

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部

地域社会の消防防災の中核的活動を行う消防団を次により育成強化するものとする。

ア 消火用資機材等の充実

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災報知設備その他の消防施設・設備等の更新等、整備改善を図る。

イ 消防水利の確保等

防火水槽を中心とする震災時の消火活動に欠かせない消防水利を確保するため、防火水槽の設置及び耐震化を図るとともに、ビル保有水等の活用、河川・用水・池等の自然水利を確保する。

なお、災害時に全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性があるため、消防水利を消火栓のみに偏することなく、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の整備に努める。

ウ 消防通信施設の整備

消防対策本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うため、消防通信施設の整備充実を図る。

エ 消防団の充実強化・活性化

社会環境の変化による消防団員の減少、サラリーマン化、高齢化に対応するため、地域住民、被雇用者、女性等が参加しやすい活動環境を整備し、消防団活動の普及啓発を推進するとともに活動の活性化に努める。さらに、大規模災害時のみに出動を限定した団員、消防職団員OBによる団員、郵便局職員で構成される分団を始めとした機能別団員・分団制度の積極的な導入など、より一層の加入促進に努める。

オ 救助装備の整備・高度化

人命救助資機材、救助隊員の安全装備、支援装備等の計画的な整備促進を図るとともに、救助隊員の救助技術の向上を図る。

第6節 自治体業務継続計画（BCP）

【主な実施機関】 市（危機管理課）

第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、市自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、業務継続計画（BCP）を作成・運用し、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

第2 内容

1 阿波市業務継続計画（BCP）の運用

次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、阿波市業務継続計画（BCP）を運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (4) BCPを検証するため、必要に応じて訓練を実施し、その結果をBCP修正に反映させる。

第7節 地震災害対策に関する調査研究（情報収集）

第1 方針

地震に関する調査研究の推進について定める。

第2 内容

1 趣旨等

地震災害は、その災害の事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は連鎖的かつ広域的なものへと波及する特徴を有している。このため、地震災害への対策を総合的、計画的に推進するためには、各種災害の要因、態様並びに被害想定及びその対策等について、自然科学及び社会科学などさまざまな分野において被害を最小限に止めるための各種調査研究を実施する必要がある。

2 各種調査

【主な実施機関】 市（住宅課、企画総務課、契約管財課、危機管理課）
--

地震災害に関する各種対策を総合的、計画的に実施するため、情報収集を行う。

- (1) 被害想定に関する調査研究
- (2) 地質に関する調査研究（液状化に関する調査研究）
- (3) 構造物の耐震性に関する調査研究
- (4) 大震災に関する調査研究
- (5) 避難に関する調査研究
- (6) 情報収集・発信に関する調査研究

第3章 災害応急対策

第1節 応急対策活動

第1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定。令和2年5月29日改定)及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

第2 内容

1 徳島県広域防災活動計画の関連事項の概要

(1) 初動対応と活動体制の確立

徳島県内で震度6弱以上の地震や大津波警報が発表された場合には、被害の全容を待つことなく、災害対策本部を設置し、直ちに応急対策活動を開始する。

この際、「徳島県災害時情報共有システム」により、県の情報の共有、連携を図る。

(2) 広域応援部隊の受入

広域応援部隊の受入拠点として、土成緑の丘スポーツ公園が指定されており、速やかに受入体制を確立する。

(3) 医療活動

吉野川医療センターに開設されるDMAT活動拠点本部との連携を図り、医療活動を行う。

(4) 物資の調達

ア 広域物資輸送拠点として、阿波市交流防災拠点施設アエルワが指定されており、国からのプッシュ型支援として、「食料」、「毛布」、「育児用調製粉乳」、「乳児・小児用おむつ」、「大人用おむつ」、「携帯トイレ・簡易トイレ」、「トイレトペーパー」、「生理用品」の8品目の受入、県内及び市内指定避難所への物資輸送を行う。

イ 発災後、1週間を目処に、各指定避難所毎の「ほしいものリスト」により、県と連携しプル型支援への移行を進める。

2 緊急地震速報、地震情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

イ 緊急地震速報で用いる区域の名称及び関係市町村

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
徳島県北部	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
徳島県南部	阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

ウ 緊急地震速報の種類と内容

種類	内容
緊急地震速報(警報)	・最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。

	<ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報に位置づける。 ただし、特別警報の対象となる震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術が、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を短時間に区分して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報（予報）	<ul style="list-style-type: none"> 最大震度3以上又はM3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

(2) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 大津波警報、津波警報または注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

第1 方針

「南海トラフ地震臨時情報」発表時、速やかに本部員会議を開催し状況に応じた体制に移行するとともに、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期する。この際、マスコミ等の広報による市民への不安感の増幅防止及び先行的な避難所の開設等、市民の不安感の軽減に留意する。

第2 内容

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類、区分、発表条件等

(1) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

イ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

ウ 区分

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開始する場合

a 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生

b 1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測

c その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

a 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。）

b 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

(エ) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらないと現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

ア 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

イ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）

※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 細部は、「阿波市南海トラフ地震臨時情報に伴う対応方針」による。

第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1 方針

本市を含む徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、市及び県は、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 内容

1 東海地震警戒宣言発表時の措置

全国瞬時警報システム及び県からの連絡により、東海地震警戒宣言が発表されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

特に、警戒宣言発表時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとする。

直下型地震災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画の目的

本計画に定めのない事項については、「阿波市地域防災計画」の「共通対策編」又は「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

第2節 地震被害想定

第1 徳島県域における主な活断層

県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部又は讃岐山脈南縁西部を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内で、それぞれ1%以下又は、ほぼ0～0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

第2 想定地震

中央構造線活断層帯を震源とする内陸型地震（直下型地震）

中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁東部区間）を震源とする直下型地震では、M7.7程度、中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁西部区間）M8.0程度もしくはそれ以上の地震が想定される。

第3 中央構造線活断層帯を震源とする内陸型地震（直下型地震）に係る被害想定等

1 徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等（主なもの）

- (1) 平成24年9月「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/2500000）」の公表
- (2) 平成25年8月「徳島県南海トラフ巨大地震に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定
- (3) 平成29年3月 「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）以外の8活断層震度分布図」の公表
- (4) 平成29年7月 「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表

2 中央構造線活断層帯を震源とする内陸型地震（直下型地震）を想定した被害想定等

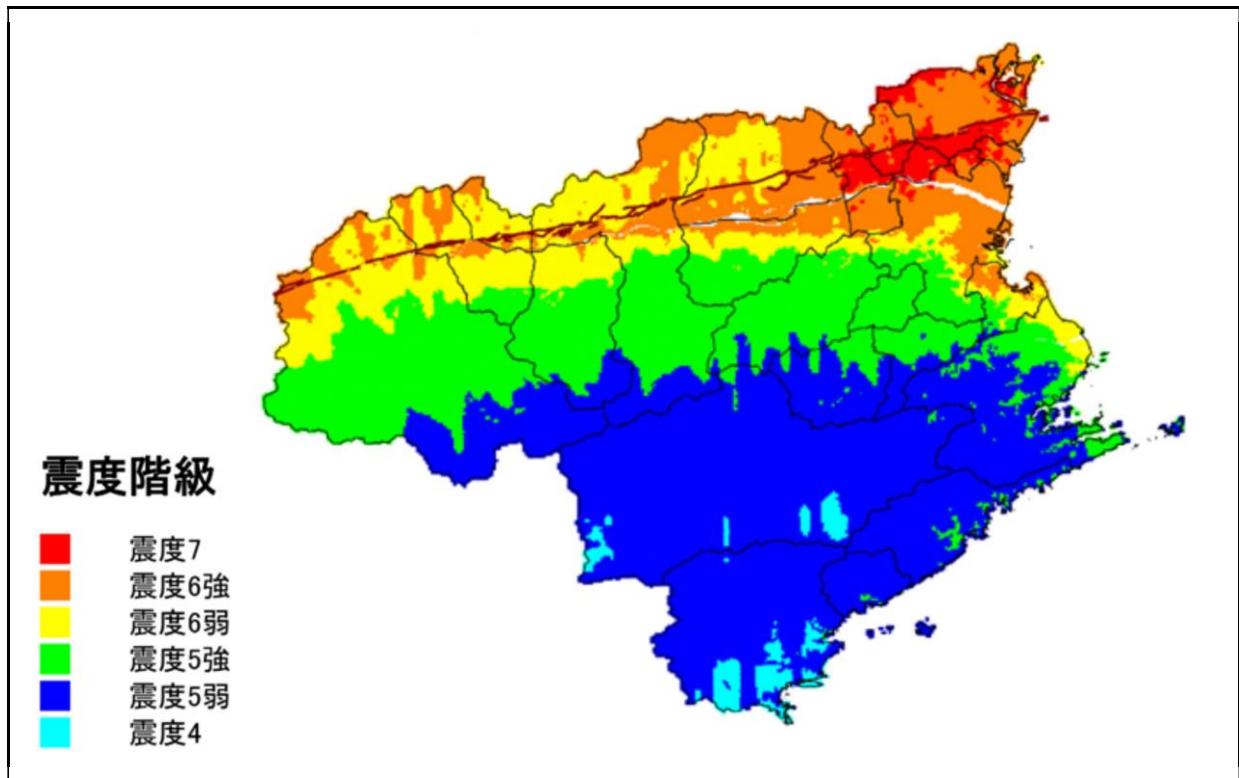
(1) 県の目的

ア 中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物被害の様相を市町村別に明らかにし、住民の命を守るため、地域ごとの効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

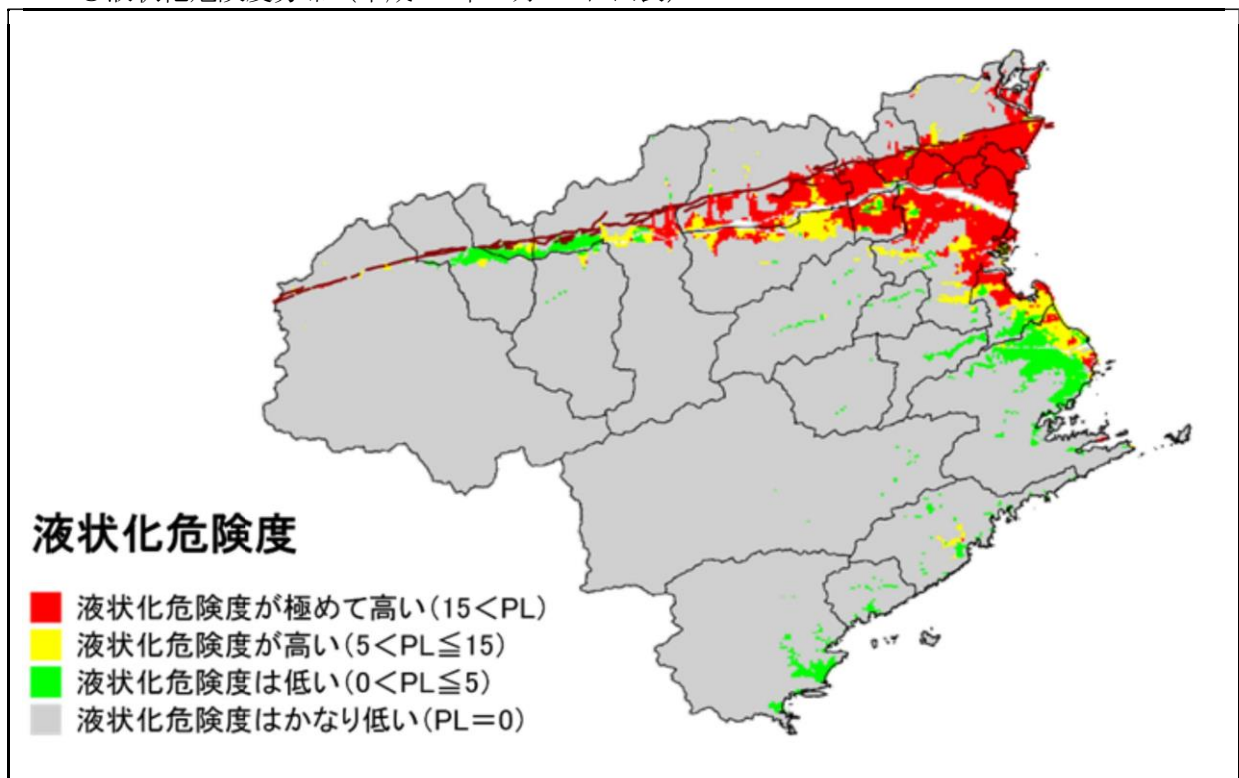
イ あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

ウ さらには、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、県民一人一人をはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

○震度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）



○液状化危険度分布（平成 29 年 3 月 30 日公表）



(1) 建物被害

建物全壊・焼失棟数 一覧表

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
15,353	2,800	30	※	10	10	40	2,800	2,800	2,800

建物半壊棟数 一覧表 (阿波市)

全建物数	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
15,353	3,800	690	※	—	4,500

- 1) 単位：棟
- 2) ※は、若干数を表す。
- 3) 数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 4) 全建物棟数は、市町村固定資産課税台帳に基づく。

(2) 人的被害

死者数 一覧表

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
180	10	110	※	※	※	※	※	※	0	※	※	180	110	130

負傷者 一覧表

揺れ			急傾斜			火災			ブロック塀・自動販売機転倒、屋外落下物			合計		
冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時	冬深夜	夏 12時	冬 18時
1100	220	730	※	※	※	※	※	※	0	30	60	1100	760	850

- 1) 単位：人
- 2) ※は、若干数を表す。
- 3) 数値はある程度をもつて見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

(3) ライフライン被害

○ 上水道 (冬 18時)

給水人口	復旧対象人口	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口
38,500	38,400	97	37,100	80	30,700	60	23,000	12	4,600

- 1) 単位：人、%
- 2) 断水率 = 断水人口 / 復旧対象人口
- 3) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する断水人口を除く。

○ 下水道（農業集落排水）（冬 18 時）

下水処理 人口	復旧対象 処理人口	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
		支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口	支障率	支障人口
1,850	1,850	50	925	20	370	0	0	0	0

- 1) 単位：人、%
- 2) 南海トラフ地震被害想定と同程度で試算
- 3) 支障率＝支障人口／復旧対象処理人口
- 4) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く。

○ 電力（冬 18 時）

電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1 日後	
		停電率	停電軒数	停電率	停電軒数
18,200	18,100	100	18,100	67	12,200

- 1) 単位：軒、%
- 2) 停電率＝停電人口／復旧対象電灯軒数
- 3) 復旧対象人口は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く。

○ 通信（冬 18 時）

回線数	復旧対象 回線数	直後		1 日後	
		不通率	不通回線数	不通率(%)	不通回線数
12,600	12,600	100	12,600	67	8,500

- 1) 単位：回線、%
- 2) 不通率＝不通回線数／復旧対象回線数
- 3) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く。

(4) 交通施設被害

○ 道路施設（徳島県）

道路種別	延長 (km)	被害箇所数	被害率 (箇所/km)
全路線	15,000	1,100	0.07
うち高速道路・直轄国道	390	70	0.18
うち補助国道・県道・市町村道	14,600	1,000	0.07
緊急輸送道路	1,100	100	0.09

- 1) 単位：km、箇所、%

(5) 生活支障等

○ 避難者（冬 18 時）

夜間人口	1 日後			1 週間後			1 か月後		
	避難所生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計	避難所生 活者数	避難所外 生活者数	避難者数 合計
39,247	5,200	3,500	8,700	6,700	6,700	13,300	3,600	8,400	12,000

- 1) 単位：人
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

○ 帰宅困難者（日中）

帰宅困難者数
1,400～1,900

- 1) 単位：人

○入院需要（冬 18 時）

重傷者数	死者の 1 割	要転院患者数	合計
180	10	40	230

- 1) 単位：人
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある。

○災害廃棄物等

冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
60	60	60

- 1) 単位：トン

○住機能支障（冬 18 時）

全戸数	必要応急仮設住宅戸数
13,200	1,200

- 1) 単位：戸

○ エレベータ閉じ込め

エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
40	※	※	※	10

- 1) 単位：台
- 2) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 3) ※は、若干数を表す。

○ 避難所生活者のうち要配慮者（冬 18 時）

避難所生活者数 (1 週間後)	避難所生活者のうち要配慮者数							
	65 歳以上の 高齢単身者	5 歳未満 乳幼児	身体 障がい者	知的 障がい者	要介護認定者 (要支援者除く)	難病患者	妊産婦	外国人
6,700	220	220	380	70	310	60	40	50

- 1) 単位：人
- 2) 属性間の重複あり。

○ 孤立集落

孤立する可能性 のある集落数	孤立集落数
16	13

- 1) 単位：集落

第2章 被害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策

第1 方針

本県を縦断する「中央構造線断層帯」を震源とする活断層地震は、今後30年の発生確率が、ほぼ0%から0.4%とされているが、平成28年に熊本地震（30年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており、直下型地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

第2 内容

- 1 「多数の人が利用する施設」及び「危険物を貯蔵する施設」等の被害軽減対策
 - (1) 「特定活断層調査区域」の指定等
活断層直上の地表面の「ずれ」による建物倒壊等の被害を免れることは困難であり、県は活断層の変位によるその被害を防止するため、活断層の位置に関する調査が必要な区域を「特定活断層調査区域」として指定している。
 - (2) 「特定活断層調査区域」における土地利用の適正化等
「特定活断層調査区域」において、倒壊等することで多くの人への危害が懸念される一定規模以上の「多数の人が利用する建築物」及び周辺への二次的な影響が懸念される「危険物を貯蔵する施設」の新築等（新築、改築、移転）を行う場合には、事業者が活断層の調査を行い、活断層の直上を避けて新築することを求めている。
 - (3) 移転に対する規制緩和等
県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
- 2 全国地震動予測地図の利用
全国地震動予測地図は、将来日本で発生する恐れのある地震による強い揺れを予測し、予測結果を地図として表したもので、国の地震調査研究推進本部により作成されている。
発生確率を色彩で表示する等、比較的わかりやすいため利用する。

第2節 建築物等の耐震化

■ 南海トラフ地震対策編 参照

第3節 土砂災害等予防対策

■ 南海トラフ地震対策編参照

第4節 水道施設の整備

■ 南海トラフ地震対策編 参照

第5節 危険物等の災害予防対策

■ 南海トラフ地震対策編 参照

第6節 火災等予防対策

■ 南海トラフ地震対策編 参照

第7節 自治体業務継続計画（BCP）

■ 南海トラフ地震対策編 参照

第8節 地震災害に関する調査研究

■ 南海トラフ地震対策編 参照

風水害対策編

第1章 災害予防

第1節 水害予防対策

第1 方針

風水害に強いまちの形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

また、水害予防計画は、水系ごとに一貫したものとし、将来における治水対策上必要な河川改修を推進し、災害の防除・軽減を図るものとする。

第2 内容

1 河川防災対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、徳島県、四国地方整備局
--

洪水・雨水出水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

(1) 河川情報の提供

県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

水防警報河川及び、水位情報周知河川である宮川内谷川においては、設定水位に達した段階で水防警報が発令され、水防団の準備・出動が促される。

避難の目安となる氾濫注意水位・避難判断水位に到達した場合は、氾濫警戒情報が出される。

これらの情報の提供を受け、迅速な警戒体制の確立を実施するための整備を図る。

(2) 警戒避難体制の整備

洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難体制の整備

ア 高齢者等避難

吉野川洪水予報等が発表され、さらに水位の上昇が見込まれ市長が必要と認めるとき、宮川内谷川の水位が氾濫注意水位・避難判断水位に到達したとき、必要な地域に対し高齢者等避難を発令し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める。

イ 避難指示

洪水警報が発表され市長が必要と認めるときは、吉野川浸水想定区域内等の必要な地域に対し避難指示を発令する。

高齢者等避難、避難指示等の伝達は、市及び消防署・消防団の広報車、音声告知端末及び屋外拡声機、電話、インターネット等多様な情報伝達手段を活用し、県に対しては報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。

区域内の高齢者等、要配慮者が利用する福祉施設等に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。

(4) 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道、県道及び家屋の浸水対策に取り組むものとする。

【資料編 各防災機関雨量観測所一覧表】

2 局地的集中豪雨対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団（水防団）
--

気象庁のアメダス観測データによると、全国における1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数（1300地点あたり）は、アメダス観測による統計開始期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均回数が約14回なのに対し、最近10年間（2013年から2022年）の平均回数は約25回と約1.8倍に増加している。

このため、全国各地で局地的集中豪雨が発生し、多くの死者も発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

(1) 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダム放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く市民が活用できるように、周知・広報する。

(2) 市民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発令については、音声告知端末、屋外拡声器やインターネット、SNS、電子メールなどにより、市民に対し迅速・適切に周知を図る。

(3) 消防等による警戒

消防本部や消防団においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

ウ がけ地などの危険箇所等の警戒

エ ダム放流が通知された場合における急激な水位上昇により、事故発生が予想される地域の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

- (5) 施設管理者等の安全対策
関係機関は、各機関が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。
- ・ 気象情報の迅速な収集と活用
 - ・ 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
 - ・ 早期の道路の通行規制
- (6) 農業用排水路工作物の点検
用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防措置を講ずるものとする。
- (7) 水防資器材の点検配備
水防を行うおそれのある場合は、あらかじめ水防倉庫内格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行うものとする。
- (8) 避難準備措置の確立
河川の出水状況により、溢水又は破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対しては避難指示の予告を行う等避難準備措置を講ずるものとする。
避難方法等の措置は、共通対策編 第2章 第12節 避難（事前）対策の充実のとおりである。
- (9) 警戒避難体制の整備
浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。
また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
また、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を市民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
なお、防災マップ等の印刷物において、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

3 水害に強いまちづくり

治水・防災・まちづくり・建築に係る各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

この際、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進し、水害に強いまちを形成する。

- (1) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- (2) 市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- (3) 河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
また、河川、下水道等の管理者と連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施及び排水ポンプ車の運用により、洪水被害の軽減に努める。

- (4) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。
- (5) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。
- (6) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- (7) 山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携として、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等の実施などによる減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進する。

4 防災知識の普及

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 地域の防災力を高めていくため、気象変動の影響を踏まえつつ、市民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。
特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう市民への周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第2節 風害予防対策

【主な実施機関】	市（農地整備課、市政情報課、危機管理課）、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ四国、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
----------	--

第1 方針

風害を防止又は被害の拡大を防止するため、通信施設及び電気設備の防災対策の強化を図る。

第2 内容

1 保安林整備

風害、飛砂等防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の予防及び被害の軽減を図るものとする。

2 通信施設の防災対策

(1) 計画的な設備更改

電気通信設備については、定期的に巡回点検を実施し、必要により設備の補強措置を講ずるほか、計画的な設備更改を行い、設備の安定化を図る。

(2) 老朽施設の整備強化

本市通信網のケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声機施設を守るため、老朽施設の整備強化を図る。

3 電力設備の防災対策

電気設備については、各管理者が必要により設備の補強を行うほか、強風時には予防巡視を実施するとともに、ルートを選定、支線の増強等、補強措置を講ずるものとする。

第3節 土砂災害等予防対策

第1款 崩壊危険地の災害防止

第1 方針

地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

第2 内容

1 地盤災害危険度調査

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、契約管財課）、徳島県

(1) 地盤情報の収集・蓄積

行政区域内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査を実施し、情報を収集・蓄積するとともに、地盤災害の危険度の把握に努めるものとする。

(2) 地盤情報の公開

収集・蓄積した地盤情報を広く公開し、公共工事、民間工事における地震災害対策の必要な工法の判定等に活用させるものとする。

2 斜面崩壊予防対策の推進

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課）、徳島県

(1) 地すべり防止予防

地すべりによる災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、県が行う地すべり対策工事の施工を支援し、強力に事業の促進を図るものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

また、指定された地すべり防止区域には標識等を設置して付近の市民への周知徹底を図るものとする。

加えて、地すべり危険箇所及び指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるものとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所の定期的な防災パトロール等を実施するものとする。

【資料編 地すべり防止区域、地すべり危険箇所】

[参考]

■ 地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、亀裂が生じる。
 - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
 - 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
 - 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
 - 5 舗装道路やたたき（三和土）にひびが入る。
 - 6 樹木、電柱、墓石等が傾く。
 - 7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

(2) 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れによる災害の防止を図るため、がけ崩れのおそれのある区域を把握し、人家5戸以上（5戸未満であっても学校、病院、旅館のほか社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む。）、がけの高さ5m以上、勾配30度以上の危険な「急傾斜地崩壊危険箇所」が急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に対して積極的に働きかけるとともに県が行う急傾斜地崩壊対策工事の施工を支援し、強力に事業の促進を図るものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

なお、県は危険度の高い急傾斜地崩壊危険区域から対策工事を実施しているが、全区域において同時に施行することは困難であることから、次のようながけは危険度が非常に高いものとして常に注意し、警戒避難体制をとる必要がある。

また、指定された急傾斜地崩壊危険区域には標識等を設置して付近の市民への周知徹底を図るものとする。

加えて、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所の定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除など。）を講じるものとする。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所】

■ 危険度の高いがけ

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | クラックのあるがけ |
| 2 | 表土の厚いがけ |
| 3 | オーバーハングしているがけ |
| 4 | 浮石の多いがけ |
| 5 | 割れ目の多い基岩からなるがけ |
| 6 | 湧水のあるがけ |
| 7 | 表流水の集中するがけ |
| 8 | 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ |
- 集中豪雨、台風、地震時には、特に注意する必要がある。

(3) 土石流予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

そこで、土石流危険渓流には、重点的に県の砂防工事の施工を支援して、土石流の流下を未然に防止するよう強力に事業を推進するとともに危険予想地域に警報の伝達・避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう整備しておくものとする。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者（避難行動要支援者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

加えて、土石流危険渓流及び指定避難所・避難路等の防災情報について、市民への公表周知に努めるとともに、必要に応じて県の支援を受け、警戒避難体制を確立し、自主防災組織の育成と危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

また、必要に応じて県の支援を受け、豪雨や長雨等、土砂災害が起りやすい状況での土砂災害防止策について、土成地区、市場地区、阿波地区の状況に応じて計画する必要がある。

これら事例に鑑み、土石流危険予想地域に簡易雨量計を設置し、観測するとともに、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による災害を未然に防止するものとする。

なお、土石流対策の雨量基準（警戒雨量、避難雨量）の設定については、県の十分な指導を受けるものとする。【資料編 土石流危険渓流】

- (4) 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）の予防対策
山地に起因する山地災害は、台風や集中豪雨に伴って発生することが多い。これらの災害を未然に防止するため、情報、警報等の収集・伝達方法を整備し、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、県と共に行う危険箇所のパトロール等を実施するものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

特に、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者（避難行動要支援者）関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全を図る必要がある。

【資料編 山地に起因する災害危険地】

- (5) 土砂災害警戒区域等の指定及び予防対策

土砂災害から市民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限すること等により土砂災害対策の推進を図る。そのため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、基礎調査や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行うよう、県に働きかけていくとともに、それを支援するものとする。

ア 警戒避難体制の整備

- (ア) 土砂災害警戒区域ごとにパトロールを実施する体制を確立するとともに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定める。土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が実施されるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。
- (イ) 土砂災害に関する情報の収集に努めるとともに、土砂災害に関する情報を入手した場合及び土砂災害警戒情報が発表されたときは、速やかに音声告知端末及び屋外拡声機で地域住民に伝達する。併せて、消防・警察等関係機関へも伝達する。
- (ウ) 地域住民は、必要に応じて自主避難すると共に、予兆現象を発見した場合や市から避難指示等が発令された場合には、速やかに隣近所に声を掛け合って区域ごとに定められた指定避難所に避難する。
- (エ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設がある場合には、施設管理者等に土砂災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報伝達方法を事前に定めておくものとする。
- (オ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

イ 住民に対する周知

土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を網羅した防災マップを作成し、市民に周知していく。

ウ 天然ダム等の大規模な土砂災害に対する対策

平成23年5月1日から、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」。）の一部を改正する法律が施行され、天然ダムや火山の噴火に伴う土石流及び地すべりといった、大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知すると共に一般に周知することとなる。これにより、市長が災害対策基本法に基づく市民への避難指示の判断を適切に行うことが可能となり、土砂災害から市民の生命・身体の保護がより一層図られる。

【資料編 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

第2款 農業用ダム・農業用ため池対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）、徳島県、土地改良区、中国四国農政局

第1 方針

関係機関は、地震に伴う農業用ダム、農業用ため池の被害を防止するため、関係機関の適切な維持・管理について定める。

第2 内容

- 1 現在の管理形態及び管理体制の強化
農業用ダム・農業用ため池は、農業用施設として土地改良区、水利組合等が独自に運営管理している。大規模な改修については、国、県、市の補助を受けている場合が多いが、基本的には、受益者で維持管理されている。
管理者は施設機能の重要性を考慮し、市と連携した管理体制の強化を図る。
- 2 被害の想定
各種調査の想定地震を考慮すると、農業用ダム・農業用ため池に被害が起こるとともに、最悪の場合には決壊することも考えられ、その結果、貯留水による二次災害が想定される。
- 3 災害予防目標及び施設の耐震性強化
貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。
また、この目標に添うため、施設の耐震性を強化する。
- 4 緊急点検ため池の選定
地震による災害が発生した場合に、すべての農業用ダム・農業用ため池を緊急点検することが望ましいが、多数のため池がある場合には、人手や優先度の上から困難である。
このため、決壊した場合に人的被害の恐れのある防災重点ため池を対象とし、市の地域防災計画に記載するよう努める。
- 5 緊急点検体制
土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者で対応できない規模の災害が発生した場合に、これらの管理者の要請により、県及び市が支援を行い、緊急点検が実施できるよう体制づくりに努める。
また、ため池の位置や点検ルートについて、あらかじめ定めておくよう努める。
- 6 ため池ハザードマップ
ため池が決壊した場合の浸水想定区域をため池ハザードマップ内に示し、市民にその存在と内容の周知に努める。

第4節 雪害予防対策

【主な実施機関】	市（建設部、農地整備課、危機管理課）、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、関係交通機関
----------	--

第1 方針

降雪による被害を防止し、又は軽減するため、関係機関は次の雪害対策を実施するものとする。

第2 内容

- 1 特に交通の確保を図る措置を講じるため主要道路の除雪、除雪機械の整備並びに要員の配備、出動等実施すべき事項を定め、これにより雪害対策を実施するものとする。
- 2 指定地方行政機関、指定公共機関は、各機関の定める防災業務計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。特に次の機関はそれぞれの緊急措置を講ずるものとする。
 - (1) 四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

定期バスの運行確保を図るため、チェーン、スノータイヤの備付を指導するとともに、運行停止を行う場合は各バス会社は、事前にラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、その状況を利用者に広報する措置を講ずるものとする。
 - (2) 四国電力株式会社及び四国電力送配電㈱

雪害時において配電線路等に障害を生ずることが予想される場合は、防災業務計画の定めるところにより警戒体制をとり電力の確保に努める。

第5節 気象業務の整備

【主な実施機関】 徳島地方气象台、四国地方整備局、徳島県

第1 方針

特別警報、警報、注意報及び気象情報等の発表、気象業務の組織及び気象観測施設を整備し、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

第2 内容

1 特別警報・警報・注意報

- (1) 大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、阿波市に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布（キキクル）」や「雷ノウキキャスト」、「竜巻発生確度ノウキキャスト」等で発表される。

なお、警報等の注意警戒文と気象情報、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域（阿波市は、「美馬北部・阿北」に含まれる）の名称や一次細分区域（阿波市は、「北部」に含まれる）を用いる場合がある。

■ 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■ 徳島県の予報区分（市町村等をまとめた地域）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町

ア 特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加え「雪に伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

■ 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

- ・大雨特別警報（浸水害）の場合
以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、激しい雨（※1）が更に雨が降り続くと予想される場合、その格子が出現している場合に発表する。
 - ① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数（※2）の値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。
 - ② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数（※3）の値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。
- ・大雨特別警報（土砂災害）の場合
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上1km格子概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※1）が更に降り続くと予想される場合、その格子が出現している場合に発表する。
 - ※1 激しい雨：1時間におおむね30mm以上の雨
 - ※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。
 - ※3 流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。
 - ※4 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

■ 雨に関する阿波市の50年に一度の値一覧（令和4（2022）年3月24日現在）

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
徳島県	徳島県	北部	美馬北部・阿北	阿波市	552	175	309

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、阿波市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 雨に関する阿波市の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>)

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 大雨特別警報は、一定程度の広がりをもって50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている時に発表される。

個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注6) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標
指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

(ウ) 地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発 表 基 準
地震 (地震動)	震度6弱以上または、長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または、長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

イ 警 報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
暴風警報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p>
暴風雪警報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>

ウ 注意報

種 類	概 要
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
洪水注意報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p> <p>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなる事)などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

注1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

注2) 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。

注3) 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。

注4) 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

注5) 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

注6) 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
<p>大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
<p>洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</p> <p>6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

※その他

以下の基準値は、地域メッシュコード（1km四方）毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）の基準値
- ・洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokushima.html>

<参考>

土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」で確認できます。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。浸水害発生の危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）」で確認できます。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。

流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水警報（洪水害）の危険度分布（洪水キキクル）」で確認できます。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）」で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ア 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表される。

イ 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

（発表基準）

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、「阿波市阿波町」、「阿波市市場町」、「阿波市土成町」（図2）に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げが実施されるものとする。

（解除基準）

降雨指標が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み解除される。

ウ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報と関連する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。

県は「災害対策基本法第55条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条」に基づき市長に伝達する。

伝達経路は共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 災害伝達システム (3)「気象に関する特別警報・警報の伝達システム」に準じて、県より市に伝達される。

土砂災害警戒情報の伝達があれば、該当地区の住民に対して、音声告知放送や緊急速報メール等を利用して周知する。

エ 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。

徳島県土砂災害警戒情報 第×号

令和△年□月□日○時○分
徳島県 徳島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

阿南市 阿波市土成町* 阿波市市場町* 美馬市穴吹町 三好市山城町 三好市東祖谷
三好市西祖谷山村 那賀町上那賀地域 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域
海陽町海南地域 つるぎ町一宇

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

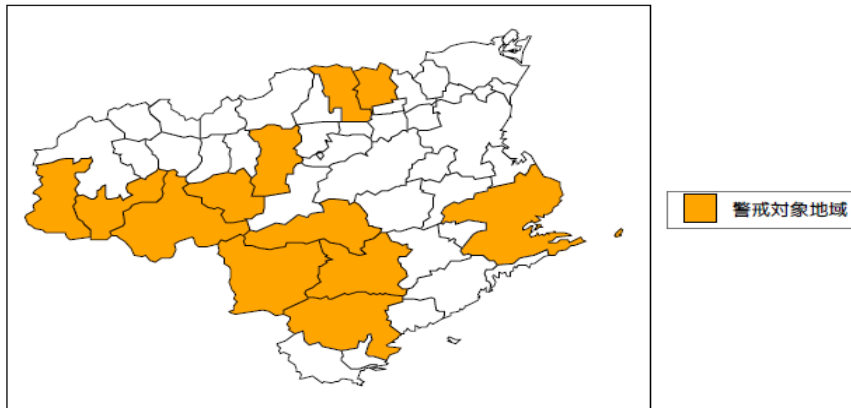
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先
088-621-2541 (徳島県土整備部 砂防・気候防災課)
088-622-3857 (徳島地方気象台)

図1 土砂災害警戒情報の発表例



図2 発表対象地域(松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く発表対象地域数 44)

(6) 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部）で大雨警報発表中に、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

徳島県北部の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

(7) 顕著な大雨に関する情報

ア 顕著な大雨に関する情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。危険度分布や水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合には、自ら安全な場所へ移動するなど身の安全確保。

イ 顕著な大雨に関する情報の発表基準

(ア) 解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500km²以上

(イ) (ア)の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

(ウ) (ア)の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上

(エ) (ア)の領域内の大雨警報（土砂災害）の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水警報の危険度分布において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過

※ 上記1～4すべての条件を満たした場合に発表される。

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表される。

ウ 顕著な大雨に関する情報の発表例

全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報が同時に発表される。下に示すのは、府県気象情報の発表イメージ。

顕著な大雨に関する徳島県気象情報 第〇号

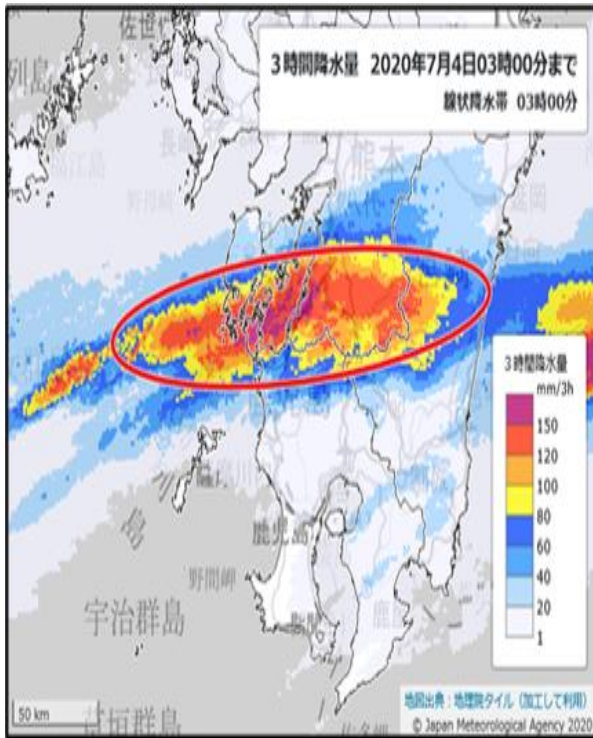
令和〇年9月8日11時19分 徳島地方気象台発表


徳島県南部では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています
命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

エ 顕著な大雨に関する情報を補足する「線状降水帯」の表示

顕著な大雨に関する情報が発表された際には、「雨雲の動き」、「今後の雨」（1時間雨量又は3時間雨量）において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示される。

災害発生の危険度が高まっている場所の詳細は危険度分布で確認できる。




 大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、徳島県北部で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が徳島県北部で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第1号
 令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第1号

令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県北部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
徳島県北部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

(9) 吉野川洪水予報

ア 洪水予報区間：左岸徳島県三好市池田町から河口まで
右岸徳島県三好市池田町から河口まで

イ 発表基準

- ① 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して吉野川氾濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- ② 池田（無堤・有堤）・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して吉野川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。
- ③ 池田（無堤・有堤）・岩津のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して吉野川氾濫危険情報（洪水警報）を発表する。
- ④ 洪水予報区間内で氾濫が発生した時に、徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同して吉野川氾濫発生情報（洪水警報）を発表する。

ウ 基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位	計画高水位
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル4	—
吉野川	池田（無堤）	いけだ（むてい）	4.10m	6.70m	7.40m	8.00m	8.33m	11.872m
	池田（有堤）	いけだ（ゆうてい）	4.10m	6.70m	8.00m	9.70m	11.74m	11.872m
	岩津	いわづ	3.30m	5.30m	6.80m	7.50m	10.56m	12.937m

(10) 台風予報、台風情報

ア 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋（東経 100 度～東経 180 度、赤道～北緯 60 度）上に存在する台風及び 24 時間以内に台風に発達すると予想される熱帯低気圧の進路（中心位置）や強さ等位置について、実況及び 24 時間先までの予報を 3 時間ごとに、72 時間先までの予報を 6 時間ごとに発表する。

さらに、3 日（72 時間）先も引き続き台風であると予想される時には、5 日（120 時間）先までの進路や強度の予報を 6 時間ごとに発表する。

台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と 1 時間後の推定位置を 1 時間ごとに発表するとともに 24 時間先までの予報を 3 時間ごとに発表する。

イ 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性のある範囲）を 3 段階、強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500km 未満	—
500km 以上 800km 未満	大型（大きい）
800km 以上	超大型（非常に大きい）

台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	—
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

2 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて市や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

〈通報基準〉

徳島地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しない場合がある。

■警報・注意報発表基準一覧表

令和4年5月26日現在
発表官署 徳島地方気象台

阿波市	府県予報区	徳島県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	美馬北部・阿北		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	144	
	洪水	流域雨量指数基準	熊谷川流域=6.6 九頭宇谷川流域=10.5 柿ノ木谷川流域=7.8	
		複合基準(※1)	熊谷川流域=(7、5.7) 吉野川流域=(7、101.8)	
		指定河川洪水予報による基準	吉野川〔池田(無堤)・池田(有堤)・岩津〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	105	
	洪水	流域雨量指数基準	熊谷川流域=5.2 九頭宇谷川流域=8.4 柿ノ木谷川流域=6.2	
		複合基準(※1)	熊谷川流域=(5、5.1) 柿ノ木谷川流域=(5、6.2) 吉野川流域=(7、72.4)	
		指定河川洪水予報による基準	吉野川〔池田(無堤)・池田(有堤)・岩津〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度が40%で実効湿度が60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温7℃以上(※2) 3 降水量10mm以上		
	低温	最低気温-3℃以下(※3)		
	霜	晩霜期 最低気温4℃以下		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

※1は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を示しています。

※2、3は、徳島地方気象台の値を示しています。

第2章 災害応急対策

第1節 水防計画

第1 方針

水防に関する計画は、以下に定める「水防計画」に従い、洪水及び雨水出水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るものとする。

第2 内容

1 総則

(1) 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市全域の河川等に対する水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、水防上必要な監視、予報、警戒等、水防活動の大綱を規定するものとする。

(2) 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

法	水防法
本計画	阿波市水防計画書
水防管理団体	阿波市
水防管理者	阿波市長
水防機関の長	阿波市消防団長（水防団長）
水防団	阿波市消防団
水防本部長	阿波市長
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
水防協力団体	水防に関する業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川 国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(3) 水防の責任と義務

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

ア 水防管理団体の責任

本計画に基づき管内における水防を充分果すべき責任を有する。

イ 水防管理者の責任

洪水・雨水出水等のおそれがあることを自ら知り、又は知事から通知を受けた場合及び水防警報、洪水予報の発せられたとき、又は指定河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき、その他、水防上必要があると認めるときは、本水防計画の定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

ウ 水防機関の長の責任

洪水・雨水出水等のおそれがあることを自ら知り、水防管理者から消防団（水防団）の出動要請を受けたときは、ただちに消防団（水防団）の各分団長に連絡し、消防団（水防団）を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

エ 市民の義務

常に水防状況に注意し、水害が予想される場合は水防に協力し、又は水防に従事しなければならない。

また、危険の切迫した時は、指示に従い速やかに避難するものとする。

2 対策会議の開催

台風の接近又は風水害の発生が懸念される気象予報が発表された場合、対策会議を実施して、情報の共有と認識の統一を図る。

(1) 協議内容

- ・連絡体制の確認
- ・事前準備事項の確認（土のうの作成、災害広報、消防団活動、その他必要な事項）
- ・避難所の開設優先順位の決定
- ・事後の会議の予定

(2) 参加者

市長、副市長、政策監、教育長、各部長・次長、会計管理者、各局長、各支所長、危機管理課

3 水防組織と区域及び情報伝達系統

(1) 水防組織

ア 阿波市水防本部の設置

大雨特別警報が発表されたとき、暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき、河川の増水等により被害の発生が予想されるとき、土砂災害により被害の発生が予想されるとき、又は、その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したときは、水防本部を設置するものとする。

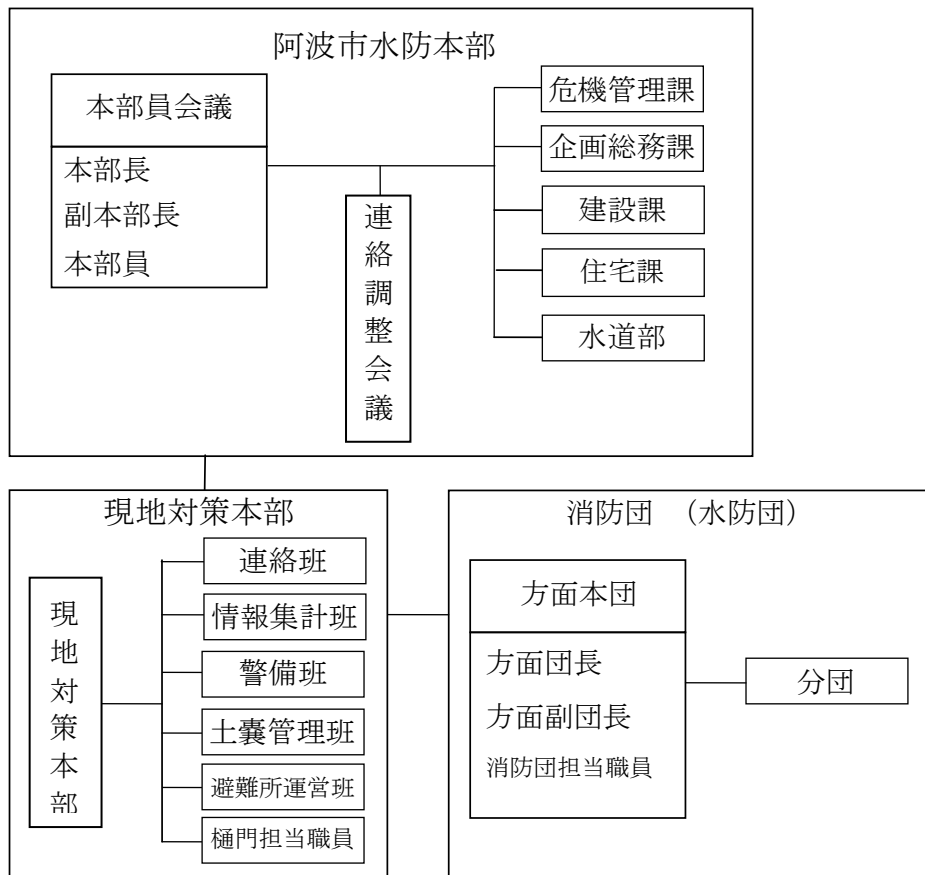
イ 阿波市水防本部の組織

水防本部は本庁に置き、組織は次のとおりとする。

また、必要に応じて支所等に現地対策本部を設置する。

水防本部長は、必要に応じて職員を水防本部へ配置することができる。

(7) 非常配置



・阿波市役所		
本部長	市長	
副本部長	副市長 教育長 政策監 消防団長	
本部員	企画総務部長、危機管理局長、企画総務部次長 市民部長 健康福祉部長 産業経済部長 建設部長、次長 水道部長 教育部長 議会事務局長 秘書人事課長 その他、本部長が招集する部長等	
事務局 (各担当課)	危機管理課	・災害対策の総括
	企画総務課 市政情報課	・災害情報の収集、集計、連絡調整、マスコミ対応等
	建設課	・道路等の通行止め情報収集、調査、連絡等
	住宅課	・公営住宅等の災害情報収集、連絡等
	業務課	・給水施設の管理等

市長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者は次の順位に従うものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 政策監 → 4. 企画総務部長

(イ) 現地対策本部

・本庁、各支所等	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況にあわせて現地対策員を選任し、召集する。 ・現地対策本部の指揮
現地対策班員 (現地対策本部長の選任)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を配備
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・電話等の災害受付を行う。 ・災害時受付簿及び送受信個表に記載する。
情報集計班	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡班の記載した災害時受付簿を集計し、各課へ情報を伝える。 ・被害、避難者及び避難者の対応状況等の集計、報告 ・班長は水防本部(企画総務課支所担当職員)へ報告を行う。
警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアを定めて危険箇所の巡回 ・被害情報の事実(状況)確認等 ・通行止めが必要な場合のバリケード、交通整理
土嚢管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の土のう要求時の車等への積み込み作業、土のうの作成作業 ・消防団と連携し独居高齢者等要配慮者宅への土のう運搬の手伝い
指定避難所運営班 (開設時)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設、運營業務、災害備蓄物資、飲料水の配布等 ・避難者名簿の作成、健康状態等を把握 ・各指定避難所は避難者数及び避難者の対応状況等を情報集計班へ報告
樋門担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・樋門、排水機場において河川の水位を監視、河川水位、樋門開閉、排水機場操作情報を情報集計班へ報告(越水等緊急を要する場合は水防本部へ報告の上、情報集計班に報告)
・水防団各方面(消防団各方面)	
方面団長	<ul style="list-style-type: none"> ・方面水防団統括
方面副団長	<ul style="list-style-type: none"> ・各分団長へ指示
消防団担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部、各現地対策本部との連絡調整
方面各分団	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者等要配慮者宅への避難呼びかけ等の支援、土のうの運搬、土のう積み降ろし作業 ・巡回、その他水防活動

■ 水防本部、解除後の被害調査について

・阿波市役所、各支所	
現地対策本部長 (市長の任命する者)	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害状況にあわせて被害調査エリア(何班必要か)決める。 ・現地対策員と打合せの上、災害後の被害調査班の選任を行う。 ・被害調査班が把握した情報を取りまとめの上、危機管理課へ報告する。
被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査エリアを巡回し、被害調査(床下、床上浸水被害や公共物被害等)を行う。 ・床上、床下浸水被害の住宅へ消毒液(オスバン、クレゾール)を配る。 ・現地対策本部長へ被害状況の報告を行う。

(ウ) 水防本部員及び現地対策本部長の任務

水防本部員及び現地対策本部長は、別に定めるところにより気象状況等の判断その他により、水防本部職員及び現地対策本部班員を待機させ、水防活動に出動できるよう体制を整えるものとする。

ウ 非常体制の配備人員基準

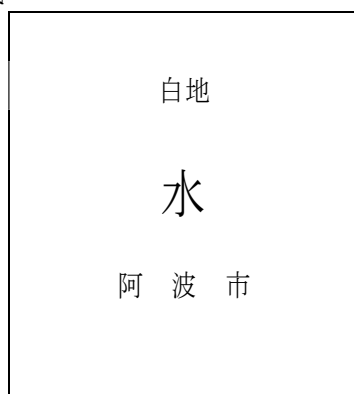
配備	本部	基準	配備内容	配備職員	
				本部	現地対策本部
待機体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 2. 河川の増水が予想されるとき。 (池田ダム 1,000 m ³ /s 放流開始通知等)	配備職員は、原則として、通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに警戒体制を配備し得る体制とする。	・危機管理課 ・建設課 防災時対応連絡担当員 (事前に指定する。)	
警戒体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、第1非常体制を発令するには至らないが、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があると認めるとき。 2. 河川の増水により通行止めが予想されるとき。	配備職員は、原則として、通常の勤務場所において、気象情報等の情報連絡活動を行うとともに、状況に応じてすみやかに第1非常体制を配備し得る体制とする。	上記職員に加えて ・建設部長、次長 ・企画総務部長、次長 ・危機管理局長 ・企画総務課、危機管理課、建設課のうち必要な人員	
第1非常体制	—	1. 大雨警報又は洪水警報が発表され、被害の発生が予想されたとき。 2. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。 3. 土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合で、土砂災害警戒情報の発表が予想されるとき。	配備職員は、原則として通常の勤務場所もしくは支所において、非常配備指令等の情報連絡活動及び災害応急対策に従事するとともに状況に応じてすみやかに第2非常体制を配備し得る体制を整える。 また、市長の判断のもと、避難情報を発令する。	上記職員に加えて ・部長及び管理職のうち必要な人員 ・住宅課 ・水道部 ・その他職員のうち必要な人員	・現地対策員 状況に応じて現地対策本部長(市長が任命する者)及び職員のうち必要な人員
第2非常体制	水防本部	1. 暴風、大雨、洪水警報全てが発表されたとき。 2. 台風が徳島県を通過することが確実とされたとき。 3. 河川が避難判断水位に近づいたとき 4. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となったとき)	・本部員会議 (災害対策本部設置及び解散について協議) 配備職員は、通常の勤務場所もしくは支所等において災害情報連絡活動及び災害応急対策に従事する。 避難情報の発令、解除については原則本部員会議を開催し市長が必要と認めるとき発令するが、緊急を要する場合は、本部員会議を開催することなく、市長の判断のもと発令する。	上記に加えて ・市長 ・副市長 ・教育長 ・政策監、 ・消防団長 ・職員のうち必要な人員 ・必要な、消防署職員 ・必要により阿波市防災士会 ・その他の職員は自宅待機	上記に加えて ・職員のうち必要な人員 ・消防団方面団長 ・方面副団長 ・消防団詰所待機 ・その他職員は自宅待機

配備	本部	基準	配備内容	配備職員	
				本部	現地対策本部
第3非常体制	水防本部	<p>●判断設置</p> <p>1. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>2. 暴風、大雨、洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき。</p> <p>3. 河川の増水等により被害の発生が予想されるとき。</p> <p>4. 土砂災害により被害の発生が予想されるとき。</p> <p>5. その他通常の市行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき。</p>	第2非常体制に同じ	上記に加えて ・職員のうち必要な人員	上記に加えて ・職員のうち必要な人員

エ 水防標識と身分証票
(7) 優先通行と標識

標旗

昼間 60cm



文字は青色

生地の色は青で文字は白抜き

(4) 身分証票

水 防 公 務 の 証	
身 分	職 名
氏 名	生年月日
阿波市長	印

オ 水防本部解散の時期

災害対策本部が設置されたとき（災害対策本部に統轄される）及び水防本部長が状況判断し解散を命じたとき。

(2) 防災倉庫及び資器材の状況

倉庫名	地区	照明器具	発電機	ナタ	斧	ノコギリ	スコップ	鍬	ジョレン	一輪車	土のう	チェーンソー	ハンマー	鉄グイ	船
吉野防災倉庫	吉野	35	7	1	1	1	8	3	5	1	2,000	1	5	20	1
土成防災倉庫	土成	35	7	1	1	1	8	3	5	1	2,000	1	5	20	0
市場防災倉庫	市場	35	7	1	1	1	8	3	5	1	2,000	1	5	20	1
阿波防災倉庫	阿波	35	7	1	1	1	8	3	5	1	2,000	1	5	20	1
合計		140	28	4	4	4	32	12	20	4	8,000	4	20	80	3

(3) 通信連絡施設

この項については、消防団無線、消防団詰所連絡施設等、ケーブルテレビ、音声告知端末及びその他の既存施設を使用するものとする。

第1連絡 警戒水位に達したことを知らせる。

第2連絡 水防団員及び消防機関に属するもの全員が、出動すべきことを知らせる。

第3連絡 管内に居住するものが出動すべきことを知らせる。

第4連絡 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの、または堤防決壊を知らせるもの。

5 予報及び警報

(1) 水防活動の利用に適合する警報、注意報

徳島地方気象台から気象業務法に基づき、県下に発表される通報のうち各関係機関より防災関係通報として市に通報されるもののうち、水防に関係のあるものは次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報、注意報の種類	一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類	概要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別 警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のよう に、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守る最善の 行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ れたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、 大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき 事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされ る警戒レベル3に相当。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重 大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表 される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防 の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された ときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認 識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レ ベル2である。

水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再認識するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
----------------	-------	--

(2) 水防警報

ア 法に定める水防警報

国土交通大臣又は知事が指定した河川については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた徳島河川国道事務所長又は徳島県水防本部長が直接これを発表する。

(ア) 水防警報の種類及び内容

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。
情 報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等、水防活動上必要な情報の通知（「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。）

洪水予報の発表基準となる河川水位及び危険度レベル

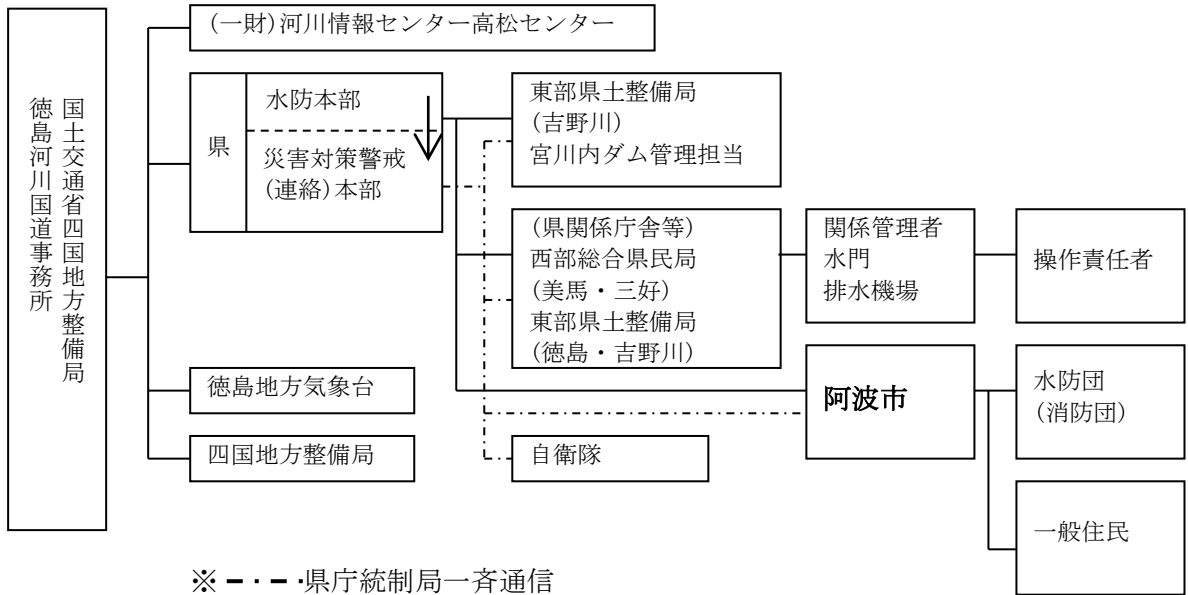


イ 国土交通省直轄管理河川 (ア) 発表段階及び基準

河川名	基準水位観測所	発表段階			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田(無堤)	水防団待機水位以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位 4.10m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位 6.70m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要としなくなったとき
	岩津	〃	〃 3.3m 〃	〃 5.3m 〃	〃
	中央橋	〃	〃 3.4m 〃	〃 4.9m 〃	〃

上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。

(イ) 水防警報の連絡系統

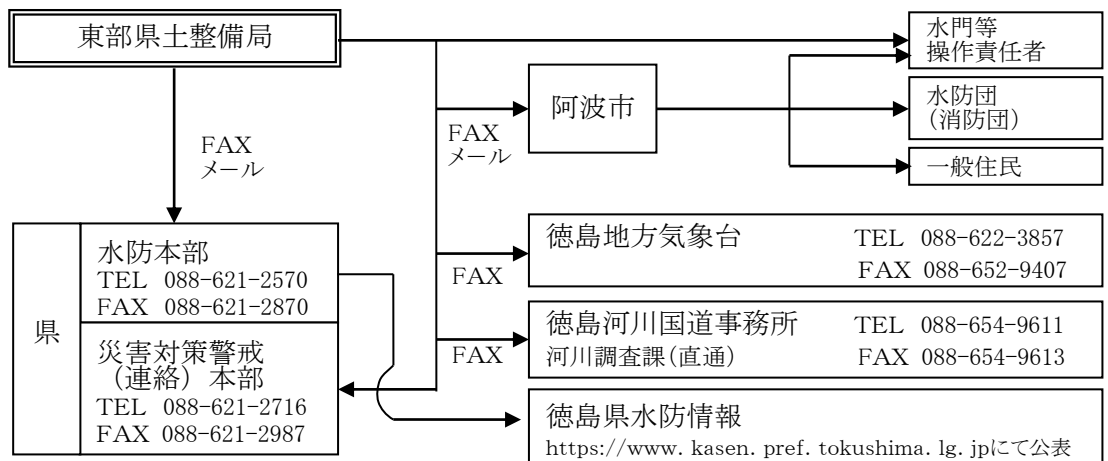


ウ 県管理河川

(7) 発表段階及び基準

河川名	基準水位観測所	発表段階			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
宮川内谷川	七条	氾濫注意水位以上になると予想されるとき	水位が水防団待機水位 1.50m に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位 2.50m に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業の必要なくなったとき

(イ) 水防警報の連絡系統



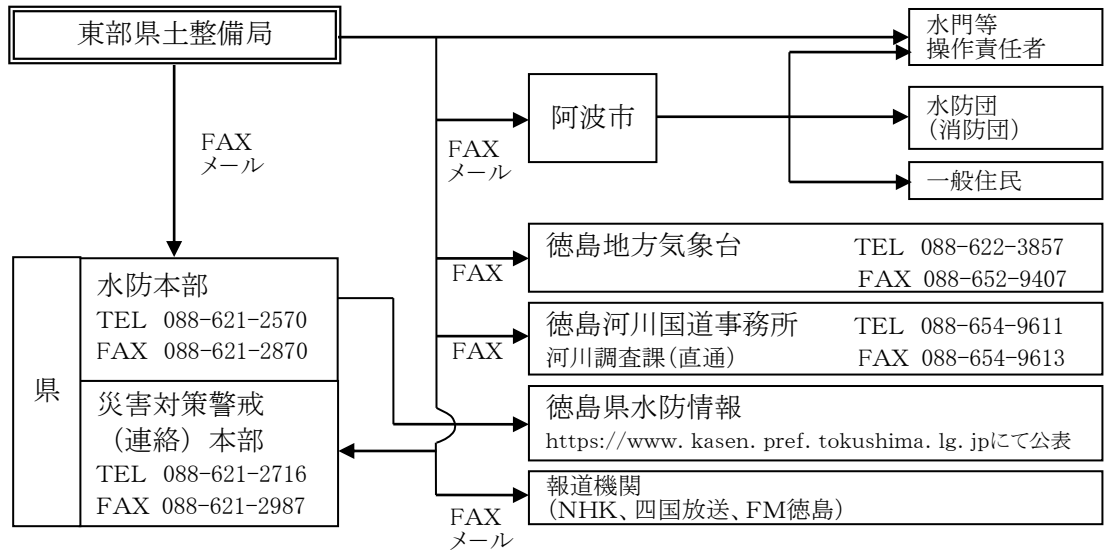
(3) 氾濫警戒情報

宮川内谷川については、当該水位が 2.50m の氾濫注意水位・避難判断水位に到達したときは、関係区域の市民に避難情報を周知する。

ア 県管理河川

水系名	河川名	基準水位観測所	地先名	氾濫注意水位・避難判断水位 (m)	対象水防管理団体名
吉野川	宮川内谷川	七条	板野郡上坂町七条	2.50	阿波市、上坂町板野町、藍住町

イ 氾濫警戒情報連絡系統



(4) 水防に関する予警報の受報伝達について

ア 受報責任者

危機管理課長

イ 執務時間外における処置

日直者は、執務時間中において関係機関により水防に関する予警報を受報したとき発令者・受報時刻・受報内容等について、直ちに市長又は副市長及び危機管理課長に連絡し適切な指示を受けること。

6 水防信号

水防信号は次のとおりである。

第1信号 警戒水位（氾濫注意水位）に達したことを知らせる。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒 ○休止約15秒
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約5秒 約5秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒 ○休止約6秒
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約10秒 約10秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒 ○休止約5秒
第4信号	乱打	約1分 約1分 ○休止約5秒 ○休止約5秒

(備 考)

- ① 信号は、適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- ③ 危険が去った時は、口頭伝達又は市内放送施設を利用し、周知させるものとする。

7 水防活動

(1) 監視、警戒、通報

ア 常時監視

水防管理者は、区域内、河川堤防等について常時巡視員を設け随時巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに水防本部へ通報するものとする。

イ 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心に監視員、連絡員を配置し、異常を発見したときは直ちにその状況及び見通しを水防本部へ報告するとともに水防作業を開始する。

ウ 水位観測所

河川名	水位監視班	名 称	水 位		責 任 者
			水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	
吉野川	中央橋監視班	中央橋量水標	3.4m	4.9m	地区監視班長吉野方面6分団
〃	西香美監視班	香美橋量水標	4.3m	5.3m	地区監視班長市場方面3分団
〃	大野島監視班	大野島橋量水標	5.5m	6.5m	地区監視班長市場方面1分団
〃	岩津監視班	岩津量水標	3.3m	5.3m	地区監視班長阿波方面7分団

水防本部長の定める時刻に通報する。

エ 樋門の管理

管理者は、警戒警報が発令されれば直ちに現場を巡視するとともに樋門の開閉の適切な管理に当たると同時に水防本部長に報告する。

オ ダム流量の通報

池田ダムの警報通信系統は資料8のとおりである。

(2) 市内一般に対する周知

ア 周知方法

ケーブルテレビ・音声告知端末・屋外拡声機等により、各分団長並びに自治会を通じて次の事項を周知する。

気象状況、洪水予想、警戒水位、水防出動、堤防その他の決壊、立ち退き避難場所、水防警戒解除その他。

(3) 消防団(水防団)の出動

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、又は水位が知事の定める氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときには、消防団(水防団)に出動準備又は出動指令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

ア 準備出動

水防管理者は気象その他の状況で洪水のおそれがあると認める場合、準備出動を指令する。

イ 作業出動

水防管理者、水防機関の長は、水防信号等により水防団員に作業出動を命ずる。消防団(水防団)は危険な箇所発見の場合、直ちに水防活動を開始するとともにその応援の要否を水防本部長に報告する。その際、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

ウ 居住者の出動

水防本部長は水防信号第3信号により水位、その他堤防決壊の状況で居住者の出動を命ずることができる。出動者は水防本部長の指示により作業に従事する。

(4) 水防作業

ア 水防工法

(土のう積み工、木流し工、月の輪工、釜段工 etc)

徳島県水防計画に定める水防工法を準用する。

イ 水防作業上の心得

- (ア) 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- (イ) 作業中は私語を慎み、終始敢闘の精神をもって護り抜くこと。
- (ウ) 夜間は特に言語に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- (エ) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防作業者を緊張によって疲れさせないように留意し、水防能力を発揮できるように心がけること。
- (オ) 洪水時において堤防に異常の発生する時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少した時が最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。
- (カ) 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

ウ 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に下記様式により、水防本部長に報告しなければならない。

水 防 活 動 実 施 報 告 書										
平成 年 月 日										
責任者										
出水の概況		警戒水位 川 雨 量								m mm
水 防 実施箇所		左 岸 川 右 岸 地先								m
日 時		自 月 日 時				至 月 日 時				
出 動		水防団員		消 防 団 員		その他		合 計		
人 員		人		人		人		人		
水防作業 の概況 及び工法		箇所								m
		工 法								
水 防 の 結 果		堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	その他	
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		
使 用 資 器 材	かます 俵 万年 土俵 な わ 丸 太 そ の 他					居住者の 出動状況				
						水防関係 者の死傷				
						雨量水位 の状況				
水防活動に関する自己批判					備 考					

- (5) 避難計画
災害による避難のための指示等については、阿波市地域防災計画「共通対策編」第3章災害応急対策第9節避難（指示等）の実施の定めるところによる。
- (6) 惨事ストレス対策
水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施する。
- 8 水防解除
水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じかつ危険が予想されなくなったとき、水防解除を命ずるとともに一般に周知し東部県土整備局(吉野川庁舎)に通報する。
- 9 協力応援及び水防費用公用負担
- (1) 協力及び応援
- ア 隣接水防管理団体並びに隣接市町村消防団（水防団）との応援協定
隣接する関係水防管理者は水防について互いに協力、応援するものとし、他より応援を求められたときは自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、水防作業員あるいは必要な資器材をもって応援するものとする。
応援のため派遣されたものは、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- イ 警察との協定
水防本部長はあらかじめ次の事項について協定しておくものとする。
(ア) 必要に応じての警察電話、無線使用について
(イ) 法第22条に規定する警察官、警察署員の援助要求について
(ウ) 法第29条の規定する退避について
(エ) 一般被害、土木被害の情報交換について
(オ) その他、水防について必要な事項
- ウ 河川管理者の協力
河川管理者（国土交通省四国地方整備局長、徳島県知事、準用河川を所管する市長）は、それぞれが管理する河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
（河川管理者四国地方整備局長の協力事項）
(ア) 河川に関する情報の提供
(イ) 重要水防箇所の合同点検の実施
(ウ) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
(エ) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
(オ) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
(カ) 水防活動状況の写真等の記録及び広報

（河川管理者徳島県知事の協力事項）
(ア) 河川に関する情報の提供
(イ) 重要水防箇所の合同点検の実施
(ウ) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
(エ) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
(オ) 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と徳島県間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣

(河川管理者市長の協力事項)

- (ア) 河川に関する情報の提供
 - (イ) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (ウ) 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
 - (エ) 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
- エ 市民、自主防災組織との連携
水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、地域住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

(2) 水防費用と公用負担

ア 費用負担

本市の水防に要する経費は、法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事に斡旋を申請するものとする。

- (ア) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (イ) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

イ 公用負担

(ア) 公用負担権限 (法第 28 条)

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防機関の長は、水防の現場において必要な土地を一時使用し、土石・竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(イ) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、水防管理者・水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けたものにあつては、次のような証明書を携行し、必要あるときはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書	
(職)	
(氏 名)	
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。
令和 年 月 日	
阿波市長	印

(ウ) 公用負担の証書

公用負担の権限を行使したときは、次のような証書を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

第 号			
公 用 負 担 書			
目 的 物	種 類		
負担内容	使用	収用	処分等
	令和 年 月 日		
	阿波市長		印
	事務取扱者		印
	殿		

ウ 損失補償（運搬用具・器具等の使用に対して）

水防管理団体は、前項の権限行使によって損失を受けたものに対して、時価によりその損失を補償するものとする。

10 水防訓練

毎年消防団（水防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練等を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、法第15条の2、3及び4の規定により、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等においても訓練の実施に努めることから当該施設の所有者又は管理者とも連携を図り水防訓練を実施することが望ましい。

状況に応じ、区域内住民の水防訓練参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。

11 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料1のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、資料2のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3のとおりであり、市内の設定箇所は資料4のとおりである。

重要水防箇所は、河川管理者等と合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

12 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

(1) 洪水対応

ア 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、主要な地点における一定時間ごとの水深の変化を公表する。

現在、本市に関する浸水想定区域図は次のとおりである。

吉野川浸水想定区域図（平成28年6月13日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）

宮河内谷川浸水想定区域図（平成30年5月29日指定：徳島県）

- (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置
洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、阿波市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。
- ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - イ 指定緊急場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (7) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - (ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）
本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等は、資料5のとおりであり、洪水時にはこれら資料を活用して市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- (3) 防災マップ
本市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。
また、防災マップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、市民が提供を受けることができる状態にしている。
この防災マップを防災訓練等で有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心得えを養い、水災時には市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- (4) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。
また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
- (5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
法第15条第1項の規定により本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- (6) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

13 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(2) 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体の消防団（水防団）等との連携

水防協力団体は、消防団（水防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年消防団（水防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

(4) 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防協力団体の申請があった場合は、資料6を基に指定することとする。

また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、資料7によるものとする。

重要水防箇所評定基準

平成 6 年 10 月 28 日 建設省河治第 79 号 建設省河川局治水課長通達

最終改正：平成 31 年 2 月 27 日 国水環保第 19 号

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防漏水	堤防の機能に支障が生じる提体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変化が繰り返し生じている箇所。 提体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる提体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる提体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等が意見交換を行い、提体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる提体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある提体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる提体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、提体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる提体の変状が生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等が意見交換を行い、提体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変化が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる提体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等が意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状が生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等が意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河川の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が、深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管等その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切などにより本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準

平成 21 年 12 月 4 日付 四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が概要地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所や計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

重要水防危険箇所（国土交通省管理河川）
 令和5年度 吉野川水系 吉野川 重要水防箇所一覧表 左岸
 （令和5年5月）

河川名	県指定番号	市町村名 水防管理団体	重要箇所名	重要状況	評定	延長	延長担当 出張所	県担当土木事 務所	備 考
吉野川	27	阿波市	吉野箇所	水衛・洗掘	B(B)	1,000	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 23.0k~24.0 k
吉野川	28	阿波市	市場箇所	提体漏水	B	2,696	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 25.8k+104~ 28.6k+88
吉野川	29	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 27.8k(大野島 橋(潜水橋))
吉野川	30	阿波市	市場箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	1,199 (1,199)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 28.6k+88~ 29.8k+87
吉野川	31	阿波市	市場箇所	水衛・洗掘	B(B)	400 (400)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 28.8k~29.2 k
吉野川	32	阿波市	市場箇所	提体漏水	A	2,156	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 30.2k+98~ 32.6k
吉野川	33	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 30.4k+170(千 田橋(潜水橋))
吉野川	34	阿波市	市場箇所	工作物 (橋梁)	A	—	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 31.8k(香美橋 (潜水橋))
吉野川	35	阿波市	勝命箇所	新堤防	要	1,336	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 34.2k+100~ 35.6k+36
吉野川	36	阿波市	伊沢市 箇所	水衛・洗掘	B(B)	270 (270)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.0k+60~ 35.2k+113
吉野川	37	阿波市	西原箇所	水衛・洗掘	A(A)	1,200 (1,200)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.6k~36.8 k
吉野川	38	阿波市	西原箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	1,411 (1,411)	吉野川 上板出張所	東部 県土整備局	左岸 35.6k+167~ 37.0k+116
吉野川	39	阿波市	川久保 箇所 西林箇所	提体漏水 基礎地盤漏水	B(B)	2,189 (2,189)	吉野川 上板出張所	東部 総合県民局	左岸 37.2k+98~ 39.4k+83
吉野川	40	阿波市	西林箇所	提体漏水	B	620	吉野川	吉野川	左岸 40.2k+151~ 40.8k
吉野川	41	阿波市	西林箇所	洗 掘	B	185	吉野川 上板出張所	東部 総合県民局	左岸 40.2k+156~ 40.4k+59

重要水防区域評価基準

令和 3 年 4 月 1 日 河第 41 号 河川整備課長通知

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が、0.6m以上の区間内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水流木規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水流規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤体漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤防の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等が意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤防の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等が意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状が生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等が意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等が意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河川の決壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面に河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）を上回るが、その差が計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所（徳島県管理河川）

河川名	区分	場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工 法	地区名	戸数 (戸)	市民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	備考
願成寺谷川 左右岸	(県管理)	東原	150		150		洗掘	むしろ張工	東原	25	93	阿波方面 第4分団 15 阿波方面 第5分団 (16)	伊沢小学校 阿波伊沢 公民館	(250) (200)	
市場谷川 左右岸	(県管理)	香美	1,000		1,000		堤防高	積土のう工	香美	115	400	市場方面 第3分団 16	市場小学校	(300)	
市場谷川 左右岸	(県管理)	吉野川合流 点～鳴池 県道境	200		200 (1,000)		洪水痕跡	積土のう工	香美	84	275	市場方面 第3分団 (16)	市場小学校	(300)	
柿ノ木谷川 左右岸	(県管理)	大野島	1,000		1,000		堤防高	積土のう工	大野島一松 大野島二	30	100	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校	(100) (250)	
〃	(県管理)	吉野川合流 点～鶯谷川 合流点	1,120		1,120		洪水痕跡	積土のう工	大野島	224	680	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校	(100) (250)	
宮ノ内谷川 左右岸	(県管理)	水田	300		300		堤防高	積土のう工	八幡 伊月	60	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校	(100) (250)	
鶯谷川 左右岸	(県管理)	山野上	730		730		洗掘	木流し工 シート張 り工	山野上二 山野上三	15	40	市場方面 第2分団 (16)	市場小学校	(300)	
〃	(県管理)	柿木谷川合 流点～大野 島・江ノ島	3,200		3,200		洪水痕跡	積土のう工	大野島	120	380	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校	(100) (250)	
九頭字谷川 左右岸	(県管理)	伊月	300	300			法すべり	シート張 り工	伊月四 伊月五	30	200	市場方面 第1分団 (24)	八幡公民館 八幡小学校	(100) (250)	

() は、重複人数

河川名	区分	場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策工 法	地区名	戸数 (戸)	市民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	備考
熊谷川 左右岸	(県管理)	鳴門池田 線下流	730		730		堤防高	積土のう工	西二条 昭和南 北二条	277	895	吉野方面 第6,7分団 30	阿波高校 柿原小学校	(550) (200)	
〃	(県管理)	土成	2,000	2,000			堤防高	積土のう工 シート張 り工 木流し工	土成	(60)	(350)	土成方面 第5,6分団 31	土成中学校	500	
熊谷川 右岸	(県管理)	吉野川合流 点～柿原シ ノ原	600	600			洪水痕跡	積土のう工	シノ原南 南二条 一丁目	97	256	吉野方面 第6,7分団 (30)	柿原小学校	(200)	
蛇池川 左右岸	(県管理)	吉野川上流 点～上流端	2,000		2,000		堤防高	積土のう工	亀田 折口	12	37	吉野方面 第3分団 15	吉野中学校	550	
九頭宇谷川 左右岸	(県管理)	土成 成当	3,000	3,000			堤防高	積土のう工 シート張 り工 木流し工	土成 成当都	150	800	土成方面 第5,6,7分 団 48(31)	土成小学校	(350)	
指谷川 左右岸	(県管理)	水田 秋月	100	100			堤防高	積土のう工 シート張 り工 木流し工	水田 秋月	50	250	土成方面 第8分団 15	土成小学校	(350)	
指谷川 右岸	(県管理)	吉野川合流 点～間谷川 合流点	750	750			洪水痕跡	積土のう工	秀清 六反田 池田	31	91	市場方面 第1分団 (24) 土成方面 第5分団 (15)	八幡小学校	(250)	
五明谷川 左右岸	(県管理)	吉野川合流 点～第二中 坪橋 中河原橋～ 五明谷橋	450		330 120		-	-	五明 王子川	91	333	阿波方面 第6分団 20	阿波農村環境 改善センター	(250)	

() は、重複人数

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

区 分	施設名	住 所
高齢者介護・福祉関連 施設	障害者グループホーム たなごころ吉野 (就労継続支援) 障害児通所支援センター たなごころ吉野 (児童発達支援等)	吉野町柿原字原 194-1
	れもん吉野 (生活介護) れもん吉野 (就労継続支援B型)	吉野町柿原字シノ原 340
	障がい者支援施設 すみれ園 (施設入所) 障がい者支援施設 すみれ園 (生活介護)	市場町香美字西原 245
	障がい者就労支援センター かがやき (就労継続支援B型) 障がい児通所支援事業所 きらら (児童発達支援等)	市場町香美字渡 10-1
	グループホーム かしがおか (共同生活援助) かしのみホーム 1号館 かしのみホーム 2号館	阿波町大道北 106
	特別養護老人ホーム よしの園 グループホーム よしの デイサービスセンター よしの	吉野町柿原字二条 146
	デイサービスセンター 楽樹 ショートステイ 楽樹 有料老人ホーム 楽樹	吉野町柿原字西二条 216-3
	デイサービスセンター シンシア サービス付き高齢者向け住宅 シンシア	吉野町西条字西大竹 66-1
	養護老人ホーム 蓬莱荘 蓬莱会デイサービスセンター	阿波町北整理 1-1
放課後児童クラブ	一条放課後児童クラブ	吉野町西条字岡ノ川原 135
	柿原放課後児童クラブ	吉野町柿原字ヒロナカ 256-1
	八幡放課後児童クラブ	市場町山野上字立石 48
	林放課後児童クラブ	阿波町東整理 116-1
認定こども園	一条認定こども園	吉野町西条字岡ノ川原 134-1
	かきはら子ども園	吉野町柿原字ヒロナカ 238-1
	はやし子ども園	阿波町東整理 155-1
小中学校	一条小学校	吉野町西条字岡ノ川原 135
	柿原小学校	吉野町柿原字ヒロナカ 256-1
	八幡小学校	市場町大野島字稲荷 138-1
	林小学校	阿波町東整理 155-1
	吉野中学校	吉野町西条字大西 4-1

阿波市水防協力団体指定要領（案）

1. 趣 旨

阿波市では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに住民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団（水防団）及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防団（水防団）又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団（水防団）又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、阿波市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（阿波市長）（阿波市企画総務部危機管理課）に「阿波市水防協力団体指定申請書」（資料6-2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料6-3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（阿波市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。
また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「阿波市水防協力団体認定書」（資料6-4）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

阿波市水防協力団体指定申請書様式

阿波市水防協力団体指定申請書		年 月 日
阿波市水防管理者 阿波市長	様	
		住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び阿波市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、阿波市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 6 - 3) を添えて申請します。</p>		

水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の阿波市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団（水防団）又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの要配慮者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、指定避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領3-（2）関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領3-（4）関係）

- 1 市が作成する防災マップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領3-（6）関係）

- 1 消防団（水防団）が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎ その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[]

水防協力団体認定書様式
阿波市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者

様

阿波市水防管理者

阿波市長

水防法第36条第1項及び阿波市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を阿波市水防協力団体に指定します。

水防協力団体との水防協働活動実施要領（案）

阿波市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣 旨

阿波市における水防活動は、阿波市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団（水防団）及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 消防団（水防団）等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び阿波市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団（水防団）又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 7－2）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防管理者は、阿波市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

水防協力団体協力活動報告書様式

阿波市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

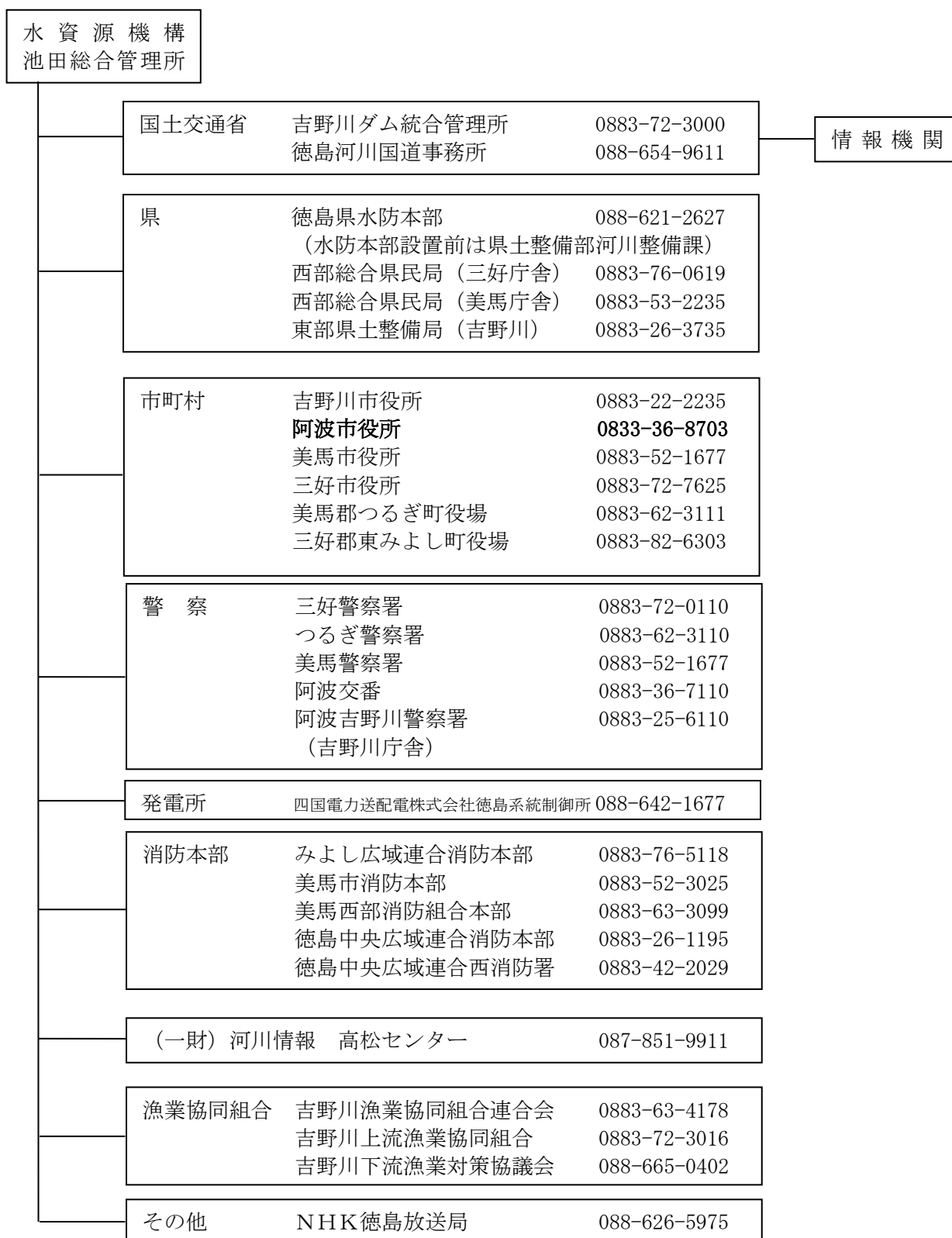
阿波市水防管理者
阿波市長

様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、阿波市水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。

池田ダム警報通信系統図



第2節 土地改良区等における災害応急対策

【主な実施機関】 市（農業振興課、農地整備課、危機管理課）、徳島県

第1 方針

土地改良区、水利組合、ため池管理者は、管理する取水施設、排水機場、用排水路、農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について定める。

第2 内容

- 1 台風等、風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。
 - (1) ため池や用水路等で、余水吐を有している施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
 - (2) 樋門、排水機場等の施設については、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
 - (3) 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり、ため池が、越水等により決壊するおそれが生じた場合は、速やかに市及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとする。

余 白

大規模事故等災害対策編

第1章 道路災害対策

【主な実施機関】 市（建設部、健康福祉部、農地整備課、各支所地域課、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、契約管財課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、徳島県、阿波吉野川警察署、自衛隊

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防

第1款 道路交通の安全のための情報の充実

第1 道路の交通の安全のための情報の提供

市が管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2款 道路施設等の整備

市が管理する道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

消防本部及び各消防署は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県とともに、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、県との連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市及び防災機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、警察本部及び県等とともに、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 危険物等の流出時における防除活動関係

市が管理する道路での危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県と連携して、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関の防災訓練の実施

防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとする。

また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第8 施設、設備の応急復旧関係

被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第9 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4款 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5款 再発防止対策の実施

原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

- 1 事故情報等の連絡
市が管理する道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。
- 2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- 3 一般被害情報等の収集・連絡
被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を県に連絡するものとする。
- 4 応急対策活動情報の連絡
県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2款 活動体制の確立

第1 道路管理者の活動体制

発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。
また、周辺市町村の大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節自衛隊派遣要請に定めるところによるものとする。

第3款 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

第2 医療救護活動

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

第3 消火活動

1 市

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、本市以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5款 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関は、警察本部と連携して、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6款 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第7款 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、市民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

第1款 道路管理者の行う災害復旧

第1 関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

第2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第2章 危険物等災害予防対策

危険物（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物・放射性物質）による災害を防止するため、保安教育の徹底・規制の強化・自衛消防組織の強化促進・その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第1節 災害予防

第1款 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取り扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

また、市、消防本部及び各消防署は県とともに、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

市、消防本部及び各消防署は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第1 危険物災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、契約管財課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県
--

1 保安教育

市、消防本部及び各消防署は県とともに、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

2 規制の強化

市、消防本部及び各消防署は県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取り扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市、消防本部及び各消防署は県とともに、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 事業者に対する防災の措置、計画の作成促進

事業者に対して、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県

市、消防本部及び各消防署は県とともに、高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第3 毒物、劇物災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図るものとする。

第4 放射線災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署

放射線障害を防止するため、放射線同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第5 複合災害予防対策

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県

防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県

1 情報の分析整理

必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

【主な実施機関】 各防災関係機関

1 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

【主な実施機関】 市（健康福祉部、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、徳島県

1 救助・救急活動関係

消防本部及び各消防署等は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

救助・救急関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに平時から情報交換を行うよう努めるものとする。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 医療活動関係

県とともに、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

市及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、県との連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

【主な実施機関】 各事業者

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保関係

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、徳島県

県とともに、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第9 防災機関等の防災訓練の実施

【主な実施機関】 市（健康福祉部、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、徳島県

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第10 災害復旧への備え

【主な実施機関】 市（企画総務課、契約管財課、危機管理課）

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1款 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

【主な実施機関】 市（企画総務課、契約管財課、危機管理課）、徳島県、各事業者

- 1 危険物等事故情報等の連絡
危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。
- 2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
事業者は被害状況を県、市等関係機関へ連絡するものとする。
事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- 3 一般被害情報等の収集・連絡
事業者は被害状況を市、県等関係機関へ連絡するものとする。
- 4 応急対策活動情報の連絡
事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を市、県等関係機関へ連絡するものとする。
防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2款 活動体制の確立

第1 事業者の活動体制

【主な実施機関】 各事業者

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 県及び市町村の活動体制

【主な実施機関】 市（危機管理課）、徳島県

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

【主な実施機関】 市（商工観光課、消費生活センター、契約管財課、危機管理課）

被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。

また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

【主な実施機関】 市（危機管理課）、徳島県、自衛隊

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節自衛隊派遣要請に定めるところによるものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

【主な実施機関】 市（建設部、契約管財課、危機管理課）

応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3款 災害の拡大防止活動

【主な実施機関】 市（商工観光課、消費生活センター、危機管理課）、各事業所、消防本部及び各消防署、消防団

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4款 消火活動

第1 消火活動

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

また、本市以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

第5款 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第6款 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 河川等への流出に対する応急対策

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7款 施設、設備の応急復旧活動

【主な実施機関】 市（建設部、農地整備課、危機管理課）

専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8款 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

【主な実施機関】 市（健康福祉部、建設部、水道部、環境衛生課、企画総務課、市政情報課、危機管理課）

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 市民等への的確な情報の伝達

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取り扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 市民等からの問い合わせに対する対応

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第3章 大規模な火事災害対策

【主な実施機関】 市（教育委員会、健康福祉部、建設部、農業振興課、農地整備課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、阿波吉野川警察署、各防災関係機関、各事業所、自衛隊
--

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防

第1款 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川緑地など骨格的な地域の基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市及び事業者等は、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

市及び事業者等は、大規模建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2款 大規模な火事災害防止のための情報の充実

市長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに市民に周知するものとする。

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第2 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

消防本部及び各消防署等は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

救助・救急関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努めるものとする。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 医療活動関係

県とともに、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、県との連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送活動関係

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県とともに、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第4 施設、設備の応急復旧活動関係

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第5 被災者等への的確な情報伝達活動関係

発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第7 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

- 1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。
- 2 応急対策活動情報の連絡
県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2款 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

第3 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節自衛隊派遣要請に定めるところによるものとする。

第3款 消火活動

第1 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
また、本市以外で災害が発生した場合は、発災害現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4款 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5款 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6款 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取り扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3節 災害復旧・復興

第1款 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第4章 林野火災予防対策

林野火災を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図るものとする。

第1節 災害予防

第1款 林野火災に対応する体制づくり

【主な実施機関】 市（農地整備課、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、四国森林管理局（徳島森林管理署）、徳島県

市、消防本部及び各消防署等は四国森林管理局（徳島森林管理署）及び県とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取り扱いによるものであり、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図るものとする。

また、防火管理施設の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第2款 林野管理者への指導

【主な実施機関】 市（農地整備課、企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署

林野管理者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生防止に努めるものとする。

- 1 枯れ草等の刈り取り
- 2 火の後始末の徹底
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく適正な火入れの実施
- 4 火災多発期における見回りの強化

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

【主な実施機関】 市（農地整備課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

第1 情報の収集・連絡関係

- 1 防火水槽の常備に努めるものとする。
- 2 林野火災は、隣接市町村に及ぶ場合があるため、関係市町村と協議をして林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

- 1 職員の体制
防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

- 1 救助・救急活動関係
救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 2 医療活動関係
負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。
医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、県との連携に努めるものとする。
- 3 消火活動関係
防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、県警察及び県とともに、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
また、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4款 防災知識の普及等

【主な実施機関】 市（教育委員会、建設部、企画総務課、秘書人事課、市政情報課、危機管理課）、消防本部及び各消防署

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取り扱いによるものであり、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2節 災害応急対策

第1款 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）

第1 災害情報の収集・連絡

- 1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡
火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。
- 2 応急対策活動情報の連絡
県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2款 活動体制の確立

【主な実施機関】 市（企画総務課、危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団、阿波吉野川警察署

第1 防災機関の活動体制

- 1 市の活動体制
災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 2 林業関係事業者の活動体制
林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 広域的な応援体制

消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

第3 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編第3章第6節自衛隊派遣要請に定めるところによるものとする。

第3款 消火活動

【主な実施機関】 市（危機管理課）、消防本部及び各消防署、消防団

第1 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4款 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課、危機管理課）

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第5款 施設、設備の応急復旧活動

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課、危機管理課）

関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6款 被災者等への的確な情報伝達活動

【主な実施機関】 各防災関係機関

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人等、要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 市民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の市民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取り扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 市民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7款 二次災害の防止活動

【主な実施機関】 市（建設部、農業振興課、農地整備課、危機管理課）

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、県とともに、二次災害の防止に努める。

第3節 災害復旧

【主な実施機関】 各防災関係機関

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

第5章 原子力災害対策

【主な実施機関】 各防災関係機関

第1節 総 則

第1 計画の目的

本市には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、市外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方発電所までも本市からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ:Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、市民の心理的動揺、精神的負担など、市民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本章においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、市が県及び関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

1 徳島県地域防災計画（原子力災害対策）

本計画は、徳島県地域防災計画の定める計画に従い策定する。

また、県と連携しながら、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

第2節 事前対策

この節では、予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

第2 原子力災害事前対策の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 対応方針の整備

県が整備する「原子力発電所災害対応方針」に従い、市が実施すべき対策及び警戒態勢をとることとする。

(2) 参集体制の整備

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

2 モニタリング情報の入手

県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を入手する。

第3 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 指定避難所の確保

広域避難の受入れに使用できる指定避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

第4 市民等への的確な情報伝達体制の整備

1 市民等への的確な情報伝達体制の整備

県と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

2 相談窓口の設置

県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

県と連携し、市民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 3 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3節 緊急事態応急対策

この節では、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の市の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応する。

第1 緊急事態応急体制の確立

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 緊急事態応急体制の確立

(1) 事故対策のための警戒態勢

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策本部を開設し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県と緊密な連携を図る。

2 モニタリング情報の入手

県が実施する緊急時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を速やかに入手する。

第2 市民等への的確な情報伝達活動

1 周辺住民等への情報伝達活動

同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

第3 県外からの避難者の受入体制の整備（広域避難対策）

県の要請を受け、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、必要に応じて次の対応を行う。

1 広域避難の調整・受入れ

(1) 受入先の調整

県より広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に提出する。

(2) 指定避難所の開設・運営

県の支援を受け広域避難の受入れが可能な指定避難所を開設・運営する。

【資料編 避難所一覧】

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 避難者の生活支援

県と連携し、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

(2) 避難者の情報提供

県と連携し、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、市及び県の避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 中長期対策

この節では、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応する。

第1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後も、県が行う環境放射線モニタリングなどの情報を継続的に入手する。

第2 市民等への的確な情報伝達活動

市内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

なお、引き続き、市民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、市民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

第3 風評被害等の影響の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本市の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

第4 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

県と連携し、本市への避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援についても県及び関係機関と連携し、必要な支援を行う。

阿波市地域防災計画

平成17年	7月	策定
平成18年	8月	改定
平成21年	8月	改定
平成26年	7月	改定
平成29年	2月	改定
平成31年	2月	改定
令和元年	5月	改定
令和2年	2月	改定
令和3年	2月	改定
令和3年	6月	改定
令和4年	3月	改定
令和5年	3月	改定
令和6年	3月	改定

発行 阿波市防災会議

阿波市市場町切幡字古田 201 番地1

TEL 0883-36-8700

FAX 0883-36-8760

編集 阿波市危機管理課